Nanden Daizōkyō

(南傳大藏經)

II

Edited by Takakusu Junjirō
(高楠順次郎; 1866-1945)

1938

Ritsuzō

戒律二 (Vinaya 2)

経分別二 (Sutta-vibhanga 2)

上田天瑞訳
(translated by Ueda Tenzui)

Contents

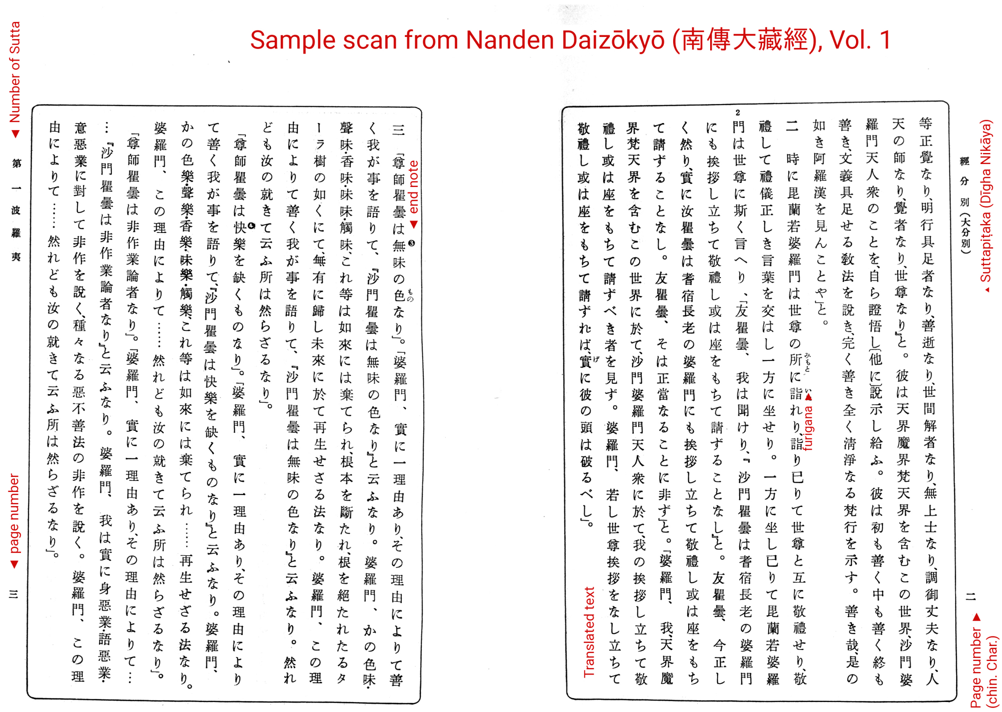


Figure 1: The original Japanese text is written vertically, right to left.

Technical notes: Due to limitations in the specs of the *pdf* and *djvu* file formats direct links from the Concordance (☞ S. XVI) and romanized Table of Contents only work in the "full" pdf.

The hardlinks to `suttacentral.net` (SC: …), given as captions at the beginning of each section were tested 16. Feb. 2020.

☸ ☸ ☸

Introductory remarks 凡例

凡例

一、今巻依用の底本は Hermann Oldenberg 刊行本 (London, 1882) にして、兼ねて暹羅版を參照せり。

一、本文行頭に羅馬數字を以て底本の頁數を附し、彼此參看に便せり。

一、文中〔　〕印を以て括せる語又は句は譯者の挿入せるものなり。

一、文中……或は：乃至：又は：〔　〕：とあるは底本に然く省略せるものにして〔……〕或は〔：乃至：〕とせるは譯者が便宜上省畧せるものなり。

一、文字の右肩に附せる白抜羅馬數字は註の對照番號にして註の文は波羅夷、僧殘、捨墮、波逸提、提捨尼、衆學法の各終りに之を出せり。

一、固有名詞の中、その音譯の漢譯中に存するものは可及的に之を採り巴利原音の假名を附せり。但し漢譯律は主にサンスクリットよりの翻譯なれば、その音譯は必ずしも巴利語のそれに對應すとは言ふべからず。

一、術語、名詞等に於ても可及的に漢譯語を用ひ、且つ漢譯態の文章を用ふるに努めたり。

一、假名を以て表せる發音も巴利語の正確なる音を寫せるものとは言ひ難し。從つて漢字假名いづれの表音もその正しきを知る爲には卷末索隱中の原語に依るを要す。

一、索隱は發音索隱と漢字索隱との二種とし、前者は假名字、原語羅馬字、漢字の順に、後者は漢字、原語羅馬字の順に配し、總て五十音順に列位す。而して漢字索隱中には固有名詞の外に術語をも合入したり。

一、目次中括孤内に示す戒條の名目は比丘戒九十二波逸提までは佛音の註巴利善見律による。それ以後は巴利善見律に名目を附せざるが故に便宜上四分律行事鈔等によりて適宜の名目を附したり。

Table of Contents 目次

Vinaya 2 戒律(かいりつ)二: Sutta-vibhanga 2 経分別(きょうふんべつ)二

目次

律藏二 經分別二

上田天瑞譯

波羅提提舍尼（pāṭidesaniya）は「他に告白すべき」の意にして漢譯に悔過とす「他人に對して告白懺悔すべき罪にして食事に關する四ケ條よりなる。この罪を犯せるものは一人の比丘に對して懺悔せねばならぬ。

衆學(sekhiya)は原語は學習の意にしてこれは罪の名でなく食事の仕方、説法の仕方、俗家人に近づく時の注意等多くの學ぶべき威儀作法をのべたるものにして、これに反する行爲をなせば突吉羅(ドッカタ)罪となる。これに七十五ケ條あり、漢譯にては四分律、五分律共に百ケ條ある故に古來百衆學と呼ばれる。これを故意に犯せる時は上座比丘に對して懺悔すべく、故意ならざる時は自己の心中にて懺悔すればよい。

滅諍法(adhikarana samatha)も罪の名に非ずして僧團中に起らんとし或は起れる紛議を鎮める方法をあげたるものにして、これによつて適當に紛諍を鎮めざる時は上座が突吉羅罪となる。これに七種あり、常に七滅諍と言はる。經分別の部にては單に名目をあげるのみ、小品第四滅諍篇に委しく說く。

比丘尼戒捨墮法に三十戒あり、内十八戒は比丘戒と共通なる故省畧し餘の十二戒を出す。共通の十八戒は比丘戒捨墮の一・二・三・六・七・八・九・一〇・一八・一九・二〇・二二・二三・二五・二六・二七・二八・三〇なり。順序はこの十八戒を次に出す十二戒の次に順次置く。故に一は第十三戒なり。

比丘尼波逸提法は百六十六戒あり、内七十戒は比丘戒と共通なり、故にこれを省畧して餘の九十六戒を出す。比丘波逸提中の始めの九十二戒より次の二十二戒を除ける七十戒が共通戒なり。二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三三・三五・三六・三九・四一・六四・六五・六七・八三・八五・八九・九一。戒の順序は共通戒七十條戒を順次第一乃至第七十戒とし、以下に出す戒を順次第七十一乃至第百六十六戒とす。

比丘尼提舍尼は八戒あり、比丘戒と共通のものなし

比丘尼衆學法は比丘戒と共通なり故にその第一と第七十五を出して他を省畧す。

滅諍法も比丘戒と共通なり。比丘戒と同じく名目のみを出す内容は小品第四滅諍篇を見るべし。

索隱

Sutta-vibhanga 2 経分別二

Pācittiya 1–10 波逸提(はいつだい)一〜一〇

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Pācittiya 1: *Musāvāda* 妄語(モウゴ)

律藏　經分別（スッタ・ギバンガ）

彼の世尊、應供、正等覺者に歸命す。

諸大德　今この九十二波逸提(パーチッティヤ)法は誦出さる

波逸提　一

一　その時佛世尊は舍衞城(サーヴァッティー)、祇樹給孤獨園(ヂェータヴァナアナータピンディカッサアーラーマ)に在しき。その時ハッタカ釋子あり、言語を反覆す。彼外道と論議し、非となしては是となし、是となしては非とす、異答をなし、故らに妄語をなし、時處を約してはこれを破れり。諸外道譏嫌非難せり、「何ぞハッタカ釋子は我等と論議し、非となしては是となし、是となしては非

となし、異答をなし、故らに妄語し、約をなしてはこれを破るや」と。諸比丘彼の諸外道の譏嫌非難するを聞けり。かくて諸比丘はハッタカ釋子の許に到りてかく言へり、「友、ハッタカ、汝實に外道と論議し、非となしては是となし……破るや」。「友、彼等外道は如何にもして説伏すべく、必ず彼等に勝を與ふべきに非ず」と。諸比丘の中少欲なる者譏嫌非難せり、「何ぞハッタカ釋子は外道と論議し、非となしては是となし、是となしては非となし、異答をなし、故らに妄語し、約をなしてはこれを破るや」と。かくて諸比丘は世尊にこの事を白せり。時に世尊はこの因縁によりて比丘衆を集めしめ、ハッタカ釋子に問ひ給へり、「ハッタカ、汝實に外道と論議し、非となしては是となし……妄語し、約をなしてはこれを破るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責し給へり、「愚人、汝何ぞ外道と論議し、非となしては是となし……妄語し、約をなしてはこれを破るや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…「諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

故意の妄語は波逸提なり」と。

二―一「故意の妄語」とは欺誑せんとする者の言、語、説、話、語告等非聖の語業なり、

卽ち見ざるを我見たりと言ひ、聞かざるを我聞けりと言ひ、覺せざるを我覺せりと言ひ、知らざるを我知れりと言ひ、見たるを我見ずと言ひ、聞けるを我聞かずと言ひ、覺せるを我覺せずと言ひ、知れるを我知らずと言ふなり。

見ずとは眼にて見ざるなり、聞かずとは耳にて聞かざるなり、覺せずとは鼻にて嗅がず、舌にて味はず、身にて觸れざるなり、知らずとは心にて識らざるなり。見るとは眼にて見たるなり、聞くとは耳にて聞けるなり、覺すとは鼻にて嗅ぎ舌にて味ひ身にて觸れたるなり、知るとは心にて識りたるなり。

二　三事により不見なるを「我見たり」と故妄語すれば波逸提なり、卽ち〔一〕先に「我虛妄を語らん」と思ふ、〔二〕語る時「我虛妄を語る」と思ふ、〔三〕語り已りて「我によりて虛妄は語られたり」と思ふなり。

四事により不見なるを「我見たり」と故妄語すれば波逸提なり、卽ち先に「我虛妄を語らん」と思ふ、語る時「我虛妄を語る」と思ふ、語り已りて「我によりて虛妄は語られたり」と思ふ、所見❶に異なりて說くなり。

五事により不見なるを……「我によりて虛妄は語られたり」と思ふ、所見に異な

りて說く、所忍に異なりて說くなり。

3 六事により不見なるを「……語られたり」と思ふ、所見に異なりて說く、所忍に異なりて說く、所樂に異なりて說くなり。

七事により不見なるを「……語られたり」と思ふ、所見に異なりて說く、所忍に異なり、て說く、所樂に異なりて說く、所想に異なりて說くなり。

三事により不聞なるを「我聞けり」と…乃至…不覺なるを「我覺せり」と…乃至…不知なるを「我知れり」と故妄語すれば波逸提なり、卽ち先に「我虛妄を語らん」と思ふ、語る時「我虛妄を語る」と思ふ、語り已りて「我により虛妄は語られたり」と思ふなり。四事により…乃至…五事により…乃至…六事により…乃至…七事により

……所想に異なりて說くなり。

三　三事により不見なるを「我見・聞せり」と故妄語すれば波逸提なり。三事により不見なるを「我見・覺せり」と……不見なるを「我見・知せり」と……不見なるを「我見・聞・覺せり」と……不見なるを「我見・聞・知せり」と……不見なるを「我見・聞・覺・知せり」と故妄語すれば波逸提なり、

三事により不聞なるを「我聞・覺せり」と……　不聞なるを「我聞・見せり」と……、……不聞なるを「我聞・覺・知・見せり」と故妄語すれば波逸提なり。三事により不覺なるを「我覺・知せり」と……、……不覺なるを「我覺・知・見・聞せり」と故妄語すれば波逸提なり。三事により不知なるを「我知見せり」と……、……不知なるを「我知・見・聞・覺せり」と故妄語すれば波逸提なり。

四　三事により見たるを「我見ず」と…乃至…聞けるを「我聞かず」と…乃至…覺せるを「我覺せず」と…乃至…知れるを「我知らず」と故妄語すれば波逸提なり。

五　三事により見たるを「我聞けり」と……　見たるを「我覺せり」と……　見たるを「我知れり」と故妄語すれば波逸提なり。三事により見たるを「我聞・覺せり」と……　見たるを「我聞・知せり」と……　見たるを「我聞・覺・知せり」と……、……　知れるを「我見・聞・覺せり」と故妄語すれば波逸提なり。

六　三事によりて、見に於て疑あり、見を確記せず見を憶せず見を忘る、聞に於て疑あり、聞を確記せず聞を憶せず聞を忘る、覺に於て疑あり……、知に於て疑あり……知を忘るゝを「我知・見す」と言ひ、知を忘るゝを「我知・覺せり」と言ひ、知を忘るゝ

を「我知・見・聞せり」と言ひ、知を忘るゝを「我知・見・聞・覺せり」と故妄語すれば波逸提なり。

四事により、五事により、六事により、七事により、知を忘るゝを「我知・見・聞・覺せり」と故妄語すれば波逸提なり、卽ち先に「我虛妄を語らん」と思ふ、語る時「我虛妄を語る」と思ふ、語り已りて「我により虛妄は語られたり」と思ふ、所見に異なりて說く、所忍に異なりて說く、所樂に異なりて說く、所想に異なりて說くなり。

七 戲與にて說く、早急に說く、(戲與にて說くとは思慮せずして說くなり、早急に說くとは一を說かんと思ひて〔誤りて〕他を說くなり)癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 二

一―一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘、善比丘と諍論し善比丘を罵り、種により、名により、姓により、行業により、技術により、病により、相により、欲念により、罪により、卑少により、罵によりて惡口し輕侮せり。

諸比丘の中少欲なる者譏嫌非難せり、「何ぞ六群比丘は善比丘と諍論して善比丘を罵り、種により……悪口し輕侮するや」と。かくてかの諸比丘はこの事を世尊に白せり…乃至…「諸比丘、汝等實に善比丘と諍論して善比丘を罵り、種により……悪口し輕侮するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ善比丘と諍論し善比丘を罵り、種により……悪口し輕侮するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…呵責し給ひて説法し諸比丘に語り給へり。

二　[2]諸比丘、往昔得叉尸羅(タッカシラー)國の一婆羅門にナンディギサーラ(歡喜滿)と名づくる牛ありき、時にナンディギサーラ牛は彼の婆羅門にかく言へり、「婆羅門、卿往いて、我が牛は滿荷せる百車を牽くべしと言ひて長者と千金の賭をなすべし」と。かくて彼の婆羅門は「我が牛は滿荷せる百車を牽くべし」と言ひて長者と千金の賭をなせり。諸比丘、かくて彼の婆羅門は百車に滿荷しナンディギサーラ牛に繋ぎてかく言へり、「進め[3]無角(クータ)、牽け無角」と。その時ナンディギサーラ牛はその場に立ち停まれり。諸比丘、かくて彼の婆羅門は千金を失ひて憂ひに沈めり。時にナンディギサーラ牛はかの婆羅門にかく言へり、「婆羅門、卿何

が故に憂ひに沈めるや」。「我實に汝の爲に千金を失へり」。「婆羅門、卿何が故に無角に非ざる我を無角と呼びて辱めしや、卿〔更に〕往いて、我が牛は滿荷せる百車を牽くべしと言ひて長者と二千金の賭をなすべし、而して無角に非ざる我を無角と呼びて辱むること勿れ」と。

諸比丘、かくて彼の婆羅門は「我が牛は滿荷せる百車を牽くべし」と言ひて長者と二千金の賭をなせり、時にかの婆羅門滿荷せる百車をナンディギサーラ牛に繋ぎてかく言へり、「進め、善牛(バドラ)、牽け、善牛」と。諸比丘、時にナンディギサーラ牛は滿荷せる百車を牽けり。

愛語を語るべし　必ず不愛語をなす勿れ
愛語を語る者の爲には　〔牛は〕重荷をも牽き
彼に財寶をも得しめ　それによりて歡喜ありぬ

6 「諸比丘、その時惡口輕侮の語は我に不愛語なりき、今如何でか惡口輕侮の語が愛語ならんや。諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

罵詈語は波逸提なり」と。

二―一 「罵詈語」とは十事によりて罵詈す、卽ち種により、名により、姓により、行業により、職技により、病により、相により、欲結により、犯過により、悪罵によりてなり。

種とは二種あり、卑種と貴種となり。卑種とは旃陀羅種、竹師種、獵師種、車師種、除糞者種、これ等を卑種と名づく。貴種とは刹帝利種、婆羅門種、これ等を貴種と名づく。

名とは二名あり、卑名と貴名となり。卑名とはアヷカンナカ、ヂャヷカンナカ、ダニッタカ、サギッタカ、クラヷッダカ等各方國に於て卑しめられ輕侮卑蔑され尊敬されざるもの、これ等を卑名と名づく。貴名とは佛と結ばれ法と結ばれ僧と結ばれ各方國に於て輕侮卑蔑されず尊敬さるゝもの、これ等を貴名と名づく。

姓とは二姓あり、卑姓と貴姓となり。卑姓とはコーシヤ姓、バーラドヷーヂャ姓にて各方國に於て輕侮卑蔑され尊敬されざるもの、これ等を卑姓と名づく。貴姓とはゴータマ姓、モッガッラーナ姓、カッチャーヤナ姓、ヷーシッタ姓等各方國に於て輕侮……されず尊敬さるゝもの、これ等を貴姓と名づく。

行業とは二業あり、卑業と貴業となり。卑業とは木工業、掃除業等各方國に於て輕侮……尊敬されざるもの、これ等を卑業と名づく。貴業とは耕作、商賈、牧牛等各方國に於て輕侮……されず尊敬さるゝもの、これ等を貴業と名づく。

職技とは二技あり、卑技と貴技となり。卑技とは籠技、陶技、織技、皮革技、理髪技等各方國に於て輕侮……尊敬されざるもの、これ等を卑技と名づく。貴技とは計數、書等各方國に於て輕侮……されず尊敬さるゝもの、これ等を貴技と名づく。

一切の病は卑なり、然れども[4]蜜便病（マドウメーハ）は貴なり。

相とは二相あり、卑相と貴相となり。卑相とは極長極短極黑極白、これ等を卑相と名づく。貴相とは極長にあらず極短にあらず極黑にあらず極白にあらず、これ等を貴相と言ふ。

一切の欲結は卑なり。

一切の犯過は卑なり、然れども[5]預流犯、定犯は貴なり。

惡罵とは二罵あり、卑罵と貴罵となり。卑罵とは汝は駱駝なり、汝は羊なり、汝は牛なり、汝は驢馬なり、汝は畜生なり、汝は墮地獄人なり、汝に善趣なし、惡趣こそ

汝に待たるゝものなりと言ひ、或は[6]ヤの音をもつて呼び或はバの音をもつて呼び、或は男女根の名をもつて呼ぶ。これ等を卑罵と名づく。貴罵とは汝は賢者なり、汝は有能者なり、汝は智者なり、汝は多聞なり、汝は説法者なり、汝に惡趣なし、善趣こそ汝に待たるゝものなりと言ふ。これ等を貴罵と名づく。

二　一比丘他比丘に對ひ惡口の意にて、輕侮の意にて、困惑せしめんとの意にて、卑語をもつて卑賤の種、旃陀羅、竹師、獵師、車師、除糞師に言ふ、汝は旃陀羅なり、汝は竹師なり、汝は獵師なり、汝は車師なり、汝は除糞師なりと言はゞ語毎に波逸提の罪を得。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて、卑語をもつて貴種の刹帝利婆羅門に言ふ、汝は旃陀羅なり、……除糞師なりと言はゞ語語に波逸提なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて、貴語をもつて卑種の旃陀羅……除糞師に云ふ、汝は刹帝利なり、汝は婆羅門なりと言はゞ語語に波逸提なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて貴語をもつて貴種の刹帝利婆羅門に言ふ、汝は刹帝利なり、汝は婆羅門なりと言はゞ語語に波逸提なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて卑語をもつて卑賤の名アヴカンナカ、ヂャヴカンナカ、ダニッタカ、サギッタカ、クラヴッダカに言ふ、汝はアヴカンナカなり……汝はクラヴッダカなりと言はゞ語語に波逸提なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて卑語をもつて貴名のブッダラッキタ、ダンマラッキタ、サンガラッキタに言ふ、汝はアヴカンナカなり……汝はクラヴッダカなりと言はゞ語語に波逸提なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて貴語をもつて卑名に……貴語をもつて貴名に……波逸提なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて卑語をもつて卑賤の姓コーシヤ、バーラドヷーヂャに言ふ……卑語をもつて貴姓のゴータマ、モッガッラーナ、カッチャーヤナ、ヷーシッタに言ふ、……貴語をもつて卑姓に……貴語をもつて貴姓に……波逸提なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて卑語をもつて卑賤の業、木工、掃除夫に言ふ……卑語をもつて貴業の耕者、商賈者、牧者に云ふ……貴語をもつて

卑業に……貴語をもつて貴業に……波逸提なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて卑語をもつて卑賤の技、籠師、陶師、織師、皮革師、理髪師に云ふ……卑語をもつて貴技の計師、數師、書師に云ふ……貴語をもつて卑技に……貴語をもつて貴技に……波逸提なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて卑語をもつて卑賤の病なる癩患者、膨病者、肺患者、癲癇者に言ふ……卑語をもつて貴病なる蜜便病者に言ふ……貴語をもつて卑病に……貴語をもつて貴病に……波逸提なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて卑語をもつて卑相の極長者、極短者、極黑者、極白者に言ふ……卑語をもつて貴相なる極長に非ず、極短に非ず、極
9 黑に非ず、極白に非ざる者に言ふ……貴語をもつて卑相に……貴語をもつて貴相に……波逸提なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて卑語をもつて卑欲なる貪、瞋、癡に縛せらるゝ者に言ふ……卑語をもつて貴欲なる離貪者、離瞋者、離癡者に言ふ……貴語をもつて卑欲に……貴語をもつて貴欲に……波逸提なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて卑語をもつて卑犯たる波羅夷（パーラージカ）犯戒者、僧殘（サンガーディセーサ）犯戒者、偸蘭遮（トゥッラッチャヤ）犯戒者、波逸提（パーチッティヤ）犯戒者、波羅提提舍尼（パーティデーサニャ）犯戒者、突吉羅（ドゥッカタ）犯戒者、惡說（ドゥッバーシタ）犯戒者に言ふ……卑語をもつて貴犯たる預流（ソーターバンナ）者に言ふ……貴語をもつて卑犯者に……貴語をもつて貴犯者に……波逸提なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にて卑語をもつて卑少なる駱駝、羊、牛、驢馬、畜生、墮地獄人に言ふ、汝は駱駝なり……汝は墮地獄人なり、汝に善趣なし、惡趣こそ汝に待たるゝものなりと言はゞ語語に波逸提なり。一比丘他比丘に……困惑せしむるの意にて卑語をもつて貴高なる賢者、有能者、智者、多聞者、說法者に言ふ、汝は駱駝なり……惡趣こそ汝に待たるゝものなりと言はゞ語語に波逸提なり。一比丘他比丘に……困惑せしむるの意にて貴語をもつて卑少の駱駝……墮地獄人に言ふ、汝は賢者なり、汝は有能者なり、汝は智者なり、汝は多聞者なり、汝は說法者なり、汝に惡趣なし、善趣こそ汝に待たるゝものなりと言はゞ語語に波逸提なり。一比丘他比丘に……困惑せしむるの意にて貴語をもつて貴高の賢者……に言ふ……待たるゝものなりと言はゞ語語に波逸提なり。

三　一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にてかく言ふ、「こゝに數多の旃陀羅、竹師、獵師、車師、除糞師あり」と言はゞ語語に惡作なり。一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にてかく言ふ、「こゝに數多の刹帝利、婆羅門あり」と言はゞ語語に惡作なり。

一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にてかく言ふ、「こゝに數多のアヷカンナカ、ヂャヷカンナカ、ダニッタカ、サギッタカ、クラヷッダカあり……ブッダラッキタ、ダンマラッキタ、サンガラッキタ……コーシヤ、バーラドワーヂャ……ゴータマ、モッガッラーナ、カッチャーヤナ、ヷーシッタ……木工業者、掃除業者……耕作業者、商賈者、牧牛業者……籠師、陶師、織師、皮革師、理髮師……計師、數師、書師……癩患者、膨病者、肺患者、癲癇者……蜜便病者……極長者、極短者、極黑者、極白者……非極長者、非極短者、非極黑者、非極白者……貪縛者、瞋縛者、癡縛者……離貪者、離瞋者、離癡者……波羅夷犯戒者……乃至……惡説犯戒者……預流者……駱駝、羊、牛、驢馬、畜生、墮地獄者、彼等に善趣あることなし、惡趣こそ彼等に待たるゝものなり……賢者、有能者、智者、多聞者、説法者、彼等に惡趣あることなし、善趣こそ彼等に待

たるゝものなりと言はゞ語語に惡作なり。

四　一比丘他比丘に……困惑せじめんとの意にてかく言ふ、實にこれ等旃陀羅、竹師、獵師、車師、掃除師等がと言はゞ…乃至…實に賢者、有能者、智者、多聞者、說法者たる人達と言はゞ語語に惡作なり。

五　一比丘他比丘に……困惑せしめんとの意にてかく言ふ、我等は旃陀羅、竹師、獵師、車師、掃除師に非ずと言はゞ…乃至…我等は賢者、有能者、智者、多聞者、說法者に非ず、我等に惡趣有ることとなし、善趣こそ我等に待たるゝものなりと言はゞ語語に惡作なり。

六　一比丘未受具者に……困惑せしめんとの意にて卑語をもつて卑賤者に言ひ、卑語をもつて貴高者に言ひ、貴高語をもつて卑者に言ひ、貴高語をもつて貴高者なる賢者、有能者、智者、多聞者、說法者に言ふ、汝は賢者なり、汝は有能者なり、汝は智者なり、汝は多聞者なり、汝は說法者なり、汝に惡趣あることとなし、善趣こそ汝に待たるゝものなりと言はゞ語語に惡作なり。

一比丘未受具者に……困惑せしめんとの意にてかく言ふ、こゝに數多の旃陀

羅……あり、……我等は賢者、有能者、智者、多聞者、説法者に非ず、我等に悪趣なし、善趣こそ我等に待たるゝものなりと言はゞ語語に悪作なり。[11]

七　一比丘他比丘に對ひて悪口輕蔑の意なく困惑せしめんとの意なく戯興の爲に卑語をもつて卑賤の旃陀羅、竹師、獵師、車師、掃除師に言ふ、汝は旃陀羅なり……汝は掃除者なりと言はゞ語語に悪説（ドゥッバーシタ）なり。

一比丘他比丘に悪口……の意なく戯興の爲に卑語をもつて貴高の刹帝利、婆羅門に言ふ、汝は旃陀羅なり……汝は除糞者なりと言はゞ……貴語をもつて卑賤に……貴語をもつて貴高の刹帝利、婆羅門に言ふ、汝は刹帝利なり、汝は婆羅門なりと言はゞ語語に悪説なり。

一比丘他比丘に悪口……の意なく戯興の爲に卑語をもつて卑賤に言ふ……乃至……卑語をもつて貴高に言ふ、貴語をもつて卑賤に言ふ、貴語をもつて貴高の賢者……に云ふ……善趣こそ汝に待たるゝものなりと言はゞ語語に悪説なり。

一比丘他比丘に悪口……の意なく戯興の爲にかく言ふ、こゝに數多の旃陀羅……あり、……我等は賢者、有能者、智者、多聞者、説法者に非ず、我等に悪趣あること

無し、善趣こそ我等に待たるゝものなりと言はゞ語語に惡說なり。

八　一比丘未受具者に惡口……の意なく戲與の爲に卑語をもつて卑賤に言ふ……乃至……卑語をもつて貴高に言ふ、貴語をもつて卑賤に言ふ、貴語をもつて貴高なる賢者……に言ふ……　善趣こそ汝に待たるゝものなりと言はゞ語語に惡說なり。

一比丘未受具者に惡口……の意なく戲與の意にてかく言ふ、こゝに數多の旃陀羅……あり、……我等は賢者、有能者、智者、多聞者、說法者に非ず、我等に惡趣あることなし、善趣こそ我等に待たるゝものなりと言はゞ語語に惡說なり。

九　義[7]の爲に說くもの、法の爲に說くもの、敎授の爲に說くもの、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

12

波逸提　三

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。時に六群比丘鬪諍を起し論爭をなせる諸比丘に離間語を供せり。この語を聞きて此と破せしめんが爲

に彼に語り、彼の語を聞きて彼と破せしめんが爲に此に語れり。これによりて未だ起らざる諍事は起り、已に起れる諍事は益々大となれり。諸比丘の中少欲なるもの譏嫌非難せり、「何ぞ六群比丘は鬪諍を起し……離間語をなし……語り……起り……大となる」と。かくて彼の諸比丘世尊にこの由を白せり…乃至…「諸比丘、汝等實に鬪諍を起し…(乃至)…大となるや」。「世尊、實なり」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ鬪諍を起し…(乃至)…大となる、愚人これ未信者をして信ぜしめ已信者をして信を增長せしむる所以にあらず…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

比丘を離間せしむる語は波逸提なり」と。

二―一　離間語とは二事によりて離間語あり、卽ち愛好を得んが爲、或は離叛せしめんが爲なり。

十事によりて離間語を供す、卽ち種により、名により、姓により、行業により、職技により、病により、欲結により、犯過により、惡罵によりなり。

種とは二種あり、卑種と貴種となり、卑種とは旃陀羅種、竹師種、獵師種、車師種、除

13

糞者種、これ等を卑種と名づく。貴種とは刹帝利種、婆羅門種、これ等を貴種と名づく……乃至……悪罵とは二罵あり、卑罵と貴罵となり、卑罵とは汝は駱駝なり……或は男女根の名をもつて呼ぶ、これを卑罵と名づく。貴罵とは汝は賢者なり…………善趣こそ汝に待たるゝものなりと言ふ、これを貴罵と名づく。

二　比丘が一比丘の語を聞きて他比丘に離間語を供す、某比丘汝を旃陀羅・竹師・獵師・車師・除糞師と言へりと語れば語毎に波逸提なり。比丘が一比丘の語を聞きて他比丘に離間語を供す、某比丘汝を刹帝利、婆羅門なりと言へりと語れば…………某比丘汝をアヴカンナカ、チャヴカンナカ、ダニッタカ、サギッタカ、クラヴッダカなりと言へりと語れば……　某比丘汝を駱駝・羊・牛・驢馬・畜生・墮地獄人なり、汝に善趣なし、悪趣こそ汝に待たるゝものなりと言へりと語れば……　某比丘汝を賢者・有能者・智者・多聞者・説法者なり、汝に悪趣あることなし、善趣こそ汝に待たるゝものなりと言へりと語れば語語に波逸提なり。

比丘が一比丘の語を聞きて他比丘に離間語を供す、某比丘「こゝに数多の旃陀羅・竹師・獵師・車師・除糞者あり」と言へり、彼は他のものを言へるに非ず、汝をこそ言

へるなりと語れば語語に惡作なり。　比丘が一比丘の語を……　供す、某比丘「こゝに數多の刹帝利、婆羅門あり」と言へり、彼は他のものを言へるに非ず、汝をこそ言へるなりと語れば……　某比丘「こゝに數多の賢者、有能者、智者、多聞者、説法者あり、彼等に惡趣あることとなし、善趣こそ彼等に待たるゝものなり」と言へり、彼は他のものを言へるに非ず、汝をこそ言へるなりと語れば語語に惡作なり。

比丘が一比丘の語を……　供す、某比丘「實に旃陀羅、竹師、獵師、車師、除糞師なる人達」と言へり、彼は他のものを言へるに非ず、汝をこそ言へるなりと語れば……　某比丘「實に賢者、有能者、智者、多聞者、説法者なる人達」と言へり、彼は他のものを言へるに非ず、汝をこそ言へるなりと語れば語語に惡作なり。

比丘が一比丘の語を……　供す、某比丘「我等は旃陀羅……　非ず……　某比丘「我等は賢者、有能者、智者、多聞者、説法者に非ず、我等に惡趣あること無し、善趣こそ我等
14 に待たるゝものなり」と言へり、彼は他のものを言へるに非ず、汝をこそ言へるなりと語れば語語に惡作なり。

三　比丘が一比丘の語を聞き他比丘に離間語を供すれば語語に波逸提なり。

比丘が一比丘の語を聞きて未受具者に離間語を供すれば惡作なり。比丘が一未受具者の語を聞き比丘に離間語を供すれば惡作なり。比丘が一未受具者の語を聞きて他の未受具者に離間語を供すれば惡作なり。

四　愛好を得んが爲に非ず、離叛せしめんと欲するに非ざるもの、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は優婆塞に句を逐ひて法［語］を同誦せしめたり。［爲に］優婆塞は比丘に尊敬なく隨順せず互に相敬禮することなくして住せり。諸比丘の中少欲なるもの譏嫌非難せり、「何ぞ六群比丘は優婆塞に句を逐ひて法を同誦せしむるや、爲に優婆塞……住す」と。かくて彼の諸比丘は世尊にこの事を白せり…乃至…「諸比丘、汝等實に優婆塞に句を逐ひて法を同誦せしめ、爲に優婆塞……住するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ優婆塞に句を逐ひて法を同誦せしむる

や、爲に優婆塞……住す、愚人、これ未信者を信ぜしめ、已信者の信を增長せしむる所以に非ず……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も未だ具足戒を受けざる者に句を逐ひて法を同誦せしむれば波逸提なり」と。

二一 一 「何れの」とはいかなる者をも……乃至……。

「比丘」とは……乃至……これこの所に於て意味さるゝ比丘なり。

「未だ具足戒を受けざる者」とは比丘、比丘尼を除きてその他のものを未受具戒者と名づく。

15 句[8]　隨句　隨字　隨味

句とは共に始め共に終るなり、隨句とは別に始めて共に終るなり、隨字とは「色は無常なり」と言ふに「色」と言ひて止めるなり、隨味とは「色は無常なり」と言ふに「受は無常なり」と音を出さしむるなり。句、隨句、隨字、隨味は凡てこれ句を逐ひての法と名づく。

「法」とは佛所説、聲聞所説、仙人所説、天人所説のものにして義を具し法を具する

ものなり。
「同誦せしむ」とは句によりて誦せしむれば句毎に波逸提なり、字によりて誦せしむれば字々に波逸提なり。

二　未受具者に未受具者の想にて句を逐ひて法を誦せしむれば波逸提なり、未受具者に疑想ありて句を逐ひて法を誦せしむれば波逸提なり、未受具者に受具者想にて句を逐ひて法を誦せしむれば波逸提なり。受具者に未受具者想なるは突吉羅（ドゥッカタ）なり、受具者に疑想なるは突吉羅なり、受具者に受具者想なるは不犯なり。

三　〔未受具者と〕共に受學する時、共に習修する時、大部を通達せる[9]經偈を讀誦する者を〔彼が一偈だけ落して誦せざりし時斯く誦するなりと〕さへぎり教ゆる時、〔大衆中にて高聲に讀誦する時おぢけて〕詰まれる者に〔斯く誦せよと共に〕誦する時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五

一　その時佛世尊は阿羅毘邑(アーラギー)、阿伽羅婆(アッガーラヴ)塔廟に在しき。時に諸の優婆塞說法を聽かんとて僧園に至れり。說法終りて長老比丘は各自の精舍に歸れり。年少比丘はその講堂にて優婆塞と共に臥し、正念を失ひ、無意識にて裸形となり、寢言を言ひ、鼾をかけり。諸の優婆塞譏嫌非難せり、「何ぞ大德、正念を失ひ、無意識にして裸形となり寢言をなし鼾をかきて臥するや」と。諸比丘彼等優婆塞の譏
16 嫌非難するを聞けり、諸比丘の中少欲なるもの譏嫌非難せり、「何ぞ諸比丘未だ具足戒を受けざるものと同宿するや」と。かくて彼等諸比丘、世尊にこの事を白せり…乃至…「諸比丘、實に比丘等は未受具者と共に宿するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ彼等愚人は未受具者と宿するや、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も未だ具足戒を受けざるものと同宿せば波逸提なり」と。

是の如く世尊によりこの學處は諸比丘の爲に制せられたり。

二　その時世尊阿羅毘邑にて隨意に住したまひて後憍賞彌(コーサンビー)に向ひて遊行に發

ち、慚々に遊行し給ひて憍賞彌に到りたまへり。かくて世尊憍賞彌、婆者羅園（バダリカーラーマ）に住したまへり。諸比丘は長老の羅睺羅（ラーフラ）にかく言へり、「友、羅睺羅、世尊によりて未受具戒人と同宿すべからずとの學處制せられたり、友羅睺羅、汝自ら床を知れ」と。その時具壽羅睺羅は床を得ずして厠中に宿をとれり。時に世尊その夜曉方起床したまひて厠に到り、謦欬の聲をなしたまひ、羅睺羅も亦謦欬せり、「誰ぞや」。「世尊、我羅睺羅なり」。「羅睺羅、汝何が故にこゝに坐せるや」と。その時具壽羅睺羅は世尊にかの由を白せり。その時世尊この因縁によりて說法し給ひ諸比丘に告げたまへり、「諸比丘、未受具戒人と二三夜同宿することを聽す、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も未だ具足戒を受けざるものと二夜三夜を過ぎて同宿せば波逸提なり」と。

三―一　「何れの」……意味さるゝ比丘なり。

「未だ具足戒を受けざるもの」とは比丘を除きその餘のものを「未受具戒人」と名づく。

「二夜三夜を過ぎて」とは二夜三夜以上なり。

17

「同」とは一所になり。

「宿所」とは一[10]切覆所、一切障所、多分覆所、多分障所なり。

「宿せば」とは第四日の曉に於て未受具戒人の臥せる所に比丘臥すれば波逸提なり、比丘の臥せる所に未受具戒人臥するも比丘は波逸提なり、或は兩者共に臥すれば波逸提なり、立ちては再三臥せば〔各〕波逸提なり。

二　未受具戒人に未受具戒人想にて二夜三夜を過ぎて同宿すれば波逸提なり、未受具戒人に疑想にて二夜三夜を過ぎて同宿すれば波逸提なり、未受具戒人に具戒人想にて二夜三夜を過ぎて同宿すれば波逸提なり。半覆半障所に於ては突吉羅なり、具戒人に未受具戒人想なるは突吉羅なり、具戒人に疑想なるは突吉羅なり、具戒人に具戒人想なるは不犯なり。

三　二夜三夜宿し、二夜三夜已下を宿し、二夜宿し三夜に於て曉方以前に去りて再び〔來りて〕宿するは不犯なり、一切有覆一切無障なる所にて、一切有障一切無覆なる所にて、多分有覆多分無障なる所にて宿するは不犯なり。未受具戒人臥せ

る所に比丘坐す、比丘臥せる所に未受具戒人坐す、兩者坐すは不犯なり。癡狂者、
最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時具壽阿那律(アヌルッダ)獨り舍
衞城に趣かんとて拘薩羅國にて一村里に到れり。その時その村里に於て一女
人によりて設けられたる福德舍ありき。時に具壽阿那律はかの女人の許に到
りてかく言へり、「妹(いも)、汝若し不可無くんば我福德舍に一夜を宿さん」。「大德、汝
宿したまへ」と。他の旅人等も亦彼の女人の許に到りてかく言へり、「大姉、汝
18 若し不可無くんば我等福德舍に一夜を宿さん」。「賢者、かの沙門先に來れり、若
し彼聽せば宿すべし」と。かくてかの旅人等具壽阿那律の許に到りてかく言へ
り、「大德、師若し不可無くんば我等福德舍に一夜を宿さん」。「賢者、宿せ」と。
その時かの女人具壽阿那律を見て彼に著念を生ぜり、かくてかの女人阿那律
の許に到りて彼にかく言へり、「大德、尊師この諸人の爲に妨難せられて安樂

に宿し得ざるべし、いざ大德、　我大德の爲にわが舍内に床を設くべし」と。具壽阿那律は默然としてこれを諾せり。時にかの女人阿那律の爲に舍内に床を設け已りて自ら粉飾し香を塗りて具壽阿那律の許に到りてかく言へり、「大德、尊師は優美端麗なり、我も亦優美端麗なり、いざ大德、　我尊師の婦とならん」と。かく言はれて具壽阿那律は默然たり。二度……乃至……三度かの女人具壽阿那律にかく言へり、「大德、　尊師は優美端麗なり、我も亦優美端麗なり、いざ大德、　尊師我が凡てを所有したまへ」と、三度具壽阿那律は默然たり。時にかの女人衣を脫して具壽阿那律の前にて步行し、立ち、或は又坐し、或は仰臥せり。その時阿那律は眼を伏してかの女人を見ず、又語らざりき。その時かの女人、「異なるかな、奇なるかな、衆人百千金を以て我に遣る、然るにこの沙門は我により自ら求められて而も我が一切を所有するを欲せず」とて衣を著して具壽阿那律の足下に頭を垂れて具壽にかく言へり、「大德、　我狂愚なるまゝに、癡冥なるまゝに、不善なるまゝに罪過によりて制伏せられ是の如きをなせり、大德、　將來の制御の爲に我が罪を罪として〔懺悔するを〕納受し給はんことを」。「實に妹、　汝は狂愚なるまゝ

19 に、癡冥なるまゝに、不善なるまゝに、罪過に制伏せられ、是の如きをなせり、妹、汝は罪を罪として認め如法に懺悔するが故に我等それを納受せん、妹、若し人ありて罪を罪として認め將來の制御の爲に如法に懺悔するは實に聖者の律に於て增長の事なり」と。

かくてかの女人はその夜竟りて具壽阿那律に美味なる硬軟の食を手づから供し飽滿に至らしめ食事已りて鉢より手を放ける具壽阿那律を敬禮して一方に坐せり。一方に坐し已れる彼女に具壽阿那律は法話をなして教示訓誡し踊躍歡喜せしめたり。時に阿那律の說法訓誡によりて踊躍歡喜せるかの女人は具壽阿那律にかく言へり、「殊勝なるかな大德、殊勝なるかな大德、譬へば倒されたるを起し、覆はれたるを現はし、迷へるものに道を示し、『具眼者は物を見るならん』とて闇中に燈火を揭ぐるが如く、是の如く尊師阿那律は種々の方便もて法を說示し給へり、大德、我今かの世尊に歸依し法に歸依し比丘僧に歸依し奉る、尊師、願はくは自今已後命終に至るまで〔三寶に〕歸依せる優婆夷として我を攝受し給へ」と。

かくて具壽阿那律は舍衛城に至りて諸比丘にこの事を語れり。諸比丘の中少欲なるもの譏嫌非難せり、「何ぞ具壽阿那律は女人と同宿するや」と。かくて諸比丘この由を世尊に白せり…乃至…、「阿那律、汝實に女人と同宿せしや」。實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「阿那律、汝何ぞ女人と同宿するや、阿那律、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も女人と同宿せば波逸提なり」と。

二—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「女人」とは人女にして夜叉女・餓鬼女・畜生女に非ず、〔人女は〕始生の女人をも云ふ、況んや長大なるをや。

「同」とは一所になり。

「宿所」とは一切覆所、一切障所、多分覆所、多分障所なり。

20 「宿せば」とは曉方に於て女人の臥せる所に比丘臥すれば波逸提なり、比丘の臥せる所に女人臥すれば波逸提なり、或は兩者臥すれば波逸提なり、立ちては再三

臥すれば〔各〕波逸提なり。

二　女人に女人想にて同宿せば波逸提なり、女人に疑想にて同宿せば波逸提なり、女人に非女人想にて同宿せば波逸提なり。半覆半障所にては突吉羅なり、夜叉女或は餓鬼女或は黄門或は畜生女と同宿せば突吉羅なり、非女人に女人想なるは突吉羅なり、非女人に疑想なるは突吉羅なり、非女人に非女人想なるは不犯なり。

三　一切有覆一切無障所にて、一切有障一切無覆所にて、多分有覆多分無障所にて、女人臥せる所に比丘坐す、比丘臥せる所に女人坐す、兩者坐す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。時に具壽優陀夷（ウダーイ）は舍衞城に檀越を有し多くの家々に來往せり。時に具壽優陀夷は晨朝下衣を著け上衣と鉢とを持して一家に到れり。その時姑は住屋の入口に坐し嫁は內室の入口

に坐せり。時に具壽優陀夷は姑の許に近づきて姑の爲に私かに說法せり、その時嫁はかく謂へり、「かの沙門は姑母の愛者なるや、或は惡口するや」と。具壽優陀夷は姑の與に說法し已りて嫁の許に到りて彼の女の與に私かに說法せり。その時姑はかく謂へり、「かの沙門は嫁の愛者なるや、或は惡口するや」と。

21 かくて具壽優陀夷は嫁の與に說法し已りて去れり。

時に姑は嫁にかく言へり、「かの沙門は汝に何を語りしや」。「母、我が與に法を說けり、されど母の爲には何を語りしや」。「我にも亦法を說けり」と。彼の女等譏嫌非難せり、「何ぞ尊者優陀夷は私かに說法するや、實に明らかに公明に說法すべきなり」と。諸比丘彼の女人等の譏嫌非難するを聞けり、諸比丘の中少欲なる者譏嫌非難せり、「何ぞ具壽優陀夷は女人の與に說法するや」と。かくて諸比丘世尊にこの由を白せり…乃至…、「優陀夷、汝實に女人の與に說法せるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ女人の與に說法するや、愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も女人の與に説法すれば波逸提なり」と。

是の如く世尊により諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

二　その時優婆夷等諸比丘を見てかく言へり、「いざ、諸尊師法を説き給へ」。「妹、女人の與に説法するは如法に非ず」。「諸尊師五六語もて説法したまへ、それによりても法は知られ得ん」。「妹、女人の與に説法するは如法に非ず」とて畏愼して説かざりき。優婆夷等譏嫌非難せり、「何ぞ尊師等我等に請はるゝに説法せざるや」と。諸比丘彼の優婆夷等の譏嫌非難するを聞けり、時に諸比丘世尊にこの事を白せり。かくて世尊この因緣により説法したまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、女人の與に五六語をもつて説法するを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も女人の與に五六語以上説法すれば波逸提なり」と。

22 是の如く世尊により諸比丘のためにこの學處は制せられたり。

三　その時六群比丘「世尊は女人の與に五六語にて説法するを聽したまへり」とて無知の男子を陪席せしめて女人に對ひて五六語以上をもつて説法せり。諸

比丘の中少欲なるもの譏嫌非難せり、「何ぞ六群比丘は無知の男子を陪席せしめて女人に對して五六語以上をもつて說法するや」と。かくてかの諸比丘世尊にこの事を白せり…乃至…、「諸比丘、汝等實に無知の……說法するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ無知の……說法するや、愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も女人に對して五六語を過ぎて說法せば、有知の男子の陪席あるを除きて波逸提なり」と。

四—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「女人」とは人女にして夜叉女・餓鬼女・畜生女に非ず、人女の有知にして善語・惡語、麤惡語・非麤惡語を知り得るものなり。

「五六語を過ぎて」とは五六語以上をもつてなり。

「法」とは佛所說、聲聞所說、仙人所說、天人所說のものにして義あり法あるものなり。

「說〔示〕」とは句によりて說けば句毎に波逸提なり、字によりて說けば字字波逸提なり。

「有知の男子を除きて」とは有知の男子を除外するなり。「有知」の男子とは善語・惡語・麤惡語・非麤惡語を知り得るものなり。

二　女人に女人想にて五六語を過ぎて說法すれば有知の男子〔ある〕を除きて波逸提なり、女人に疑想にて……除きて波逸提なり、女人に非女人想にて……除きて波逸提なり。夜叉女或は餓鬼女或は黄門或は畜生女の人體を有つものに對して五六語を過ぎて說法すれば有知の男子を除き突吉羅なり。非女人に女人想なるは突吉羅、非女人に疑想なるは突吉羅、非女人に非女人想なるは不犯なり。

三　有知の男子ある、五六語をもつて說法する、五六語以下をもつて說法す、立ちて再び坐し說く、女人立ちて再び坐しそれに於て說く、他の女人に對して說く、問をなす、問をなされて說く、他人の爲に說けるを女人聞くは不犯なり、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八

一一一 [11]その時佛世尊は毘舍離(エーサーリー)大林の重閣講堂(クーターガーラサーラー)に在しき。時に衆多の知識、親友比丘は婆裘河(ヴッグムダー)畔に於て雨安居に入れり。時に跋耆(ヴッヂー)の地飢饉にして生活し難く白骨狼籍し、作物は葉莖のみを生じ施與に依りて生活すること容易ならざりき。その時かの諸比丘謂へらく、「今や跋耆は飢饉にして生活し難く……容易にあらず、我等何等の方便によりてか和合一致し闘諍なく安易に安居を過し飲食を以て苦となさゞるや」と。或る比丘は斯く言へり、「いざ友、我等諸居士の爲に仕事をなさん、かくて彼等は我等に施與せんと想ふべし、是の如くして我等は和合一致し闘諍なく安易に安居を過し飲食を以て苦とせざるべし」と。或る比丘は斯く言へり、「止めよ友、諸居士の爲に仕事をなして何かせん、いざ友、我等諸居士の爲に使をなさん、然らば彼等は我等に施與せんと想ふべし、かくて我等は和合一致し闘諍なく安易に雨安居を過し飲食を以て苦とせざるべし」と。或る比丘は斯く言へり、「止めよ友、諸居士の爲に仕事をなし、諸居士の爲に使をなして何かせん、いざ友、我等は諸居士に對ひて互の上人法を讃歎せん、『か

24 の比丘は初禪の得者なり、かの比丘は第二禪の得者なり、かの比丘、は第三禪の得者なり、かの比丘は第四禪の得者なり、かの比丘は預流果なり、かの比丘は一來果なり、かの比丘は不還果なり、かの比丘は阿羅漢果なり、かの比丘は三智を得たり、かの比丘は六神通を得たり』と。かくて彼等は我等に施與せんと想ふべし。是の如くして我等は和合一致し、鬪諍なく安易に安居を過し飮食を以て苦となさざるべし。友、諸居士に互の上人法を讃歎することこそ勝れたることとなれ」と。かくてかの諸比丘は諸居士に互の上人法を讃歎せり、「かの比丘は初禪を得たり……乃至……かの比丘は六神通を得たり」と。

時にかの諸人は「實に我等に善利あり、我等に功德あり、この我等の爲に是の如き諸比丘安居に住せり、この諸比丘の如き持戒者善法者なる是の如き比丘未だ曾て我等の爲に安居に入れることとなし」とて彼等はかの噉食を自ら食せず、父母に供せず子女に與へず家婢に與へず友人に與へず親戚同族に與へずしてそれ等を諸比丘に與へたり。彼等はかの嚼食・味食・飮物を自ら飮まず、父母に供せず、子女に與へず家婢に與へず、友人に與へず、親戚同族に與へずしてそれ等を比丘

25

に與へたり。かくてかの諸比丘は美はしく諸根肥大、顏色光澤、皮色充悅なりき。

二　世尊に見えんとて到るは安居を竟れる諸比丘の常法なり。時にかの諸比丘、安居三月を竟り坐臥處を攝め衣鉢を持して毘舍離に到れり。漸々に遊行して毘舍離の重閣講堂の世尊の御許に到れり、到り已りて世尊を禮して一方に坐せり。時に毘舍離の地にて安居を竟りし比丘等は形體枯瘦顏色憔悴、脈管悉く現はれ飢渴に迫れり。然るに婆裘河邊の諸比丘は美はしく諸根肥大、顏色光澤、皮色充悅せり。客比丘と親しく挨拶を交はしたまふは諸佛の常法なり。その時世尊は婆裘河邊の諸比丘にかく曰(のたま)へり、「諸比丘、諸事便安なりしや、食足りしや、和合一致し鬪諍なく安易に安居を過し、飲食を以て苦となさゞりしや」。「世尊、我等諸事便安にして食足り、和合一致し鬪諍なく安易に安居を過し飲食を以て苦となさゞりき」と。如來は知りて問ひ又知りて問ひたまはず、時を知りて問ひ又時を知りて問ひたまはず、如來は義利あるを問ひ義利無きを問ひたまはず、義利なきことは如來には橋梁破壞されたるなり。二因緣を以ての故に佛世尊は諸比丘に問ひたまふ、或は法を說かんとし或は聲聞諸弟子の爲に戒を制せ

んと欲したまふなり。その時世尊は婆裘河邊の諸比丘に斯く曰へり、「諸比丘、汝等如何にしてその如く和合一致し鬪諍なく安易に安居を過し飲食を以て苦となさゞりしや」と。かくて諸比丘世尊にかの因緣を白せり、「諸比丘、汝等實に〔上人法〕有りや否や」。「有り、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、汝等何ぞ口腹の爲の故に諸居士に互の上人法を讃じて說くや、諸比丘、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も未だ具足戒を受けざるものに對ひて上人法ありと說けば實なりとも波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「未だ具足戒を受けざるもの」とは比丘比丘尼を除きて殘餘のものを未受具戒人と名づく。

「上人法」とは禪那・解脫・三昧・正受・智見・道修・證果・離惡・心離蓋・樂靜を言ふ。

「禪那」とは初禪、二禪、三禪、四禪なり。

「解脫」とは空解脫、無相解脫、無願解脫なり。

「三昧」とは空三昧、無相三昧、無願三昧なり。
「正受」とは空正受、無相正受、無願正受なり。
「智見」とは三明なり。
「道修」とは四念住、四正斷、四神足、五根、五力、七覺支、八聖道なり。
「證果」とは預流果證、一來果證、不還果證、阿羅漢果證なり。
「離惡」とは離貪、離瞋、離癡なり。
「心離蓋」とは心が貪より離蓋し、瞋より離蓋し、癡より離蓋するなり。
「樂靜」とは初禪によりて樂靜し、二禪によりて樂靜し、三禪によりて樂靜し、四禪によりて樂靜するなり。

二　「說けば」とは未受具戒人に對ひて「我は初禪を得たり」と語れば波逸提なり。
「說けば」とは未受具戒人に對ひて「我は初禪を得」と語れば波逸提なり。「說けば」と「我は未受具戒人に對ひて「初禪は得られたり」と……「我は初禪の得者なり」と……「我は初禪の主なり」と……「初禪は我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり。
「說けば」とは未受具戒人に對ひて「二禪を、三禪を、四禪を我は得たり、我は得、得られ

たり、我は四禪の得者なり、主なり、四禪は我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり。

「說けば」とは未受具戒人に對ひて「空解脫を、無相解脫を、無願解脫を、空三昧を、無相三昧を、無願三昧を、我は得たり、得られたり、我は無願三昧の得者なり、主なり、無願三昧は我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり。「說けば」とは未受具戒人に對ひて「空正受を、無相正受を、無願正受を、我は得たり、我は得、得られたり、我は無願正受の得者なり、主なり、無願正受は我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり。「說けば」とは未受具戒人に對ひて「三明を我は得たり……我は三明の得者なり…… 波逸提なり……乃至……。「說けば」とは未受具戒人に對ひて「四念
27 住を、四正斷を、四神足を、我は得たり…… 我は四神足の得者なり…… 波逸提なり。「說けば」とは未受具戒人に對ひて「五根を、五力を我は得たり…… 我は五力の得者なり、主なり、五力は我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり。「說けば」とは未受具戒人に對ひて「七覺支を我は得たり…… 我は七覺支の得者なり…… 波逸提なり。「說けば」とは未受具戒人に對ひて「八聖道を我は得たり…… 我は八聖道

の得者なり……　波逸提なり。「説けば」とは未受具戒人に對ひて「我は預流果を、一來果を、不還果を、阿羅漢果を得たり……　我は阿羅漢果の得者なり……　波逸提なり。「説けば」とは未受具戒人に對ひて「我が貪は捨てられたり、我が瞋は捨てられたり、我が癡は捨てられたり、排せられたり、脫せられたり、捨せられたり、棄捨せられたり、投げ棄てられたり、棄てられたり」と語れば波逸提なり。「説けば」とは未受具戒人に對ひて「我が心は貪より離蓋せり、我が心は……　我が心は癡より離蓋せり」と語れば波逸提なり。「説けば」とは未受具戒人に對ひて「我靜處に於て初禪を、二禪を、三禪を、四禪を得たり……　靜處に於て我は四禪の得者なり……　波逸提なり。

三　「説けば」とは未受具戒人に對ひて「我は初禪と二禪とを得たり……　我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり。「説けば」とは未受具戒人に對ひて「我は初禪と三禪とを……　初禪と四禪とを……　波逸提なり。「説けば」とは未受具戒人に對ひて「我は初禪と空解脫とを、無相解脫とを、無願解脫とを、空三昧とを、無相三昧とを、無願三昧とを得たり……　我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり。

「說けば」とは未受具戒人に對ひて、「我は初禪と空正受とを、無相正受とを、無願正受とを得たり……我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり。「說けば」とは未受具戒人に對ひて「我は初禪と三明とを得たり……我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり。「說けば」とは未受具戒人に對ひて「我は初禪と四念住とを、
28 四正斷とを、四神足とを得たり……我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり。「說けば」とは未受具戒人に對ひて「我は初禪と五根とを、五力とを得たり……我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり。「說けば」とは未受具戒人に對ひて「我は初禪と七覺支とを、八聖道とを、預流果とを、一來果とを、不還果とを、阿羅漢果とを得たり……我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり。「說けば」とは未受具戒人に對ひて「我は初禪を得たり、我は得、得られたり……乃至……我が貪は捨てられたり、我が瞋は捨てられたり、我が癡は捨てられたり……棄せられたり」と語れば波逸提なり。「說けば」とは未受具戒人に對ひて「我は初禪を得たり、我は得……乃至……我によりて證せられたり、我が心は貪より……我が心は瞋より……我が心は癡より離蓋せり」と語れば波逸提なり。

「説けば」とは未受具戒人に對ひて「我は二禪と三禪とを、二禪と四禪とを得たり……我が心は癡より離蓋せり」と語れば波逸提なり。「説けば」とは未受具戒人に對ひて「我は二禪と初禪とを得たり……我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり……

「説けば」とは未受具戒人に對ひて「我が心癡より離蓋し、又初禪を、二禪を、三禪を、四禪を得たり……我によりて證せられたり」と語れば波逸提なり……乃至……。「説けば」とは未受具戒人に對ひて「我が心貪より離蓋し又我が心瞋より離蓋せり」と語れば波逸提なり。「説けば」とは未受具戒人に對ひて「我は初禪・二禪・三禪・四禪・空解脫・無相解脫・無願解脫・空三昧・無相三昧・無願三昧・空正受・無相正受・無願正受・三明・四念住・四正斷・四神足・五根・五力・七覺支・八聖道・預流果・一來果・不還果・阿羅漢果を得
29 たり、我は得、我に得られたり、我が貪は捨せられたり、我が瞋は捨せられたり、我が癡は捨せられ、脫せられ、捨てられ、棄捨せられ、投げ棄てられ、棄てられたり、貪より……瞋より……癡より我が心は離蓋せり」と語れば波逸提なり。

四　「説けば」とは未受具戒人に對ひて「我は初禪を得たり」と言はんと欲して「二禪

を得たり」と語り對者了解すれば波逸提なり、了解せざれば突吉羅なり。未受具戒人に對ひて「我は初禪を得たり」と言はんと欲して「三禪を……四禪を……空解脫を……我が心は癡より離蓋せり」と語り、對者了解すれば波逸提、了解せざれば突吉羅なり。

未受具戒人に對ひて「我は二禪を得たり」と言はんと欲して…乃至…我が心癡より離蓋せり」と語り…「…初禪を得たり」と語り對者了解すれば……突吉羅なり。

未受具戒人に對ひて「我が心は癡より離蓋せり」と言はんと欲して「我初禪を得たり」と言ひ……「我が心瞋より離蓋せり」と言ひて對者了解すれば……突吉羅なり。

未受具戒人に對ひて「初禪と二禪と三禪と四禪とを…乃至…我が心瞋より離蓋せり」と言はんと欲し「我が心癡より離蓋せり」と語り、對者了解すれば……突吉羅なり。…乃至…。未受具戒人に對ひて「二禪と三禪と……我が心癡より離蓋せり」と言はんと欲して「我初禪を得たり」と語り……突吉羅なり。

五　未受具戒人に對ひて「汝の精舍に住せしかの比丘は初禪を得たり、得、得られ

たり、かの比丘は初禪の得者なり、主なり、彼の比丘により初禪は證せられたり」と語れば突吉羅なり。未受具戒人に對ひて「汝の精舍に住せしかの比丘は二禪を、三禪を、四禪を、空解脫を……阿羅漢果を得たり、得、得られたり……乃至……かの比丘の貪は捨てられたり……乃至……瞋は捨てられたり……乃至……癡は捨てられたり……
30 ……棄せられたり、彼の比丘の心は貪より……瞋より……癡より離蓋せり」と語れば突吉羅なり。未受具戒人に對ひて「汝の精舍に住せし彼の比丘は靜處に於て初禪を、二禪を、三禪を、四禪を得たり、得、得られたり、彼の比丘は靜處に於て四禪の得者なり、主なり、かの比丘によりて靜處に於て四禪は證せられたり」と語れば突吉羅なり。

　未受具戒人に對ひて「汝の精舍を使用せし、汝の衣を著用せし、汝の施食を食せし、汝の房舍を受用せし、汝の病資具藥資具を受けし……汝の精舍の使用されし、汝の衣の著用されし、汝の施食の食されし、汝の房舍の使用されし、汝の病資具藥資具の受用されし……汝の與に精舍を與へし、衣を與へし、食を與へし、房舍を與へし、病資具藥資具を與へし、彼の比丘は靜處に於て第四禪を得たり……彼の比

丘により靜處に於て第四禪は證せられたり」と語れば突吉羅なり。

六　具足戒を受けしものに實に有るを語る者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　九

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時具壽跋難陀（ウパナンダ）釋子は六群比丘と鬪諍不和なりき。彼故出精罪を犯して僧衆にかの罪に對して別住（パリヴーサ）を乞ひ僧與（ため）に別住を與へたり。時に舍衛城中一群の人々の僧衆食（サンガバッタ）あり。彼の別住比丘は食堂に於て最下座に坐せり。六群比丘は諸優婆塞にかく語れり、「賢者、卿等の敬し檀越となれるかの具壽跋難陀釋子は實に信施を受くるその手
31 にて行じて精を泄せり、彼故出精の罪を犯して僧衆にこの罪の與に別住を乞ひ僧與（ため）に別住を與へたり、彼別住して最下座に坐せるなり」と。

諸比丘の中少欲なる者譏嫌非難せり、「何ぞ六群比丘は比丘の麤罪を未だ具足戒を受けざる者に語るや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に比丘の麤罪を未受具戒人に語るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ比丘の

……語るや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も比丘の麤罪を未受具戒人に語れば比丘僧の認許あるを除きて波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「比丘の」とは他の比丘のなり。

「麤罪」とは四波羅夷及び十三僧殘なり。

「未受具戒人」とは比丘及び比丘尼を除き殘餘のものを名づく。

「語れば」とは女人或は男子或は居士或は出家に語るなり。

「比丘僧の認許あるを除き」とは比丘僧の認許あるを除外するなり。

僧の認許に罪限定されて家の限定されざるあり、僧の認許に家限定されて罪の限定されざるあり、僧の認許に罪限定され又家限定さるゝあり、僧の認許に罪限定されず又家限定されざるあり。罪限定さるとは罪指定され、その罪についてのみ語るを得るなり。家限定さるとは家指定され、その家に於てのみ語るを

得るなり。罪限定され又家限定さるとは罪指定され又家も指定されその罪につきその家に於てのみ語り得るなり。罪限定されずとは罪指定されず、又家も指定されざるなり。罪の限定さるゝ時指定さるゝ所の罪を除きて他の罪につきて語れば波逸提なり。家の限定さるゝ時限定さるゝ家を除きてその他の家に於て語れば波逸提なり。罪限定され又家限定さるゝ時指定さるゝその罪を除き、指定さるゝ家を除き他の罪につき他の家に於て語れば波逸提なり。罪限定されず家限定されざる時は不犯なり。

二　麤罪に麤罪想にて未受具戒人に對ひて語れば比丘僧の認許を除き波逸提なり。麤罪に疑想にて〔…乃至…〕波逸提なり。麤罪に非麤罪想にて〔…乃至…〕波逸提なり。非麤罪を說けば突吉羅なり、未受具戒人に麤罪或は非麤罪の小罪（アッチャーチャーラ）を說けば突吉羅なり。非麤罪に麤罪想にて說けば突吉羅なり、非麤罪に疑想なるは突吉羅なり、非麤罪に非麤罪想なるは不犯なり。

三　事を說きて罪を說かず、罪を說きて事を說かず、比丘僧の認許ある時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 一〇

一 その時佛世尊は阿羅毘邑、阿伽羅婆塔廟に在しき。その時阿羅毘の諸比丘修理をなすに地を掘り又掘らしめたり。諸人譏嫌非難せり、「何ぞ沙門釋子自ら地を掘り又他をして掘らしむるや、沙門釋子は一根の生命を傷つく」と。諸比丘彼の諸人の譏嫌非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なるもの譏嫌非難せり、「何ぞ阿羅毘の比丘地を掘り又掘らしむるや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に地を掘り又掘らしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ地を掘り又掘らしむるや、愚人、諸人は地に於て有情の謂（おもひ）をなす、愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も地を掘り若しくは他をして掘らしむれば波逸提なり」と。

33

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「地」とは二地あり、生地と不生地なり、生地とは純壤純土なるもの、砂石瓦礫少なく多分壤土なるものを言ふ、不燒も亦生地と言ふ、又土壤の積聚にして四月以上

雨に瀑されたるものをも亦生地と言ふ。[12]

不生地とは純石、純砂、純瓦、純礫なるもの、壌土少なく多分砂石瓦礫なるものを言ふ、焼土も亦不生地と言ふ、又土壌積聚にして四月以下雨に瀑されたるものも亦不生地と言ふ。

「掘り」とは自ら掘ることにして波逸提なり、「他をして掘らしむ」とは他に命ずることにして波逸提なり、一度命ぜられて屢々掘るは[一]波逸提なり。

二　地に地想にて掘り或は掘らしめ、壊し或は壊せしめ、取り或は取らしむれば波逸提なり。地に疑想にて掘り或は……取らしむれば突吉羅なり。地に非地想にて掘り或は……取らしむれば不犯なり。非地に地想なるは突吉羅なり、非地に疑想なるは突吉羅なり、非地に非地想なるは不犯なり。

三　これを知れ、これを与へよ、これを運べ、これを欲す、これを浄作せよと言ふは不犯なり、無識者、無念者、無知者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第一品

その摂頌

Pācittiya 11–20 波逸提一一～二〇

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Pācittiya 11: *Bhūtagāma*

妄語、罵離間、句、宿の二
有知を除く、實有、麤罪、掘

波逸提 一一

一 その時佛世尊は阿羅毘邑、阿伽羅婆塔廟に在しき。その時阿羅毘の諸比丘は修治をなすに樹を伐り又伐らしめたり。阿羅毘の一比丘樹を伐る。かの樹に住せる樹神かの比丘に向ひてかく言へり、「大德、己が住所を作らんと欲して我が住所を伐ること勿れ」と。彼の比丘きかずして伐り爲にかの樹神の女の腕を打てり。時にかの樹神謂へらく、「いで我今この比丘の命を奪はん」と。時にかの樹神又謂へらく、「我今この比丘の命を奪ふは我にとりて正しからず、いで我世尊にこの事を告げん」と。かくてかの樹神世尊の許に到れり、到り已りて世尊にこの由を白せり、「善い哉、樹神、善い哉、樹神、汝彼の比丘の命を奪はざること、樹神、汝若し今日彼の比丘の命を奪はゞ汝多生に惡報を受くべし、樹神、汝往け、其處に一樹あり、かしこに到れ」と。

諸人譏嫌非難せり、「何ぞ沙門釋子は樹を伐り又伐らしむるや、沙門釋子は一根の生命を傷つく」と。諸比丘諸人の譏嫌非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なるもの譏嫌非難せり、「何ぞ阿羅毘の比丘樹を伐り又伐らしむるや：乃至：「諸比丘、汝等實に樹を伐り又伐らしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ樹を伐り又伐らしむるや、愚人、諸人は樹に於て有情の謂(おもひ)をなす、愚人、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

[13]草木を伐れば波逸提なり」と。

二―一　「草木」とは五種の種生あり、卽ち根種・莖種・節種・枝種・種子種この五種なり。根種とは鬱根・蘘荷・ヴチャ・ヴチャッタ・アティギサ・黒藜蘆・ウシーラ・バッダムッタカ等、その他根に於て播殖するものを根種と名づく。莖種とは菩提樹・榕樹・ピラッカ樹・憂曇鉢羅樹・カッチャカ樹・カピタナ樹等、その他莖に於て播殖するものを莖種と名づく。節種とは甘蔗・竹・蘆等、その他節に於て播殖するものを節種と名づく。枝種とはアッヂュカ・パニッヂャカ・ヒリゴーラ等その他切枝に於て播

殖するものを枝種と名づく。種子種とは七穀七菜その他種子に於て播殖するものを種子種と名づく。

二　種に於て種想にて伐り或は伐らしめ、壞し或は壞せしめ、煮或は煮しむれば波逸提なり。種に疑想にて伐り或は……煮しむれば突吉羅なり。種に非種想にて伐り或は……煮しむれば不犯なり。非種に種想なるは突吉羅なり、非種に疑想なるは突吉羅なり、非種に非種想なるは不犯なり。

三　これを知れ、これを與へよ、これを運べ、これを欲す、これを淨作せよと言ふは不犯なり、無識者、無念者、無知者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　一二

一　その時佛世尊は憍賞彌（コーサンビー）國、瞿師羅園（ゴーシターラーマ）中に在しき。その時具壽闡陀（チャンナ）は非法を行じ僧中に於て罪につき糺問されて異語をなして遁る。いはく「誰か罪ある、何か罪なる、何に於て罪なる、何故に罪なる、汝等誰に云ひ、何を言ふや」と。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ具壽闡陀は僧中に於て罪につき糺問され

て異語をなして遁るや、いはく『誰か……何を言ふや』と…乃至…「闡陀、汝實に僧中に於て罪につき糺問されて異語をなして遁るや、いはく『誰か……何を言ふや』と」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ僧中に於て……何

36 を云ふや』と。愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…」。呵責し給ひて説法をなし給ひ諸比丘に日へり、「諸比丘、宜しく闡陀比丘に異語を作すの罪を與ふべし、諸比丘、是の如く與ふべし、聰明堪能なる一比丘僧中に唱言すべし――

大徳僧聞きたまへ、この闡陀比丘は僧中に於て罪につきて糺問され異語をなして遁る、若し僧時可ならば僧は闡陀比丘に異語をなすの罪を與へん、白是の如し。

大徳僧聞きたまへ、この闡陀……遁る、僧は闡陀比丘に異語をなすの罪を與へん、諸大徳中闡陀比丘に異語をなすの罪を與ふることを忍ずるものは默し、忍ぜざるものは説きたまへ。

僧は闡陀比丘に異語を作すの罪を與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり……我了解す」と。

時に世尊は無數の方便もて具壽闡陀を呵責し、扶養し難く……乃至……「諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

異語をなすは波逸提なり」と。

是の如く世尊は諸比丘の爲にこの學處を制したまへり。

二　その時具壽闡陀は僧中に於て罪につき糺問されて「異語をなして遁るれば罪を得べし」とて默然として僧を惱ませり。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ具壽闡陀は僧中に於て罪につき糺問され默して僧衆を惱ますや」と……乃至……「闡陀、汝實に僧中に於て罪について糺問されて默然とし僧を惱ますや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ僧中に於て……惱ますや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……」。呵責したまひて説法をなし諸比丘に曰へり、「諸比丘、僧は宜しく闡陀比丘に惱他の罪を與ふべし、諸比丘、是の如く……〔上の一章に同じ、「異語をなす」を「惱他」とし、「異語をなして遁る」を「默然として僧を惱ます」とすべし〕……この學處を誦すべし——

異語をなし、他を惱ますは波逸提なり」と。

37

三—一　「異語をなす」とは僧中に於て事につき或は罪につきて問はれてそれを述べんと欲せず、それを除かんとせず、異語をなして遁るなり、いはく、「誰か罪ある、何か罪なる、何に於て罪ある、何故に罪ある、汝等は誰に言ひ、汝等は何を言ふや」と、これを異語をなすと名づく。

「他を悩ます」とは僧中に於て事につき或は罪につきて問はれ、それを述べ、それを除かんと欲せず、黙然として僧を悩ます、これを他を悩ますと名づく。

未だ[14]異語の罪を与へられざる時僧中に於て事或は罪につき問はれてそれを述べ、それを除かんと欲せずして異語をなして遁る、いはく、「誰か……言ふや」と、突吉羅なり。未だ悩他の罪を与へられざる時僧中に於て事或は……除かんとせず黙然として僧を悩ます、突吉羅なり。異語の罪を与へられて……言ふやと、波逸提なり、悩他の罪を与へられて……悩ます、波逸提なり。

二　如法羯磨に如法羯磨想にて異語をなし、他を悩ませば波逸提なり、如法羯磨に疑想にて異語をなし他を悩ませば波逸提なり、如法羯磨に非法羯磨想にて異語をなし、他を悩ませば波逸提なり。非法羯磨に如法羯磨想なるは突吉羅なり、

非法羯磨に疑想なるは突吉羅なり、非法羯磨に非法羯磨想なるは不犯なり。

三　知らずして問ふ、病氣にて言はざる、僧に口論或は紛爭或は鬪諍、諍論起るべしとて言はざる、破僧或は不和合を生ぜんとて言はざる、非法或は別衆により、或は羯磨に相當せざるものに羯磨を作すに言はざる、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　一三

38

一　その時佛世尊は王舍城、迦蘭陀竹林園に在しき。その時具壽沓婆摩羅子(ダッバマッラプッタ)は僧の爲に房舍を分ち請食を配分せり。時に慈比丘・地比丘は新入者にして小德者なるが故に彼等は衆僧中の惡房惡食を得たり。彼等は長老沓婆摩羅子比丘を非難せり、「沓婆摩羅子は愛に隨ひて房舍を配ち、又愛に隨ひて請食に指定す」と。諸比丘の中少欲なるもの……嫌譏せり、「何ぞ慈比丘・地比丘は長老沓婆摩羅子比丘を嫌譏するや」と…乃至…「比丘等、汝等實に沓婆摩羅子比丘を嫌譏するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ沓婆摩羅子比丘

を嫌譏するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

嫌譏するは波逸提なり」と。

是の如く世尊は諸比丘の爲にこの學處を制したまへり。

二　その時慈比丘・地比丘は世尊によりて嫌譏するは禁ぜられたりとて諸比丘皆これを聞くべしとて、諸比丘の近くにて長老沓婆摩羅子を罵れり、「沓婆摩羅子は愛に隨ひて房舍を配ち又愛に隨ひて請食に指定す」と。諸比丘の中…〔二と同じ、「比丘を嫌譏せり」等を「罵る」とすべし〕…この學處を誦すべし――

「〔僧の知事を〕嫌譏し罵れば波逸提なり」と。

三―一　「嫌譏す」とは僧衆によりて選定されたる受具者なる分房舍人或は差次請食人或は分粥人或は分果人或は分噉食人或は分雜細物人を羞めんと欲し或は不評を得しめんと欲し或は困惑せしめんと欲して受具人を嫌譏し或は罵るは波逸提なり。

二　如法羯磨に如法羯磨想にて嫌罵するは波逸提なり、如法羯磨に疑想にて嫌

罵するは波逸提なり、如法羯磨に非法羯磨想にて嫌罵するは波逸提なり。未受
具戒人を嫌譏し或は罵るは突吉羅なり、僧衆によりて選定せられざる受具戒人
なる分房舍人或は……を困惑せしめんと欲して受具戒人或は未受具戒人を嫌
39 譏し或は罵れば突吉羅なり、僧衆によりて選定され或は選定されざる未受具戒
人の分房舍人或は…… 困惑せしめんとて受具戒人或は未受具戒人を嫌譏し或
は罵れば突吉羅なり。 非法羯磨に如法羯磨想なるは突吉羅なり、非法羯磨に疑
想なるは突吉羅なり、非法羯磨に非法羯磨想なるは不犯なり。

三 事實愛により、瞋により、癡により、怖によりてなすを嫌譏する、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 一四

一―一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘寒時に於て露地に臥具を敷きて日光に浴し、食時を告げられて出で行くに臥具を収めず又收めしめず、人に依賴せずして去れり。 臥具[爲に]雨に濡れたり。 諸比丘の

中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ諸比丘は露地に臥具を敷き出で行くにこれを收めず、收めしめず、人に依頼せずして去るや、臥具(爲に)濡る」と。かくて諸比丘…乃至…白せり…乃至…「諸比丘、比丘等は實に露地に…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も僧伽の臥床椅子若しくは臥褥若しくは坐褥を露地に敷き又は人をして敷かしめ、退出の際それを收めず、人をして收めしめず又他に依頼せずして出て行かば波逸提なり」と。

是の如く世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

二　その時諸比丘露地に住して食時の爲に臥具を收めたり、世尊はかの比丘等の食時の爲に臥具を收むるを見給ひ、この因縁によりて說法をなしたまひ諸比丘に告げたまへり、「諸比丘、八ヶ月雨降らざる時に於ては天幕の下或は樹下[40]の烏或は鷹の防げざる所に於ては臥具を敷置することを聽す」と。

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「僧伽の」とは僧園に施與されたるものなり。

「臥床」とは四種の臥床あり、卽ち⑮波摩遮羅伽脚、文蹄脚、句利羅脚、阿遏遮脚なり。「椅子」とは四種の椅子あり、卽ち波摩遮羅伽脚、文蹄脚、句利羅脚、阿遏遮脚なり。「臥褥」とは五種の臥褥あり、卽ち毛臥褥、布臥褥、樹皮臥褥、草臥褥、樹葉臥褥なり。「坐褥」とは樹皮製のもの、ウシーラ製のもの、或はムンヂャ草製のもの、或はバッバヂャ草製のものの等にて內に包み込みて結べるものなり。「敷きて」とは自ら敷きてなり。「敷かしめて」とは他人に敷かしめてなり。未受具の人に敷かしめ〔て收めざれ〕ば彼自身に罪となり、受具の人に敷かしめば敷きし人罪となる。「退出の際それを收めず」とは自ら收めざるなり。「收めしめず」とは他人に收めしめざるなり。「他に依賴せずして出で行く」とは比丘或は沙彌或は淨人に依賴せずして中人の擲石所及所に行けば波逸提なり。

二　僧伽物に僧伽物想にて露地に敷き或は敷かしめて退出の際それを收めず或は他人をして收めしめず又他に依賴せずして出で行けば波逸提なり。僧伽

物に疑想にて…乃至…僧伽物に私物想にて露地に……出で行けば波逸提なり。チミリカ布、外套、敷物、蓙、獸皮、足拭、板座等を露地に……出で行けば突吉羅なり。私物に僧伽物想なるは突吉羅、私物に疑想なるは突吉羅、私物に私物想なるは他人の物なれば突吉羅、自己の物なれば不犯なり。

三　收めて出で行く、他に收めしめて出で行く、他に依賴して出で行く、日に干して出で行く、何等かの障難ある時、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

41

波逸提　一五

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時十七群比丘は朋黨なりき。彼等は住する時も共に住し往く時も共に往けり。彼等或る僧伽の精舍中に臥具を敷きて去るに際しそれを收めず、又人をして收めしめず、他に依賴せずして出で行けり。坐臥具〔爲に〕蟻に噛まれたり。諸比丘の中少欲なるものは……非難せり、「何ぞ十七群比丘は僧伽の精舍に臥具を敷き、去るに際してそれを收めず又收めしめず他に依賴せずして出で行くや、坐臥具爲に蟻に噛まる」と。

かくてかの諸比丘……白せり…乃至…「諸比丘、實に十七群比丘は僧伽の精舍中に……收めず又收めしめず、他に依賴せずして出で行き……嗡まるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ彼の愚人等僧伽の精舍中に……嗡まる、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も僧伽の精舍中に臥具を敷き又は人をして敷かしめ、退出に際しそれを收めず、人をして收めしめず、又他に依賴せずして出て行かば波逸提なり」と。

二—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「僧伽の精舍」とは僧伽に施されたるものなり。

「臥具」とは臥褥、チミリカ布、外套、敷物、蓙、獸皮、尼師壇、毛氈、莚、葉座なり。

「敷きて」とは自ら敷きてなり。「敷かしめて」とは他人に敷かしめてなり。

「退出の際それを收めず」とは自ら收めざるなり。「收めしめず」とは他人に收めしめざるなり。「他に依賴せずして出で行く」とは比丘或は沙彌或は淨人に依賴

42 せざれば、有籬の僧園なれば籬を超ゆれば波逸提なり、無籬の僧園なれば擲石所及所を超ゆれば波逸提なり。

二　僧伽物に僧伽物想にて臥具を敷き或は敷かしめて退出に際しそれを収めず他人をして収めしめず、或は他に依頼せずして出で行けば波逸提なり。僧伽物に疑想にて臥具を……出で行けば波逸提なり。僧伽物に私物想にて臥具を……出で行けば波逸提なり。

精舍の擲石所及所内に或は集會堂に或は天幕内、或は樹下に臥具を……出で行けば突吉羅なり。寢臺或は椅子を精舍或は精舍の擲石所及所内に或は天幕内或は樹下に敷き或は敷かしめて……出で行けば突吉羅なり。私物に僧伽物想なるは突吉羅なり、私物に疑想なるは突吉羅なり、私物に私物想なるは他人の物なれば突吉羅、自己の物なれば不犯なり。

三　収めて出で行く、他に収めしめて出で行く、他に依頼して出で行く、何等かの障難ある時、〔直に歸らんと〕望みて行きそこに止まりて〔使を送り〕依頼する、〔これに〕何等かの妨難者ある時、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　一六

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘〔先に至りて取り〕好床を妨げたり。長老比丘〔後に來りてこれを取り彼等を〕驅出せり。その時六群比丘謂へらく、「我等如何なる方便を用ひてこゝにて安居に入らん」と。かくて六群比丘は長老比丘の間に押し入りて床を展べ「窮屈に感ずるものは去るべし」となせり。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ六群比丘は長老比丘の間に押し入りて床を展ぶるや」と。かくて彼の諸比丘……白せり…乃
43 至…「諸比丘、汝等實に長老……展ぶるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ長老……展ぶるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も僧伽の精舍中にて知りて先著比丘の〔床〕間に入りて床を展べ、『窮屈に感ずる者は去るべし』となす、この理由にて作し、他の義にあらざれば波逸提なり」と。

二一　「何れの」とは：乃至：。

「僧伽の精舍」とは僧伽に施與されたるものなり。

「知りて」とは長老なるを知り、病者なるを知り、僧に施與されたる〔僧物なる〕を知るなり。

「間に入りて」とは中に這入りてなり。

「床を展ぶ」とは寢臺或は椅子或は入口或は出口の近くに床を展べ或は展べしむれば突吉羅なり、それに坐臥すれば波逸提なり。

「この理由にて作し他の義にあらず」とは他の何等かの理由にあらずして床を展べんと間に割り込むなり。

二　僧伽物に僧伽物想にて割り込みて床を展ぶれば波逸提なり、僧伽物に疑想にて割り込みて床を展ぶれば波逸提なり、僧伽物に私物想にて割り込みて床を展ぶれば波逸提なり。寢臺、椅子、入口、出口の近く以外に床を展べ又は展べしむるは突吉羅なり、その上に坐臥するは突吉羅なり。精舍の近く或は集會堂或は天幕內或は樹下或は露地に床を展べ或は展べしむれば突吉羅なり、その上に坐

臥すれば突吉羅なり。私物に僧伽物想なるは突吉羅、私物に疑想なるは突吉羅、私物に私物想なるは他人のものなれば突吉羅、自己のものなれば不犯なり。

三 病氣にて入る、寒熱の爲に苦しみて入る、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 一七

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時十七群比丘は「我等はこゝにて安居に入らん」とて附近なるある大精舍を修治せり。六群比丘は十七群比丘の精舍を修治せるを見てかく言へり、「友、かの十七群比丘は精舍を修治す、いで彼等を去らしめん」と。一人言はく、「友、修治の間待つべし、修治已りて去らしめん」と。かくて「修治已り」六群比丘は十七群比丘に言へり、「友、去れ、この精舍は我等に屬す」。「友、先に告ぐべきに非ずや、然らば我等は他の精舍を修治すべし」。「友、これ僧伽の精舍ならずや」。「然り、友、僧伽の精舍なり」。「去れ、友、この精舍は我等に屬す」。「友、これ大精舍なり、汝等も住せ、我等も亦住せ

ん」。「去れ、汝等、この精舍は我等に屬す」とて瞋り喜ばずして首を捉へて「彼等を」牽き出せり。彼等は牽き出されつゝ泣き叫べり。諸比丘かく言へり、「友、汝等何が故に泣き叫ぶや」。「友、この六群比丘瞋り喜ばずして我等を僧伽の精舍より牽き出す」と。

諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は瞋り喜ばずして比丘を僧伽の精舍より牽き出すや」と。かくて諸比丘……白せり…乃至…「諸比丘、汝等實に瞋り……牽き出すや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ瞋り……牽き出すや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

45 **何れの比丘と雖も瞋り喜ばずして比丘を僧伽の精舍より牽き出し又は牽き出さしむれば波逸提なり**」と。

二—一「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「比丘を」とは他の比丘をなり。

「瞋り喜ばずして」とは滿足せず激動し不滿なることなり。

「僧伽の精舍」とは僧伽に施與されたるものなり。

「牽き出す」とは內房にて捉へ表口に牽き出せば波逸提なり、表口にて捉へ外へ牽き出せば波逸提なり、一牽して多室の戶を越さしむれば(一)波逸提なり。「牽き出さしむ」とは他に命ずれば突吉羅、一室を(出すを)命ぜられて多室の戶を越さしむれば(一)波逸提なり。

二　僧伽物に僧伽物想にて瞋り喜ばずして牽き出し又は牽き出さしむれば波逸提なり、僧伽物に疑想にて瞋り……牽き出さしむれば波逸提なり、僧伽物に私物想にて瞋り……牽き出さしむれば波逸提なり。

彼の資具を牽き出し又は牽き出さしむれば突吉羅なり。精舍の近く、或は集會堂或は天幕內或は樹下或は露地より牽き出し又は牽き出さしむれば突吉羅なり、(そこより)彼の資具を牽き出し又は牽き出さしむれば突吉羅なり。未受具者を精舍或は精舍の近く……露地より牽き出し若しくは牽き出さしむれば突吉羅なり、彼の資具を牽き出し又は牽き出さしむれば突吉羅なり。

私物に僧伽物想なるは突吉羅、私物に疑想なるは突吉羅、私物に私物想なるは

他人のものなれば突吉羅、自己のものなれば不犯なり。

三　犯戒者を牽き出し又は牽き出さしむ、彼の資具を〔……〕出さしむ、癡狂者を〔……〕出さしむ、彼の資具を〔……〕、闘諍をなすもの、諍亂をなすもの、争論をなすもの、論議をなすもの、僧伽に紛諍を起すものを〔……〕、彼の資具を〔……〕、門弟又は弟子の不如法行なるを〔……〕、彼の資具を牽き出し又は牽き出さしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　一八

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時二比丘僧伽精舍の46階上にて一は下に住し一は上に住せり。階上の比丘脱脚床に烈しく坐し、床の脚〔天井を〕貫きて下に住せる比丘の頭を傷つけたり。彼の比丘痛み叫べり。諸比丘走りよりて彼の比丘に言へり、「友、汝何が故に痛み叫べるや」と。かくて彼の比丘諸比丘にかの事を語れり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘僧伽精舍の階上にて脱脚床に烈しく坐するや」と。かくて諸比丘……白

せり…乃至…「比丘、汝實に僧伽……坐するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ僧伽……坐するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も僧伽精舍中階上にて[16]脱脚床又は脱脚椅子に[17]坐し又は臥すれば波逸提なり」と。

二—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「僧伽精舍」とは僧伽に施與されたるものなり。

「階上」とは中人が「天井にて」頭を打たざるなり。

「脱脚床」とは脚をはめこみて立てるものなり。

「脱脚椅子」とは脚をはめこみて立てるものなり。

「坐し」とはそれに坐すれば波逸提なり。

「臥すれば」とはそれに臥すれば波逸提なり。

二 僧伽物に僧伽物想にて階上にて脱脚床又は脱脚椅子に坐し或は臥すれば波逸提なり。僧伽物に疑想にて…乃至…僧伽物に私物想にて……或は臥すれ

ば波逸提なり。私物に僧伽物想なるは突吉羅、私物に疑想なるは突吉羅、私物に私物想なるは他人のものなれば突吉羅、自己のものなれば不犯なり。

三　階上に非ざる時、頭のつかへる所にて、階下は〔比丘の〕使用せざるものなる時、床板(ゆか)の重ねられてある時、〔脚の端に〕栓をさせるものなる時、そこに立ち手をかけ若しくは倚懸る時は不犯なり、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　一九

一　その時佛世尊は憍賞彌國(コーサンビー)、瞿師羅園(ゴーシターラーマ)に在しき。その時具壽闡陀(チャンナ)の檀越なる大臣闡陀の爲に精舍を作らしめたり。その時具壽闡陀は已に成就せる精舍を再三葺かしめ再四塗らしめたり。〔爲に〕重壓して精舍は倒れたり。かくて具壽闡陀は草木を集めんとし一婆羅門所有の麥畑を踏み荒せり。かくてかの婆羅門譏嫌非難せり、「何ぞ諸大德は我が麥畑を踏み荒すや」と。諸比丘かの婆羅門の譏嫌非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる……非難せり、「何ぞ具壽闡陀は成就せる精舍を再三葺き再四塗るや、爲に重壓して精舍倒る」と。かくて彼

の諸比丘……白せり…乃至…「闡陀、汝實に成就せる……倒るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ成就せる……倒る、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

比丘大精舍を作る時は[18]横木を堅備する爲又窓を裝置する爲の戸窓所を殘し、〔他の部分を〕作物なき所に任せる比丘は二三重に覆ふことを指示することを得、若しこれを過ぎて〔覆ふことを指示せば作物なき所に任する比丘と雖も波逸提なり」と。

二―一　「大精舍」とは施主ある精舍なり。

「精舍」とは内部を塗れるものあり、或は外部を塗れるものあり、或は内外を塗れるものあり。

「作る」とは自ら作り或は他に作らしむるなり。

「戸窓所を殘し」とは「戸窓の」横木の周圍二肘半なり。

「横木を堅備する爲」とは戸を堅備する爲なり。

「窓を裝置する爲」とは通風の裝置の爲にして白色黑色赤色を塗り、華鬘の飾り、

曼草の飾り、摩竭魚の齒の飾り、布切の飾りをなすなり。
[48]「作物なき所に住せる比丘は二三重に覆ふことを指示し得」とは、作物とは七穀七菜なり。若し作物ある所に住せる比丘指示せば突吉羅なり。[19]縦覆する時は二覆を指示し第三覆を命じて去るべし。横覆する時は二覆を指示し第三覆を命じて去るべし。

「若しこれを過ぎて指示せば作物なき所に住する比丘と雖も」とは煉瓦にて覆ふ時は一一の煉瓦に波逸提なり、粘土にて覆ふ時は一一の土塊に波逸提なり、草にて覆ふ時は一一の束に波逸提なり、木葉にて覆ふ時は一一の葉に波逸提なり。

二　二三重以上覆ひて過想にて指示すれば波逸提なり、二三重以上覆ひて疑想にて指示すれば波逸提なり、二三重以上覆ひて以下想にて指示すれば波逸提なり。二三重以下の覆に過想なるは突吉羅、二三重以下の覆に疑想なるは突吉羅、二三重以下の覆に以下想なるは不犯なり。

三　二三重に覆ふ、二三重以下に覆ふ、山窟、石房、草房に於て、他人の爲に作る、自己の財によりてなす、〔自己の〕住屋を除き〔公衆的のものは〕凡て不犯なり、癡狂者、最

初の犯行者は不犯なり。

波逸提　二〇

一　その時佛世尊は阿羅毘邑の阿伽羅婆塔廟に在しき。その時阿羅毘の諸比丘修治をなし知りて蟲を含める水を草或は土の上に撒布し又は撒布せしめたり。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ阿羅毘の比丘は知りて蟲を含める水を……又撒布せしむるや」と。かくて彼の諸比丘……白せり…乃至…「諸比丘、汝等實に知りて蟲を含める水を……又撒布せしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ知りて蟲を含める水を……又撒布せしむるや[49]、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も知りて有蟲水を草又は土の上に澆ぎ若しくは澆がしむれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「知りて」とは自ら知り、或は他人が彼に告げ知らすなり。「澆ぐ」とは自ら澆げば波逸提なり。「澆がしむ」とは他に命ずれば波逸提なり、一度命ぜられて屢々澆ぐは〔一〕波逸提なり。

二　有蟲水に有蟲水想にて草又は土に澆ぎ或は澆がしむれば波逸提なり、有蟲水に疑想にて……澆がしむれば突吉羅なり、有蟲水に無蟲水想にて……澆がしむれば不犯なり。無蟲水に有蟲水想なるは突吉羅、無蟲水に疑想なるは突吉羅、無蟲水に無蟲水想なるは不犯なり。

三　不識者、無念者、無知者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第二草木品

その攝頌

草木、異語、嫌譏、退出による彼の二戒
先著、牽出、脫脚床、戶窓、有蟲水

波逸提　二一

Pācittiya 21–30 波逸提二一〜三〇

SC：Bhikkhu Vibhaṅga, Pācittiya 21: *Ovāda*

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時長老諸比丘は諸比
丘尼を教誡して衣服、飲食、臥具、病資具たる藥資具を得居れり。時に六群比丘思
惟すらく、「友、長老諸比丘は諸比丘尼を教誡して衣服——藥資具を得、いざ友、
我等も亦諸比丘尼を教誡せん」と。かくて六群比丘は諸比丘尼の前に到りてか
50 く言へり、「諸姉、我等の許に來れ、我等亦教誡せん」と。かくて彼の諸比丘尼は
六群比丘の許に到りて彼等を禮して一方に坐せり、その時六群比丘は諸比丘尼
に説法をなすこと少なく俗語をなして日を過し、「諸姉往け」とて去らしめたり。
時にかの諸比丘尼世尊の御許に到り敬禮して一方に立てり。一方に立てる諸
比丘尼に世尊はかく曰（のたま）へり、「諸尼、教誡は滿足なりしや」。「世尊、教誡はいか
でか滿足なるべき、六群諸師は説法すること少なく……去らしめたり」と。時に
世尊は彼の諸比丘尼に説法をなし給ひて踊躍歡喜せしめたまへり。かくて諸
比丘尼は世尊の説法によりて踊躍歡喜して世尊を禮し右遶して去れり。時に
世尊この因緣によりて比丘僧を集めしめて六群比丘に問ひたまへり、「諸比丘、
汝等實に諸比丘尼に説法すること……去らしめしや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵

責したまへり、「愚人、汝等何ぞ諸比丘尼に說法すること…… 去らしむるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…呵責したまひて說法をなし諸比丘に告げたまへり、「諸比丘、教誡比丘尼人を選任することを定む、諸比丘、當に是の如く選任すべし、先づ一比丘に請ふべし、請ひ已りて聰明堪能なる一比丘僧伽に唱言すべし——

大德僧聽きたまへ、若し僧時機可ならば僧は某甲比丘を教誡比丘尼人として選任せん、これ提議なり。

大德僧聽きたまへ、僧は某甲比丘を教誡比丘尼人として選任す、諸大德中某甲比丘を教誡比丘尼人として選任するを忍ずるものは…… 說きたまへ。

二度この事を言はん…乃至…三度この事を言はん、大德僧…… 說きたまへ。

僧は某甲比丘を教誡比丘尼人として選任せり、僧は忍じたまへり…… 我了解す」と。

51 その時世尊無數の方便もて六群比丘を呵責したまひ、身を保つこと惡しく…乃至…「諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も〔僧伽より〕選任されずして比丘尼を敎誡すれば波逸提なり」と。

是の如く世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

二　その時長老諸比丘選任せられて比丘尼を敎誡し同じく衣服、飲食、臥具、病資具たる藥資具を得居れり。六群比丘かく謂へり、「友、長老諸比丘は選任せられて比丘尼を敎誡し同じく衣服、飲食、臥具、藥資具を得、いざ友、我等も界外に往きて互に敎誡比丘尼人として選任し比丘尼を敎誡せん」と。かくて六群比丘は界外に往きて互に敎誡比丘尼人として選任し比丘尼に近づきてかく言へり、「諸姉、我等も亦選任せられたり、我等の許にも來れ、我等敎誡せん」と。かくて彼の諸比丘尼…〔一に同じ〕…呵責したまひて說法をなし諸比丘に曰へり、「諸比丘、八法を具する比丘を敎誡比丘尼人として選任するを聽す、卽ち(一)持戒者なる、(二)波羅提木叉の律儀により身を攝して住す、(三)威儀を具足する者、(四)少罪にも怖を懷く者、(五)學處に於て堅く執持して學ぶ、(六)多聞なる、(七)聞けるを憶持し積集する者、(八)諸法の初も善く中も善く後も善く義を具し文を具し、純一完具淸淨なる梵行

を稱說せる如き、是の如き諸法を多く聞き、[20]憶持し、語を以て積み、意を一處に集注して觀、正見を以てよく了解し、二部の波羅提木叉を詳に暗誦し、條文に隨ひてよく分別說示決斷し、音聲言語善く、諸比丘尼に善く愛喜せられ、比丘尼を敎誡するに堪え、出家して袈裟を著せる者の爲に制せられたる世尊の重法を曾て犯さず、二十夏若しくは二十夏を過ぐるものなり。諸比丘、この八法を具する比丘を敎誡比丘尼人として選任することを聽す」と。

52 **三―一** 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「選任されずして」とは白四羯磨によりて選任せられざるなり。

「比丘尼」とは二部の僧中に於て受具せるものなり。

「敎誡すれば」とは八重法を以て敎誡すれば波逸提なり、他の法を以て敎誡すれば突吉羅なり、一部の僧により受具せるを敎誡すれば突吉羅なり。

彼の選任されし比丘は、房舍を淸掃し飲料水用水を辨具し坐床を備へしめ同伴比丘を伴ひて坐すべし、諸比丘尼はそこに到り、彼の比丘を禮して一方に坐すべし、かの比丘問ふべし、「諸師、衆參集和合せりや」と、若し「尊師、我等參集和合

せり」と言はゞ、「諸姉、八重法をよく誦するや」と問ふべし、若し「尊師よく誦す」と言はゞ、「これ教誡なり」と説示すべし。若し「尊師、よく誦せず」と言はゞ教誡すべし――

(一)受具後百歳を經たる比丘尼と雖も今日受具せる比丘を敬禮、起迎、合掌、應待すべし、この法を恭敬、尊重、讃歎して終生犯すことなかるべし。(二)比丘尼は比丘の住せざる住院内に安居すべからず、この法を……犯すことなかるべし。(三)半月毎に比丘尼は比丘僧伽より二種の法を請ふべし、卽ち布薩日を問ふこと及び教誡を受くることとなり、この法を……犯すことなかるべし。(四)安居を竟りたる比丘尼は二部の僧中にて三事によりて自恣を受くべし、卽ち若は見若は聞若は疑なり、この法を……犯すことなかるべし。(五)重法を犯せる比丘尼は二部の僧中にて半月摩那埵（マーナッタ）を行ずべし、この……犯すことなかるべし。(六)二年間六法を學習する式叉摩那（シッカマーナー）は二部の僧中にて受具を請ふべし、この……犯すことなかるべし。(七)何等の理由によりても比丘尼は比丘を罵詈誹謗すべからず、この……犯すことなかるべし。(八)今日より以後比丘尼の比丘に對する言路は閉され而

も比丘の比丘尼に對する言路は閉されず、この……犯すことなかるべし」と。
若し「尊師、我等参集和合せり」と言ふに他の法を説けば突吉羅なり。若し「尊師、我等和合せず」と言ふに八重法を説けば突吉羅なり。教誡を與へずして他の法を説けば突吉羅なり。

53 二　非法羯磨に非法羯磨想にて、非和合比丘尼衆を非和合想にて教誡すれば波逸提なり。非法羯磨に非法羯磨想にて、非和合比丘尼衆を疑想にて教誡すれば波逸提なり。非法羯磨に非法羯磨想にて、非和合比丘尼衆を和合想にて教誡すれば波逸提なり。

非法羯磨に疑想にて、非和合比丘尼衆を非和合想にて教誡すれば……疑想にて教誡すれば……和合想にて教誡すれば波逸提なり。

非法羯磨に如法羯磨想にて、非和合比丘尼衆を非和合想にて教誡すれば……疑想にて教誡すれば……和合想にて教誡すれば波逸提なり。

非法羯磨に非法羯磨想にて、和合比丘尼衆を非和合想にて教誡すれば……疑想にて教誡すれば……和合想にて教誡すれば波逸提なり。

非法羯磨に疑想にて、和合比丘尼衆を非和合想にて教誡すれば……疑想にて教誡すれば……和合想にて教誡すれば波逸提なり。

非法羯磨に如法羯磨想にて、和合比丘尼衆を非和合想にて教誡すれば……疑想にて教誡すれば……和合想にて教誡すれば波逸提なり。

如法羯磨に非法羯磨想にて、非和合比丘尼衆を非和合想にて教誡すれば……疑想にて教誡すれば……和合想にて教誡すれば突吉羅なり。

如法羯磨に疑想にて非和合……突吉羅、如法羯磨に如法羯磨想にて非和合……突吉羅なり。

如法羯磨に非法羯磨想にて和合……突吉羅、如法羯磨に疑想にて和合……突吉羅、如法羯磨に如法羯磨想にて和合比丘尼衆を非和合想にて教誡すれば突吉羅なり、……疑想にて教誡すれば突吉羅なり、……和合想にて教誡すれば不犯なり。

三　讀誦を與へ、質問を與へ、「尊師、　說き給へ」と言はれて說示し、質問を問ひ、質問を問はれて答へ、他人の爲に說けるを比丘尼聞き、式叉摩那の爲、沙彌尼の爲に

説くは不犯なり、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 二三

54

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時長老諸比丘は順次比丘尼を教誡せり。時に具壽周利槃特(チューラパンタカ)は比丘尼を教誡するの順となれり。諸比丘尼かく言へり、「今日の教誡は滿足ならざるべし、尊師周利槃特はかの一偈を繰返し繰返し説くべし」と。かくて諸比丘尼は具壽周利槃特の許に到りて禮拜して一方に坐せり。一方に坐せる諸比丘尼に周利槃特はかく言へり、「諸姉、衆滿ち和合せるや」。「尊師、我等衆滿ち和合せり」。「諸姉、八重法をよく誦するや」。「尊師、我等よく誦す」。「諸姉、これ教誡なり」と説きてこの偈を繰返し繰返して説けり——

「心高くして放逸することなく

聖人の智慧の道を學ぶもの

かくの如き心靜まり常に念あるものには

苦惱あることなし」と。

諸比丘尼はかく言へり、「我等『今日の敎誡こそ善からざるべし、尊師周利槃特は諸比丘尼のこの譬話を聞けり。かくて具壽周利槃特は空中に飛翔し虚空中に歩み立ち坐し臥し又は隱れ焰を放ち消失し、かの一偈を說き又他の多くの佛語を說けり。諸比丘尼はかく言へり、「實に希有なり、實に未曾有なり、尊師周利槃特の如き善き敎誡は曾て我等になし」と。時に具壽周利槃特は日暮に至るまでかの比丘尼を敎誡して「諸姉、往け」とて去らしめたり。かくてかの諸尼は城門附近にて城外に止まり翌朝に至りて城中に入れり。諸人「これを見」譏嫌非難せり、「この諸比丘尼は非梵行者なり、僧園中に比丘と共に留まり今城中に入る」と。諸

55 比丘かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ具壽周利槃特は日沒後に比丘尼を敎誡するや」と…乃至…「周利槃特、汝實に日沒後に比丘尼を敎誡するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「周利槃特、汝何ぞ……敎誡するや、周利槃特、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…

諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し選任せらると雖も日沒後に諸比丘尼を敎誡すれば波逸提なり」と

二—一　「選任さる」とは白四羯磨によりて選任さるゝなり。

「日沒後に」とは日の沈める時になり。

「比丘尼」とは二部の僧中にて受具せるを言ふ。

「敎誡すれば」とは八重法或はその他の法をもつて敎誡すれば波逸提なり。

二　日沒に日沒想にて敎誡すれば波逸提なり、日沒に疑想にて敎誡すれば波逸提なり、日沒に非日沒想にて敎誡すれば波逸提なり。一部にて受具せるを敎誡すれば突吉羅なり。非日沒に日沒想なるは突吉羅なり、非日沒に疑想なるは突吉羅、非日沒に非日沒想なるは不犯なり。

三　讀誦を與へ、質問を與へ、「尊師、說き給へ」と言はれて說き、質問を問ひ、質問を問はれて答へ、他人の爲に說けるを比丘尼聞き、式叉摩那の爲、沙彌尼の爲に說くは不犯なり、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 二三

一 その時佛世尊は釋迦(サッカ)國迦毘羅衛(カピラヴァットゥ)城尼拘律樹園(ニグローダーラーマ)に在しき。その時六群比丘は比丘尼の住處に到り、六群比丘尼を教誡せり。諸比丘尼は六群比丘尼にかく
56 言へり、「諸姉、我等今教誡に往かん」と。「諸姉、我等も今教誡の爲に往かんと欲す、尊師六群比丘はこゝにて我等を教誡す」と。諸比丘尼……非難せり、「何ぞ六群比丘は比丘尼の住處に到りて比丘尼を教誡するや」と。時にかの諸比丘尼諸比丘にこの事を語れり。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ六群比丘は比丘尼の住處に……教誡するや」と……乃至……「諸比丘、汝等實に……教誡するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ……教誡するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も比丘尼の住處に到りて比丘尼を教誡すれば波逸提なり」と。

是の如く世尊により諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

二　その時摩訶波闍波提瞿曇彌（マハーパヂャーパティゴータミー）病めり。長老諸比丘摩訶波闍波提瞿曇彌の許に到りてかく言へり、「瞿曇彌、堪え得るや否や、過し得るや否や」。「尊師、我堪え得ず、過し得ず、やよ尊師、法を說き給へ」。「大姉、比丘尼の住處に到りて比丘尼の爲に法を說くは如法に非ず」とて畏愼して說かざりき。

時に世尊晨朝下衣を著け、外衣と鉢とを持して摩訶波闍波提瞿曇彌の許に到りたまひ、設けの座に著き給へり。坐したまへる世尊は瞿曇彌にかく曰へり、瞿曇彌、汝堪え得るや否や、過し得るや否や」。「尊師、前には長老諸比丘我が爲に來りて法を說けり、この故に我安樂なりき、然るに今や世尊により制せられたりとて畏愼して說かず、この故に我に安樂あることなし」と。時に世尊摩訶波闍波提瞿曇彌に說法をなしたまひ……踊躍せしめて座より立ちて去り給へり。かくて世尊この因緣によりて說法したまひ諸比丘に告げたまへり、「諸比丘、比丘尼の住處に到りて病比丘尼を教誡することを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

57 **何れの比丘と雖も比丘尼の住處に到りて諸比丘尼を教誡すれば因緣を除**

き波逸提なり、茲に因縁とは比丘尼の病める時、これ茲に言ふ因縁なり」と。

三―一　「何れの」とは……　意味さるゝ比丘なり。

「比丘尼の住處」とは比丘尼が一夜にても住せし所を言ふ。

「到りて」とは其處に行きてなり。

「比丘尼」とは二部の僧中にて受具せるを言ふ。

「教誡すれば」とは八重法をもつて教誡すれば波逸提なり。

「因縁を除き」とは因縁を除外するなり。

「病める」とは比丘尼が教誡或は共住に行くこと不可能なるを言ふ。

二　受具者に受具者想にて比丘尼住處に到り因縁なくして教誡すれば波逸提なり、受具者に疑想にて……　教誡すれば波逸提なり、受具者に未受具者想にて……教誡すれば波逸提なり。　他の法をもつて教誡すれば突吉羅なり、一部の僧中に受具せる者を教誡すれば突吉羅なり、未受具者に受具者想なるは突吉羅なり、未受具者に疑想なるは突吉羅なり、未受具者に未受具者想なるは不犯なり。

三　因縁の時、讀誦を與へ、質問を與へ…〔波逸提・二二、二―三に同じ〕…最初の犯行者は

不犯なり。

波逸提　二四

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時長老諸比丘比丘尼を教誡して衣服、飮食、臥具、病資具たる藥資具を得居れり。六群比丘かく言へり、「長老諸比丘の比丘尼を教誡するは法を恭敬する爲に非ず、利養の爲に長老諸比丘は比丘尼を教誡するなり」と。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ 58 六群比丘は是の如く言ふや、『長老諸比丘の……教誡するなり』と……乃至……「諸比丘、汝等實に是の如く言ふや、『長老諸比丘の……教誡するなり』と」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ是の如く言ふや、『長老諸比丘の……教誡するなり』と、愚人、これ未信者を信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も是の如く言はゞ、『長老諸比丘は利養の爲に諸比丘尼を教誡す』と、波逸提なり」と。

二一一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「利養の爲に」とは衣服の爲、飲食の爲、臥具の爲、病資具たる藥資具の爲、敬重の爲、名聞の爲、尊敬の爲なり。

「是の如く言へば」とは僧衆によりて差遣せられたる受具の教誡比丘尼人を惡口せんと欲し罵らんと欲し困惑せしめんと欲して斯く言ふ、「衣服の爲……尊敬の爲に教誡す」と言はゞ波逸提なり。

二 如法羯磨に如法羯磨想にて斯く言はゞ波逸提なり、如法羯磨に疑想にて斯く言はゞ波逸提なり、如法羯磨に非法羯磨想にて斯く言はゞ波逸提なり。僧衆によりて教誡比丘尼人として差遣せられざる受具者を惡口し罵り困惑せしめんとて斯く言ふ、「衣服の爲……尊敬の爲に教誡す」と言はゞ突吉羅なり。僧衆によりて教誡比丘尼人として差遣し或は差遣せられざる未受具の者を惡口し……言はゞ突吉羅なり。非法羯磨に如法羯磨想なるは突吉羅なり、非法羯磨に疑想なるは突吉羅なり、非法羯磨に非法羯磨想なるは不犯なり。

三 事實によりて衣服の爲に……尊敬の爲に教誡するを言ふは不犯なり、癡狂

者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 二五

一 その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘〔常に〕舍衛城中の或る町にて乞食を行ぜり。一比丘尼も亦かの町にて乞食を行ぜり。かくて比丘はかの比丘尼にかく言へり、「妹、往け、某處にて食與へらるべし」と。かの尼も亦斯く言へり、「尊者、往きたまへ、某處にて食與へらるべし」と。〔かくて〕彼等は屢々相見ることによりて友となれり。時に僧衆に衣服配分されたり。その時かの比丘尼教誡の爲に來りかの比丘の許に到りて彼を禮拜し一方に立てり。一方に立てるかの比丘尼に對ひてかの比丘は斯く言へり、「妹、これ我が配分衣なり、汝受用するや」。「尊師、受用す、我は弊衣をまとふ」と。かくてかの比丘は彼の比丘尼に衣を與へたり。彼の比丘も亦弊衣者となれり。諸比丘かの比丘に斯く言へり、「友、汝の衣を作るべし」と。その時かの比丘諸比丘にかの由を語れり。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ比丘が比丘尼に

衣を與ふるや」と…乃至…「比丘、汝實に比丘尼に衣を與へしや」。「世尊、實なり」。
「汝の親里なるや非親里なるや」。「世尊、非親里なり」。「愚人、非親里の男子は非
親里の比丘尼に對して威儀非威儀淨行非淨行を知らず、愚人、汝何ぞ非親里の
比丘尼に衣を與ふるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝
等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も非親里の比丘尼に衣を與ふれば波逸提なり」と。

世尊により諸比丘の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

二　その時諸比丘畏愼して諸比丘尼に交易衣を與へざりき。諸比丘尼……非
60 難せり、「何ぞ諸師は我等に交易衣を與へざる」と。諸比丘彼の諸尼の……非難
するを聞けり。その時かの諸比丘は……白せり。かくて世尊この因緣により
て說法し諸比丘に曰へり、「諸比丘、五衆に交易衣を與ふるを聽す、卽ち比丘、比
丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼に對してなり、諸比丘、これ等の五衆に交易衣を與ふ
ることを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も非親里の比丘尼に衣を與ふれば交易を除き波逸提なり」

と。

三—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「非親里」とは父母より七世以内に繫がらざるものなり。

「比丘尼」とは二部の僧中にて受具せるものなり。

「衣」とは六衣中の一衣にして淨施すべき最少量（以上）を云ふ。

「交易を除く」とは交換を除外して與ふれば波逸提なり。

二　非親里に非親里想にて衣を與ふれば交易を除き波逸提なり、非親里に疑想にて……非親里に親里想にて……波逸提なり。一部の僧中に受具せる者に衣を與ふれば交易を除き突吉羅なり、親里に非親里想なるは突吉羅なり、親里に疑想なるは突吉羅なり、親里に親里想なるは不犯なり。

三　親里に、交易物、輕物を得て重物を與へ、或は重物を得て輕物を與ふ、比丘尼が親友想にて捉り、暫取想にて捉る、衣を除きて他の資具を與ふ、式叉摩那に、沙彌尼に與ふ、これ等は不犯なり、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　二六

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。時に具壽優陀夷（ウダーイ）は作衣に
61 取りかゝり居れり。一比丘尼具壽優陀夷の許に到りてかく言へり、「尊師、願はくは我が爲に衣を縫ひ給へ」と。かくて具壽優陀夷はかの比丘尼の爲に衣を縫ひて美麗に色染め美しく調へ、その中央に男女交會の像を作りてこれをたゝみて置けり。かの比丘尼優陀夷の許に到りてかく言へり、「大德、かの衣は何處にありや」。「やよ妹、これ衣なり、たゝめる儘に持ち行きて藏し置き比丘尼僧敎誡に往く時この衣を著して比丘尼衆の後より行くべし」と。かくてかの比丘尼はこの衣をたゝめる儘に持ち行き比丘尼僧敎誡に往く時これを著して尼衆の後より行けり。諸人……非難せり、「この諸尼は欺人惡人無耻人なり、實に衣に男女交會の像を出す」と。諸比丘尼かく言へり、「こは誰人の作す所」。「尊者優陀夷の作なり」。「欺人惡人無耻人にとりても是の如きはよからず、況んや尊者優陀夷に對してをや」と。

かくてかの諸尼は諸比丘にこの事を語れり。諸比丘の中少欲なるもの……

非難せり、「何ぞ具壽優陀夷は比丘尼の爲に衣を縫ふや」と…乃至…、「優陀夷、汝實に比丘尼の爲に衣を縫ふや」。「實なり世尊」。「優陀夷、汝の親里なるや、非親里なるや」。「世尊、非親里なり」。「愚人、非親里人は非親里の女に對して威儀非威儀、淸淨不淸淨を知らず、愚人、汝何ぞ非親里の比丘尼の爲に衣を縫ふや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も非親里比丘尼の爲に衣を縫ひ又は縫はしむれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「非親里」とは父母より七世以内に繋がらざるものなり。

「比丘尼」とは二部の僧中に於て受具せるなり。

「衣」とは六種衣中の一衣なり。

62 「縫へば」とは自ら縫ふことにして[21]刺針毎に波逸提なり。「縫はしむれば」とは他に命ずることにして波逸提なり、一度命ぜられて多く縫へば波逸提なり。

二　非親里の爲に非親里想にて衣を縫ひ或は縫はしむれば波逸提なり、非親里に疑想にて……　非親里に親里想にて……　波逸提なり。一部の僧にて受具せる者の爲に衣を縫ひ或は縫はしむれば突吉羅なり。親里に非親里想なるは突吉羅、親里に疑想なるは突吉羅、親里に親里想なるは不犯なり。

三　親里の爲に、衣を除き他の資具を縫ひ或は縫はしむ、式叉摩那の爲に、沙彌尼の爲に縫ふは不犯なり、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　二七

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は比丘尼と豫め約して同道を行けり。諸人……　非難せり、「我等有婦者の散策するが如くかの沙門釋子も比丘尼と共に散策す」と。諸比丘かの諸人の……　非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なるもの……　非難せり、「何ぞ六群比丘は比丘尼と豫め約して同道を行くや」と……乃至……「諸比丘、汝等實に比丘尼と……行くや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ比丘尼と……　行くや、愚人、

これ……誦すべし――

何れの比丘と雖も比丘尼と豫め約して同道を行けば一聚落の間と雖も波逸提なり」と。

是の如く世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

63 二　その時衆多の比丘及び比丘尼沙祇(サーケータ)より舍衞城に向ひて公道を進めり。その時かの諸尼諸比丘にかく言へり、「我等も尊師等と共に行かん」。「妹、比丘尼と豫め約して同道を行くは如法に非ず、汝等先きに行き或は我等先に行かん」。「大德、尊師等は最上人なり、尊師等こそ先きに行き給へ」と。かくて後より行けるかの諸比丘尼の中道に於て劫賊出で〔尼を〕剝ぎ汚せり。時にかの諸尼舍衞城に到り諸比丘尼にこの事を語れり。諸比丘尼は諸比丘に……語れり。諸比丘は世尊に……白せり。時に世尊この因緣によりて說法をなし給ひ諸比丘に日へり、「諸比丘、危險を感じ恐怖あり隊をなして行くべき道に於ては比丘尼と豫め約して同道を行くことを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も比丘尼と豫め約して同道を行けば一聚落の間と雖も因縁を除き波逸提なり、茲に因縁とは危險を感じ恐怖ありて隊をなして行くべき道なる時、これ茲に云ふ因縁なり」と。

三—一　「何れの」とは…… 意味さるゝ比丘なり。

「比丘尼」とは二部の僧中にて受具せるなり。

「共に」とは一所になり。

「豫め約して」とは「妹、我等行かん、尊師、我等行かん」。「尊師、我等行かん、妹、我等行かん」。「今日或は明日或は明後日我等行かん」と豫め約せば突吉羅なり。

「一聚落の間と雖も」とは附近の村落に於ては村落間毎に波逸提なり、村落なき曠野にては半由旬(ヨージャナ)毎に波逸提なり。

「因縁を除き」とは因縁を除外するなり。

「隊をなして行くべき道」とは隊なくしては行き得ざるを云ふ。「危險」とはその道に於て賊の住せる處が見え、食せる處、立てる處、坐せる處、臥せる處の見らるゝなり。「恐怖ある」とはその道に於て賊の爲に人の殺されし者が見え、剝脫されし

者が見え、打たれし者が見えるなり。

怖畏處を行きて無畏處を見れば「諸姉、往くべし」とて去らしむべし。

二　豫約に豫約想にて同道を行けば一聚落の間と雖も因緣を除き波逸提なり。豫約に疑想にて……豫約に非豫約想にて……波逸提なり。比丘約し比丘尼約せざれば突吉羅なり。豫約せざるに豫約想なるは突吉羅、豫約せざるに疑想なるは突吉羅、豫約せざるに非豫約想なるは不犯なり。

三　因緣に於て、豫約せずして行く、比丘尼豫約し比丘豫約せず、約に違して行く、事故の場合、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　二八

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は比丘尼と豫め約して同一船に乘れり。諸人……非難せり、「我等有婦者の船にて遊樂するが如く、かの沙門釋子も比丘尼と共に豫め約し船にて遊樂す」と。諸比丘かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何

ぞ六群比丘は諸比丘尼と豫め約して同一船に乗るや」と……乃至……「諸比丘、汝等實に比丘尼と豫め約して同一船に乗るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ比丘尼と……乗るや、愚人、これ……學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も比丘尼と豫め約して同一船に乗り流を上り或は下らば波逸提なり」と。

是の如く世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

65 二 その時衆多の比丘及び比丘尼沙祇（サーケータ）より舍衛城に向ひて公道を進めり。中途に於て河の渡るべきあり。時にかの諸比丘尼は比丘等にかく言へり、「我等も尊師等と共に渡らん」。「妹、比丘尼と豫め約して同一船に乗るは如法に非ず、汝等先に渡れ、或は我等先に渡らん」。「大徳、尊師等は最上人なり、尊師等こそ先に渡りたまへ」と。かくて後より渡れるかの諸比丘尼を劫賊剝ぎ汚せり。時に彼の諸尼舍衛城に到りて諸比丘尼にこの事を語れり。諸比丘尼は諸比丘に……語れり。諸比丘は世尊に……白せり。時に世尊この因縁によりて説法をなし諸比丘に告げたまへり、「諸比丘、横ぎりて渡る時は比丘尼と豫め約して同

一船に乘ることを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も比丘尼と共に豫め約して同一船に乘り流を上り或は下らば、横ぎりて渡る時を除き波逸提なり」と。

三―一「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「比丘尼」とは二部の僧中にて受具せるなり。

「共に」とは一所になり。

「豫め約して」とは「妹、我等乘らん、尊師、我等乘らん」。「尊師、我等乘らん、妹、我等乘らん」。「今日或は明日或は明後日我等乘らん」と豫め約せば突吉羅なり。

比丘尼の乘れるに比丘乘れば波逸提なり、比丘乘れるに比丘尼乘れば波逸提なり、或は兩者乘れば波逸提なり。

「流を上り」とは河を上るなり。「下る」とは河を下るなり。「横ぎりて渡るを除き」とは横ぎりて渡るを除外するなり。

附近の村落に於ては村落間毎に波逸提なり、村落なき曠野に於ては半由旬毎に波逸提なり。

二　豫約に豫約想にて同一船に乘り流を上り或は下らば横ぎりて渡るを除き波逸提なり。豫約に疑想にて…〔波逸提二七、三—二を見よ〕…不犯なり。

三　横ぎり渡る時、豫め約せずして乘る、比丘尼豫約し比丘は豫約せず、豫約に違して乘る、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

66

波逸提　二九

一　その時佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園に在しき。その時偷蘭難陀比丘尼は一家の特信を得常施食を受く。長老諸比丘かの居士により招食されたり。時に偷蘭難陀比丘尼晨朝下衣を著け、上衣と鉢とを持してかの家に到り、居士に對ひてかく言へり、「居士、何が故にこの多量の硬軟の食を辨ずるや」。「尊姉、我諸長老を招ぜり」。「居士、その長老は何人なりや」。「尊者舍利弗、尊者大目犍連、尊者大迦旃延、尊者摩訶倶稀羅、尊者摩訶劫賓那、尊者摩訶周那、尊者阿那律、尊者離婆多、尊者優波離、尊者阿難、尊者羅睺羅なり」。「居士、卿何ぞ大龍を放置して小徳を請ずるや」。「尊姉、何人かその大龍なりや」、「尊者提婆達多、尊者倶伽利伽、尊者迦

留羅提舍(タモーラカテイッサカ)、尊者騫駄達多(カンダデーギヤー)、尊者三文陀達(サムッダダッタ)なり」と。

偸蘭難陀この冗話惡口をなせる時かの長老諸比丘入り來れり、「居士、實に汝大龍を請ぜり」。「尊姉、汝今尊者等を小德となし、今又大龍となす」とて家より出し又常施食を斷てり。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ提婆達多は知りつゝ比丘尼斡旋せし食を取るや」と…乃至…「提婆達多、汝實に知りて比丘尼の斡旋せし食を取るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ知りて……取るや、愚人、これ……學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も知りつゝ比丘尼の斡旋せし食を取らば波逸提なり」と。

世尊により諸比丘の爲にこの學處は是の如く制せられたり。

二　その時王舍城より出家せる一比丘親里の家に到れり。諸人は「久振りに大德來れり」とて敬重して食を作れり。かの家の特信の比丘尼かの諸人にかく言へり、「賢者、大德に食を供せ」と。時にかの比丘は「世尊知りて比丘尼の斡旋せし食を取るを禁じたまへり」とて畏愼して取らざりき。〔時過ぎ〕行乞すること能はず食を得ざりき。かくてかの比丘僧園に到り諸比丘にこの事を語れり。諸

比丘は……白せり。時に世尊この因緣によりて說法したまひ諸比丘に曰へり、
「諸比丘、在家の前より〔比丘の爲に〕準備せしものは比丘尼の斡旋せし食たるも知りて取ることを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――
何れの比丘と雖も知りつゝ比丘尼の斡旋せし食を取れば在家人の前より〔比丘の爲に〕準備せるものを除き波逸提なり」と。
三―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。
「知りつゝ」とは自ら知り或は他の人彼に告げ或は自ら告ぐるなり。
「比丘尼」とは二部の僧中に受具せるなり。
「斡旋す」とは前より與へんと欲するに非ず、作らんと欲するに非ざる者に對し、尊者は善說法者なり、尊者は多聞者なり、尊者は經師なり、尊者は律師なり、尊者は論師なり、尊者に供せよ、尊者の爲に作れと言ふ、これを斡旋すと名づく。
「食」とは五種の噉食の中いづれか一の噉食なり。
「在家人の前より準備せるものを除き」とは在家人の準備せるを除外するなり。
「在家人の準備せるもの」とは或は親里たり、或は招待され或はもとより準備さ

るゝなり。

在家人の前より準備せるを除き食せんと取れば突吉羅、食咽する毎に波逸提なり。

68 二 幹旋に幹旋想にて食すれば在家人の前より準備せるを除き波逸提なり、幹旋に疑想にて食すれば〔……〕突吉羅なり、幹旋に非幹旋想にて食すれば〔……〕不犯なり。一部の僧にて受具せる尼により幹旋されたるを食すれば〔……〕突吉羅なり。非幹旋に幹旋想なるは突吉羅、非幹旋に疑想なるは突吉羅、非幹旋に非幹旋想なるは不犯なり。

三 在家人の前より準備せるもの、式叉摩那の幹旋せるもの、沙彌尼の幹旋せるもの、五種の噉食を除きたる凡べてのものは不犯なり、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 三〇

一 その時佛世尊は舎衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時具壽優陀夷(ウダーイ)の前婦

比丘尼に出家し居れり。彼の女屢々具壽優陀夷の許に到り、優陀夷も亦屢々彼の尼の許に到れり。時に具壽優陀夷かの尼と共に獨りにて秘密に坐せり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ具壽優陀夷は比丘尼と共に獨りにて秘密に坐するや」と…乃至…「優陀夷、汝實に比丘尼と共に獨りにて秘密に坐するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ比丘尼と共に獨りにて秘密に坐するや、愚人、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘と雖も比丘尼と共に獨りにて秘密に坐せば波逸提なり」と。

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「比丘尼」とは二部の僧中にて受具せるなり。

「共に」とは一所になり。

「獨りにて」とは一比丘と一比丘尼となり。

69 「秘密に」とは見秘密、聞秘密あり、見秘密とは或は目に手をかざすも、眉上げられ頭上げらるゝも見得ざるなり、聞秘密とは常語の聞き得ざるなり。

「坐す」とは比丘尼の坐する側に比丘或は坐し或は臥すれば波逸提なり、比丘の

Pācittiya 31–40 波逸提三一〜四〇

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Pācittiya 31: *Āvasathapiṇḍa*

坐する側に比丘尼坐し或は臥すれば波逸提なり、兩人坐し或は臥せば波逸提なり。

二　秘密に秘密想にて獨り坐すれば波逸提なり、秘密に疑想にて……秘密に非秘密想にて……波逸提なり。非秘密に秘密想なるは突吉羅、非秘密に疑想なるは突吉羅、非秘密に非秘密想なるは不犯なり。

三　何人か有智の陪席者ある、立ちて坐せず、秘密に非らず見らるゝ處、放心して坐す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第三教誡品

その攝頌

不選任、〔日〕沒、〔尼〕住處、利養、與〔衣〕縫〔衣〕、公〔道〕、船、取食、獨、これ十なり

波逸提　三一

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時舍衛城に近く一衆

祉の施食處の食設けられたり。六群比丘晨朝下衣を著し、上衣と鉢とを持して舍衞城に行乞に到り食を得ずして施食處に到れり。諸人「久時にして大德來り給へり」とて敬重して食を供せり。かくて六群比丘は第二日も…乃至…第三日も晨朝下衣を著し……施食處に到りて食を取れり。時に六群比丘思惟すらく、「我等如何にせん、園に到りて明日亦こゝに歸るべし」とてそこに日々住して施食
70 處の食を取れり。〔爲に〕諸外道は去れり。諸人……非難せり、「何ぞ沙門釋子は日々に住して施食を受くるや、彼等のみの爲に施食は設けらるゝに非ず、凡べての沙門に對して施食は設けらるゝなり」と。諸比丘この諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は日々に住して施食處の食を受くるや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に……受くるや」。「世尊、實なり」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ……受くるや、愚人、これ……學處を誦すべし――

施食處に於て一回の食を取るべし、若しそれを過ぎて取れば波逸提なり」と。

世尊により諸比丘の爲にこの學處は是の如く制せられたり。

二　その時具壽舍利弗拘薩羅國に遊行し舍衛城に行かんとし一施食處に到れり。諸人「久時にして大德來りたまへり」とて敬重して食を供せり。時に食を取り巳れる具壽舍利弗に烈しき病起り、かの施食處より去ること能はざりき。かくて諸人翌日も具壽舍利弗にかく言へり、「大德、食したまへ」と。時に具壽舍利弗は「世尊日々に住して施食處の食を受くるを禁じたまへり」とて畏愼して食を取らず、爲に食を斷てり。かくて具壽舍利弗舍衛城に到りて諸比丘にこの事を語れり。諸比丘……白せり。時に世尊この因緣によりて說法したまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、病比丘は施食處の食を屢々取ることを聽す。諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

無病の比丘は一囘の施食處食を取るべし、若しそれを過ぎて取れば波逸提なり」と。

三―一　「無病」とはかの施食處より去り得るなり、病とはかの施食處より去り得ざるなり。

71 「施食處食」とは五種噉食中のいづれかの食にして或は舍內或は天幕內或は樹

下或は露地に不定人の爲に入用なるだけ充分備へおくなり。

無病比丘は一度受食すべし、若しそれを過ぎて受食せんとて取れば突吉羅、食咽する毎に波逸提なり。

二　無病者、無病想にてそれを過ぎて施食處の食を取れば波逸提なり、無病に疑想にて……無病に病想にて……　波逸提なり。　病者、無病想なるは突吉羅、病に疑想なるは突吉羅、病に病想なるは不犯なり。

三　有病者、無病にて一食す、或は道を行く時、或は歸る時（中途にてと行き已れる處にて）食す、施主請待して食す、特定人の爲に設けらゝる時、充分に備へられざる時、五種正食を除き他の凡べての食は不犯なり、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三二

一　その時佛世尊は王舍城、迦蘭陀竹林園に在しき。その時提婆達多は利養と名聞とを失ひて徒衆を擁し諸家に勸化して食を取れり。諸人……　非難せり、「何ぞ沙門釋子は諸家に勸化して食を取るや、何人か好く調理せるを愛せざる、何人

か味好きを喜ばざる」と。諸比丘、諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ提婆達多は徒衆を擁して諸家に勸化して食を取るや」と…乃至…「提婆達多、汝實に徒衆を擁して諸家に勸化して食を取るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ徒衆を擁して諸家に勸化して食を取るや、愚人、これ未信者をして…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

別衆食は波逸提なり」と。

世尊により諸比丘の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

72 二 その時諸人、病比丘を食に招ぜり。比丘等は別衆食は世尊により禁ぜられたりとて畏愼して受けざりき。世尊にこの事を白せり。時に世尊この因縁により説法をなし給ひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、病比丘は別衆食を受くることを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

別衆食は因縁を除き波逸提なり、茲に因縁とは病時、これ茲に云ふ因縁なり」と。

世尊により諸比丘の爲にこの學處は是の如く制せられたり。

三 その時諸人施衣時に於て衣食を共に調へ食を供し衣を施さんとて諸比丘を請ぜり。比丘等は別衆食は世尊によりて禁ぜられたりとて畏愼して受けず、〔比丘の〕衣不足となれり。世尊にこの事を白せり、「諸比丘、施衣時に於ては別衆食を受くるを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

別衆食は因緣を除き波逸提なり、茲に因緣とは病時、施衣時、これ茲に云ふ因緣なり」と。

世尊により諸比丘の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

四 その時諸人作衣の比丘を飲食をもつて請ぜり。比丘等は「別衆食は世尊によりて禁ぜられたり」とて畏愼して受けず、世尊にこの事を白せり、「諸比丘、作衣時には別衆食を受くるを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

別衆食は因緣を除き波逸提なり、茲に因緣とは病時、施衣時、作衣時、これ茲に云ふ因緣なり」と。

世尊により諸比丘の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

73 **五** その時諸比丘諸人と共に通路を行けり。時にかの比丘等諸人にかく言へり、「賢者、少時待て、我等乞食すべし」と。彼等いはく、「大德、こゝにて食を取りたまへ」と。比丘等は「別衆食は世尊によりて禁ぜられたり」とて畏愼して取らざりき。世尊に……白せり、「諸比丘、行路時に於ては別衆食を取るを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

別衆食は因緣を除き波逸提なり、茲に因緣とは病時、施衣時、作衣時、行路時、これ茲に云ふ因緣なり」と。

世尊により諸比丘の爲にこの學處は是の如く制せられたり。

六 その時比丘等諸人と共に船に乘りて行けり。時にかの比丘等諸人にかく言へり、「賢者、少時岸に著けよ、我等乞食すべし」と。彼等いはく、「大德、こゝにて食を取りたまへ」と。比丘等は「別衆食は世尊により禁ぜらる」とて畏愼して取らざりき……「諸比丘、乘船時に於ては別衆食を取るを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

別衆食は因縁を除き波逸提なり、茲に因縁とは病時・施衣時・作衣時・行路時・乘船時、これ茲に云ふ因縁なり」と。

世尊により諸比丘の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

七 その時諸地にて安居を竟れる比丘等世尊に見えんとて王舍城に向へり。諸居士諸地より來れる比丘を見て飮食を施さんと請ぜり。比丘等……畏愼して取らざりき……「比丘等、大衆會時に於ては別衆食を取ることを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

別衆食は因縁を除き波逸提なり、茲に因縁とは病時……乘船時・大衆會時、これ茲に云ふ因縁なり」と。

世尊により諸比丘の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

74 **八** その時摩竭陀國王斯尼耶頻婆沙羅の血縁の者にて邪命外道に出家せるあり。時にかの邪命士、斯尼耶頻婆沙羅王の許に到りて王にかく言へり、「大王、我一切沙門に供養食をなさんと欲す」と。「大德、汝若し佛陀を上首とする比丘僧伽に第一に食を供せんとて作さんと欲せば[なせ]」と。かくてかの邪命士は諸

比丘の許に使を送れり、「諸比丘、明日我が請食を受けたまへ」と。比丘等は「別衆食は世尊により禁ぜられたり」とて畏愼して受けざりき。かくてかの邪命士世尊の許に到り世尊と互に敬禮し親しく禮儀正しき言葉を交はし一方に立てり。一方に立ちてかの邪命士は世尊にかく言へり、「大德瞿曇も出家者なり、我亦出家者なり、出家者が出家者の施食を受くるは相應せり、大德瞿曇明朝比丘僧と共に我が施食を受けたまへ」と。世尊默然としてこれを諾ひたまへり。かくてかの邪命士は世尊の諾ひたまへるを知りて去れり。その時世尊この因緣によりて說法したまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、沙門施食時に於ては別衆食を取ることを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

別衆食は因緣を除き波逸提なり、茲にその因緣とは病時・施衣時・作衣時・行路時・乘船時・大衆會時・沙門施食時、これ茲に云ふ因緣なり」と。

九―一　「別衆食」とは四人〔以上〕の比丘が五種正食中の一をもつて請ぜられ〔共に〕食する時これを別衆食と名づく。

「因緣を除き」とは因緣を除外するなり。

75

「病時」とは足を傷つけたるをも名づく、「病時なり」と〔觀じ〕て食すべし。
「施衣時」とは迦絺那衣式の行はれざる時は雨期後の一ヶ月、迦絺那衣式の行はれたる時は五ヶ月なり、「施衣時なり」とて食すべし。
「作衣時」とは衣を作れる時には「作衣時なり」とて食すべし。
「行路時」とは「我半由旬を行くべし」とて食すべし、往路者食すべく、歸路者も食すべし。
「乘船時」とは「我乘船すべし」とて食すべし、〔流を〕上る者食すべく、下る者食すべし。
「大衆會時」[22]とは二人三人の比丘は乞食を行じて生き得るも第四人が來れば生き得ざるなり、「大衆會時なり」とて食すべし。
「沙門施食時」とは何等かの沙門となれる者食を作るなり、「沙門施食時なり」とて食すべし。
因緣を除き食せんとて取れば突吉羅、食咽する毎に波逸提なり。
二　別衆食に別衆食想にて因緣を除き食すれば波逸提なり、別衆食に疑想にて

……別衆食に非別衆食想にて……波逸提なり。別衆食に非ずして別衆食想なるは突吉羅、別衆食に非ずして疑想なるは突吉羅、別衆食に非ずして別衆食に非ずと想ふは不犯なり。

三　因縁の時、二人三人一人にて食す、乞食を行じて一處に集まりて食す、常施食、籌符食・半月食・布薩食・月旦食・五正食を除き他の一切の食は不犯なり、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三三

一　その時佛世尊は毘舎離(ヹーサーリー)の大林重閣講堂(マハーヴァナクーターガーラサーラー)に在しき。その時毘舎離に於て美味食の施食續きて行はれたり。時に一賤傭人謂へらく、「この諸人誠を盡して施食をなす、この功徳少なからざるべし、いざ、我も亦施食せん」と。かくてかの賤傭人はキラパティカの許に到りてかく言へり、「賢子、我佛陀を上首とする比
76 丘僧伽に施食せんと欲す、我が賃金を與へられよ」[23]と。かのキラパティカも亦淨信有りき。かくてキラパティカはかの賤傭人に餘分の賃金を與へたり。かの

賤傭人、世尊の許に到り世尊を禮して一方に坐せり、一方に坐し已りてかの賤傭人は世尊にかく白せり、「大德、　世尊明朝比丘僧と共に我が請食を受けたまへ」。「賢者、　大比丘衆なり、汝これを知れ」。「世尊、　大比丘衆たるべし、我多量の木綿を調ふ、木綿を添へて飲物を充分に調ふべし」と。世尊默然として承けたまへり。時にかの賤傭人世尊の承けたまへるを知りて坐より起ち世尊を禮し右遶して去れり。

　諸比丘聞けり、「明朝、賤傭人、佛陀を上首とする比丘僧を請じ、木綿を添へて飲物を充分に調ふべし」と。彼等は時到り行乞して食を取れり。諸人は賤傭人、佛陀を上首とする比丘僧を請ぜりと云ふを聞き賤傭人の爲に多くの硬軟の食を持ち行けり。かくてかの賤傭人はその夜過ぎて種々なる硬軟の美味を辨ぜしめ、世尊に時到れるを報ぜしめたり、「世尊、　時到れり、食事已に辨ぜり」と。かくて世尊は晨朝下衣を著け、上衣と鉢とを持してかの賤傭人の住處に到り給ひ、比丘僧と共に設けの座に著きたまへり。かくてかの賤傭人は食堂に於て諸比丘を給仕せり。諸比丘かく言へり、「賢者、　少しく與へよ、賢者、　少しく與へよ」。

「諸大德、尊師等『これ賤傭人なり』とて少量に取ること勿れ、我硬軟の食を多量に調ふ、諸大德、滿足するまで取りたまへ」。「賢者、我等その理由によりて少しづつ取るにあらず、我等食時に乞食を行じて食を取れり、この故に我等少量を取るなり」と。

その時かの賤傭人譏嫌非難せり、「何ぞ諸大德は我が請待を受けながら他處にて食を取るや爲に我滿足するまで與ふること能はず」と。諸比丘かの賤傭人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ比丘等一處に請待を受けつゝ他處にて食を取るや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘等は一所に請待を受けつゝ他處にて食するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、かの愚人何ぞ……食するや、諸比丘、これ……學處を誦すべし

77

——

數々食するは波逸提なり」と。

世尊により諸比丘の爲にこの學處は是の如く制せられたり。

二　その時一比丘病患なりき。ある比丘乞食の食を持してかの比丘の許に到

りてかく言へり、「友、食せ」。「止めよ、友、我に所期の食あり」と。かの比丘の許に乞食の食は午後に到りて持ち來られたり。〔爲に〕彼の比丘は期待せし食を取り得ざりき。世尊にこの事を白せり。時に世尊この因緣により說法したまひ諸比丘に告げたまへり、「諸比丘、病比丘は數々食することを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

數々食するは因緣を除き波逸提なり、茲にその因緣とは病時、これ茲に云ふ因緣なり」と。

世尊により諸比丘の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

三 その時諸人施衣時に於て衣食を共に調へ「食を供し衣を施さん」とて諸比丘を請ぜり。比丘等數々食は世尊によりて禁ぜられたりとて畏愼して受けざりき……〔波逸提三二の三・四を見よ〕……誦すべし――

數々食するは因緣を除き波逸提なり、茲にその因緣とは病時・施衣時、これ茲に云ふ因緣なり」と。

世尊により諸比丘の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

78
四　時に世尊晨朝下衣を著し、上衣と鉢とを持して具壽阿難を隨侍として一家に到り設けの座に著きたまへり。その時かの諸人は世尊及び具壽阿難に食を捧げたり。具壽阿難は畏愼して取らざりき、「取れ、阿難」。「止みなん、世尊、我に所期の食あり」。「然らば阿難、淨施して取るべし」と。時に世尊この因縁によりて說法したまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、淨施して數々食を取ることを聽す、諸比丘、是の如く淨施すべし、『我が所期の食を某甲に與ふ』と。

五―一　「數々食」とは五種正食中の一食をもつて請ぜられ、それを置きて他の五種正食中の一食を取る、これを數々食と名づく。

「因縁を除き」とは特別の場合を除外するなり。

「病時」とは一處に坐して充分に食を取り得ざるなり、「病時なり」と〔觀じて〕食すべし。

「施衣時」とは……「作衣時」とは…〔波逸提三二參照〕…

因縁を除き「食せん」とて…〔波逸提三二參照〕…　非數々食想なるは不犯なり。

二　因縁に於て、淨施して食す、二處三處の請食を一所にして食す、順次に受請さ

れて食す、全聚落より請ぜられその村のいづこかにて食す、全組合より請ぜられその組合のいづこかにて食す、請を受けて「我は乞食の食を取らん」と言ひて「請を斷はる」、常施食・籌符食・半月食・布薩食・月旦食に於て、五正食を除き他の一切の食は不犯なり、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 三四

一―一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時伽若の母(カーナマーター)なる
79 淨信の優婆夷ありき。伽若(カーナー)は村落に於ける一男子に與へられたりき。時に伽若或る用事にて母の家に來れり。その時伽若の夫は伽若の許に使を送れり、「伽若、歸れ、我伽若の歸りを待つ」と。かくて伽若の母なる優婆夷は「如何でか空手にて歸るべき」とて餅を作れり。餅の作られし時一人の行乞比丘伽若の母なる優婆夷の家に入れり。かくて伽若の母はかの比丘に餅を與へたり。彼去りて他比丘に「これを語り「彼も來りて乞ひし故に」彼にも亦餅を與へたり。彼の比丘去りて他比丘に語り彼にも亦餅を與へたり、かくて餅を調ふるに隨ひて悉く失

へり。伽若の夫は再び伽若の許に使を送れり、「伽若、歸れ、我伽若の歸りを待つ」と。再び伽若の母なる優婆夷は「如何でか……」……失へり。三度伽若の夫は伽若の許に使を送れり、「伽若、歸れ、我伽若の歸りを待つ、若し伽若歸らざれば我他の婦を迎へん」と。三度伽若の母なる優婆夷は「如何でか……」……失へり。かくて伽若の夫は他の婦を迎へたり、伽若は「彼の人他婦を迎へたり」と聞きて泣きて立てり。

時に世尊晨朝下衣を著け、上衣と鉢とを持して伽若の母なる優婆夷の住處に到りて設けの座につきたまへり。時に伽若の母世尊のみ前に近づき世尊を禮拜して一方に坐せり。一方に坐せる伽若の母に對ひて世尊は曰へり、「何が故に伽若は泣くや」と。時に伽若の母世尊にかの事を白せり。時に世尊伽若の母なる優婆夷に說法し……歡喜せしめたまひ座より起ちて去りたまへり。

二　その時一隊商の王舍城よりパティヤーローカに到らんと欲せるあり。一乞食比丘かの隊商に乞食に到れり。一優婆塞かの比丘に麥餠を與へたり。彼去りて他比丘に告げ、「この比丘來り」彼にも亦麥餠を與へたり。彼去りて他比

丘に告げ、彼にも亦麥餅を與へたり。〔かくして〕行路の糧食を調ふるに隨ひて80 悉く失へり。かくてかの優婆塞諸人にかく言へり、「卿等、この月夜待ちたまへ、行路の糧食を調ふるに隨ひて悉く尊師等に與へたり、我糧食を調ふべし」。「賢者、我等待つこと能はず、隊商は已に出發せり」とて行けり。かくて糧食を調へて後より出發せる彼の優婆塞に刧賊出でて剝奪せり。諸人……非難せり、「何ぞ沙門釋子は量を知らずして取るや、この人彼等に與へて後れて行き刧賊の爲に剝奪されたり」と。諸比丘この諸人の……非難するを聞けり。かくて諸比丘世尊にこの事を白せり。時に世尊この因緣により說法したまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、然らば我比丘等の爲に學處を制せん、十利の爲の故に、僧を攝する爲に、衆僧安樂の爲に……乃至……律を愛重する爲に、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

在家に來れる比丘に餅(プーヴ)或は麨(マンタハ)を與へて取るに任す時は欲する比丘は二三鉢を取るべし、若しそれを過ぎて取れば波逸提なり。二三鉢取りたる時はそこより持ち去りて諸比丘の間に分配すべし、これその時の法なり」と。

二一一　「在家に來れる比丘に」とは、在家とは刹帝利家・婆羅門家・吠舍家・首陀羅家の四家なり、來れるとはそこに行けるなり。
「餅」とは贈物にせんとて調へられたるものなり。
「麨」とは糧食にせんとて調へられたるものなり。
「與へて取るに任す」とは欲するだけ取れと云ふなり。
「欲する者」とは望む者なり。
「二三鉢を取るべし」とは鉢に滿して二三杯を取るべきなり。
「若しそれを過ぎて取れば」とはそれ以上取れば波逸提なり。二三鉢を取りてそこより去る者比丘を見れば告ぐべし、「彼處にて我二三鉢を取れり、そこにて取ること勿れ」と、若し見て告げざれば突吉羅なり、若し告げられて取れば突吉羅なり。

81

「そこより持ち去りて諸比丘の間に分配すべし」とは分座堂に持ち行きて分配すべきなり。「これその時の法なり」とはこれその時の正しき法なり。

二　二三鉢以上に以上想にて取れば波逸提なり、二三鉢以上に疑想にて……二

三鉢以上に以下想にて取れば波逸提なり。二三鉢以下に以上想なるは突吉羅、以下に疑想なるは突吉羅、以下に以下想なるは不犯なり。

三　二三鉢を取る、二三鉢以下を取る、贈物の爲に非ず、行路の糧食の爲に非ずして調へたるを與ふ、贈物の爲或は行路の糧食の爲に調へたる殘を與ふ、行路を廢せる時與ふ、親里のものに恣にとれと與へられたるものより〔取る〕、他人の爲に、自己の財によりて、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三五

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一婆羅門諸比丘を請じて食を供せり。諸比丘充分に食し已りて親里の家々に到り、或る者は食を取り、或る者は鉢食を受けて歸れり。その時かの婆羅門は近隣の人々にかく言へり、「諸卿、比丘等は我により滿足せり、いで我卿等をも滿足せしめん」と。彼等かく言へり、「卿、如何でか我等を滿足せしめんや、卿に招ぜられし彼等さへ我等の家に來りて或る者は食を取り或る者は鉢食を受けて歸れり」と。その時

かの婆羅門は譏嫌非難せり、「何ぞ諸大徳は我が家に於て食を取り〔更に〕餘處にて食するや、我充分に供すること能はざるや」と。諸比丘かの婆羅門の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ諸比丘充分に食し已りて〔更に〕餘處にて食するや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘等……食するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ彼の愚人等は充分に食し已りて〔更に〕餘處にて食するや、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も足食し已りて〔更に〕嚼食、噉食を取れば波逸提なり」と。

世尊により諸比丘の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

二　その時諸比丘病比丘等の爲に美味なる鉢食を持ち來れり。病者所期の如く食せず、諸比丘それを棄捨せり。世尊は喧聲、大聲、烏聲を聞きたまひて具壽阿難に曰へり、「阿難、かの喧聲、大聲、烏聲は何ぞや」と。時に具壽阿難は世尊にかの由を白せり、「阿難、諸比丘は病者の殘食を食するや」。「世尊、食せず」と。その時世尊この因縁によりて說法したまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、病者及び

無病者の殘食を食することを聽す、諸比丘、是の如く殘食法をなすべし、「我この食を一切須ひず〔殘食を汝に與ふ〕」と言ふなり。諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も足食し已りて殘食にあらざる嚼食或は噉食を取れば波逸提なり」と。

三―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「食し」とは五種正食中の一食を草葉程にても食し已るなり。

「滿足し已る」とは[24]座知られ、食知られ、近くに立ち、給仕し、〔充分なりとの〕遮絶が知らるるなり。

「殘食にあらざる」とは〔殘食法をなさゞるものにして〕不淨食がなされ、食を手に持たずしてなされ、食を少しも取らずしてなされ、申手内に非ずしてなされ、未だ食し竟らざるものによりてなされ、足食し竟りて坐より立てるものによりてなされ、「この食は凡べて須ゐず」と言はざる時、病者の殘食に非ざる時、これを殘食に非ずと名づく。

83

「殘食」とは〔殘食法のなされたるものにして〕清[25]淨食がなされ、食を手に持ちてなされ、食を〔少しく〕取りてなされ、中手内にてなされ、食し已れる者によりてなされ足食して座より立たざる者によりてなされ、「この食一切須ゐず」と云はるゝ時病者の殘食なる時なり、これを殘食と名づく。

「嚼食」とは五種噉食、非時藥、七日藥、盡形壽藥を除き殘餘の硬食を云ふ。

「噉食」とは五種の軟食、卽ち飯、粥、麨、魚、肉なり。　食せんとて取れば突吉羅、食咽する毎に波逸提なり。

二　非殘食に非殘食想にて嚼食或は噉食を食すれば波逸提なり、非殘食に疑想にて……非殘食に殘食想にて……波逸提なり。　非時藥、七日藥、盡形壽藥を食せんとて取れば突吉羅、食咽する毎に突吉羅なり。　殘食に非殘食想なるは突吉羅、殘食に疑想なるは突吉羅、殘食に殘食想なるは不犯なり。

三　殘食法をなさしめて食す、殘食法をなさしめて食せんとて取る、他人の爲に持ち行く、病者の殘りを食す、非時藥、七日藥、盡形壽藥を因緣ありて食す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三六

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。時に二比丘拘薩羅國にて舍衞城に向ひて大街道を行けり。一比丘非法を行じ第二比丘彼にかく言へり、「友、是の如きをなすこと勿れ、これ淨行に非ず」と。彼の比丘これを怨めり、かくて彼等は舍衞城に來れり。その時舍衞城に於て一衆祉の〔施せる〕衆僧食あり、第二比丘は足食せり。怨恨せる一比丘は親里の家に到り、鉢食を持ち來り、彼の比丘の許に到りてかく言へり、「友、食せ」。「友、充分なり、我滿足せり」。「友、美味の食なり、食せよ」と。かくて彼の比丘は他比丘に强ひられてかの鉢食を食せり。
84 怨恨の比丘かの比丘にかく言へり、「友、汝實に我に〔罪につき〕言ふべきことを知る、而も汝〔自ら〕足食して殘食に非ざる軟食を食す」と、「友、告ぐべきに非ずや」。「友、問ふべきに非ずや」と。かくてかの比丘諸比丘にこの事を語れり、諸比丘の中少欲なる者……　非難せり、「何ぞ比丘、足食の比丘に殘食に非ざる軟食を與へて取るに任すや」と…乃至…「比丘、汝實に比丘に……　任すや」。「實なり、世尊」。

佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ比丘に……任すや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も足食せる比丘に殘食に非ざる嚼食或は噉食を與へて取るに任せ『いざ比丘、嚼めよ、喰べよ』と云ひ、知りて罪を犯さしめんと欲する者は、〔かの比丘の〕食せる時波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「比丘に」とは他の比丘になり。

「食せる」とは……〔波逸提三五、三參照〕……これを殘食に非ずと名づく。「嚼食」とは……〔波逸提三五、三參照〕……肉なり。

「與へて取るに任す」とは汝の欲するだけ取れと云ふなり。

「知りて」とは自ら知り或は他の者彼に告げ、或は彼語るなり。

「罪を犯さしめんと欲する」とは「これによりて我これを非難せん、憶ひ出さしめん、叱責せん、擧げて言はん、困惑せしめん」とて持ち來れば突吉羅なり、彼の語により嚼噉せんとて取れば突吉羅、食咽する毎に突吉羅、食の已りし時波逸提なり。

二　足食に足食想にて非殘食の嚼食噉食を與へて取るに任せば波逸提なり、足食に疑想にて……突吉羅なり、足食に非足食想にて……不犯なり。非時藥、七日藥、盡形壽藥を食せしめんとて持ち來れば突吉羅なり、彼の語により嚼噉せんとて取れば突吉羅、食咽する每に突吉羅なり。非足食に足食想なるは突吉羅、非足
85 食に疑想なるは突吉羅、非足食に非足食想なるは不犯なり。

三・殘食法をなさしめて與ふ、殘食法をなさしめて食せとて與ふ、他人の爲に持ち行けとて與ふ、病者の殘りを與ふ、非時藥、七日藥、盡形壽藥を因緣ありて食せよと與ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三七

一　その時佛世尊は王舍城、迦蘭陀竹林園に在しき。その時王舍城に山上祭(ギラッガサマッジャ)あり、十七群比丘は山上祭を見んとて行けり、諸人十七群比丘を見て沐浴せしめ油を塗らしめ、食せしめて嚼食を與へたり。十七群比丘は嚼食を持して僧園に歸り六群比丘にかく語れり、「友、嚼食を取りて食せよ」。「友、汝等何處にて嚼食

を得たるや」と。十七群比丘は六群比丘にかの由を語れり、「やよ、友、汝等非時に食を取りしか」。「然り、友」と。六群比丘は譏嫌非難せり、「何ぞ十七群比丘は非時に食を取るや」と。かくて六群比丘は諸比丘にこの事を語れり。諸比丘の中少欲なる者譏嫌非難せり、「何ぞ十七群比丘は非時に食を取るや」と。彼の諸比丘世尊にこの事を白せり、「諸比丘、汝等實に非時に食を取るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ非時に食を取るや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も非時に嚼食或は噉食を食すれば波逸提なり」と。

86
二—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「非時」とは日中を過ぎて翌日の天明に至るまでを云ふ。

「嚼食」とは……「噉食」とは……肉なり。

「食せん」とて取れば突吉羅、食咽する毎に波逸提なり。

二 非時に非時想にて嚼食、噉食を食すれば波逸提なり、非時に疑想にて……非時に時想にて……波逸提なり。非時藥、七日藥、盡形壽藥を食せんとて取れば突

吉羅、食咽する毎に突吉羅なり。時に非時想なるは突吉羅、時に疑想なるは突吉羅、時に時想なるは不犯なり。

三　非時藥、七日藥、盡形壽藥を因緣ありて食す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三八

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時具壽阿難の師たる具壽ベーラッタシーサは阿蘭若に住せり。彼乞食を行じて乾飯を得て園に持ち歸り、乾かしめて貯藏し、食を欲する時は水に浸して食し〔日々に行乞せず〕久しく經ては村に入りて乞食せり。諸比丘具壽ベーラッタシーサにかく言へり、「友、汝何が故に久しく經て村に入りて行乞するや」と。その時具壽ベーラッタシーサは諸比丘にこの事を語れり、「やよ、友、汝は貯藏せる食物を食するや」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ具壽ベーラッタシーサは貯藏せる食物を食するや」と…乃至…「ベーラッタシーサ、汝實に……食するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「ベーラッタシーサ、汝何ぞ貯藏の食物を食する

87
や、ベーラッタシーサ、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も貯藏せし嚼食或は噉食を食すれば波逸提なり」と。

二—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「貯藏」とは今日得たるを明日食するなり。

「嚼食」とは……「噉食」とは……肉なり。

「食せん」とて取れば突吉羅、食咽する毎に波逸提なり。

二 貯藏に貯藏想にて嚼食若しくは噉食を食すれば波逸提なり、貯藏に疑想にて……貯藏に非貯藏想にて……波逸提なり。非時藥、七日藥、盡形壽藥を食せんとて取れば突吉羅、食咽する毎に突吉羅なり。非貯藏に貯藏想なるは突吉羅、非貯藏に疑想なるは突吉羅、非貯藏に非貯藏想なるは不犯なり。

三 時藥を時中貯えて食す、非時藥を非時中貯えて食す、七日藥を七日貯えて食す、盡形壽藥を因縁ありて食す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三九

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は美味の食を自らの爲に乞ひて食せり。諸人……非難せり、「何ぞ沙門釋子美味の食を……食するや、何人かよく調理されたるを好まざる、何人か甘きを喜ばざる」と。諸比丘この諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、
88「何ぞ六群比丘は……食するや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に……食するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、何ぞ汝……食するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

是の如きは美味の食なり、卽ち酥、生酥、油、蜜、砂糖、魚、肉、乳、凝乳なり、何れの比丘と雖も是の如き美味の食を自らの爲に乞ひて食すれば波逸提なり」と。

世尊により諸比丘の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

二　その時諸比丘病となれり。看病比丘は病比丘に斯く言へり、「友、堪え得るや否や、過し得るや否や」。「友、前には我等自らの爲に美味の食を乞ひて食せり、これによりて我等安樂なりき、然るに今や世尊によりて制せられたりと畏愼

して乞はず、この故に我等安樂ならず」と。世尊に……白せり。時に世尊この因緣により説法したまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、病比丘には美味の食を自らの爲に乞ひて食するを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

是の如きは美味の食なり、卽ち酥、生酥、油、蜜、砂糖、魚、肉、乳、凝乳なり。何れの比丘と雖も無病にして是の如き美味の食を自らの爲に乞ひて食すれば波逸提なり」と。

三―一 「是の如きは美味の食なり」とは、「酥」とは牛酥或は山羊酥或は水牛の酥等その肉が淨肉なるものゝ酥なり。「生酥」とはこれ等のものゝ生酥なり。「油」とはティラ油、サーサパ油、蜜油、エーランダ油、獸油なり。「蜜」とは蜂蜜なり。「砂糖」とは甘蔗より作られたるを言ふ。「魚」とは水中を行くもの、「肉」とはその肉の淨肉なるものゝ肉を言ふ。「乳」とは牛乳或は山羊乳或は水牛乳等その肉が淨肉なるものゝ乳なり。「凝乳」とはそれ等の凝乳なり。

89 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「是の如き美味の食」とは以上の如き美味の食なり。

「無病」とは彼に美味の食無くとも安樂なるなり。
「病者」とは彼に美味の食無くしては安樂ならざるなり。
無病者が自らの爲に乞へば乞ふ毎に突吉羅なり、得て食せんとて取れば突吉羅なり、食咽する毎に波逸提なり。

二　無病に無病想にて美味の食を自らの爲に乞ひて食すれば波逸提なり、無病に疑想にて……無病に病想にて……波逸提なり。病に無病想なるは突吉羅、病に疑想なるは突吉羅、病に病想なるは不犯なり。

三　病者、病にて乞ひ無病となりて食す、病者の殘を食す、親里のものに恣に取れと與へられしものより〔取る〕他人の爲に、自己の財により、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四〇

一　その時佛世尊は毘舍離(ヱーサーリー)の大林重閣講堂(マハーヴナクーターガーラサーラー)に在しき。その時一比丘(26)一切糞掃者として墓處に住せり。彼は諸人より與へられたるを受くるを欲せざりき。

彼は墓處樹下、及び窓枠等に於ける先祖への供物を自ら取りて食せり。諸人……非難せり、「何ぞこの比丘は我等の祖先への供物を自ら取りて食するや、この比丘は長老大堅身者にして實に人肉を食す」と。諸比丘彼の諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘、與へられざる食を口邊に著くるや」と……乃至……「比丘、汝實に與へられざる食を口邊に著くるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ與へられざる食を口邊に著くるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も與へられざる食を口邊に著くれば波逸提なり」と。

世尊により諸比丘の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

二 その時諸比丘水及び楊枝に於て畏愼せり。世尊に……白せり、「諸比丘、水と楊枝は自ら取りて用ふることを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も與へられざる食物を口邊に著くれば水と楊枝を除きて

波逸提なり」と。

三—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「與へられざる」とは受け取られざるものを言ふ。

「與へられたる」とは手づから或は器物により或は投げて與へられたるものを申手内に立つものが或は手づから或は器物により受け取る、これを與へられたるものと名づく。

「食物」とは水と楊枝を除きあらゆる食咽し得べきもの、これを食物と名づく。

「水と楊枝を除き」とは水と楊枝とを除外するなり。食せんとて取れば突吉羅、食咽する毎に波逸提なり。

二 不受に不受想にて與へられざる食物を口邊に著くれば水と楊枝とを除きて波逸提なり。不受に疑想にて……不受に受想にて……波逸提なり。受に不受想なるは突吉羅、受に疑想なるは突吉羅、受に受想なるは不犯なり。

三 水と楊枝とに於ける、(28)四種の大汚物を因緣ある時、因緣なく淨法をなして自ら取りて用ふ、擬狂者、最初の犯行者は不犯なり。

Pācittiya 41–50 波逸提は四一〜五〇

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Pācittiya 41: *Acelaka* 裸形（ラギョウ）

第四食品

その攝頌

施食、別衆、數〔數〕、餅、二の足食
非時、貯藏、乳、楊枝、これ十なり。

波逸提　四一

91
一一　一　その時佛世尊は毘舍離（ヹーサーリー）の大林重閣講堂（マハーワナクーターガーラサーラー）に在しき。その時僧伽に嚼食多量にありき。時に具壽阿難は世尊にこの事を白せり、「然らば、阿難、殘飯食者に餅を與へよ」。「世尊、是の如し」と具壽阿難は世尊に諾ひたてまつりて、殘飯食者を列を作りて坐せしめ、各々一個の餅を與へたる時一遍行外道女に一個と思ひて二個の餅を與へたり。傍の遍行外道女等彼の女にかく言へり、「かの沙門は汝の愛人なり」。「かの沙門は我が愛人に非ず、一個と思ひて二個の餅を與へたるなり」と。二度…乃至…三度具壽阿難は一個づつの餅を與ふる時かの遍行外道女に一個と思ひて二個の餅を與へたり。傍の遍行外道女はかの女にかく

言へり、「かの沙門は……、……與へたるなり」と。〔かくて〕愛人なり、愛人ならずと諍へり。

二　一邪命外道も亦分食に來れり。一比丘多くの酥をつけてかの邪命士に大なる團食を與へたり。かくてかの邪命士かの團食を持して歸れり。一邪命士かの邪命士にいはく、「友、汝何處にて團食を得たりや」。「友、かの沙門瞿曇禿頭居士の分食にて得たるなり」と。

優婆塞等かの邪命士等のこの會話を聞けり。かくて彼等世尊の御許に到り、禮拜して一方に坐せり。一方に坐し已りて彼等優婆塞は世尊にかく言へり、「世尊、かの外道等は佛を誹謗せんとし法を誹謗せんとし僧衆を誹謗せんとするなり、願はくば世尊、諸大德は外道に手づから與ふること勿れ」と。時に世尊かの優婆塞等に說法もて訓誡……歡喜せしめたまへり、かくて諸優婆塞は世尊の說法により……歡喜して座より起ち世尊を禮拜し右遶して去れり。時に世尊この因緣によりて說法したまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、然らば我諸比丘の爲に十利を以ての故に學處を制せん、僧を攝する爲に、僧の安樂の爲に……乃至

……正法久住の爲に、律を愛重する爲に、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も裸形外道或は遍行外道男或は遍行外道女に手づから嚼食又は噉食を與ふれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「裸形外道」とは遍行者として出家し裸形なる者を言ふ。「遍行外道男」とは比丘及び沙彌を除き遍行者として出家せるものなり。「遍行外道女」とは比丘尼及び沙彌尼を除き遍行者として出家せるものなり。

「嚼食」とは五種噉食、楊枝、水を除き殘餘の硬食なり。

「噉食」とは五種の軟食たる飯、粥、麨、魚、肉なり。

「與ふれば」とは身或は器物により或は投げ與ふれば波逸提なり。

二 外道に外道想にて手づから嚼食或は噉食を與ふれば波逸提なり、外道に疑想にて……外道に非外道想にて……波逸提なり。水、楊枝を與ふれば突吉羅なり。非外道に外道想なるは突吉羅、非外道に疑想なるは突吉羅、非外道に非外道

想なるは不犯なり。

三　與へしめて與へず、置きて與ふ、(24)外傷用の塗藥を與ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四二

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時具壽跋難陀(ウパナンダ)釋子は同學の共住比丘にかく言へり、「來れ、友、我等村に入りて乞食せん」と。「而も」彼の比丘には與へしめずして「行け、友、我汝と共に語り或は坐して悅樂なし、我一人にて語り又は坐するを快とす」とて去らしめたり。時にかの比丘食時近づき乞食を行ずること能はず、又歸りて食を取るにも間に合はずして食を絕てり、かくてかの比丘園に到りて諸比丘にこの事を語れり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ具壽跋難陀釋子は比丘に「來れ、友、村に入りて乞食せん」と言ひて「共に行き」彼に與へしめずして……とて去らしむるや」と……乃至……「跋難陀、汝實に比丘に……去らしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり。「愚人、

汝何ぞ比丘に……去らしむるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし―

何れの比丘と雖も〔他〕比丘に「來れ友、村又は町に乞食に入らん」と〔語りて連れ出し〕て彼に〔施食を〕與へしめ或は與へしめずして去らしめん、「行け、友、汝と語り或は坐するは我が快とせざるところ、我はたゞ一人にて語り或は坐するを快とす」と、かゝる理由にて作し他に非ざれば波逸提なり」と。

二―一「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「比丘に」とは他比丘になり。

「來れ友、村又は町に」とは村も町も市も及び村と町とをも言ふ。

「彼に與へしめ」とは粥或は嚼食或は噉食を與へしむるなり。「與へしめずして」とは何物をも與へしめざるなり。

「去らしめん」とは婦女と樂しみ遊ばんと欲し秘密に坐せんと欲し、非法行をなさんと欲して「友、行け……快とす」とて去らしむれば突吉羅なり、見處或は聞處を去れる時は突吉羅、去り已りて波逸提なり。

「かゝる理由にて作し他に非ざれば」とは他に何等の去らしむる理由なきなり。

二　受具者に受具者想にて去らしむれば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて去らしむれば波逸提なり、他の罪を出すは突吉羅なり。未受具者を去らしむるは突吉羅なり、罪を出すは突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅、未受具者に疑想なるは突吉羅、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三　二人一所にては「支へ」行かずとて去らしむ、高價なる物を見、彼、貪欲心を起すべしとて去らしむ、婦女を見、彼、不快を起すべしとて去らしむ、病者或は留守者或は守精舍人に粥或は硬軟の食を持ち行けとて去らしむ、非法行をなさんと欲するに非ずして用事ありて去らしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四三

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時具壽跋難陀釋子は俗友の家に到りてその婦と共に寢室にて坐せり。その時かの夫具壽跋難陀釋

子の許に到りて挨拶し一方に坐せり。一方に坐し已りてかの夫は妻にかく言へり、「尊師に食を與へよ」と。かくてかの婦は具壽跋難陀釋子に食を與へたり。時にかの夫は具壽跋難陀釋子にかく言へり、「大德行きたまへ、食の與へられたる上は」と。その時かの婦はその夫の欲念を起せることを知りて具壽跋難陀釋子にかく言へり、「大德、坐し給へ、行くこと勿れ」と。再びかの夫は……乃至……三度かの夫は具壽跋難陀釋子に……與へられたる上は」と。三度かの婦は具壽跋難陀に……行くこと勿れ」と。その時かの夫は出で行きて諸比丘を「跋難陀に對して」瞋譏せしめたり、「諸大德、かの尊者跋難陀は我が婦と共に寢室に坐し、我により去らしめらるゝに行かんと欲せず、我等は所作多く多忙なるなり」と。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ具壽跋難陀釋子は食事中の家に立
95 ち入りて坐を占むるや」と……乃至……「跋難陀、汝實に食事中の……占むるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ食事中の……坐するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も食事中の家に立ち入りて坐を占むれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

[30]「食事中の家」とは女人と男子居り、女人及び男子共に出で來らず、共に欲念を離れざるなり。

「立ち入りて」とは這入り込みてなり。

「坐を占むる」とは大屋に於ては戸口より舒手して及ぶ處を去りて〔それより中に入り〕坐を占むれば波逸提なり。小屋に於ては〔中央の〕[31]ビッティヴンサを越えて坐すれば波逸提なり。

二　寢室に寢室想にて食家中に立ち入りて坐を占むれば波逸提なり、寢室に疑想にて……寢室に非寢室想にて……波逸提なり。非寢室に寢室想なるは突吉羅、非寢室に疑想なるは突吉羅、非寢室に非寢室想なるは不犯なり。

三　大屋にて戸口より舒手して及ぶ處を去らずして坐す、小屋にてビッティヴンサを過ぎずして坐す、他比丘のある時、〔男女〕兩者が去り或は欲念を離るゝ時、寢室に非ず、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四四

96

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時跋難陀釋子は俗友の家に到り、その婦と共に秘密に屛處に座を占めたり。その時彼の夫識嫌非難せり、「何ぞ尊者跋難陀は我が婦と共に秘密に屛處に座を占むるや」と。諸比丘彼の人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ具壽跋難陀釋子は女人と共に秘密に屛處に座を占むるや」と…乃至…「跋難陀、汝實に女人と共に……占むるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ女人と共に……占むるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も女人と共に秘密に屛處に坐すれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「女人」とは人女にして夜叉女・鬼女・畜生女に非ず、人女は始生の女人をも云ふ、況んや長大をや。

「共に」とは一所になり。
「秘密」とは見秘密、聞秘密あり、見秘密とは目に手をかざすも或は眉上げられ、頭上げらるゝも見得ざるなり。聞秘密とは常語の聞き得ざるなり。
「屏處」とは或は壁或は敷物或るは圍幕、或は木、或は柱、或は袋等何物かにて覆はるゝなり。
「坐す」とは女人の坐する近くに比丘坐し或は臥すれば波逸提なり、比丘坐する近くに女人坐し或は臥すれば波逸提なり、兩人坐し或は兩人臥すれば波逸提なり。
二　女人に女人想にて秘密に屏處に坐すれば波逸提なり、女人に疑想にて……女人に非女人想にて……波逸提なり。夜叉女、或は鬼女或は黄門或は畜生女の人形なると共に祕密に屏處に坐すれば突吉羅なり。非女人に非女人想なるは
97
突吉羅、非女人に疑想なるは突吉羅、非女人に非女人想なるは不犯なり。
三　何人か有知の男子の陪席者ある、立ちて坐せず、祕密に非ず見らるゝ處、放心して坐す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四五

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時具壽跋難陀釋子は俗友の家に到り、その婦と共に獨りにて祕密に坐せり。その時かの夫……非難せり、「何ぞ尊者跋難陀は女人と共に獨りにて坐すや」と。諸比丘彼の人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ具壽跋難陀釋子は女人と共に獨りにて祕密に坐するや」と…乃至…「跋難陀、汝實に女人と……坐するや」「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ……坐すや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も女人と獨りにて祕密に坐すれば波逸提なり」と。

二　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「女人」とは人女にして夜叉女・鬼女・畜生女に非ず、有知にして善語惡語、麤語非麤語を辨別し得る者なり。

「共に」とは一所になり。

「獨りにて」とは一比丘と一女人なり。

「祕密に」とは……聞き得ざるなり。

「坐す」とは…〔波逸提四四、二參照、『祕密に屏處に』を『獨りにて』と代ふ〕…最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四六

98

一　その時佛世尊は王舍城、迦蘭陀竹林園に在しき。その時具壽跋難陀釋子の特信家跋難陀を食に請じ、他の比丘等をも食に請ぜり。時に具壽跋難陀釋子は食前に諸家を訪ねたり。時に比丘等は諸人にかく言へり、「賢者、食を與へよ」。「諸大德、尊者跋難陀の來るまで待ちたまへ」。二度かの比丘等は…乃至…三度かの比丘等は諸人にかく言へり、「賢者、食時の過ぐる前に食を與へよ」。三度「諸大德、我等は尊者跋難陀の爲に食を作る、諸大德、尊者跋難陀の來るまで待ちたまへ」と言へり。

その時具壽跋難陀釋子は食前に訪ねて日中になりて來れり。〔爲に〕諸比丘滿足に食せざりき。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ具壽跋難陀釋子は食の請待を受けながら食前に他家に詣るや」と…乃至…「跋難陀、汝實に食の……詣るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ食の……詣るや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も食の請待を受けながら食前に他家に詣れば波逸提なり」と。

世尊により諸比丘の爲にこの學處は是の如く制せられたり。

二　その時具壽跋難陀釋子の特信家「尊者跋難陀に示して僧衆に與へらるべし」とて僧衆の爲に嚼食を送れり。その時具壽跋難陀釋子は村に乞食に入り居れり、時にかの〔使の〕諸人僧園に到りて諸比丘に問へり、「大德、尊者跋難陀は何處
99 なりや」。「賢者、かの具壽跋難陀釋子は村に乞食に入れり」。「大德、この嚼食を尊者跋難陀に示して僧衆に與へられよ」と。世尊にこの由を白せり。その時世

尊この因縁によりて説法したまひ諸比丘に曰へり、「然らば諸比丘、受けて跋難陀の歸るまで藏すべし」と。時に具壽跋難陀釋子は「世尊は食前に他家に詣るを禁じたまへり」とて食後に他家に詣り日中に至りて歸り、〔爲に諸比丘〕嚼食を食し[32]得ざりき。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ具壽跋難陀釋子は食後に他家に詣るや」と…乃至…「跋難陀、汝實に食後に……詣るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ食後に……詣るや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も食の請待を受けながら食前或は食後に他家に詣れば波逸提なり」と。

世尊により諸比丘の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

三 その時諸比丘は施衣時に畏愼して他家に詣らざりき。〔爲に〕衣の不足を生ぜり。世尊に……白せり、「諸比丘、施衣時には他家に詣るを聽す、諸比丘……誦すべし――

何れの比丘と雖も……詣れば因縁を除き波逸提なり、茲に因縁とは施衣時、

これ玆に云ふ因縁なり」と。

世尊により……制せられたり。

四　その時諸比丘作衣をなし針、糸、鋏を欲せり。〔而も〕諸比丘畏愼して他家に詣らず、世尊に……白せり、「諸比丘、作衣時には他家に詣るを聴す、諸比丘……誦すべし――

何れの比丘と雖も……詣らば因縁を除き波逸提なり、玆に因縁とは施衣時、作衣時、これ玆に云ふ因縁なり」と。

世尊により……制せられたり。

五　その時諸比丘病みて薬を欲せり、〔而も〕諸比丘畏愼して……「諸比丘、同席の比丘に告げて他家に詣ることを聴す、諸比丘、……誦すべし――

何れの比丘と雖も食の請待を受けながら他比丘ある時彼に告げずして食前或は食後に他家に詣れば因縁を除き波逸提なり、玆に因縁とは施衣時、作衣時、これ玆に言ふ因縁なり」と。

六―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「請待を受く」とは五正食中の一食をもつて請待さるゝなり。
「食の」とは請待されて食をもつて饗應さるゝなり。
「他比丘ある時彼に」とは告げて入ることを得るなり。「他比丘なき時」とは告げて入ることを得ざるなり。
「食前」とは請待されたる食を未だ食せざるなり。
「食後」とは請待されたる食を草葉の端ほどにても食せるなり。
「他家」とは刹帝利家、婆羅門家、吠舍家、首陀羅家の四家なり。「他家に詣る」とは一家の擲石所及所に入れば突吉羅、一脚が門を過ぐれば突吉羅、第二脚が過ぐれば波逸提なり。
「因縁を除き」とは因縁を除外するなり。「施衣時」とは迦絺那衣式の行はれざる時は雨期後一ケ月、迦絺那衣式の行はれたる時は五ケ月なり。「作衣時」とは衣を作れる時なり。
二　請食に請食想にて同席の比丘に告げずして食前食後に他家に詣れば因縁を除き波逸提なり。請食に疑想にて……請食に非請食想にて……波逸提なり。

101 非請食に請食想なるは突吉羅、非請食に疑想なるは突吉羅、非請食に非請食想なるは不犯なり。

三　因緣に於て、他比丘ある時彼に告げて入る、他比丘なく告げずして入る、(33)他家によりて道ある時、家の附近を通じて道ある、村落の中間を行く、比丘尼住處に行く、外道の臥處に行く、(34)パティッカマナ堂に行く、請食せる家に行く、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四七

一一　その時佛世尊は釋迦(サッカ)國迦毘羅衞城(カピラヴァットゥ)尼拘律樹園(ニグローダーラーマ)に在しき。その時釋摩訶男(マハーナーマ)に藥の多量あり。摩訶男は世尊の御許に到り、世尊を禮拜して一方に坐せり。一方に坐し已れる釋摩訶男は世尊にかく白せり、「世尊、我四ケ月藥を以て僧衆を(35)自恣請せんと欲す」。「善い哉、善い哉、摩訶男、然らば汝四ケ月藥を以て僧衆を自恣請すべし」と。諸比丘畏愼して「これを」受けず、世尊にこの事を白せり、「諸比丘、四月藥資具請を受くるを聽す」と。

二　その時諸比丘釋摩訶男に少しく藥を請へり。尙釋摩訶男に藥の多量あり。二度釋摩訶男は世尊の御許に到り……白せり、「世尊、我更に又四ケ月藥を以て僧衆を自恣請せんと欲す」。「善い哉善い哉、摩訶男、然らば汝更に四ケ月藥を以て僧衆を自恣請せよ」と。諸比丘畏愼して受けず、世尊に……白せり、「諸比丘、重請を受くることを聽す」と。

三　その時諸比丘釋摩訶男に尙少量の藥を請ひ、同じく摩訶男に藥の多量あり、三度釋摩訶男は世尊の御許に到り……白せり、「世尊、我終生藥を以て僧衆を自恣請せんと欲す」。「善い哉善い哉、摩訶男、然らば汝終生藥を以て僧衆を自恣請すべし」と。諸比丘畏愼して受けず、世尊に……白せり、「諸比丘、常施請を受くることを聽す」と。

四　その時六群比丘は內衣を著け上衣を纒ふこと正しからず、威儀整はず。釋摩訶男言へり、「大德、尊師等何が故に內衣を著け、上衣を纒ふこと正しからず、威儀整はざるや、出家は內衣を著け、上衣を纒ふこと正しく威義整ふべきに非ずや」と。〔これを聞き〕六群比丘は釋摩訶男に怨恨を生ぜり。かくて六群比丘等謂

103

へらく、「何の方便によりてか我等釋摩訶男を困惑せしむるを得ん」と。時に六群比丘かく謂へり、「友よ、摩訶男は藥を以て衆僧を自恣請す、いざ友、我等釋摩訶男に酥を乞はん」と。かくて六群比丘は釋摩訶男の許に到りてかく言へり、「賢者、一ドーナ量の酥を欲す」。「大德、この月夜待ちたまへ、諸人酥を持ち運ぶべく牛舍に行けり、明早朝持ち行き給へ」と。二度……三度六群比丘は釋摩訶男に……待たれよ」。「賢者、卿は與ふる意なくして自恣請せるや、卿は自恣請して與へず」と。その時釋摩訶男は譏嫌非難せり、「何ぞ大德等は『この月夜は待ちたまへ』と言はれて待たざるや」と。諸比丘釋摩訶男の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は釋摩訶男に『大德、この月夜は待ちたまへ』と言はれて待たざるや」と……乃至……。「諸比丘、汝等實に釋摩訶男に……待たざるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、何ぞ汝等釋摩訶男に……待たざるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

無病比丘は四月藥資具請を受くべし、更請、常請を除き(34)若しそれを過ぎて受

くれば波逸提なり」と。

二―一　「無病比丘は四月薬資具請を受くべし」とは病資具の自恣請を受くべきことなり。

「更請をも受くべし」とは「我病氣となれる時は乞ふべし」とて受くべきなり、「常請をも受くべし」とは「我病氣になれる時は乞ふべし」とて受くべきなり。

「若しそれを過ぎて受くれば」とは請の薬に限齊ありて夜に限齊なきものあり。請の夜に限齊[37]ありて薬に限齊なきものあり。請の薬に限齊あり、又夜に限齊あるものあり。請の薬に限齊なく又夜に限齊なきものあり。「薬に限齊あり」とは薬をとりて「是々の薬を以て我施與せん」となすなり。「夜に限齊あり」とは夜をとりて「是々の夜に於て我施與せん」となすなり。「薬に限齊あり、又夜に限齊あり」とは薬及び夜をとり「是々の薬を以て是々の夜に於て我施與せん」とするなり。「薬に限齊なく、又夜に限齊なし」とは薬も亦夜もとらざるなり。

薬に限齊ある時は請ぜられたる薬を除き他の薬を乞へば波逸提なり、夜に限齊ある時は請ぜられたる夜を除き他の夜に於て乞へば波逸提なり、薬に限齊あ

り又夜に限齊ある時は請ぜられたる藥を除き、請ぜられたる夜を除き他の藥を他の夜に於て乞へば波逸提なり、藥に限齊なく夜に限齊なき時は不犯なり。

二　藥の用なくして藥を乞へば波逸提なり、一の藥を用するに他の藥を乞へば波逸提なり。それを過ぎて過想にて藥を乞へば波逸提なり、それを過ぎ疑想にて……それを過ぎ不過想にて……波逸提なり。それを過ぎざるに過想なるは突吉羅、それを過ぎざるに疑想なるは突吉羅、それを過ぎざるに不過想なるは不犯なり。

三　請ぜられたる藥ありてその藥を乞ふ、請ぜられたる夜ありてその夜に於て乞ふ、「我等は汝により是等の藥を以て請ぜらるるも我等はこれ〳〵の藥を用す」と告げて乞ふ、「我等は汝等により請ぜられたる所のその夜を過ぎて藥を用す」と告げて乞ふ、親里のものゝ自恣請せるもの他人の爲に、自己の財により、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時拘薩羅(コーサラ)王波斯匿(パセーナディ)軍隊を率ゐて出征せり。六群比丘は出征の軍隊を觀んとして行けり。拘薩羅王波斯匿は六群比丘の遠方より來れるを見たり。見已りて使を送りて言へり、「大德、尊者等何が故にこゝに來るや」。「大王、我等は大王に見えんと欲す」。「大德、何ぞ我を見んが爲ならん、戰を觀るを悅ぶ故なり、尊者等寧ろ佛を見るべきに非ずや」と。諸人……非難せり、「何ぞ沙門釋子等出征の軍隊を觀んとして來るや、我等にとりても得る所なく益する所なし、而も我等は生活の爲、子女の爲に軍隊に來れるなり」と。諸比丘彼の諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は出征の軍隊を觀る爲に到るや」と。諸比丘世尊にこの事を白せり、「諸比丘、汝等實に出征の軍隊を觀んとして到るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ出征の軍隊を觀んとして到るや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も出征軍を觀る爲に行けば波逸提なり」と。

世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は是の如く制せられたり。

105

二 その時一比丘の叔父軍中にて病めり、彼この比丘の許に使を送れり、「我軍中にて病む、大德來れ、我大德の來るを欲す」と。その時かの比丘謂へらく、「世尊は出征軍を觀る爲に行くべからずと學處を制したまへり、而も我がこの叔父軍中に病む、我如何になすべきや」と。世尊にこの事を白せり。その時世尊この因緣によりて說法したまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、然るべき理由あれば軍中に行くことを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も出征軍を觀る爲に行けば然るべき理由あるを除き波逸提なり」と。

三―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「出征軍」とは村より出發し或は屯營し或は行進せるものなり。「軍」とは象軍、馬軍、車軍、步軍なり、[33]十二人が一象軍、三人が一馬軍、四人が一車軍、四人が手に武器を持てるが一步軍なり。觀る爲に行けば突吉羅、そこに立ちて見れば波逸提なり、見所を去りて〔他所に行き〕復々見れば〔皆〕波逸提なり。

「然るべき理由あるを除き」とは然るべき理由あるを除外するなり。

二　出征に出征想にて見る爲に行けば然るべき理由あるを除き波逸提なり、出征に疑想にて……出征に非出征想にて……波逸提なり。一人々々を見る爲に行くは突吉羅なり、そこに立ちて見れば突吉羅なり、見所を去りて復々見れば突吉羅なり。非出征に出征想なるは突吉羅、非出征に疑想なるは突吉羅、非出征に非出征想なるは不犯なり。

三　僧園に立ちて見る、比丘の立處、或は坐處或は臥處に〔軍の〕來る時、前の道を行きつゝ見る、然るべき理由ある、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四九

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は所用ありて軍中に到り、三夜を過ぎて軍中に止宿せり。諸人……非難せり、「何ぞ沙門釋子軍中に止宿するや、我等にとりても得る所なく叉益する所なし、我等は生活の爲、子女の爲に軍中に住するなり」と。比丘等かの諸人の……非難するを聞け

り。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は三夜を過ぎて軍中に止住するや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に三夜を過ぎて軍中に止住するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ三夜を過ぎて軍中に止住するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

又彼の比丘に軍中に到るべき何等かの因縁あらんに彼の比丘二夜三夜を限り軍中に止宿すべし、若しそれを過ぎて止宿せば波逸提なり」と。

二―一　「又彼の比丘に軍中に到るべき何等かの因縁あらんに」とは因縁あり、所用あらんになり。

「彼の比丘二夜三夜軍中に止宿すべし」とは二三夜止宿すべきなり。

「若しそれを過ぎて止宿せば」とは第四日の天明時に於て軍中に住すれば波逸提なり。

二　三夜を過ぐるに過想にて軍中に止宿せば波逸提なり、三夜を過ぐるに疑想にて……三夜を過ぐるに以下想にて……波逸提なり、三夜以下に過想なるは突

吉羅、三夜以下に疑想なるは突吉羅、三夜以下に以下想なるは不犯なり。
三　二三夜止宿す、二三夜以下止宿す、二夜止宿して第三夜の天明以前に去りて又〔來りて〕止宿す、病にて止宿す、病者の所用にて止宿す、軍が敵軍の爲に圍まれた
107 る時、何等かの障難ある時、事故に於て、癡狂者最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五〇

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘、二夜三夜軍中に止宿して、合戰・列兵・配兵・閱兵〔を見〕に行けり。六群比丘の一人合戰に到りて矢に射られたり。諸人はかの比丘を嘲笑せり、「大德、善戰ありしや、尊師は幾許の標的を射得しや」と。彼の比丘諸人の爲に嘲笑せられて怒れり。諸人……非難せり、「何ぞ沙門釋子演習を見る爲に行くや、我等にとりても得る所なく又益する所なし、我等は生活の爲、子女の爲に演習に行くなり」と。諸比丘かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は合戰を見る爲に行くや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に合戰を見る爲に行

くや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、何ぞ汝等……行くや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

若し比丘二夜三夜軍中に止宿せる間に合戰或は列兵或は配兵或は閲兵に行けば波逸提なり」と。

二―一　「若し比丘二夜三夜軍中に止宿せる間に」とは二三夜止宿せる間になり。

「合戰」とは戰の示さるゝ處を云ふ。

「列兵」とは多くの象軍多くの馬軍多くの車軍多くの步軍なり。

「配兵」とは象軍はこゝに在れ、馬軍はこゝに在れ、車軍はこゝに在れ、步軍はこゝに在れと云ふなり。

「兵隊」とは象兵隊・馬兵隊・車兵隊・步兵隊あり、三象は最少の象兵隊、三馬は最少の馬兵隊、三車は最少の車兵隊、四人の武器を持てる步兵は最少の步兵隊なり。

見る爲に行けば突吉羅なり、そこに立ちて見れば波逸提なり、見處を去りて「他所に行き」復々見れば皆波逸提なり。一人々々を見る爲に行けば突吉羅、そこに

Pācittiya 51–60 波逸提五一～六〇

SC：Bhikkhu Vibhaṅga, Pācittiya 51: *Surāpāna* (飲酒)

立ちて見れば突吉羅、見所を去りて復見れば突吉羅なり。

二 僧園中に立ちて見る、比丘の立處或は坐處或は臥處に來りて合戰が示される、前の道を行く時見る、所用ありて行き見る、事故に於て、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第五 裸行品

その攝頌

餠、語、跋難陀の三、及び特信家、
摩訶男、波斯匿、軍、射、これ十なり。

波逸提 五一

一 その時佛世尊は支提國（チェーティヤ）に遊行して跋陀越邑（バッダヴァティカー）に往きたまへり。牧牛者、牧畜者、農夫、旅人等は世尊の遙かに來りたまへるを見たり。見已りて世尊にかく白せり、「大德、世尊はアンバティッタに行きたまふこと勿れ、大德、アンバティッタには編髮梵志（ヂャティラ）の庵に恐るべき毒牙を有せる神通の龍住す、彼をして世尊を

害せしむること勿れ」と。斯く言はれて世尊は默然としたまへり。二度…乃至…三度牧牛者、牧畜者、農夫、旅人は世尊に斯く白せり、「大德、世尊はアンバティッタに……害せしむること勿れ」と。三度世尊は默然としたまへり。かくて世尊は漸々に遊行したまひて跋陀越邑に到り給へり。世尊はそこにて跋陀越邑に住したまへり。

109 その時具壽娑伽陀（サーガタ）はアンバティッタ編髮梵志の庵に到れり。到り已りて火舍に入り草の敷具を設けて結伽趺坐し軀幹を直くし念を眞前に置きて坐せり。その時かの龍は具壽娑伽陀の入るを見て悲しみて烟を出せり。具壽娑伽陀も亦烟を出せり。その時かの龍は怒に堪えずして火焔を放てり。具壽娑伽陀も亦火焰三昧に入りて火焰を放てり。かくて具壽娑伽陀はその火焰をもつてかの龍の火焰を伏して跋陀越邑に到れり。その時世尊は跋陀越邑に於て隨意の間住して憍賞彌（コーサンビー）に向ひて遊行に發ちたまへり。憍賞彌の優婆塞は聞けり、「尊者娑伽陀はアンバティッタの龍と共に鬪へり」と。かくて世尊は漸々に遊行して憍賞彌に到りたまへり。時に憍賞彌の優婆塞等は世尊を奉迎したてまつりて具壽娑伽陀の許に到れり。到り已りて具壽娑伽陀に挨拶をな

し一方に立てり。一方に立てる憍賞彌の優婆塞等は具壽娑伽陀にかく言へり、「大德、何物が尊師等に得難くして好ましきものなる、我等何物を調へん」と。かく言はれて六群比丘は憍賞彌の優婆塞等にかく言へり、「賢者、カーポーティカーと名づくる〔酒〕は純淨にして比丘等に得難く又好ましきものなり、汝等これを調ふべし」と。

かくて憍賞彌の優婆塞等は家毎に純淨なるカーポーティカーを準備し具壽娑伽陀の乞食に入り來るを見て娑伽陀にかく言へり、「大德、尊者娑伽陀は純淨なるカーポーティカーを飲まるべし」と。かくて具壽娑伽陀は家毎に純淨なるカーポーティカーを飲みて町より出づる時町の門口に仆れたり。その時世尊衆多の比丘と共に町より出でたまふ時具壽娑伽陀の町の門口に仆れたるを見たまひて諸比丘に曰へり、「諸比丘、娑伽陀を持て」と。「是の如し、世尊」とて諸比丘は世尊に應へて具壽娑伽陀を僧園に連れ來りて世尊に頭を向けて横へたり。その時具壽娑伽陀は身を轉じて世尊に足を向けて臥せり。その時世尊諸比丘に曰へり、「諸比丘、先に娑伽陀は如來を敬ひ且つ從順なりしに非ずや」と。

110「然り、世尊」。「諸比丘、今娑伽陀は世尊を敬ひ且つ從順なりや、如何に」。「世尊、然らず」。「諸比丘、娑伽陀はアンバティッタの龍と共に闘ひしか」。「然り、世尊」。「諸比丘、娑伽陀は今龍と闘ひ得べきや、如何に」。「世尊、闘ひ得ず」。「諸比丘、飲むべきものを飲みて無意識となり得るや、如何に」。「然らず、世尊」。「諸比丘、娑伽陀は非なり、随順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、正に非ず、爲すべからざる所なり、諸比丘、何ぞ娑伽陀は酒を飲むや、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

スラー・メーラヤ〔酒〕を飲むは波逸提なり」と。

二―一　「スラー酒」とは小麦酒・餅酒・米酒・酵母酒、〔これ等の〕合酒なり。

「メーラヤ酒」とは花酒・果酒・蜜酒・甘蔗酒、合酒なり。

「飲む」とはたとへ草葉の端ほどにても飲めば波逸提なり。

二　酒（マッヂャ）に酒想にて飲めば波逸提なり、酒に疑想にて……酒に非酒想にて飲めば波逸提なり。非酒に酒想なるは突吉羅、非酒に疑想なるは突吉羅、非酒に非酒想なるは不犯なり。

三　酒に非ずして酒色・酒香・酒味あるものを飲む、羹を調理せるもの、肉を調理せるもの、ティラ油を調理せるもの、菴摩羅果汁、酒にあらざる酒精含有物を飲む、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五二

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘十七群比丘を指にて擽り笑はしめたり。彼の比丘氣絶し息をなし得ず死せり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は比丘を指にて擽りて笑はしむるや」と……乃至……「諸比丘、汝等實に……笑はしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ……笑はしむるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

指にて擽ることは波逸提なり」と。

二―一　「指にて擽る」とは受具者が受具者を笑はしめんと欲して身にて身に觸れば波逸提なり。

二　受具者に受具者想にて指にて摸り笑はしむれば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。身にて〔衣服等〕身に著けるものに触れるは突吉羅、身に著けるものにて身に触れるは突吉羅なり。投げたるものにて身に著けるものに触れるは突吉羅なり。投げたるものにて身に著けるものに触れるは突吉羅、投げたるものにて身に著けるものに触れるは突吉羅、投げたるものにて投げたるものに触れるは突吉羅なり。

未受具者に身をもつて身に触れるは突吉羅、身をもつて身に著けたるものに……身に著けたるものをもつて身に著けたるものをもつて身に……身に著けたるものに……投げたるものにて身に著けたるものに……投げたるものにて身に著けたるものに……投げたるものにて投げたるものに触れるは突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅、未受具者に疑想なるは突吉羅、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三　笑はしめる意なくして用ありて触る、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五三

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時十七群比丘はアチ
112 ラヴティー河にて水中に戲れたり。その時拘薩羅國波斯匿（パセーナディ）王は摩利（マッリカー）皇后と共に高樓上に在り。十七群比丘のアチラヴティー河に於て水中に戲るゝを見、摩利皇后にかく言へり、「摩利、かの汝の供養を受くる者は水中に戲る」と。「大王、必ず世尊未だ學處を制したまはざるか、或は彼の諸比丘制せられたるを知らざるなり」と。その時拘薩羅國波斯匿王謂へらく、「何の方便によりてか我、世尊に告げずして世尊かの諸比丘の水中に戲るゝを知りたまふらん」と。かくて拘薩羅國波斯匿王は十七群比丘を呼ばしめて大なる砂糖の塊を與へ、「大德、この糖塊を世尊に捧げ奉れ」と言へり。十七群比丘はかの糖塊を持して世尊の御許に到りてかく白せり、「世尊、拘薩羅國の波斯匿王この糖塊を世尊に奉れり」。「諸比丘、汝等何處にて王を見たるや」。「世尊、アチラヴティー河にて水中に戲れる時なり」と。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ水中に戲るるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦

すべし——

水中にて嬉戯するは波逸提なり」と。

二―一　「水中にて嬉戯す」とは踝を越ゆる〔深さの〕水中にて嬉戯の爲に或は沈み或は浮び或は泳げば波逸提なり。

二　水中に嬉戯して嬉戯想なるは波逸提なり、水中に嬉戯して疑想なる……水中に嬉戯して非嬉戯想なるは波逸提なり。踝以下の水中にて遊ぶは突吉羅、船中にて遊ぶは突吉羅、手或は足或は杖或は砂にて水を打つは突吉羅なり。器中に入れたる水或は[40]酸粥或は牛乳或は染汁或は少便或は泥等を弄べば突吉羅なり。水中に嬉戯せずして嬉戯想なるは突吉羅、水中に嬉戯せずして疑想なるは突吉羅、水中に嬉戯せずして非嬉戯想なるは不犯なり。

113 三　嬉戯の意なく所用ありて水中に入りて沈み或は浮び或は泳ぐ、彼岸に到りつゝ、或は沈み或は浮び或は泳ぐ、事故に於て、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五四

一　その時佛世尊は憍賞彌國（コーサンビー）瞿師羅園（ゴーシターラーマ）に在しき。その時具壽闡陀（チャンナ）非法行をなせり。諸比丘はかく言へり、「友、闡陀、是の如きをなす勿れ、これ浄法に非ず」と。彼はたゞ輕侮によつて對せり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ具壽闡陀は輕侮をなすや」と……乃至……「闡陀、汝實に輕侮をなすや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、愚人、汝何ぞ輕侮をなすや、愚人、これ未信者を信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

「輕侮の態度をなすは波逸提なり」と。

二—一　「輕侮」とは二種の輕侮あり、人輕侮と法輕侮となり、人輕侮とは受具者が制戒によりて言ふ時、「彼は除却されたるものなり、或は罪に附せられたるものなり、或は叱責されたるものなり、彼の語は無效なるべし」と言ひて輕侮をなせば波逸提なり。法輕侮とは受具者が制戒によりて言ふ時、「如何でかこの人を滅し或は除し或は驅出せしめん」と言ひ或はその法を學せんと欲せず輕侮をなせば波逸提なり。

二　受具者に受具者想にて輕侮をなせば波逸提なり、未受具者に疑想にて……

受具者に未受具者想にて……波逸提なり。受具者が「經論等」制戒にあらざるものによりて言ふ時、「こは制邪、除悪、端正、敬重、精進の爲に利あらず」と輕侮すれば突吉羅なり。未受具者が制戒或は制戒に非ざるものによりて言ふ時、「こは制邪……に利あらず」と輕侮すれば突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅、未受具者に疑想なるは突吉羅、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三 「是の如きは我等の師より學べる疑問なり」とて言ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 五五

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は十七群比丘を恐怖せしめたり。彼等は恐怖せしめられて泣けり。諸比丘は斯く言へり、「友、汝等何が故に泣くや」。「友、かの六群比丘我等を恐怖せしめたり」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は比丘を恐怖せしむるや」と……〔波逸提五二、一參照〕……誦すべし――

何れの比丘と雖も比丘を恐怖せしむれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「比丘を」とは他比丘をなり。

「恐怖せしむれば」とは受具者が受具者を恐怖せしめんとて色或は聲或は香或は味或は觸を用ふれば彼怖れ或は怖れざるも波逸提なり。賊或は蛇或は鬼ある險道を示せば彼怖れ或は怖れざるも波逸提なり。

二 受具者に受具者想にて怖れしむれば波逸提なり、受具者に疑想にて……受
具者に未受具者想にて怖れしむれば波逸提なり。未受具者を恐怖せしめんと
欲して色或は……用ふれば彼怖れ或は怖れざるも突吉羅なり。賊或は……怖
れざるも突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅、未受具者に疑想なる
115 は突吉羅、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三 恐怖せしむる意なくして色或は聲香味觸を用ひ、賊或は蛇或は鬼ある險道を示す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五六

一―一　その時佛世尊は婆祇國(バッガ)、膠魚山邑(スンスマーラギラ)の恐怖林鹿野苑(ベーサカラーミガダーヤ)に在しき。その時諸比丘冬時に一の大なる孔ある木に火を燃して身を溫めたり。かの孔中に在りし黑蛇火に炙られて出で來り比丘等を襲へり。諸比丘は處々へ逃げたり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ諸比丘火を燃して身を溫むるや」と……乃至…「諸比丘、汝等實に火を燃して身を溫むるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、かの愚人等何ぞ火を燃して身を溫むるや、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

　何れの比丘と雖も身を溫むる爲に火を燃し或は燃さしむれば波逸提なり」と。

　是の如く世尊により諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

二　その時比丘等病めり。看病の諸比丘は病比丘にかく言へり「友、堪え得るや、過し得るや」と、「友、前には我等火を燃して身を溫めたり、故に我等安樂な

りき、然るに今は世尊により禁ぜられたりとて畏愼して身を溫めず、この故に我等安樂ならず」と。世尊にこの事を白せり、「諸比丘、病比丘は火を燃し或は燃さしめて身を溫むることを聽す、汝等當に……誦すべし――

何れの比丘と雖も無病にして身を溫むる爲に火を燃し或は燃さしむれば波逸提なり」と。

是の如く世尊により……制せられたり。

二 その時諸比丘は畏愼して(42)薫鉢にも、火舍にも火を燃さゞりき。世尊にこの由を白せり、「諸比丘、然るべき理由あれば火を燃し又は燃さしむることを聽す、諸比丘、汝等……誦すべし――

何れの比丘と雖も無病にして身を溫むる爲に火を燃し或は燃さしむれば然るべき理由あるを除き波逸提なり」と。

三―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「無病」とは火なくとも彼に安樂なるなり。

「病」とは火なくしては彼に安樂ならざるなり。

「身を温むる爲に」とは熱する爲なり。

「火」とは火焔なり。

「燃す」とは自ら燃せば波逸提なり、「燃さしむ」とは他に命ずれば波逸提なり、一度命ぜられて屢々燃せば波逸提なり。「然るべき理由あるを除き」とは然るべき理由あるを除外するなり。

二　無病に無病想にて身を温むる爲に火を燃し又は燃さしむれば然るべき理由あるを除き波逸提なり、無病に疑想にて……無病に病想にて……波逸提なり。落ちたる燃木を擧げるは突吉羅なり。病に無病想なるは突吉羅、病に疑想なるは突吉羅、病に病想なるは不犯なり。

三　病者、他により燃されたるに身を温む、炭の斷片に身を温む、燃燈、薫鉢、火舍に於て、然るべき理由ありて、(43)事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五七

一　その時佛世尊は王舍城、迦蘭陀竹林園に在しき。その時諸比丘多浮陀(タボーダー)温泉

にて沐浴せり。その時摩竭陀王斯尼耶頻婆沙羅は「我沐浴せん」とて多浮陀に到
117 り、尊者等の沐浴するまでとて一方にて待てり。比丘等は日暮に至るまで沐浴せり。かくて頻婆沙羅王は遲く沐浴をなし城門閉ざされし故に城外に止宿し明朝單粗なる油をつけて世尊の許に到り世尊に挨拶して一方に坐せり。一方に坐せる摩竭陀王斯尼耶頻婆沙羅に世尊はかく曰へり、「大王、王何が故に早朝單粗なる油をつけて來れるや」と。その時頻婆沙羅王はかの事を語れり。かくて世尊は頻婆沙羅王に說法をなし……歡喜せしめ給へり。王は世尊の說法により……歡喜して座より立ち世尊を禮し右遶して去れり。その時世尊この因緣によりて比丘僧を集めしめ諸比丘に曰へり、「諸比丘、比丘等王を見て適量を知らずして沐浴せしと云ふは實か」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞかの愚人等王を見て量を知らずして沐浴するや、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし

――

何れの比丘と雖も半月以內に沐浴すれば波逸提なり」と。

世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は是の如く制せられたり。

二　その時諸比丘暑時熱時に於て畏愼して沐浴せず、汗にぬれたる身をもつて臥せり。〔爲に〕衣服及び臥具汚垢せり。世尊にこの事を白せり、「諸比丘、　暑時熱時には半月以内に沐浴することを聽す、諸比丘……誦すべし――

何れの比丘と雖も半月以内に沐浴せば然るべき時期を除き波逸提なり茲に然るべき時期とは熱季の終の一ヶ月半、雨期の初の一ヶ月、卽ち二ヶ月半の暑時熱時、これ茲に云ふ然るべき時期なり」と。

世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は是の如く制せられたり。

三　その時諸比丘病めり。看病諸比丘は病比丘にかく云へり、「友、　堪え得るや、過し得るや否や」。「友、　前には我等半月以内に沐浴せり、これによりて我等安樂なりき、然るに今は世尊によりて制せられたりとて畏愼して沐浴せず、この故に我等安樂ならず」と。世尊にこの事を白せり、「諸比丘、　病比丘は半月以内に沐浴することを聽す、諸比丘……誦すべし――

何れの比丘と雖も半月以内に……熱時、病時、これ茲に云ふ然るべき時期な

り」と。

世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は是の如く制せられたり。

四 その時諸比丘修營の事をなし畏愼して沐浴せざりき。彼等は汗の出でたる身體にて臥せり。衣服、臥具爲に汚垢せり。世尊に……白せり、「諸比丘、造營時には半月以内に沐浴することを聽す、諸比丘……誦すべし——

何れの比丘と雖も半月以内に沐浴せば然るべき時期を除き波逸提なり……

乃至……

世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は是の如く制せられたり。

五 その時比丘等旅行して畏愼して沐浴せず、汗の出でたる……白せり、「諸比丘、旅行時には半月以内に沐浴するを聽す、諸比丘……誦すべし——

何れの比丘と雖も半月以内に沐浴すれば然るべき時期を除き波逸提なり、

茲に然るべき時期とは……乃至……

世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は是の如く制せられたり。

六、その時衆多の比丘露地に於て作衣をなし風塵にまみれ、又天は少しく雨降

りたり。諸比丘畏愼して沐浴せず、濡れたる身體にて臥せり。衣服臥具〔爲に〕汚
119 垢せり。世尊に……白せり、「諸比丘、風雨の時は半月以内に沐浴することを聽す、諸比丘……誦すべし——

何れの比丘と雖も半月以内に沐浴すれば因緣を除き波逸提なり。茲に因緣とは、熱季の終一ケ月半、雨季の初一ケ月、卽ち二ケ月半の暑時、熱時、病時、造作時、行路時、風雨時、これ茲に云ふ因緣なり」と。

七—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「半月以内」とは半月に足らざるなり。

「沐浴すれば」とは(一)粉藥或は粘土を用ひて沐浴すれば洗ふ毎に突吉羅、沐浴を竟れば波逸提なり。

「因緣を除き」とは因緣を除外するなり。

「暑時」とは熱季の終一ケ月半なり、「熱時」とは雨季の始一ケ月なり、卽ちこの二ケ月半は暑時なり熱時なり〔故に我沐す〕と念じて沐浴すべきなり。「病時」とは沐浴せずしては彼に安樂なきなり、病時なりと念じて沐浴すべし。「造作時」とは下

は房舍を掃除するをも云ふ、造作時なりと念じて沐浴すべし。「行路時」とは「我半由旬を行かん」とて沐浴すべし、行きつゝある者沐浴すべく、行き已りたる者沐浴すべし。「風雨時」とは諸比丘風塵にまみれ居り二三滴の雨水身上に落ちるなり、風雨時なりと念じて沐浴すべし。

二　半月以内に以内想にて因縁を除き沐浴すれば波逸提なり、半月以内に疑想にて……半月以内に以上想にて……波逸提なり。半月以上に以下想なるは突吉羅、半月以上に疑想なるは突吉羅、半月以上に以上想なるは不犯なり。

三　因縁に於て、半月に沐浴す、半月以上にて沐浴す、彼岸に到る時沐浴す、全邊境地にて、事故にて、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五八

120
一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時衆多の比丘と遍行外道は沙祇（サーケータ）より舍衞城に到る行路中なりき、中道にて劫賊出で來り彼等を剝脫せり。舍衞城の王兵出でて彼の劫賊を盜品と共に捉へ來り、諸比丘の許に使を

送れり、「諸大德、來りて各自の衣を見分けて取り給へ」と。諸比丘は見分け得ざりき。彼等は譏嫌非難せり、「何ぞ諸大德は各自の衣を見分け得ざるや」と。諸比丘彼の諸人の……非難するを聞けり。かくて諸比丘世尊にこの事を白せり。時に世尊この因緣によりて比丘僧を集めしめ給ひ諸比丘の爲に適正なる說法をなし諸比丘に告げたまへり、「然らば諸比丘、我、諸比丘の爲に學處を制せん、十利を以ての故に、僧を攝する爲に、衆僧安樂の爲に……乃至……正法久住の爲に、律を愛重する爲に、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

新衣を得たる比丘は三種[45]壞色中の一壞色を[46]取るべし、[47]靑色或は泥色或は黑褐色なり。若し比丘三種壞色中の一壞色を取らずして新衣を著用せば波逸提なり」と。

二―一 「新」とは淨法をなさゞるものを云ふ。

「衣」とは六種衣中の一衣なり。

「三種壞色中の一壞色を取るべし」とはたとへ草葉の端ほどの衣と雖も取るべきなり。

「青色」とは銅青、藍青の二種の青色なり。「泥色」とは〔泥〕水色を云ふ。「黒褐色」とは何れにても黒褐色なるものを云ふ。

「若し比丘三種壞色中の一壞色を取らざれば」とはたとへ草葉の端ほどにても
121 三種壞色中の一壞色を取らずして新衣を著用すれば波逸提なり。

二　不取に不取想にて著用すれば波逸提なり、不取に疑想にて……不取に取想にて著用すれば波逸提なり。取に不取想なるは突吉羅、取に疑想なるは突吉羅、取に取想なるは不犯なり。

三　取りて著用す、點淨が消えたる時、點淨せる所が破れたる時、點淨せるものを點淨せざるものに縫ひつけたる時、補綴布に於て、堅縁(たてへり)布に於て、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五九

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時具壽跋難陀(ウパナンダ)釋子は同學の共住比丘に自ら衣を淨施し〔彼の〕還與せざるものを著用せり。かくて彼

の比丘諸比丘にこの事を語れり、「友、かの具壽跋難陀釋子は自ら我に衣を淨施し〔我の〕還與せざるを著用せり」と…乃至…「跋難陀、汝實に比丘に……著用するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ比丘に……著用するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も比丘或は比丘尼或は式叉摩那或は沙彌或は沙彌尼に自ら衣を[1]淨施して〔彼より〕還與せざるに〔これを〕著用すれば波逸提なり」と。

122

二　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「比丘に」とは他比丘になり。

「比丘尼」とは二部の僧中に於て受具せるものなり。「式叉摩那」とは二ケ年六法を學習するものなり。「沙彌」とは十戒を受持するものなり。「沙彌尼」とは十戒を受持する女子なり。

「自ら」とは自ら淨施してなり。

「衣」とは六種衣中の一衣にして淨施すべき最下量〔以上〕を言ふ。

「淨施」とは二種の淨施あり、對面淨施及び展轉淨施なり。對面淨施とは「我この衣を汝或は某甲に與ふ」と言ふ「て與ふる」なり。展轉淨施とは「我この衣を淨施の爲に汝に與ふ」と言ふ、彼言ふべし、「誰か汝の親友知人なりや」と、「某甲、某甲なり」と、彼言ふべし、「我彼等に與ふ、汝彼等の所有物を「彼等に代り」著用し或は保管し或は汝の欲する如くなせ」と言ふなり。

「還與せざるに」とは彼に「還し」與へず、或は預けざるに著用すれば波逸提なり。

二　不還與に不還與想にて着用すれば波逸提なり、不還與に疑想にて……不還與に還與想にて著用すれば波逸提なり、受持せしめ或は贈れば突吉羅なり。還與に不還與想なるは突吉羅、還與に疑想なるは突吉羅、還與に還與想なるは不犯なり。

三　彼が與へ或は預けたるを著用す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六〇

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時十七群比丘は諸資

具を收藏せざりき。六群比丘は十七群比丘の鉢衣を隱せり。十七群比丘は六
123 群比丘に言へり、「友、我等の鉢と衣とを還し與へよ」と。六群比丘笑ひ十七群比丘は泣けり。諸比丘言はく、「友、汝等何が故に泣くや」。「友、この六群比丘等我等の鉢衣を隱せり」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は比丘等の鉢衣を隱すや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に比丘等の……隱すや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ比丘等の……隱すや、愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も（他）比丘の鉢或は衣或は坐具或は針筒或は腰帶を隱し或は隱さしむれば戲笑の爲と雖も波逸提なり」と。

二 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「比丘の」とは他比丘のなり。

「鉢」とは二種の鉢あり、鐵鉢、泥鉢なり。

「衣」とは六種衣中の一衣にして淨施すべき最下量以上のものなり。

「坐具」とは坐する敷物なり。

「針筒」とは針あるもの或は針なきものを言ふ。

「腰帯」とは二種の腰帯あり、布(きれ)のまゝなると縫ひ綴りたるとなり。「隠し」とは自ら隠せば波逸提なり。「或は隠さしむれば」とは他に命ずれば波逸提なり、一度命ぜられて屢々隠せば(一)波逸提なり。「戯笑の爲と雖も」とは嬉戯の目的にてなり。

二 受具者に受具者想にて……腰帯を隠し或は隠さしむれば戯笑の爲と雖も波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。その他の資具を隠し或は隠さしむれば戯笑の爲と雖も突吉羅なり。未受具者の鉢或は衣或はその他の資具を隠し或は隠さしむれば戯笑の爲と雖も突吉羅

124 なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅、未受具者に疑想なるは突吉羅、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三 戯笑の爲に非ず、亂雜せるを收藏す、[49]説法して與へんとて收藏す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

Pācittiya 61–70 波逸提六一～七〇

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Pācittiya 61: *Sañcicca*

第六飲酒品

その攝頌

酒、指、水と輕侮、恐怖、火
沐浴壞色、不還與を自ら、隱すことによりて

波逸提　六一

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時具壽優陀夷は弓士にして鳥を好まざりき。彼は鳥を射て頭を切り順次串にさしをけり。諸比丘かく言へり、「友、これ等の鳥は誰に殺されしや」。「友、我によりてなり、我は鳥を好まず」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ具壽優陀夷は故らに生物の生命を奪ふや」と…乃至…「優陀夷、汝實に故らに……奪ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ故らに……奪ふや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も故意に生物の生命を奪へば波逸提なり」と。

125

二一一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「故意に」とは知り認め目的を持し留意して行ふなり。

「生物」とは畜生の生物を言ふ。

「生命を奪へば」とは命根を断じて止めしめ相續を破するなり。

二　生物に生物想にて生命を奪へば波逸提なり、生物に疑想にて生命を奪へば突吉羅なり、生物に非生物想なるは突吉羅なり。非生物に生物想なるは突吉羅、非生物に疑想なるは突吉羅、非生物に非生物想なるは不犯なり。

三　無識者、無念者、無知者、殺意なき者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六二

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は知りつゝ蟲の入れる水を飲用せり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は知りつゝ蟲の入れる水を飲用するや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に……飲用するや」「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ……飲用

するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も知りつつ蟲の入れる水を飲用すれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「知りつゝ」とは自ら知り或は他の者彼に告げるなり。

「蟲の入れる」とは飲めば死すべしと知ることにして、知りて飲用すれば波逸提なり。

二 有蟲に有蟲想にて飲めば波逸提なり、有蟲に疑想にて飲めば突吉羅なり、有蟲に無蟲想にて飲めば不犯なり。無蟲に有蟲想なるは突吉羅、無蟲に疑想なるは突吉羅、無蟲に無蟲想なるは不犯なり。

三 有蟲なりと知らずして、無蟲なりと知りて、飲みて死なずと知りて飲む、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

126

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は知りて諍事の如法に決せられたるを再び羯磨(こんま)に附せんとて騒げり、「羯磨は成ぜず、羯磨は不善なり、再び羯磨をなすべきなり、裁決は成ぜず、裁決は不善なり、再び裁決をなすべきなり」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は知りて……騒ぐや」と……乃至……「諸比丘、汝等實に知りて……騒ぐや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ知りて……騒ぐや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も知りて如法に裁決されたる諍事を再び羯磨に附せんと騒げば波逸提なり」と。

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「知りて」とは自ら知り或は他の者彼に告げ或は彼が告げるなり。

「如法」とは法により、律により、師の教によりて行はるゝ、これを如法と名づく。

「諍事」とは四種の諍事あり、爭論諍事、非難諍事、罪過諍事、義務諍事なり。

「再び羯磨に附せんと騒ぐ」とは「羯磨は成ぜず、羯磨は不善なり、再び羯磨を作す

べし、裁決は成ぜず、裁決は不善なり、再び裁決をなすべし」と云ひて騷げば波逸提なり。

二　如法羯磨に如法羯磨想にて騷げば波逸提なり、如法羯磨に疑想にて騷げば突吉羅なり、如法羯磨に非法羯磨想にて騷げば不犯なり。非法羯磨に如法羯磨想なるは突吉羅、非法羯磨に疑想なるは突吉羅、非法羯磨に非法羯磨想なる犯なり。

三　非法により、或は別衆により或は羯磨に相應せざるものに對して羯磨の作されたるを知りて騷ぐ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六四

127 一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時具壽跋難陀釋子は故意の出精罪を犯し同學の共住比丘に言へり、「友、我は故意の出精罪を犯せり、他の何人にも告ぐること勿れ」と。その時一比丘故意の出精罪を犯し彼の罪に對して僧伽に別住を乞へり。僧伽は彼の罪に對して別住を與へたり。彼は

別住を行ぜる時かの比丘を見てかく言へり、「友、我は故意の出精罪を犯しこの罪に對して僧伽に別住を乞ひ、僧伽はかの罪に對してこの我に別住を與へたり。〔かくて〕この我は別住せるなり、友、我は〔別住を〕受く、具壽は『彼受く』と我を憶持したまへ」。「友、他にこの罪を犯せる者は何人も是の如く行ずるや」。「然り、友」。「友、かの具壽跋難陀釋子は故意の出精罪を犯して我に語れり、『何人にも告ぐること勿れ』」。「やよ友、汝は覆藏せるや」。「然り、友」と。

その時かの比丘は諸比丘にこの事を語れり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘知りて他比丘の麤罪を覆藏するや」と…乃至…「比丘、汝實に他比丘の……覆藏するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ知りて他比丘の麤罪を覆藏するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も知りて〔他〕比丘の麤罪を覆藏すれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「比丘の」とは他比丘のなり。

「知りて」とは自ら知り或は他の者彼に告げ或は彼が告げるなり。
「麤罪」とは四波羅夷及び十三僧残なり。
「覆藏すれば」とはこれを知りて「諸比丘」非難し憶念せしめ叱責し輕蔑し困惑せしむるも我語らずとて責務を放棄せば波逸提なり。

二　麤罪に麤罪想にて覆藏すれば波逸提なり、麤罪に疑想にて覆藏すれば突吉羅なり、麤罪に非麤罪想にて覆藏すれば突吉羅なり。非麤罪を覆藏すれば突吉羅なり、未受具者の麤罪或は非麤罪を覆藏すれば突吉羅なり。非麤罪に麤罪想なるは突吉羅、非麤罪に疑想なるは突吉羅、非麤罪に非麤罪想なるは突吉羅なり。

三　僧伽に鬪諍、紛亂、異執、口論等起るべしとて告げざる、破僧若しくは僧不和合起るべしとて告げざる、これ麤惡無慈にして命難梵行難を起すべしとて告げざる、他の如法比丘を見ざる時告げざる、覆藏の意なくして告げざる、自らの行によりて知らるべしとて告げざる、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

一　その時佛世尊は王舍城、迦蘭陀竹林園に在しき。その時王舍城に十七群比丘の親友童子あり、優波離童子彼等の上首なりき。時に優波離の父母思へらく「何の方便によりてか我等の死後、優波離を安樂に活き勞苦なからしめん」と。かくて優波離の父母かく思惟せり、「若し優波離書を學ばゝ斯くして我等の死後安樂に活き勞苦なからん」と。その時優波離の父母〔又〕かく思惟せり、「若し優波
129
離書を學ばゝ指の痛あらん、優波離若し計數を學ばゝかくて彼我等の死後安樂に活き勞苦なからん」と。時に優波離の父母又思へらく、「若し優波離計數を學ばゝ胸の苦あらん、若し優波離畫を學ばゝ、かくて彼は我等の死後安樂に活き勞苦なからん」と。その時優波離の父母又思惟せり、「若し優波離畫を學ばゝ眼の痛あらん、彼の沙門釋子等は持戒安易行事安易にして美食を取り風通ぜざる床に臥す、若し優波離沙門釋子の中に出家せばかくて彼我等の死後安樂に活き勞苦なかるべし」と。

優波利童子は父母のこの對談を聞けり。かくて優波利童子は彼の童子等の許に到りてかく言へり、「公等來れ、我等沙門釋子の中に出家せん」。「公若し出家せ

ば我等も亦出家せん」と。かくて彼の少年等は各々その父母の許に到りてかく言へり、「我に家より出でて家なきに入るを許したまへ」と。その時彼の童子等の父母は「この童子等は凡べて望む所同じく志す所善し」とて〔出家を〕聽せり。彼等は諸比丘の許に到りて出家を乞ひ諸比丘は〔これを〕出家せしめ受具せしめたり。

彼等は夜の未だ明けざるに起き出でて泣き叫べり、「粥を與へよ、食を與へよ、硬食を與へよ」と。諸比丘かく言へり、「友、夜の明くるまで待て、〔夜明けて〕若し粥あらば啜れ、若し食あらば食せ、若し硬食あらば食せ、若し粥も食も或は硬食もなければ乞食を行ひて食せ」と。諸比丘によりて斯く言はれても彼等諸比丘は尚ほ泣き叫ぶのみなりき、「粥を與へよ、食を與へよ、硬食を與へよ」と言ひて或は臥床を投げ上げ又これを散亂せり。

世尊は夜の未だ明けざるに起き出で給ひ童子等の〔泣き叫べる〕聲を聞きて具壽阿難に曰へり、「阿難、かの童子の聲は何ぞ」と。その時阿難は世尊にこの由を白せり。その時世尊はこの因緣によりて比丘衆を集めしめ諸比丘に問ひ給へり、「諸比丘、比丘等は知りて二十歳に滿たざる人に具足戒を授けたりと言

ふは實なりや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ彼の愚人等知りて二十歳に滿たざるものに具足戒を授くるや、諸比丘、二十歳に滿たざる人は寒暑飢渴、蚊虻風熱蟲蛇の觸るゝに耐へず、惡しく吐き惡しく出したる言路、又苦しく鋭く粗く辛くして甘からず快からざる命を害ふべき肉身の苦痛に耐へ得るものに非ず、諸比丘、二十歳に滿てる人にして寒暑飢渴……苦痛に耐へ得るものなり、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も知りて二十歳未滿の者に具足戒を授くればこの人は戒を得ず、「立會の」諸比丘は呵責さるべく、彼の比丘に於てはこれ波逸提なり」と。

二一 一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「知る」とは自ら知り、或は他のもの彼に告げ或は彼が告ぐるなり。

「二十歳未滿」とは二十歳に達せざるなり。

具足戒を授けんとて僧衆或は阿闍梨或は鉢或は衣を求め、戒場を選べば突吉羅なり、白すれば突吉羅、二羯磨語にて突吉羅、羯磨語竟れば和尚は波逸提、僧衆及

び阿闍梨は突吉羅なり。

二　二十歳未滿に二十歳未滿想にて授具すれば波逸提なり、二十歳未滿に疑想にて授具すれば突吉羅なり、二十歳未滿に滿二十歳想にて授具すれば不犯なり。滿二十歳に二十歳未滿想なるは突吉羅、滿二十歳に疑想なるは突吉羅、滿二十歳に滿二十歳想なるは不犯なり。

三　二十歳未滿に滿二十歳想にて授具す、滿二十歳に滿二十歳想にて授具す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六六

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一隊商王舍城よりパティヤーローカに到らんと欲せり。一比丘彼の諸人にかく言へり、「我も亦諸公と共に行かん」。「大德、我等は稅物を隱匿すべし」。「諸公、知るべし」と。官人等聞けり。「隊商は稅物を隱匿すと言ふ」と。彼等中道に於て出で來れり。かくて彼等官人はかの隊商を捉へ連れ去りてかの比丘にかく言へり、「大德、尊

者何が故に知りて盗賊隊と共に行くや」と留難して放てり。かくてかの比丘舍衞城に到りて諸比丘にこの事を語れり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘知りて盗賊隊と共に豫め約して同道を行くや」と……乃至……「比丘、汝實に知りて……行くや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、何ぞ知りて……行くや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も知りて盗賊隊と共に豫め約して同道を行けば一聚落の間と雖も波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「知りて」とは自ら知り或は他の者彼に告げ或は彼「自ら」告ぐるなり。

「盗賊隊」とは賊にして盗を行へるもの或は未だ行はざるものあり、或は王處に盗に行き、或は税物を隱匿するなり。

「共に」とは一所になり。

「豫め約して」とは、「賢者、我等行かん、尊者、我等行かん」、「尊者、我等行かん、

賢者、我等行かん」。「今日或は明日或は明後日我等行かん」と豫め約せば突吉羅なり。

「一聚落の間と雖も」とは附近の村落に於ては村落間毎に波逸提なり、村落なき曠野に於ては半由旬(ヨージャナ)毎に波逸提なり。

二　盗賊隊に盗賊隊想にて豫め約して同道を行けば一聚落間と雖も波逸提なり、盗賊隊に疑想にて……突吉羅なり、盗賊隊に非盗賊隊想にて……不犯なり。諸比丘豫約して諸人豫約せざれば突吉羅なり。非盗賊隊に盗賊隊想なるは突吉羅、非盗賊隊に疑想なるは突吉羅、非盗賊隊に非盗賊隊想なるは不犯なり。

三　豫め約せずして行く、諸人豫約し諸比丘豫約せざる、約に違して行く、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六七

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘舍衞城に向ふの途次、拘薩羅國にて一村落の門關を通過せり。一女人その夫と爭ひて村落

より出で來り、かの比丘を見て言へり、「大德、尊師何處に往き給ふや」。「姉、我舍衞城に往くなり」。「我尊者と共に往かん」。「來れ、姉」と。その時かの女人の夫村落より出で來り諸人に問へり、「諸卿、是の如き婦を見たるや」。「卿、彼の女は出家と共に往けり」と。かくて彼の人追ひてかの比丘を捉へ打擲して放てり。かくてかの比丘は一樹の下にて火焔を放ちつゝ坐せり。その時かの婦かの人に云へり、「夫、かの比丘我を行かしめしに非ず、否我彼の比丘と共に往きしなり、彼の比丘は惡を作せるものに非ず、行きて彼に謝罪せられよ」と。かくてかの人かの比丘に謝罪せり。

その時かの比丘舍衞城に到り、諸比丘にこの事を語れり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘女人と共に豫め約して同道を行くや」と…乃至…
133 「比丘、汝實に女人と共に豫め約して同道を行くや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ女人と……行くや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も女人と共に豫め約して同道を行けば一聚落の間と雖も

波逸提なり」と。

二一 「何れの」とは……意味さる丶比丘なり。「女人」とは人女にして夜叉女、鬼女、畜生女に非ず、〔人女の〕有知にして善語悪語麤悪非麤悪を知り得るものなり。

「共に」とは一所になり。

「豫め約して」とは「姉、我等行かん、尊師、我等行かん」、「尊師、我等行かん、姉、我等行かん」、「今日或は……」〔波逸提六六、**二**一参照〕。

二 女人に女人想にて豫約して同道すれば一聚落間と雖も波逸提なり、女人に疑想にて……女人に非女人想にて……波逸提なり。比丘豫約し女人豫約せざれば突吉羅なり、夜叉女或は餓鬼女或は黄門或は畜生女の人身をなせるものと豫約して同道すれば一聚落間と雖も突吉羅なり。非女人に女人想なるは突吉羅、非女人に疑想なるは突吉羅、非女人に非女人想なるは不犯なり。

三 豫約せずして行く、女人豫約するも比丘豫約せず、約に異して行く、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六八

一　その時世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時アリッタと名づくる
134 元鷹師なりし比丘に是の如き悪見生ぜり、「我世尊の説き給ひし法を了解する
が如くんば、世尊によりてこれ等は障道法なりと説かれしものもこれを行ふも
のに障道となすに足らず」と。衆多の比丘は聞けり、「アリッタと名づくる元鷹
師なる比丘に是の如き悪見生ぜり、『我……足らず』と」。かくてかの諸比丘は元
鷹師なるアリッタ比丘の許に到り、彼の比丘にかく言へり、「友、アリッタ、汝に
是の如き悪見生ぜりと言ふは實(まこと)なりや、『我……足らず』と」。「實に然り、友、我世
尊の説きたまひし法を了解するが如くんば、世尊によりてこれ等は障道法なり
と説かれしものもこれを行ふものに障道となすに足らず」。「友、アリッタ、是の
如く言ふこと勿れ、世尊を誹謗すること勿れ、世尊に對する誹謗は善からず、世尊
は實に是の如く説かれしことなし。友、アリッタ、世尊は種々の方便によりて
障道の法は障道なり、而してこれを行ふものには障道となるに足ると説き給へ

り。世尊は諸欲は快味少なく苦痛多く失望多くそこに患難更に多しと説き給へり。世尊は欲を骸骨に喩へて說きたまへり。苦痛多く失望多くそこに患難更に多し、世尊は欲を肉片に喩へて說きたまへり…乃至…世尊は欲を草炬に喩へて說きたまへり…乃至…世尊は欲を火坑に喩へて說きたまへり…乃至…世尊は欲を夢に喩へて說きたまへり…乃至…世尊は欲を借用物に喩へて說きたまへり…乃至…世尊は欲を樹果に喩へて說きたまへり…乃至…世尊は欲を屠殺場に喩へて說きたまへり…乃至…世尊は欲を刀杭に喩へて說きたまへり…乃至…世尊は欲を蛇頭に喩へて說きたまへり、苦痛多く失望多くそこに患難更に多し」と。

元鷹師なるアリッタ比丘は諸比丘によりて是の如く說かれても尙かの悪見を頑强に墨守し固執して主張せり、「友、實に我、世尊の說きたまへる法を了解するが如くんば、世尊によりてこれ等は障道の法なりと說かれしものもこれを行ふものにとりて障道となすに足らず」と。かの諸比丘は元鷹師なるアリッタ比丘をこの悪見より離れしむること能はざりしより彼の諸比丘世尊の御許に

135 來りて世尊にこの由を白せり。その時世尊はこの因緣によりて比丘衆を集めしめ給ひ元鷹師なるアリッタ比丘に問ひたまへり、「アリッタ、汝是の如き惡見を起せりと言ふは實なりや、『我世尊の……なすに足らず』と」。「世尊、實に是の如し、我世尊の……足らず」と。「愚人、汝抑々誰に對ひて我是の如き法を說示せるを知るや、愚人、我種々の方便もて障道の法は障道なり、而してこれを行ふものには障道となるに足ると說きしに非ずや、我は欲は快味少なく苦痛多く失望多く、そこに患難更に多しと說けり、我は欲を骸骨に喩へて說けり……我は欲を蛇頭に喩へて說けり、苦痛多く失望多く、そこに患難更に多し。然るを愚人、汝は己の誤解よりして却て我等を誹謗し自らを破壞し多くの不善業を積めり、愚人、これ實に汝にとりて長夜に不利苦痛を致さん、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も是の如く語らん、『我世尊の說示し給へる法を了解するが如くんば、世尊の障道法なりと說かれたる所のものはそれを行ふものにとりて障道となるに足らず』と。諸比丘はこの比丘に斯く言ふべし、『具壽、

しか言ふこと勿れ、世尊を誹謗すること勿れ、實に世尊に對する誹謗は善からず、實に佛は是の如く説き給はず、友、世尊は種々の方便もて障道法は障道なり、而してこれを行ふものにとりては障道となるに足ると説き給へり」と。この比丘諸比丘によりて斯く言はるゝも尚ほ固執せば諸比丘はそれを捨てしむる爲に三度まで諫むべし、若し三度まで諫めてそを捨つれば可なり、若し捨てざれば波逸提なり」と。

二―一「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「是の如く語らん」とは「我世尊の説示し給へる法を……障道となるに足らず」と言ふなり。

「この比丘」とは是の如く語る所の比丘なり。

「諸比丘」とは見聞せる所の他比丘にして彼等は言ふべきなり、「具壽、是の如く言ふこと勿れ……障道となるに足ると説きたまへり」と、二度言ふべし、三度言
136 ふべし、若し捨つれば可なり、若し捨てざれば突吉羅なり。聞きて言はざれば突吉羅なり。彼の比丘は僧中に引かれて言はるべし、「具壽しか言ふこと勿れ……

……障道となるに足ると説き給へり」と、二度言はるべし、三度言はるべし、若し捨つれば可なり、若し捨てざれば突吉羅なり。

彼の比丘は諫告さるべし、諸比丘、是の如く諫告さるべし、聰明堪能なる一比丘僧衆に唱言すべし――

大德僧聽きたまへ、某甲比丘是の如き惡見を起せり、「我世尊の……障道となるに足らず」と、［而して］彼この惡見を捨てず、若し僧伽に時可ならば僧伽は某甲比丘をかの見を捨てしむる爲に諫告せん、これ白なり。

大德僧聽きたまへ、某甲比丘……捨てず、僧伽は某甲比丘を、かの見を捨てしむる爲に諫告す、諸大德中、某甲比丘を、かの見を捨てしむる爲に諫告するを忍ずる者は默し、忍ぜざる者は說き給へ。我二度この事を言はん……乃至……我三度この事を言はん、大德僧……ものは說き給へ。

某甲比丘はかの見を捨つる爲に僧伽によりて諫告され已る、僧は忍じ給へり、かるが故に默然し給ふなり、我この事を斯く了解す、と。

白によりて突吉羅、二羯磨語によりて突吉羅、羯磨語の竟（をは）りに波逸提なり。

二　如法羯磨に如法羯磨想にて捨てざれば波逸提なり、如法羯磨に疑想にて……如法羯磨に非法羯磨想にて捨てざれば波逸提なり。非法羯磨に如法羯磨想なるは突吉羅、非法羯磨に疑想なるは突吉羅、非法羯磨に非法羯磨想なるは不犯なり。

三　諫告されざる者、捨てたる者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六九

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は知りつつ、是の如き説をなし、法に從ひて處分を受けず、かの見を捨てざるアリッタ比丘と事を共にし或は共住し或は共宿せり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は知りつゝ……事を共にし或は共住し或は共宿するや」と……乃至……「諸比丘、汝等實に知りつゝ……事を共にし共住し共宿するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ知りつゝ……事を共にし共住し共宿するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如く

この學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も知りつゝ是の如き説をなし、法に從ひて處分を受けず、その見を捨てざる者と事を共にし或は共住し或は共宿すれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「知る」とは自ら知り或は他人が彼に語り或は彼が語るなり。

「是の如き説をなす者」とは、「我世尊により説示されたる法を了解するが如くんば、世尊が障道法と説き給へる所のものはこれを行ふ者にとりて障道となるに足らず」と、是の如き説をなす者なり。

「法に從ひて處分を受けざる者」とは擧罪せられて未だ復權せざる者なり。

「その見を捨てざる者と共に」とはこの見を捨てざる者と共になり。

「事を共にすれば」とは共事とは二種の共事あり、食共事と法共事なり、食共事とは食を與へ或は受け取れば波逸提なり。法共事とは〔法を〕誦し或は誦せしむるなり、句によりて誦し或は誦せしむれば句毎に波逸提なり、字によりて誦じ或は誦せしむれば字毎に波逸提なり。

「或は共住し」とは擧罪されたる者と共に布薩或は自恣或は僧羯磨をなせば波逸提なり。

「或は共宿すれば」とは一方を覆へる所にて擧罪せられたる者の臥する所に比丘臥すれば波逸提なり、比丘臥する所に被擧者臥すれば波逸提なり、兩者臥すれば波逸提なり、立ちて復屢々臥すれば[各]波逸提なり。

二　被擧者に被擧者想にて共事し或は共住し或は共宿すれば波逸提なり、被擧者に疑想にて……突吉羅、被擧者に非被擧者想にて……不犯なり。非被擧者に被擧者想なるは突吉羅、非被擧者に疑想なるは突吉羅、非被擧者に非被擧者想なるは不犯なり。

三　被擧者に非ずと知る、擧せられて復權せる者なりと知る、かの見を捨てたる者なりと知る、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七〇

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。時にカンダカと名づくる

沙彌は是の如き悪見を起せり、「我世尊の説示したまへる法を了解するが如くんば世尊の障道法なりと說きたまふ所はこれを行ふものにとりて障道となるに足らず」と。諸比丘聞けり、カンダカと名づくる沙彌は是の如き悪見を起せりと…〔波逸提六八、一参照、「元鷹師なるアリッタ比丘」を「カンダカ沙彌」とし、「アリッタ」を「カンダカ」とし、彼の比丘に答ふる中「友よ」を「大德」とすべし〕…愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…已信者をして他に轉向せしむるものなり」と。呵責したまひて說法し諸比丘に曰へり、「然らば諸比丘、僧伽はカンダカ沙彌を擯滅すべし、諸比丘、是の如く
139 擯滅すべし――

「友、カンダカ、今日以後汝はこの世尊は汝の師なりと稱すべからず、他の沙彌が諸比丘と共に二夜三夜同宿することを得るも汝にはそれをも得ず、遠く去り消え失せよ」と。かくて僧伽はカンダカ沙彌を擯滅せり。

その時六群比丘は知りつゝ是の如く擯滅されたるカンダカ沙彌を慰撫し、或は給仕し、事を共にし、又同宿せり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は知りつゝ是の如く擯滅されたるカンダカ沙彌を慰撫し給仕し又事

を共にし同宿するや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に知りつゝ是の如く擯滅されたるカンダカ沙彌を慰撫し給仕し又事を共にし同宿するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、何ぞ汝等知りつゝ……同宿するや、愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し又沙彌かく言はん、『我世尊の說示したまへる法を了解するが如くんば、世尊が障道法なりと說きたまひし所のものはこれを行ふものにとりて障道となるに足らず』と。諸比丘はこの沙彌に斯く言ふべし、『友なる沙彌、是の如く言ふこと勿れ、世尊を誹謗すること勿れ、世尊に對する誹謗は善からず、實に世尊は是の如く說きたまはず、友なる沙彌、世尊は種々の方便もて障道法は障道なり、而してこれを行ふものにとりて障道となるに足ると說きたまへり』と。かの沙彌諸比丘にかく言はれて尙それを固執せばその沙彌は諸比丘により斯く言はるべし、『友なる沙彌、今日以後汝はこの世尊は汝の師なりと稱すべからず、他の沙彌が諸比丘と二夜三夜同宿することを得るも汝にはそれをも得ず、遠く去り、消へ失せよ』と。何れの比丘

と雖も知りつゝ是の如く擯滅されたる沙彌を慰撫し或は給仕し或は𥧌を共にし或は同宿すれば波逸提なり」。と

二一 「沙彌」と指定されたるもの」とは沙彌なり。
「かく言はん」とは「我世尊の……障道となるに足らず」と言ふなり。
「この沙彌」とは是の如き説をなす所のその沙彌なり。
「諸比丘」とは見聞したる所の他の比丘なり。彼等は言ふべし、「友なる沙彌、言ふべし。若し捨つればそは可なり、若し捨てざれば諸比丘はかの沙彌に斯く是の如く言ふこと勿れ……行ふものにとりて障道法なり」と、二度言ふべし、三度言ふべし、「友なる沙彌、今日以後……消へ失せよ」と。
「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。
「知りて」とは自ら知り或は他の者彼に語り或は彼が語るなり。
「是の如く擯滅されたる」とは斯く擯滅されたるなり。
「沙彌」と指定されたるもの」とは沙彌なり。
「慰撫し」とは彼に「我鉢或は衣或は讀誦或は質問を與ふべし」と言ひて慰撫すれ

ば波逸提なり。

「給仕し」とは彼に粉薬或は粘土或は楊枝或は含嗽水を取らしむれば波逸提なり。

「事を共にし」とは共事とは二種の共事あり、食共事と……字毎に波逸提なり。

「同宿すれば」とは一方を覆へる所にて擯滅沙彌臥する所に比丘臥すれば波逸提なり、比丘臥する所に擯滅沙彌臥すれば波逸提なり、兩者臥すれば波逸提なり、立ちて復屢々臥すれば波逸提なり。

二　擯滅者に擯滅想にて慰撫し或は給仕し或は共事或は同宿すれば波逸提なり、擯滅者に疑想にて……突吉羅なり、擯滅者に非擯滅想にて……不犯なり。非擯滅者に擯滅想なるは突吉羅、非擯滅者に疑想なるは突吉羅、非擯滅者に非擯滅想なるは不犯なり。

三　非擯滅者なりと知る、かの見を捨せるものなりと知る、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第七有蟲水品

Pācittiya 71–80 波逸提七一～八〇

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Pācittiya 71: *Sahadhammika*

その攝頌

故意殺、有蟲、發諍、覆藏麤罪、二十歲未滿
盜除、豫約、アリッタ、被擧のカンダカこれ卽ち十學處なり

波逸提　七一

一　その時佛世尊は憍賞彌（コーサンビー）國、瞿師羅園（ゴーシターラーマ）に在しき。その時具壽闡陀（チャンナ）は非法を行ぜり。諸比丘はかく言へり、「友、闡陀、是の如きをなす勿れ、これ淨法に非ず」と。彼はかく言へり、「友、我他の堪能持律の比丘に尋問せざる間はこの學處を學持せざるべし」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ具壽闡陀は諸比丘より如法に言はれて斯く言ふや、『友、我他の……學持せざるべし』と」…乃至…「闡陀、汝實に諸比丘によりて如法に言はれて斯く言ふや」「『友、我他の……學持せざるべし』と」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ諸比丘により如何に言はれて斯く言ふや、『友、我他の……學持せざるべし』と、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦

すべし――

何れの比丘と雖も諸比丘により如法に言はれながら斯く言はゞ、『友、我他の堪能持律の比丘に尋問せざる間はこの學處を學持せざるべし』と、〔これ〕波逸提なり。諸比丘、學戒の比丘は攻究すべし、尋問すべし、熟慮すべし、これかゝる時の法なり』と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「諸比丘により」とは他の諸比丘によりてなり。

「如法に」とは世尊によりて制せられたる學處、これを如法と名づく、これによりて言はれながら斯く云ふ、「友、我他の堪能者、持律者、(50)智慧者、賢者、多聞者、如法説法者の比丘に尋問せざる間は……」と言へば波逸提なり。

二　受具者に受具者想にて是の如く言へば波逸提なり、受具者に疑想にて……
142 受具者に未受具者想にて是の如く言へば波逸提なり。制戒せられざることによりて言はれる時「こは制邪、除惡、端正、敬重、精進の爲に利あらず」とて斯く言ふ、「友、我他の堪能者、持律者、(51)智慧者、賢者、多聞者、如法説法者の比丘に尋問せざる間はこ

の學處を學持せざるべし」と言へば突吉羅なり。未受具者が制戒或は未制戒のことをもつて言ふ時「こは制邪……利あらず」とて斯く言ふ、「友、我他の堪能者、持律者、智慧者、賢者、多聞者、如法說法者の比丘に尋問せざる間はこの學處を學持せざるべし」と言へば突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅、未受具者に疑想なるは突吉羅、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

「學戒の」とは戒を學持せんと欲するものなり。

「攻究すべし」とは知るべきの意なり。

「尋問すべし」とは「大德こは如何にし〔說かれ〕、この意義は何なるや」と〔問ふなり〕。

「熟慮すべし」とは反省すべく、比考すべしとの意なり。

「これかゝる時の法なり」とはこれかゝる時の如法なりとの意なり。

三　我知り、學持せんといふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七二

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時世尊は諸比丘の爲

に種々の方便もて律を說き、律を讚歎し、解律者を讚歎し、緜返して具壽優波離を讚歎したまへり。諸比丘は「世尊は種々の方便もて……具壽優波離を讚歎したまふ、いで友、我等具壽優波離の許にて律を學ばん」とて彼等衆多の比丘は上座も下座も中座も具壽優波離の許にて律を學べり。

その時六群比丘はかく思惟せり、「友、今衆多の比丘、上座も……學ぶ、若し彼等律に通ずれば何處にても、何事にても、如何程にても我等を［罪ありと］牽き出し引き廻すべし、いざ友、我等律を誹謗せん」と。かくて六群比丘は諸比丘の許に到りてかく言へり、「これ等の小小戒の說示せられて何の用かあらん、そは疑惑と苦惱と混亂とに導くのみ」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘律を誹謗するや」と…乃至…「諸比丘、汝等戒律を誹謗すると云ふは實なりや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ律を誹謗するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も波羅提木叉の說示せらるゝ時かく言はん、『これ等の小

小戒の說示せられて何の用かあらん、それは疑惑苦惱混亂に導くのみ」と、〔かく〕戒を誹謗するは波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「波羅提木叉の說示せらる時」とは誦し或は誦せしめ或は學習する時なり。

「かく言はん」とは、「これ等の小小戒の說示せられて……導くのみ」と言ふなり。

「これを學ぶ者には疑惑あり苦惱あり混亂あり、これを學ばざる者には疑惑なく苦惱なく混亂なし、これを誦せざること勝る、これを取り上げざること勝る、これを學ばざるが勝る、これを持せざるが勝る、律は消滅せよ、この諸比丘は通曉せざるべし」と受具者に對ひて律を誹謗すれば波逸提なり。

二　受具者に受具者想にて律を誹謗すれば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に非受具者想にて……波逸提なり。他の法を誹謗すれば突吉羅なり、未受具者に對ひて律或は他の法を誹謗すれば突吉羅なり。未受具者に受具者想
144 なるは突吉羅、未受具者に疑想なるは突吉羅、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三　誹謗せんと欲するに非ずして「來れ、汝經或は伽陀或は論を學べ、〔而して〕後に律を學ぶべし」と言ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七三

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は非法を行じて、「知らざるにより犯ぜるものと知るべし」とて波羅提木叉の說示せらるる時かく言へり、「我等は今始めてこの法の戒經中に含まれ戒經中に收められて半月每に說示せらるゝことを知りたり」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は波羅提木叉の說示せらるゝ時是の如く云ふや、『……知りたり』と」……乃至…「諸比丘、汝等實に波羅提木叉の說示せらるゝ時是の如く云ふや、『……知りたり』と」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ波羅提木叉の說示せらるゝ時是の如く云ふや、『……知りたり』と、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も半月毎に波羅提木叉の說示せらるゝ時かく言はん、『我は今始めてこの法の戒經中に含まれ戒經中に收められて半月毎に說示せらるゝことを知るなり』と。若し他の諸比丘がこの比丘の已前二三度、それ以上は勿論、波羅提木叉の說示せらるゝに列席せるを知る時はこの比丘知らざるの故を以て免るゝことなし。その場合彼の犯せる所の罪を法に從ひて處分すべきなり、更に彼の無知を呵すべし、『友、汝は波羅提木叉の說示せらるゝ時一心專念ならざる故に汝は利得を失ひしなり』と、この無知の故に波逸提なり」と。

145 二一一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「半月毎に」とは布薩時毎になり。

「波羅提木叉の說示さるゝ」時とは「和尚が」誦する時なり。

「かく言はん」とは非法を行じて知らざるによりて犯せるなりと知るべしとて波羅提木叉の說示せらるゝ時かく言ふ、「我は今始めて……知るなり」と、突吉羅なり。

「この〔比丘を〕」とは欺かんと欲する比丘をなり、諸比丘この比丘の已前……無知を呵すべし。諸比丘、是の如く呵すべし、聡明堪能の一比丘僧伽に唱言すべし——

大徳僧聴きたまへ、この某甲比丘は波羅提木叉の説示せらるゝ時一心専念[52]ならず、若し僧伽に時可ならば僧伽は某甲比丘に無知の罪を課せん、これ白なり。

大徳僧聴きたまへ、この某甲……専念ならず、僧伽は某甲比丘に無知の罪を課せん、諸大徳中某甲比丘に無知の罪を課するを忍ずるものは黙然したまへ、忍ぜざるものは説きたまへ。

僧は某甲比丘に無知の罪を課し竟れり、僧は忍じたまへり、……我かく了解す。

無知罪を課せられずして知らずと言へば突吉羅なり、無知罪を課せられて〔尚〕知らずと言へば波逸提なり。

二　如法羯磨に如法羯磨想にて無知と言へば波逸提なり、如法羯磨に疑想にて……如法羯磨に非法羯磨想にて無知となせば波逸提なり。非法羯磨に如法羯

磨想にて無知とすれば突吉羅なり、非法羯磨に非法羯磨想なるは突吉羅なり。

三　未だ〔律の〕廣説を聞かず、二三度以内廣説を聞く、欺くの意なし、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七四

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は瞋り喜146ばずして十七群比丘を打ち彼等は泣けり。諸比丘いはく、「友、汝等何が故に泣くや」。「友、かの六群比丘等瞋り喜ばずして我等を打てり」と。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ六群比丘は瞋り喜ばずして諸比丘を打つや」と……乃至……「諸比丘、汝等瞋り……實なりや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ瞋り……打つや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も比丘を瞋り喜ばずして打てば波逸提なり」と。

二―一「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。
「比丘を」とは他比丘をなり。
「瞋り喜ばずして」とは滿足せず憤懣し不氣嫌なるを言ふ。
「打つ」とは身により或は身に持てるものにより或は投げたるものによりてたとへ蓮葉程にても打てば波逸提なり。
二　受具者に受具者想にて瞋り喜ばずして打てば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。未受具者に瞋り喜ばずして打てば突吉羅なり、未受具者に受具者想なるは突吉羅、未受具者に疑想なるは突吉羅、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。
三　何物かによりて惱まされ〔それを〕逃れんとして打つ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七五

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は瞋り喜

ばずして十七群比丘に對ひて手を擧げたり。彼等は打たるゝを恐れて泣けり、諸比丘いはく、「友、汝等何が故に泣くや」。「友、かの六群比丘等瞋り喜ばずして我等に對ひて手を擧げたり」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘瞋り喜ばずして十七群比丘に對して手を擧ぐるや」と…乃至…「諸比丘、汝等瞋り喜ばずして十七群比丘に對して手を擧ぐると言ふは實なりや」「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ瞋り……擧ぐるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も比丘に對ひて瞋り喜ばずして手を擧ぐれば波逸提なり」と。

二—一「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。
「比丘に對ひて」とは他比丘に對ひてなり。
「瞋り喜ばずして」とは……不氣嫌なるを言ふ。
「手を擧ぐ」とは身により或は身に持てるものによりてたとへ蓮葉程にても擧

ぐれば波逸提なり。
二　受具者に受具者想にて瞋り喜ばずして手を擧ぐれば…〔波逸提七四、二參照〕…逃れんとして手を擧ぐ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七六

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は他比丘を無根の僧殘罪をもつて誹謗せり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は他比丘を……誹謗するや」と…乃至…「諸比丘、汝等……誹謗すると言ふは實なりや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ…：誹謗するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も比丘を無根の僧殘をもつて誹謗すれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。
「比丘を」とは他比丘をなり。

「無根」とは見ず聞かず嫌疑なきなり。
「僧殘をもつて」とは十三〔僧殘〕中の一をもつてなり。
「誹謗すれば」とは非難し或は非難せしむれば波逸提なり。
二　受具者に受具者想にて無根僧殘をもつて誹謗すれば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。〔餘の〕汚行、惡見をもつて誹謗すれば突吉羅なり、未受具者を誹謗すれば突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅、未受具者に疑想なるは突吉羅、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。
三　斯く〔犯ぜりと〕想ひて非難し、或は非難せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七七

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は故意に十七群比丘に疑惱を與へたり、「友、世尊は二十歲未滿の者は受具を得べから

ずと戒を制したまへり、然るに汝等は二十歳未満にして受具したり、汝等は我等にとりては未受具者にあらずや」と、彼等泣けり。諸比丘、かく言へり、「友、汝等何が故に泣くや」。「友、かの六群比丘等、我等に故意に疑惱を與ふ」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘故意に諸比丘に疑惱を與ふるや」と……乃至……「諸比丘、汝等……與ふと云ふは實なりや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ……與ふるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も故意に比丘に疑惱を與ふれば、かくして少時にても彼に不安あらしめんとし、この動機にてなし他に非ざれば、波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「比丘に」とは他比丘になり。

「故意に」とは知り、認め、目的を持し留意して行ふなり。

「疑惱を與ふれば」とは「汝は實に二十歳未満にして受具せり、汝は確かに非時に食せり、汝は確かに酒を飲めり、汝は確かに祕密に女人と坐せり」と言ひ疑惱を起

せば波逸提なり。

「この動機にてなし他に非ざれば」とは何等か他の動機ありて疑惱を與ふるに非ざるなり。

二　受具者に受具者想にて故意に疑惱を與ふれば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。未受具者に故意に疑惱を與ふれば突吉羅なり、未受具者に受具者想なるは突吉羅、未受具者に疑想なるは突吉羅、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三　疑惱を與ふる意なくして「汝は確かに二十歳未滿にて受具せり、汝は非時に……坐せり、やよ汝知るべし、後に至りて汝に疑惱あらしむること勿れ」と言ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七八

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は諸善比丘と闘諍せり。善比丘等斯く言へり、「友、かの六群比丘等は無慚愧者なり、彼

等と闘諍すること能はず」と。六群比丘は斯く言へり、「友、汝等何が故に我等を無慚愧の語をもつて侮蔑するや」。「友、汝等何處にて聞けるや」。「我等は具壽等の近くに屛聽して立てり」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は〔己と〕闘諍を生じ不和を生じ口論せる比丘等の近くにて屛聽して立つや」と…乃至…「諸比丘、汝等闘諍を……立つと言ふは實なりや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ闘諍し……立つや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も〔己が〕闘諍を生じ不和を生じ口論せる諸比丘の近くに屛聽して立たば、『我彼等の言はんとする所を聽かん』とて、この動機にてなし他に非ざれば波逸提なり」と。

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「諸比丘の」とは他の諸比丘のなり。

「闘諍を生じ不和を生じ口論せる者の」とは紛諍を起せる者のなり。

「近くに屛聽して立たば」とは彼等より聞きて非難せん、攻擊せん、困惑せしめん

とて行けば突吉羅なり、そこに立ちて聞けば波逸提なり、後より行ける者が聞かんとて急ぎ行けば突吉羅、そこに立ちて聞けば波逸提なり。先に行ける者が聞かんとて後へ残れば突吉羅、そこに立ちて聞けば波逸提なり。他比丘の立てる所、或は坐せる所、或は臥せる所に行きては他人の密語せるに謦咳をなし話しか
151 くべし、若し謦咳せず或は話しかけざれば波逸提なり。

「この動機にてなし他に非ざれば」とは他に何等かの理由ありて近くに屏聴して立つに非ざるなり。

二　受具者に受具者想にて近くに屏聴して立てば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。未受具者の近くに屏聴して立てば突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅、未受具者に疑想なるは突吉羅、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三　彼等に聞きて[争論を自ら]留め、止め、治めんとし、自らを[争論より]脱せしめんとて行く、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七九

一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は非法を行じて各自に對して羯磨のなされる時〔これを〕遮せり。〔異〕時に僧伽は事ありて集められたりき。六群比丘は作衣しつゝあり、一比丘に[63]承諾を與へたり。時に僧衆は「友、この六群比丘たゞ一人來れり、いざ我等彼に對ひて羯磨を作さん」とて彼に對して羯磨をなせり。かくてこの比丘六群比丘の許に到れり。六群比丘はこの比丘にかく言へり、「友、僧衆は何事をなせるや」。「友、僧衆は我が與に羯磨を作せり」。「友、我等は汝の與に羯磨をなすと言ふその爲に承諾を與へたるに非ず、若し我等汝の與に羯磨をなすと知れば我等は承諾を與へざるなり」と。

諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は如法の羯磨に承諾を與へて後に至りて不平を唱ふるや」と…乃至…「諸比丘、汝等如法の羯磨に承諾
152 を與へ後に到りて不平を唱ふると言ふは實なりや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ如法の……唱ふるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も如法の羯磨に承諾を與へ(與欲)後に至りて不平を唱ふれば波逸提なり」と。

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「如法の羯磨」とは求聽羯磨、單白羯磨、白二羯磨、白四羯磨の法により律により師教によりて行はるゝもの、これを如法の羯磨と言ふ。承諾を與へて不平を言へば波逸提なり。

二　如法羯磨に如法羯磨想にて承諾を與へて不平を言へば波逸提なり、如法羯磨に疑想にて……突吉羅なり、如法羯磨に非法羯磨想にて……不犯なり。非法羯磨に如法羯磨想なるは突吉羅、非法羯磨に疑想なるは突吉羅、非法羯磨に非法羯磨想なるは不犯なり。

三　非法によりて或は別衆によりて、或は羯磨に相當せざる者に對して羯磨のなされたるを知りて不平を言ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八〇

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時僧衆事ありて集められたり。六群比丘は作衣をなしつゝあり一比丘に承諾を與へたり。時に僧伽はその爲に集まりたる羯磨をなさんとて告示をなせり。時にかの比丘は「彼〔の六群比丘〕等同じく各自に對して羯磨をなす、諸師は何人に對して羯磨をなすや」とて承諾を與へずして座より立ちて去れり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘、僧伽に於て決斷すべき議の起りし時承諾を與へずして座より起ちて去るや」と…乃至…「比丘、汝僧伽に於て決斷すべき議の……去ると言ふは實なりや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ僧伽に於て決斷すべき議の……去るや、愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も僧伽に於て決斷すべき議の起れる時承諾を與へずして座を起ちて去れば波逸提なり」と。

二―一「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「僧伽に於て決斷すべき議」とは或は事件が布告され居り、或は提議(白)が未だ決

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Pācittiya 81: *Dubbala*

せられず、或は羯磨語が未だ竟らざるなり。

「承諾を與へずして座より起ちて去れば」とは「何ぞや、この羯磨は不確定にして不和合なり、作すべからず」とて行けば突吉羅なり、衆中より申手内に去れば突吉羅、申手外に去れば波逸提なり。

二　如法羯磨に如法羯磨想にて承諾を與へずして座より起ちて去れば波逸提なり、如法羯磨に疑想にて……突吉羅なり、如法羯磨に非法羯磨想にて……不犯なり。非法羯磨に如法羯磨想なるは突吉羅、非法羯磨に疑想なるは突吉羅、非法羯磨に非法羯磨想なるは不犯なり。

三　僧伽に鬪諍·不和·喧嘩·口論あるべしとて行く、破僧或は僧不和合あるべしとて行く、非法により或は別衆により或は羯磨に相當せざる者の爲に羯磨がなさるべしとて行く、病にて行く、病者の所用にて行く、大小便を催して行く、羯磨を遮する意なく復歸り來らんとて行く、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八一

一　その時佛世尊は王舍城、迦蘭陀竹林園に在しき。その時具壽沓婆摩羅子(ダッバマッラプッタ)は僧伽の爲に坐臥具を分ち請食を配分せり。かの具壽の衣服汚損せり。その時僧伽は一衣を得たり。かくて僧伽はこの衣を具壽沓婆摩羅子に贈れり。六群比丘は譏嫌非難せり、「諸比丘は[54]親厚に從ひて僧伽の所得を他に施せり」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は和合僧によりて衣を與へたるに後に至りて不平を唱ふるや」と……乃至……「諸比丘、汝等和合僧……唱ふると言ふは實なりや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ和合僧……唱ふるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も和合僧によりて衣を與へたるに後に至りて『諸比丘は親厚に從ひて僧伽の所得を他に廻與せり』と不平を唱ふれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「和合」とは僧衆が同一界に於て等しく共住者として存するなり。

「衣」とは六種衣中の一衣にして淨施すべき最下量(以上)を言ふ。

155

「與へ」とは自ら與へてなり。

「親厚に從ひて」とは友たるに從り、知人たるに從り、親友たるに從り、同一和尚たるに從り、同一阿闍梨たるに從りてなり。

「僧伽の」とは僧伽に施與されたるものなり。

「所得」とは衣服飲食臥具病資具たる藥湯乃至は粉藥塊・楊枝・未織の糸なり。

「後に至りて不平を言ふ」とは僧伽によりて選定されたる受具者なる坐臥具の分配者、或は請食への差遣者、或は粥の分配者、或は果物の分配者或は硬食の分配者、或は雜細物の分配者に衣の與へられたるに不平を言へば波逸提なり。

二　如法羯磨に如法羯磨想にて衣の與へられたるに不平を言へば波逸提なり、如法羯磨に疑想にて……如法羯磨に非法羯磨想にて……波逸提なり。他の資具の與へられたるに不平を言へば突吉羅なり。僧伽によりて選定されざる受具者なる坐臥具の分配者……雜細物の分配者に衣或は他の資具の與へられたるに不平を言へば突吉羅なり。僧伽によりて選定され或は選定されざる未受具者なる坐臥具の分配者或は……雜細物の分配者に衣或は他の資具の與へら

れたるに不平を言へば突吉羅なり。非法羯磨に如法羯磨想なるは突吉羅、非法羯磨に疑想なるは突吉羅、非法羯磨に非法羯磨想なるは不犯なり。

三　事實愛瞋癡怖によりて作せるものに對し、「彼に與へて何の利益ぞ、利得を失ふべきのみ、正しく行はれざるなり」と不平を言ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八二

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時舍衞城に於ける或る一群の人々「食せしめて後衣を施さん」とて僧衆に對し衣服を具する食を準備せり。時に六群比丘はかの人々の許に到りてかく言へり、「賢者、これ等の衣をこれ等の比丘に與へよ」と。「大德、我等與へず、我等に對して僧伽より每年具衣の乞食なさるゝなり」。「賢者、僧伽には多くの施與物あり多くの食あり、これ等〔六群比丘〕は汝等に依止し汝等を見、此處に住す、汝等若し彼等に與へざれば誰人か與へん、賢者、これ等の衣をこれ等の比丘に與へよ」と。かくて彼の一群の

人々は六群比丘に強いて請はれかく準備せし衣を六群比丘に與へ僧伽には食〔のみ〕を施せり。

諸比丘の中僧伽に衣を具せる施食の準備さるゝを知り而も六群比丘に與へられたるを知らざる者かく言へり、「賢者、僧衆に衣を施せ」。「大德、〔衣は〕あらず、かく準備せし衣は諸師等六群に廻入せり」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は知りて僧伽の所得として寄進せんとするものを個人に廻與するや」と……乃至……「諸比丘、汝等知りて僧伽の……廻與すると云ふは實なりや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ知りて僧伽の所得として……廻與するや、愚人、これ未信者を信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も知りて僧伽の所得として寄進せんとするものを個人に廻與すれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「知りて」とは或は自ら知り或は他の者彼に語り或は彼語るなり。

「僧伽の」とは僧伽に施與されたるものなり。

「所得」とは衣服・飲食・臥具・病資具たる藥湯乃至粉藥塊・楊枝・未織の糸なり。

「寄進せんとするもの」とは「我等施與せん」、「我等作らん」との語が發せられたるなり、それを個人に廻與すれば波逸提なり。

二　寄進せんとするものに寄進物想にて個人に廻與すれば波逸提なり、寄進物に疑想にて個人に廻與すれば突吉羅なり、寄進物に非寄進物想にて個人に廻與すれば不犯なり。僧伽に寄進せんとするものを他の僧伽或は塔廟に廻與すれば突吉羅なり、塔廟に寄進せんとするものを他の塔廟或は僧伽或は個人に廻與すれば突吉羅なり、個人に寄進せんとするものを他の個人或は僧伽或は塔廟に廻與すれば突吉羅なり。非寄進物に寄進物想なるは突吉羅、非寄進物に疑想な
157 るは突吉羅、非寄進物に非寄進物想なるは不犯なり。

三　「我何處に施與せん」と問はれたる時「汝等の施物の受用を得或は果報を得或は久住する處へ、或は又汝等の心に樂(ねが)ふ處へ與ふべし」と言ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第八如法品

その攝頌

如法と誹謗、無知と打、擧手及び無根

故意及び屏聽、不平、承諾と沓婆、廻與

波逸提　八三

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。時に拘薩羅國の波斯匿王は守園人に命ぜり、「汝到りて園林を淸掃すべし、我園林に行遊せん」。「畏りぬ、大王」と彼の守園人は拘薩羅國の波斯匿王に諾ひて園林を淸掃せる時世尊の一樹下に坐したまへるを見たり。見已りて波斯匿王の許に到りかく白せり、「大王、園林は淸淨なり、たゞ世尊かしこに坐し給ふ」。「善し、我等世尊に近侍せん」と。かくて拘薩羅國王波斯匿は園林に到りて世尊の許に近づけり。その時一優婆塞世尊に近侍して坐せり、波斯匿王はかの優婆塞の世尊に近侍して坐せるを見驚きて立てり、その時波斯匿王思惟すらく、「この惡人が是の如く世尊を拜せるは

不相應なり」とて世尊の許に到りて世尊に問訊して一方に坐せり。その時かの
158 優婆塞は世尊を敬する爲に拘薩羅國波斯匿王に挨拶せず又立ちて禮せざりき。
時に波斯匿王は心に悅ばざりき、「何ぞ彼の人は我の來れるに挨拶せず又立ち
て禮せざるや」と。その時世尊は拘薩羅國波斯匿王の悅ばざるを知り給ひて王
にかく曰へり、「大王、この優婆塞は多聞にして阿含に通達し欲愛に於て離欲
す」と。その時波斯匿王はかく思へり、「この優婆塞劣少の者たる理なし、世尊も
彼を讚歎し給へり」とてかの優婆塞にかく言へり、「優婆塞、卿の欲する所を言
はれよ」。「大王、善し」と。その時世尊は拘薩羅國王波斯匿に說法したまひ……
歡喜せしめたまへり。波斯匿王は世尊の說法により……歡喜して坐より起ち
世尊を禮し右遶して去れり。

「その時拘薩羅國の波斯匿王は高樓上に在りき。波斯匿王はかの優婆塞の車
道中に蓋(かさ)を手にして行けるを見たり。見已りて呼び寄せしめてかく言へり、「優
婆塞、卿は多聞にして阿含の通達者なりと聞く、願はくは我が宮女等に法を說
け」。「大王、我は諸大德によりて知りしなり、諸大德こそ王の宮女等にこの法を

説くべし」と。

二　その時拘薩羅國波斯匿王は「優婆塞は實(まこと)を言ふ」とて世尊の許に到り世尊を禮し已りて一方に坐せり。一方に坐し已れる波斯匿王は世尊に斯く白せり、「世尊、願はくは一比丘に命じて我等の宮女の爲に法を説かしめたまへ」と。時に世尊は拘薩羅國波斯匿王を法話を以て教示し…乃至…右遶して去れり。時に世尊、具壽阿難に告げたまへり、「然らば阿難、汝王の宮女に法を説くべし」。「是の如し、世尊」と具壽阿難は世尊に諾ひて時々到りて王の宮女に法を説けり。

時に具壽阿難晨朝下衣を著け、上衣と鉢とを持して拘薩羅國波斯匿王の住處に到れり。その時波斯匿王は摩利(マッリカー)皇后と共に臥床にありき。摩利皇后は遙かに具壽阿難の來れるを見たり。見已りて急ぎて起ち黄色の美衣を落せり。か
159 くて具壽阿難はそこより歸り僧園に到りて諸比丘にこの事を語れり。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ具壽阿難は豫告せずして王の後宮に入るや」と…乃至…「阿難、汝……入ると言ふは實なりや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「阿難、汝何ぞ……入るや、阿難、これ未信者をして信ぜしめ…

乃至…呵責したまひて説法をなし諸比丘に語りたまへり。
三「諸比丘、王の後宮に入ればこの十の過失あり、何等か十なる、諸比丘、こゝに王王妃と共に坐せん、その所に比丘入り來りて王妃比丘を見て微笑し或は比丘王妃を見て微笑せんに、そこに王はかく思惟すべし、『彼等は不淨行をなし或はなすべし』と。諸比丘、これ王の後宮に入る第一の過失なり。更に又諸比丘、王は多事多忙にして一宮女の許に到りて記憶せず、宮女彼によりて姙娠せん、その時王は斯く思惟すべし、『この所は出家の外他の何人も入ることなし、これ出家のなせる所なるべし』と。諸比丘、これ王の後宮に入る第二の過失なり。更に又諸比丘、王の後宮中にある一の寶物を失はん、その時王はかく思惟すべし、『この所には出家の外他の何人も入るものなし、これ出家のなせる所なるべし』と。諸比丘、これ第三の……更に又諸比丘、王の後宮に於ける内部の密事が外界に漏れ雜らんに、その時王は斯く思惟すべし、『この所には出家の外他の何人も入るものなし、これ出家のなせる所なるべし』と。諸比丘、これ第四の……。更に又諸比丘、王の後宮に於て或は王子が父王を[殺さんと][53]求め或は父王が王子

を求めんに世人かく思惟すべし、『この所には出家の外他の何人も入ることとなし、これ出家のなす所なるべし』と。諸比丘、これ第五の……。更に又諸比丘、王が低き地位なる者を高きに進めんにそを喜ばざる者は斯く思惟せん、『王は出家と交はる、これ出家のなせる所なるべし』と。諸比丘、これ第六の……。更に又諸比丘、王が高き地位なる者を低きに落さんに、そを……、諸比丘、これ第
160 七の……。更に又諸比丘、王が時に非ざるに軍を起こさんに、そを……、諸比丘、これ第八の……。更に又諸比丘、王が時に於て軍を起こし中路より退かんに、これを……、諸比丘、これ第九の……。更に又諸比丘、王の後宮、象・馬・車の馳驅欲念に滿てる色・聲・香・味・觸の境、これ等は出家に相應はしきものに非ず、諸比丘、これ王の後宮に入る第十の過失なり」と。

かくて世尊種々の方便もて阿難を呵責したまひ、扶養し難く……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も刹帝利種の卽位灌頂を受けし王〔寢室より〕未だ退出せず、寶〔夫人〕も出でざるに豫告せずして〔寢室の〕閾を越ゆれば波逸提なり」と。

二—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「刹帝利種」とは母系父系倶に生れ正しく、血統純粋にして七世の祖父に遡るも〔是より〕外れず、血統につきて非難[56]せらるること無きものなり。

「卽位灌頂」とは刹帝利種の灌水にて澆がれたるなり。

「王未だ退出せず」とは王が未だ寢室より出でざるなり。

「寶も出でざるに」とは王妃が未だ寢室より出でず、或は兩者が出でざるなり。

「豫告せずして」とは先に斷はらずしてなり。

「閾」とは寢室の敷居を言ふ。「寢室」とは何處にても王の床を敷ける所にして縦ひ幕を圍らせるをも言ふ。

「閾を越ゆれば」とは第一の脚閾を越ゆれば突吉羅なり、第二の脚越ゆれば波逸提なり。

二 不豫告に不豫告想にて閾を越ゆれば波逸提なり、不豫告に疑想にて……不豫告に豫告想にて……波逸提なり。豫告に不豫告想なるは突吉羅なり、豫告に疑想なるは突吉羅なり、豫告に豫告想なるは不犯なり。

161 三　豫告せる時、刹帝利種に非ざる、刹帝利種の灌頂を受けざる、王が寢室より退出せる、王妃が寢室より退出せる、兩者の退出せる、寢室に非ざる時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八四

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘阿耆羅婆提（アチラヴァティー）河にて沐浴せり。一婆羅門亦五百金の錢嚢を陸上に置きて阿耆羅婆提河にて沐浴し〔これを〕忘れて去れり。時にかの比丘この婆羅門の錢嚢の失はるゝを恐れてこれを拾ひ上げたり。時にかの婆羅門急ぎて走り返しかの比丘に斯く言へり、「友、我が錢嚢を見ずや」。「然り、婆羅門」と〔錢嚢を〕與へたり。時にかの婆羅門是く思惟せり、「我何の方便によりてかこの比丘に多くの〔謝禮の〕施與をなさざらん」。「友、五百金に非ずして千金なりし」と妨難して追ひ放てり。かくてかの比丘僧園に歸りて諸比丘にこの事を語れり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘、寶を捉るや」と……乃至……「比丘、汝寶を捉れりと言ふは實なり

や」。「寶なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ寶を捉るや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も寶又は寶と見做さるゝものを捉り若しくは捉らしむれば波逸提なり」と。

是の如く諸比丘の爲に世尊によりてこの學處は制せられたり。

二　その時に舍衞城に於て祭會ありき。諸人衣服を飾りて園林に行けり。毘(ヸ)舍佉(サーカー)鹿子母(ミガーラマーター)も亦衣服を飾りて園林に行かんとて村より出でて後「我園林に到りて何かせん、我宜しく世尊を拜すべきなり」とて莊身具を脱して鬱多羅僧もて荷物にくゝりて下婢に與へ「いざ、汝この荷物を持て」と言へり。かくて毘舍佉鹿子母は世尊の許に到り世尊を禮して一方に坐せり。世尊は一方に坐せる毘舍佉鹿子母を法話もて……歡喜せしめたまへり、かくて世尊の法話によりて……歡喜せしめられたる毘舍佉鹿子母は坐より起ち世尊を禮し右遶して去れり。その時かの下婢はかの荷物を忘れて去れり。諸比丘見てこの事を世尊に白せり、

「然らば諸比丘、捉りて藏し置くべし」と。その時世尊この因緣によりて說法したまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、伽籃内に於ては寶若しくは寶と見做されるものをそを所有する者來りて持ち去るべしとて捉り或は捉らしめて藏置することを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も伽籃内を除き寶又は寶と見做さるゝものを捉り或は捉らしむれば波逸提なり」と。

是の如く諸比丘の爲に世尊によりてこの學處は制せられたり。

三 その時迦尸國に給孤獨居士の農作村あり。侍者は彼の居士に命ぜられたり、「若し大德來らば施食を作すべし」と。その時衆多の比丘迦尸國に於て遊行をなし給孤獨居士の農作村に到れり、かの人遙かにこの諸比丘の來るを見たり。見已りて彼の諸比丘に近づき諸比丘を禮してかく言へり、「諸大德、尊師等明日居士の食を受けたまへ」と。諸比丘は默然として諾へり。かくてかの人はその夜の間に美味なる硬軟の食を調へて食時到れることを告げ指輪をはづして諸比丘に食を供し、「尊師等食し已れば行くべし、我も亦農作に行くべし」とて指

163

輪を忘れて行けり。諸比丘は見て「若し我等行けばかの指輪は失はるべし」とてそこに留まれり。かくてかの人農作より歸りて彼の諸比丘を見てかく言へり、「諸大德、何が故に尙こゝに留まりたまふや」と。その時諸比丘はかの人にこの事を語りて舍衞城に到り諸比丘にこの事を語れり。諸比丘は世尊にこの事を白せり。時に世尊この因緣によりて法話をなしたまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、伽籃內に於て或は宿舍內にては寶又は寶と見做されるものをその所有者來りて持ち去るべしとて捉り或は捉らしめて藏置することを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も伽藍又は宿舍內を除き寶又は寶と見做さるゝものを捉り又は捉らしむれば波逸提なり。伽藍內又は宿舍內にては比丘は寶或は寶と見做さるゝものをその所有者は持ち去るべしとて捉り又は捉らしめて藏置すべし、これこの場合の如法行なり」と。

四—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「寶」とは眞珠·寶珠·琉璃·貝玉·玻璃·珊瑚·銀·金·赤珠·琥珀なり。「寶と見做さるゝもの」

とは世人の喜び受用するもの、これを寶と見做さるゝものと名づく。
「伽藍又は宿舍内を除き」とは伽藍又は宿舍内を除外するなり。「伽藍內」とは有籬園の園內、無籬園の境內を言ふ。「宿舍內」とは有籬宿舍の宿舍內部、無籬宿舍の境內なり。
「捉り」とは自ら捉れば波逸提なり。「捉らしむ」とは他に捉らしむれば波逸提なり。
「伽藍內又は宿舍內にては……藏置すべし」とは色或は相によりて記識して藏置し告示すべし、「物を失ひし者は來れ」と、若しそこに來れば言ふべし、「賢者、卿の物は如何なるものなりや」と、若し色或は相によりて相應すれば與ふべし、若し相應せざれば「賢者、〔他處に〕索むべし」と言ふべし。その住處より去る時はそこに住せる善好なる比丘の手中に囑して去るべし、若し善好なる比丘なき時は
164 そこに住せる善好なる居士の手中に囑して去るべし。
「これこの場合の如法行なり」とはこれこの場合の法に適へることとなり。
二　伽藍內或は宿舍にて所有者は持ち去るべしとて寶或は寶と見做さるゝも

のを捉り或は捉らしめて藏置す、寶と見做さるゝものを親厚想にて捉る、暫時捉る、糞掃物と想へる者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八五

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は非時に村落に入りて會堂に坐し種々の遮道の論議をなせり、卽ち王論・賊論・大臣論・軍兵論・怖畏論・戰陣論・食事論・飲事論・衣服論・臥處論・華鬘論・香論・親族論・車乘論・聚落論・町村論・都城論・國土論・婦女論・勇[17]士論・街道論・井戸論・亡靈論・雜[18]多論・世界起源論・海洋起源論・斯く有り無しの論等なり。

諸人……非難せり、「何ぞ沙門釋子非時に聚落に入りて會堂に坐し種々なる遮道の論議をなすや、卽ち……等なり、これあたかも在家欲行者の如し」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は非時に聚落に入り……論議をなすや、……等なり」と……乃至……「諸比丘、汝等實に非時に聚落に入り……論議するや……なり」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ非時

に聚落に入り……論議するや……等なり、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

165 何れの比丘と雖も非時に聚落に入れば波逸提なり」と。

是の如く世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

二 その時衆多の比丘等舍衞城に到らんとて拘薩羅國にて夕暮に一村落に到達せり。諸人かの比丘等を見てかく言へり、「諸大德、入り給へ」と。時にかの比丘等世尊は非時に村落に入るを禁じたまへりと畏愼して入らざりき。〔爲に〕劫賊かの諸比丘を剝脫せり。かくてかの比丘等舍衞城に到りて諸比丘にこの事を語れり。諸比丘は世尊にこの事を白せり。その時世尊この因緣によりて法話をなしたまひ諸比丘に曰へり、「比丘等、〔他比丘に〕告げて非時に村落に入るを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も告げずして非時に聚落に入れば波逸提なり」と。

是の如く世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

三 その時一比丘舍衞城に到らんとして拘薩羅國にて夕暮に一聚落に到達せ

り、諸人彼の比丘を見てかく言へり、「大德、入りたまへ」と。その時かの比丘は世尊告げずして非時に聚落に入るを禁じたまへりと畏愼して入らざりき、「爲に」劫賊かの比丘を剝脫せり。かくてかの比丘舍衞城に到りて諸比丘にこの事を語れり。諸比丘は世尊にこの事を白せり。時に世尊はこの因緣により法話をなしたまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、居合はせる比丘に告げて非時に聚落に入ることを定む、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も居合せる比丘に告げずして非時に聚落に入れば波逸提なり」と。

是の如く世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

166

四 その時一比丘毒蛇に咬まれたり。一比丘火を持ち來らんとて聚落に行けり。時にかの比丘は世尊居合せる比丘に告げずして非時に聚落に入るを禁じたまへりとて畏愼して入らざりき。世尊にこの事を白せり。その時世尊はこの因緣によりて法話をなしたまひ諸比丘に告げたまへり、「比丘等、然るべき急用の時は居合せる比丘に告げずして非時に聚落に入るを聽す、諸比丘、汝等

當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も居合せる比丘に告げずして非時に聚落に入れば然るべき急用を除き波逸提なり」と。

五—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「居合せる」とは比丘が告げて入るを得るなり、「居合せず」とは比丘が告げて入ること能はざるなり。

「非時」とは日中を過ぎて夜明に至るまでなり。

「聚落に入れば」とは有籬の村落には籬を越ゆれば波逸提なり、無籬の村落にはその近くに入れば波逸提なり。

「然るべき急用を除き」とは然るべき急の用事を除外するなり。

二 非時に非時想にて居合せる比丘に告げずして聚落に入れば然るべき急用を除き波逸提なり、非時に疑想にて……非時に時想にて……波逸提なり。時に非時想なるは突吉羅、時に疑想なるは突吉羅、時に時想なるは不犯なり。

三 然るべき急用の時居合せる比丘に告げずして入る、比丘の居らざる時告げ

ずして入る、聚落の中に行く時、比丘尼住處に行く時、外道の臥處に到る、パティッカマナ堂に到る時、聚落によりて道のある時、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八六

一　その時佛世尊は釋迦(サッカ)國、迦毘羅衞(カピラヷットゥ)城、尼拘律樹園(ニグローダーラーマ)に在しき。その時諸比丘は一象牙師より施與を申出でられ居れり、「諸大德中針筒を欲する者には我針筒を施さん」と。その時諸比丘は多くの針筒を乞へり、針筒の小なる者は大なる針筒を乞ひ、針筒の大なる者は小なる針筒を乞へり。かくてかの象牙師は比丘等の爲に多くの針筒を作りて他の賣品を作ること能はず、自らも暮し得ず、子女も困窮せり。諸人……非難せり、「何ぞ沙門釋子は量を知ることなく多くの針筒を乞ふや、この人彼等の爲に多くの針筒を作りて他の賣品を……困窮す」と。諸比丘彼の諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ比丘等量を知ることなくして多くの針筒を乞ふや」と…乃至…「諸比丘、

比丘等は實に量を知ることなく……乞ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ彼の愚人等量を知ることなく……乞ふや、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も骨製若しくは牙製若しくは角製の針筒を作らしむれば波逸提にして打ち碎かるべきなり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「骨」とはあらゆる骨なり。「牙」とは象牙を言ふ。「角」とはあらゆる角なり。

「作らしむれば」とは〔自ら〕作り若しくは作らしむるなり、作る〔動作〕は突吉羅にして〔作り已りて〕得たる者は打ち碎きて波逸提を懺悔すべし。

自己による未成品を自ら完成せしむれば波逸提なり、自己による未成品を他
人に完成せしむれば波逸提なり、他人による未成品を自ら完成せしむれば波逸
168 提なり、他人による未成品を他人に完成せしむれば波逸提なり。他人の爲に作
り若しくは作らしむれば突吉羅なり、他人の作れるものを得て使用するは突吉
羅なり。

二　ガンティカー木製のもの、アラニ木製の壺、ギダ小箱、膏薬壺、膏薬篦、手斧の柄、拭具等に於て、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八七

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時具壽跋難陀（ウパナンダ）釋子は高床に臥せり。時に世尊は衆多の比丘と共に房舍巡行をなし具壽跋難陀釋子の住房に到りたまへり。跋難陀釋子は遙かに世尊の來りたまふを見たり。見已りて世尊に斯く白せり、「大德、世尊來りたまへ、我が床に臥したまへ」と。時に世尊はそこより還りて諸比丘に告げたまへり、「諸比丘、住處によりて愚人は知らるべきなり」と。かくて世尊は種々の方便もて具壽跋難陀釋子を呵責したまへり。扶養し難く…乃至…諸比丘、汝等當に是の學處を誦すべし——

比丘によりて新しき臥床又は椅子の作らるゝ時はその脚は下部の臺に入る部分を除きて佛指による八指尺のものに造らるべし、これを過ぐれば波

逸提にして切斷せらるべきなり」と。

二—一 「新しき」とは作ることを取りて言ふ。

「臥床」とは四種の臥床あり、卽ち[51]波摩遮羅伽（マサーラカ）脚、文蹄（アンディカーパダカ）脚、句利羅（クリラパーダカ）脚、阿遏遮（アーハッチャパーダカ）脚なり。

「椅子」とは四種の椅子あり、波摩遮羅伽脚、文蹄脚、句利羅脚、阿遏遮脚なり。

「作らるゝ時は」とは〔自ら〕作り若しくは作らしむるなり。

「その脚は下部の臺に入る部分を除きて佛指による八指尺のものに造らるべし」とは下部の臺に入る部分を除外してなり。それを過ぎて作り或は作らしむれば、作ることは突吉羅なり、得れば切斷して波逸提を懺悔すべし。

自己による未成品を自ら完成せしむれば…〔波逸提八六、二、一參照〕…他人による未成品を他人に完成せしむれば波逸提なり。他人の爲に作り若しくは作らしむれば突吉羅なり、他人の作れるものを得て使用するは突吉羅なり。

二　量によりて作る、〔量〕已下に作る、他人により量を過ぎて作られたるものを得て切斷して用ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八八

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は臥床も椅子も綿を入れて作らしめたり。諸人精舍參拜に來りて〔これを〕見、譏嫌非難せり、「何ぞ沙門釋子は臥床も椅子も……作らしむるや、宛かも在家受欲者の如し」と。諸比丘は彼の人々の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は臥床も……作らしむるや」と……乃至……「諸比丘、汝等實に臥床も…… 作らしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、何ぞ汝等臥床も…… 作らしむるや、愚人、 これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、 汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も綿を入れたる臥床又は椅子を作らしむれば波逸提にして〔綿は拔き取らるべきなり〕と。

二―一　「何れの」とは意味さるゝ比丘なり。

「臥床」とは四種の臥床あり……、「椅子」とは四種の椅子あり……阿遏遮脚(アーハッチャパーダカ)なり。

「綿」とは三種の綿あり、木綿、蔓綿、草綿なり。

「作らしむれば」とは〔自ら〕作り或は作らしむるなり、作ることは突吉羅なり、得れば〔綿を〕抜きとりて波逸提を自白懺悔すべし。

自己による未成品を他人……他人による未成品を他人に完成せしむれば波逸提なり。他人の爲に作り或は作らしむれば突吉羅なり、他人の作れるものを得て受用すれば突吉羅なり。

二 紐、帶、肩當、鉢袋、漉水嚢、枕等を作る、他人の作れるものを得て綿を取りて用ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 八九

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時世尊により諸比丘に坐具聽され居りき。六群比丘は世尊によりて坐具は聽さるとて、量をはからざる〔大なる〕坐具を用ひ、臥床、椅子の前よりも後よりも垂れ下せり。諸比丘の中少欲なるもの…… 非難せり、「何ぞ六群比丘は量をはからざる坐具を用ふるや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に量をはからざる坐具を用ふるや」。「實なり、世尊」。

佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ量をはからざる坐具を用ふるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

比丘坐具を作る時は尺量に從ひて作るべし、これその規定の尺量なり、卽ち長さ佛手尺による二手尺、幅一手尺半なり、これを超ゆれば波逸提にして切斷せらるべきなり」と。

是の如く世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

171

二　その時具壽優陀夷は身體長大なりき。彼世尊の前に坐具を敷きて四方より引き張りて坐せり。時に世尊具壽優陀夷にかく曰へり、「優陀夷、汝何が故に皮師の出身の如く坐具を四方より引き張るや」。「大德、これ世尊諸比丘の爲に過少なる坐具を制し給へる故なり」と。その時世尊この因緣によりて法話をなし給ひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、坐具に一手尺の緣を聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

比丘坐具を作る時は尺量に從ひて作るべし、これその規定の尺量なり、卽ち

長さ佛手尺による二手尺、幅一手尺半、緣一手尺なり、これを超ゆれば波逸提にして切斷せらるべきなり」と。

三—一　「坐具」とは敷物を言ふ。

「作る時は」とは自ら作り又は作らしむるなり。尺量に從ひて作るべし、これその規定の尺量なり、卽ち長さ……緣一手尺なり、これを超へて作り或は作らしむれば、作ることは突吉羅、得れば切斷して波逸提を自白懺悔すべし。

自己による未成品を自ら……他人による未成品を他人に完成せしむれば波逸提なり。他人の爲に作り或は作らしむれば突吉羅なり、他人の作れるものを得て受用するは突吉羅なり。

二　量に從ひて作る、量以下に作る、他人により過量に作られたるものを得て切斷して用ふ、天蓋、或は地に敷くもの或は幕、或は長枕或は枕を作る、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　九〇

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時世尊により諸比丘

172 の爲に覆瘡衣聽され居りき。六群比丘は世尊覆瘡衣を聽したまふとて量をはからざる覆瘡衣を用ひ、前後より引きづりて經行せり。諸比丘の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ六群比丘は量をはからざる覆瘡衣を用ふるや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に量をはからざる覆瘡衣を用ふるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ……用ふるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

比丘覆瘡衣を作る時は尺量に從ひて作るべし、これその尺量なり、卽ち長さ佛手尺による四手尺、幅二手尺なり、これを超ゆれば波逸提にして切斷せらるべきなり」と。

二　「覆瘡衣」とは臍より下、膝より上の痒疥、瘮子、濕瘡、大疥病に罹れる者にこれを覆ふ爲のものなり。

「作る時は」とは…〔波逸提八九、三參照〕…量に從ひて作るべし……幅二手尺なり、これを超ゆれば…〔波逸提八九、三參照〕…癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　九一

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時世尊により諸比丘の爲に雨浴衣聽され居れり。六群比丘は世尊は雨浴衣を聽したまへりとて量をはからざる雨浴衣を用ひ、前後より引きづりて經行せり。諸比丘の中少欲なるもの……〔波逸提九〇、一參照〕……誦すべし——

比丘雨浴衣を作る時は尺量に從ひて作るべし、これその尺量なり、卽ち長さ佛手尺による六手尺、幅二手尺なり、これを超ゆれば波逸提にして切斷せらるべきなり」と。

173 二　「雨浴衣」とは雨期四ケ月の爲のものなり。

「作る時には」とは……量に從ひて作るべし……癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　九二

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時具壽難陀は世尊の從弟にして端正美容にして世尊より四指のみ低かりき。彼は佛の衣と等量の衣を著用せり。長老比丘等具壽難陀の遙かに來るを見て世尊來りたまふとて坐より起てり。彼等來りて〔難陀なるを〕知り、譏嫌非難せり、「何ぞ具壽難陀は佛と等量の衣を著用するや」と。世尊に……白せり。時に世尊具壽難陀に問ひたまへり、「難陀、汝實に佛と等量の衣を著用するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「難陀、汝何ぞ佛と等量の衣を著用するや、難陀、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も佛衣量若しくはそれ以上の衣を作らしむれば波逸提にして切斷せらるべきなり。これ玆にいふ佛の佛衣量なり、卽ち長さ佛手尺による九手尺、幅六手尺なり、これ佛の佛衣量なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「佛衣」とは長さ佛手尺による九手尺、幅六手尺なり。

「作らしむれば」とは自ら作り或は作らしむるなり、作ることは……〔波逸提八九、三參〕

照了…受用すれば突吉羅なり。

二　以下に作る、他人により作られたるものを得て切斷して用ふ、天蓋……癡狂

174
者、最初の犯行者は不犯なり。

第十難陀戒

第九寶品　小[60]事竟る

その攝頌

王の、寶、居合せる人に、針、臥床、綿

坐具及び疥瘡、雨衣と佛衣と

諸大德、九十二波逸提法は說示され竟んぬ。是に於て我諸大德に問はん、この點に於て淸淨なりや。二度問はん、この點に於て淸淨なりや。三度問はん、この點に於て淸淨なりや。今諸大德は淸淨なり、かるが故に默然したまふなり。我是の如くこれを了解す。

[61]波逸提品竟る

註

❶已下の所見、所忍、所樂、所想につき南傳律藏一、一八三頁註參照。

❷この物語は本生經第二十八（南傳小部經典六、三六八頁）と同じ。

❸原語kuṭaに詐欺の意あり、本生經の英譯には欺瞞者（rascal）となすも、P・T・Sの辭書に言ふ如く今は牽牛の角の無きもの丶意なり、危險無き爲に角を切るなり。有部毘奈耶には禿頭無角と言ひ、五分律に曲角、四分律に一角となす。

❹原語mudhumeho　佛音の註にこの病苦痛なき故に貴と云ふとす、P・T・Sの辭書には糖尿病？と云ふ。

❺預流犯はsotāpattiにして預流果に達すること、定犯とはsamāpattiにして定に入ることとなり、故に犯の譯語は正當ならざるもāpattiは本來「達する」「到る」の意より來りて戒律の罪を犯す意となりしものにしてこの語を等しく犯とせしなり。

❻原語yakāra　yaの文字或は音の意にして名前の後へyaを附して呼ぶは輕侮を意味す、例へばdāsiya, gumbiyaの如し、次のbhakāraも同じ。

❼南傳律藏一、二二一頁の註參照。

❽佛音の註によれば句（pada）とは偈中の一句の意、隨句（anupada）とは第二の句、隨字（anvakkhara）とは一一の字、隨味（anubyañjana）とは前の意味に同ずる後の意味にして、一の字・隨字・字の集合せるものが隨味となり、字と隨味の集合せるものが句にして、第一句を句と言ひ第二句を隨句と云ふとする。

次にこの四を法を誦するについて言へば第一の句とは偈となれる法を誦するに「諸法

は心によりて司らる」と一一の句を沙彌と共に誦じ共に始めて共に終るなり。第二の隨句とは長老が諸法は心によりて司らる」と始め沙彌がこの句を誦し更に次の句たる「心は最勝なり」「心によりて生起す」を沙彌と共に誦するなり、これを別に始めて共に終ると言ふ。第三の隨字とは rūpaṁ aniccaṁ (色は無常なり)と誦せと言ふ場合僅かに始め rū の音のみを共に唱へて止めること。第四の隨味とは「色は無常なり受は無常なり」と言ふ經を誦するに長老が「色は無常なり」と誦するや沙彌も直ちに「受は無常なり」と誦し「無常なり」の句は兩者が共に誦する樣に聲を出さしめることにして、これ等は凡てその句隨句等の數に應じて波逸提となるとする。尙、句隨句等の譯語は善見律によれり、(善見律卷十五參照)。

❾底本の原語 gandha とあるもシャム本及び善見律により gantha とすべし。

❿覆 (channa) とは上を覆ふことと障 (paricchanna) とは周圍を覆ふことと多分 (yebhuyyena) とは半以上なり。

⓫この戒第四波羅夷(律藏一、一四四頁已下)參照。

⓬原語 ovaṭṭho 辭書に見えず、巴利善見律の第十四波逸提下の註によれば雨雪にさらされ濡れることとなり。(Samantapāsādikā Vol. IV. p. 772 參照)。Childers の辭書には ovaṭṭo を出す。

⓭原語 bhūtagāma 漢譯に鬼神村、有情村等とす樹に鬼(樹神)が宿ることあり、草木に虫類宿るが故にかく云ふなり。

⑭原語 aropite 「異語の罪を與ふ」とは僧衆が羯磨によりて異語をなすものと認定することにしてこの羯磨をなされて尙罪を述べんとせざる時波逸提なり、今は未だこの羯磨のなされざる時を云ふ。

⑮已下の名、善見律の譯語による。その構造につきては漢巴の善見律參照、四分律には五種繩床とし旋脚、直脚、曲脚、入陛、無脚とす。

⑯脫脚床 (āhaccapādaka mañca) とはベッド或は椅子の脚がさし込みになり容易にはづれる樣になれるものなるべし。

⑰pātimokkha にはこゝに sahasā あり、シャム本にはなし、漢譯を見るに四分律は單に「若坐若臥」として無き樣譯し、五分律にては「用力坐臥」と sahasā を入れて譯す。

⑱この戒の意義は、戶或は窓を作る四方の木(横木)の周圍卽ち戶窓所はこれを堅牢にならしむる爲に數重に覆ひ塗ることを得るが、この所以外は二三重或はそれ以下に覆ふべしとするなり。これを善見律には「戶の兩邊及び上頭二肘半は重泥を得若し戶高く下に壁有るも亦重泥を得。窓の四面も亦重泥を得」と言ふ。

⑲原語 maggena chādentassa, pariyāyena chādentassa を善見律には縱覆、圓覆と譯し、四分律に縱覆、横覆とす。佛音の註によるに縱覆とは周らずして眞直に覆ふことにして石、綀瓦、粘土等にて覆ふこと、横覆とは周りて覆ふことにして草、木葉等にて覆ふこととゝす。

⑳底本には dhatā とあるもシャム本及び巴利善見律により dhatā と讀む。

㉑原語 ārāpathe 辭書に見えず、巴利善見律に註して、sūciṁ pavesetvā pavesetvā niharaṇe とす

るによりて譯せり。

㉒大衆會時 (mahāsamaya) 下の説明の意は三人以下の比丘が行乞すれば食を得て過し得るも四人以上となれば施食少なく過し得ざる時の意にして比丘が同一村に多數集まり爲に在家人その全部の行乞に施食し得ず施食を廢するが如き場合、或は饑饉時に於て多くの比丘の行乞を得ざる時なり(善見律には大饑儉時とする)、是の如き時は食得難き故に別衆の請待をも受けるなり(十誦律參照)。

㉓底本 abbhatireka とするもシャム本には單に atireka とす。

㉔以下は戒文の足食の條件を上げしなり、足食と言はるゝは、(1)比丘が食をとる坐につき、(2)五正食の一を運び來り(3)これを近くに立ちて給仕され、(4)充分に食を供され、(5)給仕人に充分なりと斷はることが人に認めらるゝ時即ちこの五緣によりて足食となるとす。漢譯にては同じく五緣を上ぐるも今の(1)を除き、第五に捨威儀(身離本處)即ち食し已りて坐を起つことを加ふ。因に Rhys Davids 教授は戒本の英譯 (S. B. E. Vol. XIII) に bhuttavī pavārito を "once finished his meal, though still invited (to continue eating)" と譯するもこれは漢譯に云ふ「足食」の意なること右の註釋により明かなり。

㉕以下は殘食 (atiritta) となるの條件、即ち殘食法の成ずる條件を上ぐるなり、足食比丘が殘食なりとして受食し得るのは病者の殘食か或は特に殘食法を行ひてなり。殘食法は、食を取り已れる比丘が、未だ坐を起たずして、不淨に非ざる食を、自ら手に持ち、その少分を食ひて、「この食は我一切須ゐず汝に與ふ」と、申手內(二肘半)にある比丘に言ひて成

就す、中手內の比丘(殘食法を請ふ者)はこの食を取ることを得るなり、故にこれに適はざるものは殘食法を成ぜざるなり。

㉖ sabbapaṁsukūliko　衣服飮食臥具藥を始め楊枝に至るまで生活の資具を一切糞掃物(人の廢棄せるもの)による者なり。

㉗ 原語 vadharo　辭書に見えず、佛音の註に vaṭharo とし、「大にして堅き身の者」とす。今これによりて譯せり。

㉘ 四種大汚物 (cattāri mahāvikaṭāni)　糞、尿、灰、粘土なり、これ等は蛇に嚙まれたる時用ふ、給仕者あれば彼に授與せしめ、無き時は自ら用ふべし (Mahāvagga VI. 14,6 參照)。

㉙ 原語 bāhiralepaṁ　意義不祥、假にかく譯せり、尙底本に bāhirālepaṁ とあるは誤植なり。

㉚ 原語 sabhojana　佛音の註に(1) saha ubhohi janehi (二人の人が共に)の意(2) sabhoga(食ある)の意、卽ち欲念の起れる男子にとりて女子は食にして、女子にとりては男子が食なりとす。四分律にも食家と譯し是く註す、故にこの食家は隱語にして男女が情欲をなさんとすることを言ふ。戒本の英譯の註に "a household still given to pleasure" "fond of good food" と譯すべしと云ふ。

㉛ piṭṭhivaṁsa　P・T・S の辭書に a certain beam in a building とあり、佛音の註には「これによりて中央を過ぎて行くを示す」と云ふ。

㉜ 原語 ussādiyittha　「餘れり」の意、佛音の註には「家に持ち歸れるなり」とす、四分律、五分律には「食を得ず」と言ふ、餘れりとは食し得ざりしことなり。シャム本にはこれを ussariyittha

とす、これは「持ち歸らしめる」意なるべし。

㉝五分律に「行路して聚落を經」と云へるものと同じく請ぜられし家に行く道に於て中途に他家を通過する樣なれる場合を言ふものならん。次も同意。

㉞patikkamana　P・T・S の辭書に"a hall with seats of distinction"とす。第三十四波逸提中に「分座堂」と假譯せり。

㉟pavāreti　恣に乞ふべしと請待するなり、四ケ月藥請とは四ケ月間は必要に應じ何時にても與ふることを申出でるなり、こゝに藥(bhesajja)と云ふは酥、油等の食物を言ふ。

㊱底本に"… aññatra niccapavāraṇāya. tato ce uttari …"とあるも tato 以下に續くべく切るは不可なり。

㊲rattipariyantā　日數期間の制限の意なり。

㊳註によれば、象には四人が乘手となり各足に二人づゝの護衛者ありて十二人、馬には乘者一人にて二人が足を護る故三人、戰者には一人が御者、一人が鬪者、二人が楔を護る者となりて四人あり、この象馬車の最後に武器を持てる四人が歩兵としてつく、この一組を四兵を具する軍(caturaṅgasamannāgatā senā)と言ふ。

㊴佛音の註によれば勢力を益す爲に少量の酒を入れて調理せるスープを飲むは不犯と言ふ。

㊵底本に kañcikaṁ となれるはシャム本の如く kañjikaṁ とすべし。

㊶底本に… antaradhāyeyya vā taṁ vā na sikkhitukāmo … とあるはシャム本の如く… vā taṁ …

を…vāti taṁ…とすべきなり。

㊷原語 jotike 佛音の註に"pattapacanasedakammādisu jotikaraṇe"とす、四分律、五分律に薫鉢と云ふに相當するか。

㊸註に、虎その他惡獸の難ある時火を燃すことゝ云ふ。

㊹粉藥(cuṇṇa)、粘土(mattikā)は共に肌に塗る化粧料或は洗料なり。Mahā vagga VI, 9 に粉藥は病者が用ひ粘土は無病者が用ふべしとする。

㊺壞色(dubbaṇṇakaraṇa) 世人の好むが如き純色を壞して世人の好まざる間色とすることなり、故に次の青、泥、黑褐等はいづれも純色に非ず。

㊻こゝに「取るべし」(ādātabba) と言ふは佛音の註によれば衣全體に染むるに非ずして四角或は一の角を染むること所謂點淨することなりとす。漢譯善見律にも「以此三種色點淨下如麻子大」と云ふ。これに對し衣全體を壞色にて染むるを染淨と云ふ。漢譯を見るに五分律は巴利と同じく點淨につきて云ひ、四分律、十誦律は染淨を主とし、僧祇律は點淨染淨の二種ありとせり。

㊼この青・泥・黑褐につき、漢譯律を見るに四分律五分律僧祇律は青・黑・木蘭色とし、十誦律は青・泥・茜とし、有部律攝には青・泥・赤とし、僧祇律には黑とは泥なりとせり、かく漢譯より見れば泥は黑色の如し、然らば kāḷasāmaṁ は黑に非ずして寧ろ赤褐色卽ち木蘭色とすべきならん、今これに從ふ。然し Rhys Davids はこれを dark blue, mud, black と譯し、Gogerly も green, mud, black とし、いづれも黑とせり、これによれば泥を褐色卽ち木蘭色となすべき

なり。

㊽淨施(vikappeti, vikappana)とは比丘が所有を許されたる以上の財物ある時これを他に施與してその罪を免るゝことにして、この場合實際に與ふる場合と單に形式的に與ふる場合との二あり、(四分律眞實淨施展轉淨施下の本文參照)、實際に與へし時は更に對者がこれを還與せざる限りこれを著用すべからずとするものこの戒の意なり。

㊾註によれば亂雜せるを見てこれ沙門として正しからずと教へて出し與へんとして藏し置くなり。

㊿底本"…vinayadharan ti paṇḍitaṁ byattaṁ medhāviṁ…"とあるはシャム本の如く"…vinayadharaṁ paṇḍitaṁ medhāviṁ…"とすべきなり。

(51)前と同じくシャム本に從ふべし。次の文も同じ。

(52)底本"…uddissamāne ne sādhukaṁ aṭṭhikatvā…"のneはnaの誤植なり。

(53)原語 chandaṁ dadāti 僧伽の式事に缺席する時他比丘に委任し式事執行に承諾する旨を傳ふることにして漢譯に與欲と云ふ。

(54)底本のyathāsantataṁ は yathāsantutaṁ とすべし下の戒文中に於ける語も同じ。

(55)この所原文"putto vā pitaraṁ patheti…"佛音の註には「內部に見出し殺さんと求むるなり」とす、十誦律に「王王子を殺さんと欲し或は時に王子王を殺さんと欲せんに是の中喜ばざる者あり、比丘の作す所を想ひて是の念を作さん云々」とす、これ等によりて譯せり。

(56)底本に anupakuṭṭho とあるは anupakkuṭṭho の誤植なり。

㊿底本に surākathaṁ となれるは sūrakathaṁ の誤植なり、シャム本にも、大品にもその他長部等皆 sūrak° とす。

㊽底本に nānatthakathaṁ となれるは nānattakathaṁ の誤植なり。

㊾註⑮参照。

⑥⓪シャム本にはこの句なし。

⑥①底本にこの句なきもシャム本によりて補ふ、波羅夷品、僧殘品等には底本にも皆あり。

Pāṭidesanīya 提舍尼（だいしゃに）

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, *Pāṭidesanīya* (syn. 波羅提提舍尼（ハラダイダイシャニ）)

諸大德、今この四提舍尼法は誦出さる

提舍尼　一

一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘尼舍衞城に乞食を行じて歸還する時一比丘を見てかく言へり、「いざ、尊者、施食をとり給へ」。「善し、大姉」とて悉くとれり。彼の尼は食事近づきて乞食を行ずること能はず、食を斷てり。かくて彼の比丘尼翌日も…乃至…翌々日も舍衞城に於て乞食を行じ歸還する時かの比丘を見てかく言へり、「いざ尊者……」……食を斷てり。かくてかの比丘尼は第四日には畏怖して車道を行けり。長者なる居士車にて對ひ來りかの尼にかく言へり、「尊姉、去れ」と。彼の尼避けんとしてそこに倒れたり。長者なる居士はかの尼に詫びたり、「姉者、許し給へ、師は我が爲に倒れたり」。「居士、我卿の爲に倒れたるに非ず、たゞ我衰弱せるなり」。「尊者、何が故に衰弱せるや」と。その時彼の比丘尼は長者なる居士にかの事を語れり。長

者なる居士はかの比丘尼を家に伴ひ行き食を供して譏嫌非難せり、「何ぞ諸大德は比丘尼の手より食を受くるや、女人は食を得難きものなり」と。諸比丘はかの長者なる居士の…… 非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者…… 非難せり、「何ぞ比丘が比丘尼の手より食を受くるや」と…乃至…「比丘、汝實に比丘尼の手より食を受くるや」。「實なり、世尊」。「比丘、汝の親里なりや、非親里なりや」。「世尊、非親里なり」。「愚人、非親里の男子は非親里の女人に對して淨、不淨、正、不正を知らず、愚人、汝何ぞ非親里比丘尼の手より食を受くるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も市井に〔乞食に〕入れる非親里の比丘尼の手より堅食又は軟食を自手にて受け食噉すれば此の比丘は懺悔すべし、「友、我非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す」と。

二—一 「何れの」とは…… 意味さるゝ比丘なり。

「非親里」とは母或は父より七世の祖以内に繋がれざるものなり。

「比丘尼」とは二部の僧中にて受具せるものなり。

「市井」とは車道、横町、十字路、家なり。

「堅食」とは五種噉食、非時藥、七日藥、盡形壽藥を除き殘餘の硬食を云ふ。「軟食」とは五種の軟食卽ち飯、粥、麨、魚、肉なり。

食噉せんとて取れば突吉羅なり、食咽する每に提舍尼なり。

二　非親里に非親里想にて市井に入れる〔尼の〕手より堅軟の食を自手にて受け食噉すれば提舍尼なり、非親里に疑想にて……非親里に親里想にて……提舍尼なり。非時藥、七日藥、盡形壽藥を食する爲に受くれば突吉羅なり、食咽する每に突吉羅なり。一部の僧に從ひて受具せるものゝ手より堅軟の食を食噉せんとて受くれば突吉羅なり、食咽する每に突吉羅なり。親里に非親里想なるは突吉羅なり、親里に疑想なるは突吉羅なり、親里に親里想なるは不犯なり。

三　親里より、〔他人をして〕與へしめ〔自ら〕與へず、地に置きて與ふ、僧園中にて、比丘尼住處にて、外道住處にて、〔住處に〕歸りて與ふ、村より外に出して與ふ、非時藥、177七日藥、盡形壽藥を因緣ありて食するに與ふ、式叉摩那より、沙彌尼より、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

提舍尼　二

一　その時佛世尊は王舍城、迦蘭陀竹林園に在しき。その時諸比丘は一家に招ぜられて食を取れり。六群比丘尼は六群比丘の爲に起ちて指圖をなせり、「ここに羹を與へよ、ここに飯を與へよ」と。〔かくて〕六群比丘は充分に食し他の比丘等は滿足に食し得ざりき。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は比丘尼の指圖するを拒けざるや」と……乃至……「諸比丘、汝等實に比丘尼の指圖するを拒けざるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ……拒けざるや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

諸比丘在家に招ぜられて食事をなす、若しそこに一比丘尼ありて『こゝに羹を與へよ、こゝに飯を與へよ』と指圖役をなせば、諸比丘はこの比丘尼を拒くべし、『姉、比丘等の食する間立ち去るべし』と。若し諸比丘中一人もかの比丘尼を拒くる爲に『姉……立ち去るべし』と言はざる時はこの諸比丘は懺

悔すべし、『友、我等は非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯せり、我等これを懺悔す』と」。

二―一 「諸比丘在家に招ぜられて食事をなす」とは在家とは四種の在家あり、刹帝利家、婆羅門家、吠舍家、首陀羅家なり。招ぜられて食事をなすとは五正食中の一食をもつて招ぜられ食するなり。

「比丘尼」とは二部の僧中にて受具せるものなり。

「指圖する者」とは友たるにより、親友たるにより、同僚たるにより、同和尚たるにより、同阿闍梨たるにより、こゝに羹を與へよ、こゝに飯を與へよと云ふ、これを指圖する者と云ふ。

「諸比丘は」とは食事をなしつゝある比丘なり。

「この比丘尼を」とは指圖をなせる所の比丘尼なり。

諸比丘はかの比丘尼を拒くべし、「姉、……立ち去るべし」と。若し諸比丘中一人も拒けずして我食噉せんとて取れば突吉羅なり、食咽する毎に提舍尼なり。

二　受具者に受具者想にて指圖せる者を拒けざれば提舍尼なり、受具者に疑想

にて……受具者に未受具者想にて……提舍尼なり。一部の僧中に受具せる指圖者を拒けざるは突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅なり、未受具者に疑想なるは突吉羅、未受具者に未受具者想なるは不犯なり。

三　自己の食を〔檀越に〕與へしめて〔自ら〕與へず、他人の食を〔自ら〕與へて與へしめず、與へられざるものを與へしむ、與へられざる所に與へしむ、凡べてに平等に與へしむ、式叉摩那の指圖せる時、沙彌尼の指圖する時、五正食を除ける凡べてのもの、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

提舍尼　三

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時舍衞城に於て一在家あり、夫妻倶に佛法を信樂し、淨信增大して財物を窮盡せり。彼の家に於て午前中に堅食或は軟食を作り、それを凡べて諸比丘の爲に與へて屢々食せずして住せり。諸人譏嫌非難せり、「何ぞ沙門釋子は量を知ることなくして〔食を〕取るや、彼等は彼等比丘に與へて屢々食せずして住す」と。諸比丘彼等諸人の……非難

179

するを聞けり、時に彼の諸比丘は世尊に……白せり。その時世尊この因縁によりて法話をなして諸比丘に告げたまへり、「諸比丘、淨信增大して財物窮盡するが如き、是の如き在家に對しては白二羯磨によりて學地認定を與ふることを聽す「諸比丘、是の如く與ふべし、聰明堪能の一比丘僧中に唱言すべし――

大德僧聽きたまへ、某家は淨信增大し財物窮盡す、若し僧時機可ならば僧は某家に學地認定を與へん、これ白なり。

大德僧聽きたまへ、某家は……窮盡す、僧は……與ふ、諸大德中某家に學地認定を與ふるを忍ずる者は默し、忍ぜざる者は說きたまへ。

僧は某家に學地認定を與へ已れり、諸大德は……我了解す」と。

「諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

學地認定の諸家あり、何れの比丘と雖も是の如き學地認定の家に於て堅食或は軟食を手づから受けて食噉すればこの比丘は懺悔すべし、『友、我は非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯せり、我これを懺悔す』と。

是の如く世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

二　その時舍衛城に於て祭會あり。諸人比丘を招じて食を供し彼の家も亦比丘を招ぜり。比丘等「世尊は學地認定の家にて堅食或は軟食を手づから取りて食噉するを禁じたまへり」とて畏愼して諾かざりき。彼等譏嫌非難せり、「尊者等我等の食を受けざるに我等は生きて何の甲斐かあらん」と。諸比丘かの人々の……非難するを聞けり、かくてかの比丘等……白せり。時に世尊この因緣によりて法話をなし諸比丘に告げたまへり、「諸比丘、請待されたる時は學地認定の家にて堅食或は軟食を手づから受けて食噉するを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

學地認定の諸家あり、何れの比丘と雖も是の如き學地認定の家に於て請待せられざるに先だちて堅食或は軟食を手づから受けて食噉すればこの比丘は懺悔すべし『……懺悔す』と」。

是の如く世尊によりて諸比丘の爲に是の學處は制せられたり。

三　その時一比丘は彼の家の檀越比丘なりき。時にかの比丘晨朝下衣を著け、上衣と鉢とを持して彼の家に到れり。到り已りて設けの座に著けり。その時

かの比丘は病患なりき。時にかの人々彼の比丘にかく言へり、「大德、食をとり給へ」と。時にかの比丘は「世尊は請待せられずして學地認定の家にて堅軟の食を手づから受けて食噉するを禁じたまへり」と畏愼して受けず、乞食を行ずること能はずして食を斷てり。かくて彼の比丘僧園に到りて諸比丘にこの事を語れり。諸比丘は……白せり、時に世尊この因緣によりて法話をなしたまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、病比丘は學地認定の家にて堅食或は軟食を手づから受けて食噉することを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

學地認定の諸家あり、何れの比丘と雖も是の如き學地認定の家に於て請待せられざるに先だち無病の身にして堅食又は軟食を手づから受けて食噉せんに、この比丘は懺悔すべし、「友、我は非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す」と」。

四―一　「學地認定の諸家あり」とは學地認定の家とは淨信增大し財物窮盡する家、是の如き家に對して白二羯磨によりて學地認定の與へられたるなり。

「何れの」とは……意味さる丶比丘なり。

「是の如き學地認定の家に於て」とはかゝる學地認定の家に於てなり。

「請待せられざる」とは本日或は明日と請ぜられざるなり、家の境内に入れるを請ぜんにこは請待せられたるに非ずとなす。

「請待さる」とは本日或は明日と請ぜらるゝなり、家の境内に入らざるを請ぜんにこは請待せらると名づく。

「無病」とは乞食を行ずるを得るなり、「病」とは乞食を行ずるを得ざるなり。

「堅食」とは五種の正食、非時藥、七日藥、盡形壽藥を除きて餘の堅き食を名づく。

「軟食」とは五種正食卽ち飯、粥、麨、魚、肉なり。

請待せられず無病なるに「我食噉せん」とて受くれば突吉羅なり、食咽する毎に提舍尼なり。

二　學地認定に學地認定想にて受請せず無病にして堅食若しくは軟食を手づから受けて食すれば提舍尼なり、學地認定に疑想にて……學地認定に非學地認定想にて……提舍尼なり。非時藥、七日藥、盡形壽藥を食物として受くれば突吉羅、食咽する毎に突吉羅なり。非學地認定に學地認定想なるは突吉羅、非學地認

定に疑想なるは突吉羅、非學地認定に非學地認定想なるは不犯なり。
三　受請せるもの、病者、受請者若しくは病者の殘餘を食す、そこに他人の爲に食の設けられをる時、家より持ち出して與ふ、常施食者に於て、籌符食・半月食・布薩食・月旦食に於て、非時藥、七日藥、盡形壽藥を因緣ありて食するに與ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

提舍尼　四

一　その時佛世尊は釋迦國、迦毘羅衞城尼拘律樹園に在しき。その時サーキヤの賤奴等叛けり。サーキヤの女人等阿蘭若住處に食を供養せんと欲せり。サーキヤの賤奴等はサーキヤの女人等の阿蘭若住處に食を供養せんと欲すと云ふを聞き、彼等は道中に侵入せり、サーキヤの女人等美味なる堅食軟食を持して阿蘭若住處に行けり。サーキヤの賤奴等現はれ來りてサーキヤの女人等を剝脫し又これを汚せり。サーキヤの人々出で來りてかの賊を財貨と共にとらへ譏嫌非難せり、「何ぞ諸大德は劫賊の住せる僧園中に在りて〔これを〕告げざるや」

と。諸比丘サーキャの諸人……非難するを聞けり…乃至…かくて彼の比丘等は世尊にこの事を白せり。時に世尊はこの因縁によりて法話をなして諸比丘に告げ給へり、「然らば諸比丘、我比丘等の爲十利の故に學處を制せん、僧安穩の故に…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

危險恐怖の伴へる阿蘭若處の住處あり、何れの比丘と雖もかゝる住處に[1]住して豫め告げられざる堅食若しくは軟食を僧園中にて手づから受けて食せんに、この比丘は懺悔すべし、『友、我は非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す』と」。

是の如くこの學處は世尊により諸比丘の爲に制せられたり。

二 その時一比丘阿蘭若住處にて病患なりき。諸人は堅食或は軟食を持して阿蘭若住處に行けり。かくてかの比丘に斯く言へり、「大德、食したまへ」と。その時かの比丘は、「世尊は阿蘭若住處にて堅食或は軟食を手づから受けて食噉するを禁じたまへり」とて畏愼して受けず、乞食の爲に〔村に〕入ること能はず、〔爲に〕食を斷てり。かくてかの比丘諸比丘にこの事を語れり。諸比丘は……白せ

り。その時世尊はこの因緣によりて法話をなしたまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、病比丘は阿蘭若住處にて堅食又は軟食を手づから受けて食噉することを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

危險恐怖の伴へる阿蘭若住處あり、何れの比丘と雖もかゝる住處にありて無病なるに豫め告げられざる堅食或は軟食を僧園内にて手づから受けて食噉せんに、この比丘は懺悔すべし、『友、我は非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯せり、我これを懺悔す』と」。

三―一「阿蘭若住處あり」とは阿蘭若住處とは〔村より〕最少五百弓を離れたる所を言ふ。

「危險の伴へる」とは僧園、僧園の境内にて賊の住せる場所見え、立てる場所見え、坐せる場所見え、臥せる場所見ゆるなり。

「恐怖を伴へる」とは僧園、僧園の境内にて賊の爲に人の殺されたるを見、奪はれたるを見、打たれたるを見るなり。

「何れの」とは…… 意味さるゝ比丘なり。

「かゝる住處に在りて」とは是の如き住處にありてなり。

「告げられざるもの」とは五衆の〔一人を送りて〕告げられたるはこれ告げられたるに非ずとす、僧園内、僧園の境内以外にて告げられたるはこれ告げられたるに非ずとす。「告げられたるもの」とは何人か男子或は女人が僧園、僧園の境内に來りて「大德、某比丘に堅食軟食を持ち來らん」と言ふなり、彼に若し危險を伴へば、「危險を伴ふ」と告ぐべし、若し恐怖を伴へば「恐怖を伴ふ」と告ぐべし。若し「大德危險ありとも持ち來る」と言はゞ劫賊あるを言ふべし、「諸人(賊)こゝに徘徊す、汝等去るべし」と。

　粥をもつて告げられて粥の附隨物を持ち來る時これは告げられたるものと名づく、食を以て告げられたる時その附隨物を持ち來る時これは告げられたるものと名づく、堅食をもつて告げられたる時その附隨物を持ち來る時はそれも告げられたるものと名づく、一家によりて告げられ彼の家中の何人かゞ堅食若しくは軟食を運ぶ、これ告げられたるものと名づく。聚落によりて告げられてかの聚落中の何人かゞ堅食若しくは軟食を運ぶ、これ告げられたるものと名づ

く、組合によりて告げられその組合中の何人かゞ堅食若しくは軟食を運ぶ、これ告げられたるものと名づく。

「堅食」とは……軟食とは……肉なり。

「僧園内」とは有籬の僧園なれば僧園内、無籬なれば境内を云ふ。

「無病」とは乞食に行き得るなり、「病」とは乞食に行き得ざるなり。

告げられず無病にして食噉せんとて受くれば突吉羅なり、食咽する毎に提舍尼なり。

不告に不告想にて無病なるに堅食又は軟食を僧園中にて手づから受けて食すれば提舍尼なり、不告に疑想にて……不告に告想にて……提舍尼なり。非時藥、七日藥、盡形壽藥を食する爲に受くれば突吉羅なり、食咽する毎に突吉羅なり。告に不告想なるは突吉羅、告に疑想なるは突吉羅、告に告想なるは不犯なり。

二　告げられたる時、病比丘、告げられたる時の或は病比丘の殘餘を食す、僧園外にて受け僧園内にて食す、そこに生ぜる根・皮・葉・花・果を食す、非時藥、七日藥、盡形壽藥を因緣ありて食す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

諸大德、四提舍尼法は說示され竟んぬ。是に於て我諸大德に問はん、この點に於て清淨なりや。二度問はんこの點に於て清淨なりや、三度問はん、この點に於て淸淨なりや。今諸大德は淸淨なり、かるが故に默然したまふなり、我是の如くこれを了解す。

提舍尼竟る

註⑪底本には viharanto の語なきもシャム本により補ふ。次の二の場合も同じ。

Sekhiya-dhamma 衆學法（しゅがくほう）

SC: *Sekhiya*

185

諸大德、これ等の衆學法は說示せらる

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は前後より垂れ下がらしめて內衣を著せり。諸人……非難せり、「何ぞ沙門釋子は前後より……內衣を著するや、宛も在家受欲者の如し」と。諸比丘彼の諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は前後より……內衣を著するや」と。世尊に……白せり。その時世尊はこの因緣によりて法話をなしたまひ、比丘僧を集めしめたまひて六群比丘に問ひたまへり、「諸比丘、汝等實に前後より……內衣を著するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ……內衣を著するや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

『我全圓を覆ふやう內衣を著すべし』との規律は守らるべし」。

全圓は內衣にて覆はるべし、「卽ち」臍圓・膝圓を覆ひてなり。不恭敬の故に前

後より垂れ下がらしめて著せる者は突吉羅なり。無識者、無念者、無知者、有病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

二　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は前後より垂れ下がらしめて上衣を著せり……乃至……

『**我全圓を覆ふやうに上衣を著すべし**』**との規律は守らるべし**」。

全圓は上衣にて覆はるべし、〔卽ち〕兩方の緣（ふち）を齊整になして著すべし。不恭
186 敬の故に前後より垂れ下がらしめて上衣を著する者は突吉羅なり。……最初の犯行者は不犯なり。

三・四　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘、身を露現して俗家の間を行けり、〔四にては行けりの代りに坐せりとす〕……乃至……

「**我正しく身を覆ひて俗家の間を行くべし（坐すべし）**』**との規律は守らるべし**」。

よく身を覆ひて俗家の間を行くべし（坐すべし）、不恭敬の故に身を露現して俗家の間を行く者は（坐せば）突吉羅なり。無識者、無念者、無知者、有病者（四にはここに臥床に入れる者を加ふ）、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

五・六 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は手足を振り動かして俗家の間に行けり(坐せり)…乃至…

威儀を正して俗家の間に行くべし(坐すべし)、不恭敬の故に手或は足を振り動かして俗家の間に行く者は(坐せば)突吉羅なり。無識者、無念者、無知者、有病者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

『我威儀を正して俗家の間に行くべし(坐すべし)』との規律は守らるべし』。

七・八 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は左右を顧視しつゝ俗家の間に行けり(坐せり)…乃至…

『我目を下方に注ぎて俗家の間に行くべし(坐すべし)』との規律は守らるべし』。

目を下方に注ぎて近くを見て俗家の間に行くべし(坐すべし)、不恭敬の故に左右を顧視して俗家の間に行く者は(坐せば)突吉羅なり。無識者、無念者、無知者、有病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

187 **九・一〇** その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は衣を引き上げて在家の間に行けり(坐せり)…乃至…

『我衣を引き上げて俗家の間に行かざるべし(坐せざるべし)』との規律は守らるべし』。

衣を引き上げずして俗家の間に行くべし(坐すべし)、不恭敬の故に一方或は兩方より引き上げて俗家の間に行く者は(坐せば)突吉羅なり。無識者、無念者、無知者、有病者[一〇には臥床に入る時を加ふ]、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第一全圓品

一一・一二　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は哄笑しつゝ俗家の間に行けり(坐せり)……乃至……

『我哄笑しつゝ俗家の間に行か(坐せ)ざるべし』との規律は守らるべし』。

哄笑しつゝ俗家の間に行く(坐す)べからず、不恭敬の故に哄笑しつゝ俗家の間に行く(坐す)者は突吉羅なり。無識者、無念者、無知者、有病者、可笑事に於て微笑をなす、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

一三・一四　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は高聲大聲をなしつゝ俗家の間に行けり(坐せり)……乃至……

『我低聲にて俗家の間に行く(坐す)べし』との規律は守らるべし」。

低聲にて俗家の間に行く(坐す)べし、不恭敬の故に高聲大聲をなして俗家の間に行く(坐す)者は突吉羅なり。無識者、無念者、無知者、有病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

一五・一六　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は體を振りつゝ體[188]をつり下げる如くして俗家の間に行けり(坐せり)…乃至…

『我體を振りつゝ俗家の間に行か(坐せ)ざるべし』との規律は守らるべし」。

體を振りつゝ俗家の間に行く(坐す)べからず、體を正直にして行く(坐す)べし、不恭敬の故に體を振り體をつり下げる如くして俗家の間に行く(坐す)者は突吉羅なり。無識者、無念者、無知者、有病者（一六には臥床に入る者を加ふ）、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

一七・一八　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は腕を振り腕を吊り下げて俗家の間に行けり(坐せり)…乃至…

『我腕を振りつゝ俗家の間に行か(坐せ)ざるべし』との規律は守らるべし」。

腕を振りつゝ俗家の間を行く(坐す)べからず、腕を正直にして行く(坐す)べし、不恭敬の故に腕を振り腕を吊り下げて俗家の間に行く(坐す)者は突吉羅なり。…〔二五、一六の如し〕…最初の犯行者は不犯なり。

一九・二〇　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は頭を振り頭を吊り下げつゝ俗家の間に行けり(坐せり)…乃至…

『我頭を振りつゝ俗家の間に行か(坐せ)ざるべし』との…〔一七・一八參照〕…。

……最初の犯行者は不犯なり。

第二哄笑品

二一・二二　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は手を腰に當て肘(ひぢ)を張りて俗家の間に行けり(坐せり)…乃至…

『我手を腰に當て肘を張りて俗家の間に行か(坐せ)ざるべし』との規律は守らるべし』。

189 手を腰に當て肘を張りて俗家の間に行く(坐す)べからず、不恭敬の故に片手或は兩手を腰に當て肘を張りて俗家の間に行く(坐す)者は突吉羅なり。…〔二五・一

六と同じ)…最初の犯行者は不犯なり。

二二三・二二四　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は頭を裹みて俗家の間に行けり(坐せり)…乃至…

『我頭を裹みて俗家の間に行か(坐せ)ざるべし」との規律は守らるべし」。

頭を裹みて俗家の間に行く(坐す)べからず、不恭敬の故に頭を裹みて俗家の間に行く(坐す)者は突吉羅なり。…(二五・一六に同じ)…最初の犯行者は不犯なり。

二五　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は膝行して俗家の間に行けり…乃至…

『我膝行して俗家の間に行かざるべし」との規律は守らるべし」。

膝行して俗家の間に行くべからず、不恭敬の故に膝行して俗家の間に行くものは突吉羅なり。無識者…乃至…最初の犯行者は不犯なり。

二六　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は亂れがましき姿勢にて俗家の間に坐せり…乃至…

『我亂れがましき姿勢にて俗家の間に坐せざるべし」との規律は守らるべし」。

亂れがましき姿勢にて俗家の間に坐すべからず、不恭敬の故に手を亂れがましくし或は衣を亂れがましくして俗家の間に坐すれば突吉羅なり。無識者、無念者、無知者、有病者、臥床にある時、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

190 **二七**　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は捨てこぼさんとする如く不注意に施食を受けたり…乃至…

『我注意して施食を受くべし』との規律は守らるべし」。

注意して施食を受くべし、不恭敬の故にこぼさんとするが如く不注意に施食を受くる者は突吉羅なり。無識者…乃至…最初の犯行者は不犯なり。

二八　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は左右を顧視して施食を受け、こぼれたるも盛り過ぎたるも知らざりき…乃至…

『我鉢に注意して施食を受くべし』との規律は守らるべし」。

鉢に注意して施食を受くべし、不恭敬の故に左右を顧視して施食を受くるものは突吉羅なり。無識者…乃至…最初の犯行者は不犯なり。

二九　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は施食を受くる時多量

の汁を受けたり……乃至……

『我汁と適量の施食を受くべし』との規律は守らるべし」。

汁とは二種の汁あり、ムッガ豆汁、マーサ豆汁にして手もて運ばれるものなり。
汁と適量の施食を受くべし、不恭敬の故に汁を多量に受くる者は突吉羅なり。
無識・無念・無知者、有病者、〔二種汁以外の〕諸汁、親里よりの受請者、他人の爲にす、自己の財による、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

三〇　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は〔鉢に〕溢るゝ程の施食を受けたり……乃至……

『我鉢に滿つるだけの施食を受くべし』との規律は守らるべし」。

191
鉢に滿つるだけの施食を受くべし、不恭敬の故に鉢に溢るゝ程の施食を受くる者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第三扠腰品

三一　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は食するを欲せざるが如く不注意に施食を食せり……乃至……

「我注意して施食を食すべし」との規律は守らるべし」。

注意して施食を食すべし、不恭敬の故に不注意に施食を食する者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

三二 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は左右を顧視して施食を食し、こぼれたるも溢れたるも知らざりき……乃至……

「我鉢に注意しつゝ施食を食すべし」との規律は守らるべし」。

鉢に注意しつゝ施食を食すべし、不恭敬の故に左右を顧視して施食を食する者は突吉羅なり。無識……乃至……最初の犯行者は不犯なり。

三三 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は處々をおさへて施食を食せり……乃至……

「我順次に施食を食すべし」との規律は守らるべし」。

順次に施食を食すべし、不恭敬の故に處々をおさへて施食を食する者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、他に與ふる時觸る、他人の鉢に盛る時觸る、副食物に於て、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

三四　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は施食を食するに汁を多量に食せり……乃至……

「我汁と適量の施食を食すべし」との規律は守らるべし」。

汁とは二種の汁あり、ムッガ豆汁及びマーサ豆汁にして手にて運ばるゝもの なり。汁と適量の施食を食すべし、不恭敬の故に汁を多量に食する者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、〔二種汁以外の〕諸汁、親里よりの受請者、自己の財による者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

三五　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は中央よりおしして施食を食せり……乃至……

『我中央より壓して施食を食せざるべし』との規律は守らるべし」。

中央よりおしして施食を食すべからず、不恭敬の故に中央よりおしして施食を食すれば突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、少量殘れるを一方より集めおして食す、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

三六　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は更に多くを得んとし

て汁及び加味物を飯をもつてかくせり…乃至…

『我更に得んと欲して汁或は加味物を飯をもつて覆はざるべし』との規律は守らるべし』。

更に得んと欲して汁或は加味物を飯をもつて覆ふべからず、不恭敬の故に更に得んと欲して飯をもつて汁或は加味物を覆ふ者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、施主覆ひて與ふ、更に得んと欲する故に非ず、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

193 **三七―一**　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は汁及び飯を自身の爲に乞ひて食せり。諸人譏嫌非難せり、「何ぞ六群比丘は汁及び飯を自身の爲に乞ひて食するや、誰かよく調理されたるを愛せざる、誰か美味なるを喜ばざる」と。諸比丘は彼の諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は汁及び飯を自身の爲に乞ひて食するや…乃至…「諸比丘、汝等實に汁及び飯を自身の爲に乞ひて食するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ……食するや、愚人、これ未信者をして信

ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——
『我汁或は飯を自身の爲に乞ひて食せざるべし』との規律は守らるべし』。
是の如くこの學處は世尊によりて諸比丘の爲に制せられたり。

二　その時諸比丘病患なりき。看病比丘は病比丘等にかく言へり、「友、堪え得るや否や、過し得るや否や」と、「友、前には我等汁及び飯を自身の爲に乞ひて食せり、故に我等安樂なりき、今は『世尊によりて禁ぜられたり』とて畏愼して乞はず、故に我等安樂ならず」と。世尊にこの事を白せり、「諸比丘、病比丘は汁又は飯を自身の爲に乞ひて食するを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

『我無病にして汁或は飯を自身の爲に乞ひて食せざるべし』との規律は守らるべし』。

無病にして汁或は飯を自身の爲に乞ひて食すべからず、不恭敬の故に無病にして汁或は飯を自身の爲に乞ひて食すれば突吉羅なり。

無識・無念・無知者、有病者、親里よりの受請者、他人の爲にする、自己の財による、事

故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

194 **三八** その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は不滿の思をなして他人の鉢を眺めたり……乃至……

『我不滿の思をなして他の鉢を眺めざるべし』との規律は守らるべし」。

不滿の思をなして他の鉢を眺むべからず、不恭敬の故に不滿の思をなして他人の鉢を眺むる者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、「我與へん」或は「我與へしめん」とて眺む、不滿の思なし、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

三九 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は大なる飯球を作れり……乃至……

『我過大なる[2]飯球を作らざるべし』との規律は守らるべし」。

過大なる飯球を作るべからず、不恭敬の故に大なる飯球を作る者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、硬食、諸果物、副食物、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

四〇 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は長き握り飯を作れり

195
…乃至…

『我圓形の握り飯を作るべし』との規律は守らるべし』。

圓形の握り飯を作るべし、不恭敬の故に長き握り飯を作る者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、硬食、諸果物、副食物、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第四注意品

四一　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は飯球の近く運ばれざるに口を開けり…乃至…

『我飯球の近く運ばれざるに口を開かざるべし』との規律は守らるべし』。

飯球の近く運ばれざるに口を開くべからず、不恭敬の故に飯球の近く運ばれざるに口を開く者は突吉羅なり。無識・無念者…乃至…最初の犯行者は不犯なり。

四二　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は食事をなす時手を全部口中に入れたり…乃至…

『我食事をなす時手を全部口中に入れざるべし』との規律は守らるべし』。

食事をなす時手を全部口中に入るべからず、不恭敬の故に食時をなす時手を全部口中に入るゝ者は突吉羅なり。無識…乃至…最初の犯行者は不犯なり。

四三 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は飯球を含みながら物を言へり…乃至…

『我飯球を口に含みながら物を言はざるべし』との規律は守らるべし』。

飯球を含みて物を言ふべからず、不恭敬の故に飯球を含みて物を言ふものは突吉羅なり。無識…乃至…最初の犯行者は不犯なり。

四四 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は食物を投げ入れて食せり…乃至…

『我食物を投げ入れて食せざるべし』との規律は守らるべし』。

食物を投げ入れて食すべからず、不恭敬の故に食物を投げ入れて食する者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、硬食、諸果物、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

196

四五 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は飯球を齧りつゝ食せり。

『我飯球を齧りつゝ食せざるべし』との規律は守らるべし。

飯球を齧りつゝ食すべからず、不恭敬の故に飯球を齧りつゝ食する者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、硬食、諸果物、副食物、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

四六 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は頰を脹らして食せり……乃至……

『我頰を脹らして食せざるべし』との規律は守らるべし。

頰を脹らして食すべからず、不恭敬の故に頰を脹らして食する者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、諸果物、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

四七 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は手を振りつゝ食せり……乃至……

『我手を振りつゝ食せざるべし』との規律は守らるべし。

手を振りつゝ食すべからず、不恭敬の故に手を振りつゝ食する者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、塵を落さんとて手を振る、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

四八　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は飯粒を撒布しつゝ食せり……乃至……

『我飯粒を撒布しつゝ食せざるべし』との規律は守らるべし。

飯粒を撒布しつゝ食すべからず、不恭敬の故に飯粒を撒布しつゝ食する者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、塵を落さんとて飯粒を拂ひ落す、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

197

四九　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は舌を出しつゝ食せり……乃至……

『我舌を出しつゝ食せざるべし』との規律は守らるべし。

舌を出しつゝ食すべからず……突吉羅なり。無識……乃至……最初の犯行者は不犯なり。

五〇　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘はチャフチャプと音を立てゝ食せり…乃至…

『我チャプチャプと音を立てゝ食せざるべし』との規律は守らるべし』。

チャプチャプと音を立てゝ……最初の犯行者は不犯なり。

第五飯球品

五一　その時佛世尊は憍賞彌國、瞿師羅園に在しき。その時一婆羅門僧衆の爲に乳の飲物を調へたり。諸比丘はスルスルと音を立てゝ牛乳を飲めり。「その時一人のもと樂師なりし比丘はかく言へり、「全僧衆冷されてふるへるならん」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ僧衆をとりてからかふや」と……乃至…「比丘、汝實に僧衆をとりてからかへるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝何ぞ僧衆をとりてからかふや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…呵責し已りて法話をなし諸比丘に曰へり、「諸比丘、佛或は法或は僧をとりてからかふべからず、からかへるものは突吉羅なり」と。かくて世尊種々の方便もてかの比丘を呵責したまへり。扶養し難く…乃至…諸比丘、

汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

『我スルスルと音を立てゝ食せざるべし』との規律は守らるべし」。

スルスルと音を立てゝ……最初の犯行者は不犯なり。

五二 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は手を舐めつゝ食せり

……乃至……

『我手を舐めつゝ食せざるべし』との規律は守らるべし」。

手を舐めつゝ……最初の犯行者は不犯なり。

五三 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は鉢を舐めつゝ食せり

……乃至……

『我鉢を舐めつゝ食せざるべし』との規律は守らるべし」。

鉢を舐めつゝ……無識……乃至……有病者、少量の殘りを一方に集めて舐めて食す、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

五四 その時……〔**五二**參照、「手を舐めつゝ」の代に「唇を舐めつゝとすべし」。

五五 その時佛世尊は婆祇國(ベッガ)、膠魚山邑(スンスマーラギラ)の恐怖林鹿野苑(ベーサカラーミガダーヤ)に在しき。その時諸比

199

丘コーカナダ宮殿にて食物にて汚れたる手もて水瓶を捉れり。諸人……非難せり、「何ぞ沙門釋子は食物にて汚れたる手もて水瓶を持つや、宛も在家受欲者の如し」と。比丘等この諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ諸比丘は食物にて汚れたる手もて水瓶を持つや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に食物にて汚れたる手もて水瓶を持つや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ食物にて汚れたる手もて水瓶を持つや、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

『我食物にて汚れたる手もて水瓶を取らざるべし』との規律は守らるべし」。

食物にて汚れたる手もて水瓶を取るべからず、不恭敬の故に食物にて汚れたる手もて水瓶を取る者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、洗ひ或は洗はしめんとて取る、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

五六　その時佛世尊婆祇國、膠魚山邑の恐怖林鹿野苑に在しき。その時諸比丘はコーカナダ宮殿にて飯粒の混ずる鉢の洗ひ水を俗家の間に放棄せり。諸人

……非難せり、「何ぞ沙門釋子は飯粒の混ずる鉢の洗ひ水を俗家の間に放棄するや、宛も在家受欲者の如し」と、諸比丘彼等の…〔五五參照〕…誦すべし――

「我飯粒の混ずる鉢の洗ひ水を俗家の間に放棄せざるべし」との規律は守らるべし」。

飯粒の混ずる鉢の洗ひ水を俗家の間に放棄すべからず、不恭敬の故に飯粒の混ずる鉢の洗ひ水を俗家の間に放棄する者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、取り出し或は壞し或は手にて取り或は運びて棄つ、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

五七―一　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は日傘を手にせる者に法を說けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は日傘を手にせる者に法を說くや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に日傘を手にせる者に法を說くや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ……說くや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

「我日傘を手にせる者に法を說かざるべし」との規律は守らるべし」。

是の如くこの學處は世尊によりて諸比丘の爲に制せられたり。

二　その時諸比丘日傘を手にせる病人に法を說くを畏愼せり。諸人……非難
200 せり、「何ぞ沙門釋子は日傘を手にせる病人に法を說かざる」と。諸比丘彼等諸人の……非難するを聞けり。かくて彼の諸比丘……白せり。その時世尊はこの因緣によりて說法し諸比丘に告げたまへり、「諸比丘、日傘を手にせる病人には法を說くを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

「我病に非ずして日傘を手にせる者に法を說かざるべし」との規律は守らるべし」。

「日傘」に三種の傘あり、卽ち白布傘、藺傘、葉傘なり、「これ等に」マンダラバッダ作(つくり)及びサラーカバッダ作あり。

「法」とは佛所說、聲聞所說、仙人所說、天人所說にして義理を具し法を具するものなり。

「說けば」とは句によりて說けば句毎に突吉羅なり、語によりて說けば語毎に突

吉羅なり。

無病にして傘を持せるものに法を説くべからず、不恭敬の故に無病者にして傘を手にせる者に法を説けば突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

五八 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は杖を手にせる者に法を説けり……乃至……

『我杖を手にする者に法を説かざるべし』との規律は守らるべし』。

杖とは常人の四肘の杖なり、それより長きものは杖に非ず、短かきは杖に非ず。杖を手にする者に法を説くべからず、不恭敬の故に杖を手にする者に法を説くは突吉羅なり。無識……乃至……最初の犯行者は不犯なり。

五九 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は刀を手にせる者に法を説けり……乃至……

『我無病にして刀を手にする者に法を説かざるべし』との規律は守らるべし』。

201 「刀」とは一方に刃を持つもの、兩方に刃を持つものにして傷つけるものなり。

病に非ざるに刀を手にせる者に……最初の犯行者は不犯なり。

六〇　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は武器を手にせる者に法を說けり…乃至…

『我無病にして武器を手にせる者に法を說かざるべし』との規律は守らるべし』。

武器とは弓、弩なり。武器を手にする者に……最初の犯行者は不犯なり。

第六吸食品

六一　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は草履をはける者に法を說けり…乃至…

『我無病にして草履をはける者に法を說かざるべし』との規律は守らるべし』。

無病にして草履をはける者に法を說くべからず、不恭敬の故に無病にして〔行路より來り蓋と杖とは既におき未だ草履を〕履きて立てる者、或は〔草履の紐を未だ足に〕結びつける者、或は〔紐〕を解きて立てる者に法を說けば突吉羅なり。無識…乃至…最初の犯行者は不犯なり。

六二　その時…(六一參照、「草履をはける者」を「靴をはける者」とす)。

六三　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は乘物に乘れる者に法を説けり…乃至…

『我無病にして乘物に乘れる者に法を説かざるべし』との規律は守らるべし』。

「乘物」とはヷキハ車、ラタ車、サカタ車、サンダマーニカー車、轎、椅子轎なり。無病にて乘物に乘れる者に法を説くべからず、不恭敬の故に無病にて乘物に乘れる者に法を説く者は突吉羅なり。無識…乃至…最初の犯行者は不犯なり。

202
六四　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は臥床にある者に法を説けり…乃至…

『我無病にして臥床にある者に法を説かざるべし』との規律は守らるべし』。

無病にして臥床にある者に法を説くべからず、不恭敬の故に無病にして臥床にある者にたとへ地上に臥する者と雖も法を説けば突吉羅なり。無識…乃至…最初の犯行者は不犯なり。

六五　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は亂れたる姿勢にて坐

せる者に法を説けり…乃至…

『我無病にして亂れたる姿勢にて坐せる者に法を説かざるべし』との規律は守らるべし』。

無病にて亂れたる姿勢にて坐せる者に法を説くべからず、不恭敬の故に無病にて手を亂れがましくし、衣を亂れがましくして坐せる者に法を説く者は突吉羅なり。無識…乃至…最初の犯行者は不犯なり。

六六 その時……給孤獨園に在せり。その時六群比丘は頭を纒へる者に法を説けり…乃至…

『我無病にして頭を纒へる者に法を説かざるべし』との規律は守らるべし』。

「頭を纒ふ」とは髮端の見えざる樣裹まれたるなり。無病にして頭を纒へる者に法を説くべからず、不恭敬の故に無病にして頭を纒へる者に法を説く者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、髮端を出さしめて説く、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

六七 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は覆面せる者に法を説

けり：：乃至：：

『我無病にして覆面せる者に法を説かざるべし』との規律は守らるべし』。

203

「覆面せる」とは頭も共に衣にて覆へるを言ふ。覆面せる者に法を説くべからず、不恭敬の故に病に非ざるに覆面せる者に法を説く者は突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、頭を出さしめて説く、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

六八 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は地に坐して、座床に著ける者に法を説けり：：乃至：：

『我地上に坐して無病にして座床に著ける者に法を説かざるべし』との規律は守らるべし』。

地上に坐して無病にして座床に著ける者に法を説くべからず、不恭敬の故に地上に坐して無病にして座床に著ける者に法を説く者は突吉羅なり。無識：：乃至：：最初の犯行者は不犯なり。

六九 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は低き座に著きて高き座に著ける者に法を説けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群

比丘は低き座に……說くや」と…乃至…「諸比丘、汝等實に低き座に……說くや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ低き座に……說くや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至……呵責し已りて法話をなしたまひ諸比丘に曰へり——

諸比丘、過去世に波羅奈(バーラーナシー)國に於て一旃陀羅の妻姙娠せり。その時この旃陀羅女その夫にかく言へり、「主、我身籠れり、我菴羅(アンバ)果を食したし」。「菴羅果はなし、〔今は〕菴羅果の時に非ず」。「若し得ざれば我死すべし」と。その時王の菴羅樹は常に果をもてり。時に諸比丘、彼の旃陀羅はその菴羅樹の所に到りてかの樹に登りて隱れ住せり。時に諸比丘、王は帝師の婆羅門と共にかの菴羅樹の下に
204 到りて高き座床に坐して呪文を學習せり、時に諸比丘、かの旃陀羅思惟すらく、「かの王高き座床に坐して呪文を學習せること實に不如法なり、かの婆羅門も低き座床に坐して高き座床に坐せる者に呪文を敎ゆること實に不如法なり、我も亦妻の爲に王の菴羅果を盜むこと實に不如法なり、これ凡べて不法に墮せりと てそこに降り來れり。

〔旃陀羅〕倶に〔聖典の〕義を知らず　倶に法を見ず
この呪文を教ゆる者も　亦不法によりて學ぶ者も。
〔婆羅門〕我は好味の肉をふりかけたる　〔王の〕美味の米飯を食し來れり
この食の爲に我法を說かざるなり　〔されど我〕法は聖者に讚說さるゝ〔を知る〕。
〔旃陀羅〕恥づべし婆羅門　彼の財利と名利とを
その行は〔來世には〕墮獄の因　〔現世には〕不法行なり。
行き去れ大婆羅門　他の有情も亦煮て食するなり
汝不法行をなして　石の瓶を碎破する如く〔汝を碎破〕する勿れ。

諸比丘、その時尙低き座につきて高き座につける者に呪文を說くは我に好ましからざりき、今如何でか低き座につきて高き座につける者に法を說くこと不快ならざらん、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

『我低き座に著きて無病にして高き座に著ける者に法を說かざるべし』との規律は守らるべし」。

低き座に著きて無病にして高き座に著ける者に法を説くべからず。不恭敬の故に低き座に著きて無病にして高き座に著ける者に法を説けば突吉羅なり。無識……乃至……最初の犯行者は不犯なり。

七〇　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は立ちて坐せる者に法を説けり……乃至……

『我立ちて無病にして坐せる者に法を説かざるべし』との規律は守らるべし。

立ちて無病にして……〔六九参照〕……最初の犯行者は不犯なり。

205

七一　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は後より行きつゝ前に行く者に法を説けり……乃至……

『我後より行きつゝ無病にして前方に行く者に法を説かざるべし』との規律は守らるべし。

後より行く者……最初の犯行者は不犯なり。

七二　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は惡道を行きつゝ善道を行ける者に法を説けり……乃至……

『我惡道を行きつゝ無病にして善道を行ける者に法を說かざるべし』との規律は守らるべし。

惡道を行く者……最初の犯行者は不犯なり。

七三　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は立ちて大便及び小便をなせり…乃至…

『我無病にして立ちて大便又は小便をなさざるべし』との規律は守らるべし。

無病にして立ちて大便又は小便をなすべからず、不恭敬の故に無病なるに立ちて大便又は小便をなせば突吉羅なり。無識…乃至…最初の犯行者は不犯なり。

七四　その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は青草に大便及び小便及び痰唾をなせり…乃至…

『我無病にして青草の上に大便又は小便又は痰唾をなさざるべし』との規律は守らるべし。

無病にして青草の上に大便又は小便又は痰唾をなすべからず、不恭敬の故に

無病にて青草の上に大便又は小便又は痰唾をなせば突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、無草の處にてなされ草處に擴がり行く、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

七五―一 その時……給孤獨園に在しき。その時六群比丘は水上に大便、小便及び痰唾をなせり。諸人……非難せり、「何ぞ沙門釋子は水上に大便、小便及び痰唾をなすや、宛も在家受欲者の如し」と。諸比丘彼等諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘は水上に……なすや」と……乃至……「諸比丘、汝等實に水上に……なすや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「愚人、汝等何ぞ水上に……なすや、愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

『我水上に大便又は小便又は痰唾をなさざるべし』との規律は守らるべし」。

是の如くこの學處は世尊により諸比丘の爲に制せられたり。

二 その時病比丘水上に大便小便及び痰唾をなさんとして畏愼せり。世尊に……白せり。時に世尊この因緣によりて說法をなして諸比丘に告げたまへり、

「比丘等、病比丘は水上に大便小便及び痰唾をなすことを聴す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

『我無病にて水上に大便或は小便或は痰唾をなさざるべし』との規律は守らるべし」。

無病にして水上に大便或は小便或は痰唾をなすべからず、不恭敬の故に無病にして水上に大便或は……なせば突吉羅なり。無識・無念・無知者、有病者、地上になして水中に擴がる、事故の時、癡狂者、心亂者、痛惱者、最初の犯行者は不犯なり。

第七草履品

諸大德、衆學法は說示され竟んぬ。これにつきて我今諸大德に問はん、「この點につきて清淨なりや」。再び問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度問はん、「この點につきて清淨なりや」。今諸大德はこの點につきて清淨なり、かるが故に默然したまふなり、我是の如くこれを了解す。

衆學法竟る

Adhikaraṇa-samathā 諸大徳 [滅諍(めつじょう)]

SC: *Adhikaraṇasamatha*

註 ❶ 原語 sapadānaṁ 戒本の英譯には「順次に行乞して……」の意とするもこの場合は鉢中の食を片方より順次に食し美味なる所を選び處々をつまみ食すべからずとの意なり。
❷ kabaḷa 一口に入るゝ飯球なり漢譯には大張口食とす。

諸大徳、今この七[1]滅諍法は誦出さる。

諍論の生起する毎にこれを靜止し滅除する爲に——

現前毘尼は與へらるべし
憶念毘尼は與へらるべし
不癡毘尼は與へらるべし
自言治はなさるべし
多人語
覔罪相
如草覆地、と。

諸大徳、七滅諍法は誦出され竟んぬ。これにつきて我今諸大德に問はん、「この點につきて淸淨なりや」。再び問はん、「この點につきて淸淨なりや」。三度問はん、「この點につきて淸淨なりや」。今諸大徳はこの點につきて淸淨なり、かるが故に默然したまふなり、我是の如くこれを了解す。

註⑪七滅諍法の内容に就きては小品第四章滅諍篇を見よ。

諸大德、因縁は誦出されたり、四波羅夷法は誦出されたり、十三僧殘法は誦出されたり、二不定法は誦出されたり、三十捨墮法は誦出されたり、九十二單墮法は誦出されたり、四悔過法は誦出されたり、衆學法は誦出されたり、七滅諍法は誦出されたり。佛の戒經に入り正しく戒經に收められしものは盡く半月毎に誦出せらるゝなり、これにより一切の和合し歡喜し無諍なるもの修學すべきなり。

大分別竟る

Bhikkhuni-vibhaṅga 比丘尼分別

Pārājika 波羅夷

比丘尼分別

彼の世尊、應供、正等覺者に歸命す

波羅夷。一

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時ミガーラの孫なるサールハは比丘尼僧伽の爲に精舍を作らんと欲せり。かくてミガーラの孫なるサールハは比丘尼等の許に到りてかく言へり、「尊師等、我比丘尼僧伽の爲に精舍を作らんと欲す、我に營事監督の比丘尼を遣はせ」と。その時四人の比丘尼比丘尼中に出家せり、卽ちナンダー、ナンダヷティー、スンダリーナンダー、トゥッラナンダーなり。彼等の中スンダリー比丘尼は年若き出家にして端正美麗、

賢智有能怜悧にして、怠らず、これにつきて方便と思慮とを具し、造作處理するに適任なりき。かくて比丘尼僧伽はスンダリーナンダー比丘尼を選任してミガーラの孫なるサールハの營事監督者として遣せり。かくてスンダリーナンダー比丘尼は「斧を與へよ、斤を與へよ、鋤を與へよ、鍬を與へよ、鋸を與へよ」とて屢々ミガーラの孫なるサールハの住處に到れり。サールハも亦〔造營の〕成不を知る爲屢々比丘尼の住處に行けり。彼等は屢々相會せる爲に染心を生ぜり、かくてミガーラの孫なるサールハはスンダリーナンダー比丘尼を染汚する機を得ざる故にこれを得んとて比丘尼僧伽の爲に施食をなせり。時にサールハは食堂に於て座を設くるに幾許の比丘尼は尊者スンダリーナンダーの上座なりとて一方に座を設けしめ、幾許は下座なりとて一方に座を設けしめ、一隅❷に於て屛覆
212 の所にスンダリーナンダー比丘尼の座を設けしめたり。かくして上座比丘尼には〔彼の尼は〕下座比丘尼の近くに坐すと知り、下座比丘尼には上座比丘尼の近くに座すと知る樣にせり。かくてミガーラの孫なるサールハは比丘尼僧伽に食時を告げしめたり、「諸尊師、食時到れり、食を調へ已れり」と。スンダリーナ

ンダー比丘尼はサールハは恭敬の故に比丘尼衆に施食をなすに非ざるを知り、彼は我を染汚せんと欲す、若し我行けば苦惱を生ぜんとて弟子の比丘尼に命ぜり、「汝往きて我が食を持ち來れ、若し我を問ふ者あらば病なりと言へ」。「是の如し、尊師」とて彼の尼はスンダリーナンダー比丘尼に諾へり。

その時ミガーラの孫なるサールハは門外に立ちてスンダリーナンダー比丘尼を問へり、「尊姉、スンダリーナンダーは何處なりや、尊姉、スンダリーナンダーは何處なりや」と。かく言はれし時スンダリーナンダー比丘尼の弟子はサールハに是く言へり、「賢者、病なり、施食は我持ち歸らん」と。時にサールハは「我比丘尼僧伽の爲に施食をなせしはスンダリーナンダーの故なり」とて諸人に命じて「汝等比丘尼衆に食を供すべし」と言ひて比丘尼住處に到れり。その時スンダリーナンダー比丘尼はサールハを慕ひつゝ僧園の門外に立てり。スンダリーナンダー比丘尼は遙にミガーラの孫なるサールハの來れるを見たり。見已りて住房に入りて頭をも覆ひて床中に臥せり。時にサールハはスンダリーナンダー比丘尼の許に到りてかく言へり、「尊姉、何事か不快なる、何が故に

臥するや」。「賢者、欲せざる人を欲する者は是の如きなり」。「尊姉、我何ぞ汝を欲せざる、されど汝を染汚するの機を得ざりしなり」とて染心にて染心あるスンダリーナンダー比丘尼に身相觸れたり。

その時老弱にて足を痛める一比丘尼スンダリーナンダー比丘尼の近くに臥せり。かの尼はサールハの染心もて染心あるスンダリーナンダー比丘尼と身を相摩觸せるを見たり。見已りて譏嫌非難せり、「何ぞ尊姉スンダリーナンダーは染心もて染心ある男子の身に觸るゝを樂受するや」と。かくてかの尼は諸比丘尼にこれを語れり。諸比丘尼中少欲知足にして恥を知り懺悔心あり、學戒を欲する者は譏嫌非難せり、「何ぞ尊姉スンダリーナンダーは染心ありて……樂受するや」と。かくてかの尼等はこれを諸比丘に告げたり。彼の比丘等譏嫌非難せり、「何ぞスンダリーナンダー比丘尼は染心ありて……樂受するや」と。かくて彼の比丘等この事を世尊に白せり。時に世尊この因縁によりて比丘衆を集めしめ諸比丘に問ひたまへり、「比丘等、實にスンダリーナンダー比丘尼は染心ありて……樂受するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、

そはスンダリーナンダー比丘尼に適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり、諸比丘、何ぞスンダリーナンダー比丘尼は染心ありて……樂受するや、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ、已信者をして信を增長せしむる所以に非ず、こは寧ろ未信者をして不信を起さしめ、已信者をして他に轉向せしむる所以なり」と。かくて世尊は種々の方便もてスンダリーナンダー比丘尼を呵責したまひ、扶養し難く給養し難く、多欲にして足るを知らず衆中に交はりて放逸なるの非を說きたまひ、種々の方便もて扶養し易く給養し易く、少欲知足にして淸淨、頭陀を好み、端正にして衆中に交はらず勇猛精進なるを讚歎したまひ、諸比丘の爲に適切隨順なる法話をなして諸比丘に曰へり、「比丘等、然らば我十利の爲の故に諸比丘尼の爲に學處を制すべし、僧を攝する爲に、衆僧安樂の爲に、惡比丘尼を調伏する爲に、善比丘尼安樂に住する爲に、現世の漏を斷せんが爲に、來世の漏を滅せんが爲に、未信者をして信ぜしめんが爲に、已信者をして信を增長せしめんが爲に、正法久住の爲に、律を愛重する爲に。諸比丘、**比丘**尼は當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘尼と雖も染心をもつて、染心ある男子の頸骨より下、膝より上に或は捉摩し或は重摩し或は捉へ或は捺し或は抱下するを樂受すれば、これ亦波羅夷にして共住すべからざるものなり。〔是〕**膝已上波羅夷なり**」と。

214 二―一　「何れの」とはいかなるものをも――生により、名により、姓により、戒により、精舍により、行域によりこのいかなる者をも――或は上臘或は下臘或は中臘、これを「何れの」と言ふなり。

「比丘尼」とは乞求の義の比丘尼、乞食に從事せる義の比丘尼、割截衣を著くる義の比丘尼、沙彌尼の比丘尼、自稱の比丘尼、善來比丘尼、三歸依により進具せる比丘尼、善比丘尼、眞實比丘尼、有學比丘尼、無學比丘尼、兩部の和合僧によりて白四羯磨により遮難なく價値ありて進具されたる所の比丘尼あり。その中かの兩部の和合僧により白四羯磨によりて遮難なく價値ありて進具されたるもの、これこの處に於て意味さるゝ比丘尼なり。

「染心をもちて」とは尼欲念に驅られ、樂欲し染著するなり。

「染心ある」とは男子欲念に驅られ、樂欲し染著するなり

「男子」とは人の男子にして夜叉男、餓鬼男、畜生男に非ず、人男の身の摩觸をなし得る智あるものを言ふ。

「頸骨より下」とは頸骨已下なり、「膝より上」とは膝以上なり。

「捉摩」とは單に觸るゝ程度なり。「重摩」とは處々に觸るゝなり。「捉へ」とは單に捉ふる程度なり。「捺し」とは單に推す程度なり。「或は抱下するを樂受すれば」とは身分を捉へておしつけるを樂受するなり。

「波羅夷」とは恰も頭を斷たれたる彼の軀幹(のみ)を以ては活き得ざるが如く、是の如く比丘尼にして染心をもちて染心ある男子の頸骨已下膝已上に或は捉摩し或は重摩し或は捉へ或は捺し或は抱下するを樂受すれば沙門女に非ず、釋女に非ず、この故に波羅夷なりと言ふ。

「共住すべからざるものなり」とは共住とは同一羯磨、同一説戒にて共に學習するもの、これを共住と名づく、そは彼の尼と共にあらず、この故に共住すべからずと言ふなり。

二　二人倶に染心ありて頸より下、膝より上に身々相摩觸すれば波羅夷なり、身

をもつて身に著持せるものに摩觸すれば偸蘭遮なり、身に著持せるものをもつて身に摩觸すれば偸蘭遮なり、身に著持せるものをもつて身に著持せるものに摩觸すれば突吉羅なり。215 手より放てる物をもつて身に摩觸すれば突吉羅なり、手より放てる物をもつて身に著持せるものに摩觸すれば突吉羅なり、手より放てる物をもつて身に著持せるものに摩觸すれば突吉羅なり。

頸より上、膝より下に身をもつて身に摩觸すれば偸蘭遮なり、身をもつて身に著持せる物に摩觸すれば突吉羅なり、身に著持せるものをもつて身に摩觸すれば突吉羅なり、身に著持せる物をもつて身に著持せるものに摩觸すれば突吉羅なり、身より放てるものにて身に摩觸すれば突吉羅なり、身より放てる物をもつて身に著持せる物に摩觸すれば突吉羅なり、身より放てる物をもつて身より放てるものに摩觸すれば突吉羅なり。

一人染心ありて頸より下、膝より上に身をもつて身に觸るれば偸蘭遮なり、身をもつて身に著持せる物に觸るれば……手より放てる物をもつて手より放てる物に觸るれば突吉羅なり。

頸より上、膝より下に身をもつて身に觸るれば突吉羅なり、身をもつて身に著持せる物に觸るれば……手より放てる物をもつて手より放てる物に觸るれば突吉羅なり。

二人倶に染心ありて夜叉或は餓鬼或は黄門或は畜生の人體を有する者の頸より下、膝より上に身をもつて身に觸るれば偸蘭遮、身をもつて身に著持せるものに觸るれば……手より放てる物をもつて手より放てる物に觸るれば突吉羅なり。

頸より上、膝より下に身をもつて身に觸るれば突吉羅なり、身をもつて身に著持する物に觸るれば……手より放てる物をもつて手より放てる物に觸るれば突吉羅なり。

一人染心ありて頸より下、膝より上に身をもつて身に觸るれば突吉羅なり、身をもつて身に著持せるものに觸るれば……手より放てる物をもつて手より放てる物に觸るれば突吉羅なり。

頸より上、膝より下に身をもつて身に觸るれば突吉羅なり、身をもつて身に著

持せるものに觸るれば……手より放てる物をもつて手より放てる物に觸るれば突吉羅なり。

三　無識・無念・無知者、受樂せざる者、癡狂者、心亂者、痛惱者、最初の犯行者は不犯なり。

比丘尼分別第一波羅夷竟る

波羅夷　二

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時スンダリーナンダー比丘尼はミガーラの孫なるサールハによりて姙娠せり。胎兒の幼き間は隱せしが胎兒成長し僧伽を去りて產めり。比丘尼等偷蘭難陀（トゥッラナンダー）比丘尼にかく言へり、「尊姉、スンダリーナンダーは近頃僧伽を去りて出產せり、彼の尼は沙門尼中に姙娠せるにあらずや」。「然なり、尊姉」。「尊姉、汝比丘尼の波羅夷法を犯せるを知りて何が故に自ら擧罪して衆に告げざるや」。「彼の尼の不名譽なるもの、そは我が不名譽なり、彼の尼の惡名は我が惡名なり、彼の尼の恥辱は我が恥辱なり、

彼の尼の不利は我が不利なり、何ぞ我自ら不名譽、惡名、恥辱、不利なることを他に向ひて語らんや」と。諸比丘尼の中少欲なる者識嫌非難せり、「何ぞ尊姉偸蘭難陀は他比丘尼の波羅夷法を犯せるを知りて自ら擧罪せず衆に告げざるや」と。かくてかの比丘尼等は諸比丘にこの事を語れり。諸比丘はこれを世尊に白せり。時に世尊この因緣をもつて比丘衆を集めしめたまひ法話をなして諸比丘に問ひたまへり、「諸比丘、偸蘭難陀比丘尼は實に他比丘尼の……擧罪せず……告げざるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は他比丘尼の……擧罪せず……告げざるや、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ已信者をして……轉ぜしむるものなり……乃至……比丘等、諸比丘尼は當に是の如くこの學處を誦すべし——

217

何れの比丘尼と雖も他比丘尼の波羅夷法を犯せるを知りて而も自ら擧罪せず衆に告げず、(後)彼の尼或は住し或は滅し或は擯滅せられ或は外道に入れる時彼の尼かく言はん、『尊姉等、我先に是の比丘尼を彼の尼は是々の者なりと知れり、我自ら擧罪し衆に告ぐるを欲せざりしなり』と、是亦波羅

夷にして共住すべからざるものなり。これ覆罪波羅夷なり」と。

二―一　「何れの」とは如何なるものをも…乃至…。

「比丘尼」とは…乃至…これこの處にて意味さるゝ比丘尼なり。

「知りて」とは自ら知り或は他のもの彼に告げ或は彼の尼〔自ら〕告ぐるなり。

「波羅夷法を犯せるを」とは八波羅夷の中何れかの一波羅夷を犯せるをなり。

「自ら擧罪せず」とは自ら呵責せざるなり。

「衆に告げず」とは他の比丘尼に告げざるなり。

「彼の尼或は住し或は滅する時」とは住しとは自相に於て住するを言ふ。滅しとは死せるを言ふ。「擯滅せられ」とは自ら〔僧伽〕を出で或は他によりて追放されたるなり。「外道に入れる」とは外道派に行けるものなり。

　彼の尼後にかく言はん、「尊姉等、我先にこの比丘尼を彼の尼は是々の者なりと知れり、我自ら擧罪するを欲せざりしなり」とは自ら擧罪せざるなり。「衆に告げず」とは〔後に到りて〕知れる諸比丘に告げざるなり。

「是亦」とは前のものをとりて言ふなり。

「波羅夷にして」とは恰も枝より落ちたる枯葉の〔再び〕緑なること能はざるが如く、是の如く比丘尼にして他比丘尼の波羅夷法を犯せるを知りて而も「我自ら擧罪せず、衆に告げず」と責務を放棄せば沙門尼に非ず釋子女に非ざるなり、この故に波羅夷なりと言ふ。

「共住すべからざるものなり」とは……この故に共住すべからざるものと言ふ。

二 僧伽に鬪諍、紛亂、異執、口論等あるべしとて告げざる、破僧若しくは僧不和合あるべしとて告げざる、これ麤惡無慈にして命難梵行難を起すべしとて告げざる、他の如法比丘尼の見えざる時告げざる、覆藏の意なくして告げざる、自らの行によりて知らるべしとて告げざる、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第二波羅夷竟る

波羅夷 三

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偷蘭難陀(トゥッラナンダー)比丘尼は和合僧によりて擯せられたる元鷹師なるアリッタ比丘に隨順せり。諸比丘尼

の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊姉偸蘭難陀は和合……隨順するや」と…乃至…「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は和合……隨順するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は和合……隨順するや、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、比丘尼等は當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘尼と雖も和合僧によりて法により律により師の敎によりて擯せられ、恭敬せず、未だ許されず、共住されざる彼の比丘に隨順せば、彼の比丘尼は諸比丘尼によりて斯く言はるべし『尊姉、彼の比丘は和合僧により法により律により師の敎によりて擯せられ、恭敬せず、未だ許されず、共住されざる者なり、尊姉、かの比丘に隨順すること勿れ』と。かの比丘尼諸比丘尼によりて斯く言はれて尚固執せばこの比丘尼は諸比丘尼によりてそを捨てしむる爲に三度まで諫告さるべし、三度まで諫告されて若しそを捨つれば是可なり、若し捨てざれば是亦波羅夷にして共住すべからざるものなり。これ被擧隨順波羅夷なり」と。

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。
「和合」とは僧衆が同一界に於て等しく共住者として存するなり。
「擯せらる」とは罪を認めず或は懺悔せず或は「悪見を」捨せざるによりて擯せらるゝなり。
「法により律により」とはその法により、その律によりてなり。「師の教によりて」とは勝者の教により佛陀の教によりてなり。
「恭敬せず」とは僧伽若しくは別衆若しくは人若しくは羯磨を無視するなり。
「未だ許されず」とは擯せられて未だ復權せざるなり。
「共住されざるもの」とは同一住の比丘等を共住と云ふ、彼は彼等と共にあらず、この故に共住されざるものと言ふ。
「彼に隨順せば」とは彼の比丘は是を見る者是を忍ずる者是を樂ふ者たり、彼の尼も亦それを見それを忍じそれを樂ふ者たるなり。
「彼の比丘尼は」とはかの被擯比丘に隨順する所の比丘尼なり。「諸比丘尼によりて」とは他の見聞せる諸比丘尼によりて言はるべきなり——

「尊姉、かの比丘は和合僧により法により……随順すること勿れ」と、二度言はるべし……乃至……三度言はるべし……乃至……若し捨つればこれ可なり若し捨てざれば突吉羅なり、聞きて言はざれば突吉羅なり。かの比丘尼は僧中に引かれて言はるべし、「尊姉、かの比丘は和合僧によりて法により……随順すること勿れ」と、二度言はるべし……乃至……三度言はるべし……乃至……若し捨つればこれ可なり、若し捨てざれば突吉羅なり。彼の比丘尼は〔僧によりて〕諫告さるべきなり、諸比丘、是の如く諫告さるべし、聰明堪能なる一比丘尼、僧中に唱言すべし――

大姉僧聞きたまへ、この某甲比丘尼は和合僧により法により律により師の教によりて擯せられて、恭敬せず、未だ許されず、共住されざるかの比丘に随順す。この尼この事を捨てず、若し僧に時機可なれば僧は某甲比丘尼をかの事を捨てしむる爲に諫告せん、是白なり。

大姉僧聽きたまへ、この某甲……　捨てず、僧は某甲比丘尼をかの事を捨てしむる爲に諫告す、諸尊姉の中某甲比丘尼をかの事を捨てしむる爲に諫告するを忍ずる者は默し、忍ぜざる者は說きたまへ。二度この事を言はん……乃

至…三度この事を言はん…乃至…。

某甲比丘尼は僧によりてかの事を捨てしむる爲に諫告され竟んぬ、僧は忍じたまへり……我了解す、と。

白によりて突吉羅なり、二羯磨語によりて偸蘭遮なり、羯磨語竟りて波羅夷なり。

「是亦」とは前のものをとりて言ふ。

「波羅夷なり」とは恰も割れて兩分せる大石の再び合すること能はざるが如く、220是の如く比丘尼にして三度まで諫告されて捨てざれば沙門女に非ず釋女に非ず、この故に波羅夷なりと言ふ。

「共住すべからざる者なり」とは共住とは……この故に共住すべからざる者なりと言ふ。

二 法羯磨に法羯磨想にて捨てざれば波羅夷なり、法羯磨に疑念ありて捨てざれば波羅夷なり、法羯磨に非法羯磨想にて捨てざれば波羅夷なり。非法羯磨に法羯磨想なるは突吉羅非法羯磨に疑想なるは突吉羅、非法羯磨に非法羯磨想な

るは突吉羅なり。

三　諫告せられざる者、捨てたる者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第三波羅夷竟る

波羅夷　四

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は染心ありて染心ある男子の手を捉るを樂受し、衣を捉るを樂受し、共に立ち、共に語り、共に期して行き、男子の來るを樂み待ち、屏處に入り、かの「摩觸の」染法を行ぜんが爲、その爲に身を相近寄せたり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は……樂受し……共に立ち共に語り……行き……入り……身を相近寄せるや」と……乃至……「諸比丘、實に六群比丘尼は……相近寄せるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ六群比丘尼は……相近寄せるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も染心をもちて染心ある男子の手を捉るを樂受し、或は

221

衣を捉るを樂受し、或は共に立ち、或は共に語り、或は共に期して行き、或は男子の來るを樂み待ち、或は屛處に入り、或はかの染法を行ずる爲、その爲に身を相近寄せれば、是亦波羅夷にして共住すべからざるものなり、これ八事波羅夷なり」と。

二一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「染心をもちて」とは尼欲念に驅られ、樂欲し、染著するなり。

「染心ある」とは男子欲念に驅られ、樂欲し染著するなり。

「男子」とは人の男子にして夜叉男、餓鬼男、畜生男に非ず、人男の身の摩觸をなし得る智ある者なり。

「手を捉るを樂受し」とは手とは肘より爪先までなり、かの染法を行ずる爲頸以下、膝以上を捉るを樂受することにして偸蘭遮なり。

「衣を捉るを樂受す」とはかの染法を行ずる爲衣或は外套を捉るを樂受することにて偸蘭遮なり。

「共に立ち」とはかの染法を行ぜんが爲に男子の申手内に立つことにて偸蘭遮

なり。

「共に語り」とはかの染法を行ずる爲に男子の申手内に立ちて語ることにして偸蘭遮なり。

「共に期して行き」とはかの染法を行ずる爲に男子により某處に行けと言はれて行くなり、歩々に突吉羅なり、男子の申手内に達せる所にて偸蘭遮なり。

「男子の來るを樂み待ち」とはかの染法を行ずる爲に男子の來るを樂み待つことにして突吉羅なり、申手内に達する所にて偸蘭遮なり。

「屛處に入り」とはかの染法を行ずる爲に何人かと屛處に入れる所にて偸蘭遮なり。

「その爲に身を相近寄せれば」とはかの染法を行ずる爲に男子の申手内に立ちて身を近寄せることにして偸蘭遮なり。

「是亦」とは前者をとりて言ふなり。

「波羅夷なり」とは恰かも多羅樹の頭切らるゝ時は再び生長すること能はざる

222 が如く、是の如く比丘尼にして第八事を成ずれば沙門女に非ず、釋女に非ず、この

故に波羅夷なりと言ふ。

「共住すべからざるものなり」とは共住とは……この故に共住すべからざるものなりと言ふ。

二　無識者、無念者、無知者、樂受せざる者、癡狂者、心亂者、痛惱者、最初の犯行者は不犯なり。

第四波羅夷竟る

諸尊姉、八波羅夷法は誦出され竟んぬ。〔若し〕比丘尼その中の何れにても犯せば諸比丘尼と共住するを得ず、〔出家〕前の如く波羅夷となりて後は共住すべからざるものなり。これにつきて我今諸尊姉に問はん、「この點につきて清淨なりや」。再び問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度問はん、「この點につきて清淨なりや」。今諸尊姉はこの點につきて清淨なり、かるが故に默然したまふなり。是の如く我これを了解す」。

波羅夷品竟る

註❶比丘尼戒には八波羅夷あり、その中最初の四は比丘戒と同一なる故に省略し第四よりあぐるなり。

❷底本に nikute とあるは巴利善見律の如く nikūṭe とすべし、シャム本には nikuḍe とす。

Saṅghādisesa 僧残

第一訴訟戒

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Saṅghādisesa 1: *Ussayavādikā*

諸尊姉、今この[1]十七僧殘法は誦出さる

僧殘 一

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一優婆塞比丘尼僧伽に小屋を施して死せり。彼に二兒有り、一は信心無く淨心無く、一は信心あり淨心あり。彼等は父の遺産を分てり。時にかの信心無く淨心無き者、信心あり淨心ある者にかく言へり、「我等の小屋なり、かれを分配せん」と。斯く言はれてかの信心有り淨心ある者、信心無く淨心無き者にかく言へり、「その如く言ふこと勿れ、〔彼の僧房は〕我等の父によりて比丘尼僧伽に施與されしものなり」と。再びかの信心無く淨心無き者は信心有り淨心有る者にかく言へり、「我等の小屋なり、かれを分配せん」と。その時かの信心有り淨心ある者、信心無く淨心無き者にかく言へり、「その如く言ふこと勿れ、我等の父によりて比丘尼僧伽に施與されしものなり」と。三度彼の信心無く…「…かれを分配せん」と。その時かの信心

あり淨心ある者若し我が物とならば我亦比丘尼僧伽に施與せんと思ひてかの信心無く淨心無きものに斯く言へり、「分配せん」と。かくてかの小屋は彼等によりて分配されし時かの信心無く淨心無き者に歸せり。時に信心無く淨心なき彼は諸比丘尼の許に到りてかく言へり、「諸姉、去り給へ、これ我等の小屋なり」と。斯く言はれし時偸蘭難陀比丘尼はかの人にかく言へり、「卿、かく言ふこと勿れ、これ卿の父によりて比丘尼僧伽に施與されたるものなり」と。「與へられたるものなり」、與へられたるものに非ずとて司法の大官等に問へり。大官等は是く言へり、「尊姉、誰か比丘尼僧伽に施與されたるを知るや」と。かく言はれて偸蘭難陀比丘尼はかの大官等にかく言へり「大官、證人を立てゝ施與物の與へらるゝを尊官等は見聞せられしことありや」と。かくてかの大官等は「尊姉は眞實を語る」とてかの小屋を比丘尼僧伽のものとなせり。その時かの人敗訴して譏嫌非難せり、「この剃頭の惡女人は沙門尼に非ず、何ぞ我等の小屋を奪取せしむるや」と。偸蘭難陀比丘尼は大官等にこの事を告げたり。大官等はかの人を杖打せしめたり。時に杖打せられたる彼は比丘尼住處の近くに邪命外

道の床を作らしめ邪命外道を教唆せり、「汝等彼の比丘尼等を言ひ貶すべし」と偷蘭難陀比丘尼は大官等にこの事を告げたり。大官等は彼の人を縛せしめたり。諸人譏嫌非難せり、「何ぞ比丘尼等は小屋を奪はしめ、第二には杖打せしめ、更に第三に縛せしむるや、今〔更に〕殺さしむべし」と。比丘尼等かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊姉偷蘭難陀は訴訟をなすや」と。かくて彼の比丘尼等はこの事を諸比丘に語れり……乃至……「諸比丘、實に偷蘭難陀比丘尼は訴訟をなすや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偷蘭難陀比丘尼は訴訟をなすや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も訴訟をなせば、或は居士と、或は居士兒と或は奴婢と、或は被傭者と、乃至沙門出家者となすと雖も、この比丘尼は最初より罪となる法を犯せるものにして僧殘なり、去りて懺悔すべし」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘なり。

「訴訟」とは判決をなすを言ふ。

「居士」とは何人にても家に住する者なり。
「居士兒」とは何人にても兒兄弟なり。
「奴婢」とは家中にて生れたるもの、買はれたる者、捕虜となれるものなり。
「被傭者」とは傭はれたるもの、勞働者なり。
「沙門出家者」とは比丘、比丘尼及び式叉摩那、沙彌、沙彌尼を除き何人にても出家を得しものなり。
訴訟を爲さんとて助伴者を求め或は〔官人に〕行けば突吉羅なり、一人の〔訴を官に〕告ぐれば突吉羅なり、第二者の〔訴を官〕に告ぐれば偷蘭遮なり、訴訟已れば僧殘なり。
「最初より罪となる」とは事を行ずると共に罪となり〔僧伽の〕諫告によらざるなり。
「去りて懺悔すべし」とは僧伽より去るべきなり。
「僧殘なり」とは僧かの罪に對して別住を與へ、繰返して始めより懲罰を受けしめ、〔後〕復權せしむるものにして數人又は一人の比丘尼〔の所業〕に非ず、この故に

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Saṅghādisesa 2: *Corīvuṭṭhāpikā*

僧殘と云ふ。かの罪聚に對する羯磨の別號なり、この故に亦僧殘と言ふ。

二　人の爲に牽かれて行く、保護を乞ふ、〔何人と〕指定せずして〔被害を〕訴ふ、擬狂者、最初の犯行者は不犯なり。

僧殘　二

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時毘舍離に於ける一離車（リッチャヴィ）人の妻姦通者なりき。時にかの離車人その女にかく言へり、「やよ、汝止めよ、我等汝を害すべし」と。かく言はるゝも聞かざりき。その時毘舍離にて離車人の組合或る用事にて集合せり。その時かの離車人は彼等離車人にかく言へり、「諸卿、我が一婦を處分せられよ」。「その婦は誰なるや」。「我が婦姦通せり、我彼女を殺さん」。「汝これを知るべし」と。かの婦は夫我を殺さんと欲すと聞き、貴重の財寶を持ちて舍衞城に行き外道の許に到りて出家を乞へり。外道は出家せしむるを欲せざりき。比丘尼の許に到りて出家を乞へり。比丘尼も亦出家せしむるを欲せざりき。偸蘭難陀比丘尼の許に到りて財寶を示して出家を乞

へり、偸蘭難陀比丘尼は財寶をとりて出家せしめたり。
時にかの離車人かの婦を求めて舍衞城に行き比丘尼中に出家せるを見て拘[226]薩羅(サラ)國王波斯匿(パセーナディ)の許に到り王にかく言へり、「大王、我が婦貴重の財寶を携へて舍衞城に來れり、大王彼女を處分したまへ」。「然らば汝、探し出して告げよ」。「大王、比丘尼中に出家せるを見出せり」。「若し比丘尼中に出家せば彼女に何事をもなし得ず、世尊によりて法は善く說かれたり苦を盡さんが爲に彼女はよく梵行を修すべし」と。時にかの離車人は譏嫌非難せり「何ぞ諸比丘尼は賊女を出家せしむるや」と。比丘尼等かの離車人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者…… 非難せり、「何ぞ尊姉偸蘭難陀は賊女を出家せしむるや」と。かくてかの比丘尼等諸比丘尼にこの事を告げたり…乃至…「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は賊女を出家せしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、偸蘭難陀比丘尼は何が故に賊女を出家せしむるや、諸比丘、これ未信者をして…… 誦すべし ——

何れの比丘尼と雖も知りて、賊女の死罪なること知られ王或は僧伽或は衆

社或は講社或は組合に許を得ずして具足戒を受けしむれば発罪者に授くるを除きこの比丘尼も亦最初より罪となる法を犯せるものにして僧残なり、去りて懺悔すべし」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「知りて」とは自ら知り或は他の者が告げ或は彼の女(自ら)告ぐるなり。

「賊女」とは五マーサカ或は五マーサカ以上の價値ある與へられざるものを盗心もて取れるもの、これを賊女と名づく。

「死罪にして」とはこれを作して死すべき罪を得たるなり。

「知られ」とは他の人によりて彼の女は死罪者なりと知らるゝなり。

「許を得ずして」とは許可を乞はざるなり。

「王」とは(彼の女を)王の支配せる時は王に許を得べし。

「僧伽」とは比丘尼僧伽を云ふ、比丘尼に許を得べし。

「衆社」とは衆社が支配せる時は衆社に許を得べし。

「講社」とは講社の支配せる時は講社に許を得べし。

「組合」とは組合の支配せる時は組合に許を得べし。

227

「免罪者を除き」とは免罪者を除外するなり、免罪者に二あり、〔先に〕外道中に出家し居り或は他の比丘尼僧中に出家せる者なり。

免罪者を除きて、授具せんとて衆僧或は阿闍梨或は衣或は鉢を求め或は界場を結すれば突吉羅なり、白によりて突吉羅、二羯磨語によりて偷蘭遮、羯磨語竟りて和尚は僧殘、衆僧及び阿闍梨は突吉羅なり。

「この比丘尼も亦」とは前のものをとりて言ふなり。

「最初より罪となる」とは……この故に又僧殘と言ふ。

二　賊女に賊女想にて免罪者を除き授具すれば僧殘なり、賊女に疑想にて……突吉羅なり、賊女に非賊女想にて……不犯なり。非賊女に賊女想なるは突吉羅なり、非賊女に疑想なるは突吉羅なり、非賊女に非賊女想なるは不犯なり。

三　知らずして授具す、許を得て授具す、免罪者となれる者に授具す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Saṅghādisesa 3: *Ekagāmantara*

僧殘　三

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時バッダー・カピラーニーの弟子比丘尼は諸比丘尼と共に爭ひて村里の親戚に行けり。バッダー・カピラーニーはかの比丘尼の見えざる爲比丘尼等に問へり、「某尼は何處なりや、彼の尼見えず」。「尊姉、比丘尼等と爭ひて去れり」。「尊姉、某村に彼の尼の親戚あり、そこに行きて求めよ」と。比丘尼等そこに行きてかの比丘尼を見てかく言へり、「尊姉、汝何が故に獨りにて來れるや、汝犯されざりしや否や」。「尊姉、我犯されざりき」と。

諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼獨りにて村中に行くや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼は一人にて村中に行くや」。「實なり、世尊」。佛世
228 尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼獨りにて村中に行くや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も獨りにて村中に行けば、この比丘尼も亦最初より罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし」と。

是の如く世尊によりて諸比丘尼の爲にこの學處は制せられたり。

二　その時二比丘尼沙祇（サーケータ）より舍衞城に到る途中にありき。中途に於て河の渡るべきあり。その時かの比丘尼等は舟師等の許に到りてかく言へり、「賢者、我等を渡されよ」。「尊姉、二人を一度に渡すこと能はず」とて獨りづつ渡せり、「かくて」渡れる者は渡れる尼を犯し、渡らざる者は渡らざる尼を犯せり。彼の尼等後共に行きつゝ問へり、「尊姉、師は犯されざりしや」。「尊姉、我犯されたり汝は犯されざるや」。「我犯されたり」と。かくてかの比丘尼等舍衞城に到り諸比丘尼にこの事を告げたり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼獨りにて河を超ゆるや」と。かくてかの比丘尼等この事を諸比丘に告げたり。諸比丘はこれを世尊に白せり。「諸比丘、實に比丘尼は獨りにて河を超ゆるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼は獨りにて河を超ゆるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も獨りにて村中に行き、或は獨りにて河を超ゆれば、この比丘尼も亦最初より罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし」と。

是の如く世尊によりて諸比丘尼の爲にこの學處は制せられたり。

三　その時多くの比丘尼舍衞城に到らんとて拘薩羅國にて夜分一村落に著せり。その時一比丘尼顏貌端麗なりき。一男子彼の比丘尼を見るや染著心を起せり。かくてかの人諸比丘尼に臥床を設けるにかの尼の床を一方に置けり。
229 時にかの尼かの人の染心を起せるを知り、若し夜來れば我に困惑あるべしとて〔他の〕比丘尼等に告げずして一家に到りて宿せり。時にかの人は夜來りて彼の尼を見ずしてかく言へり、「彼の尼は必ず男子と共に出でしなり」と。時にかの比丘尼はその夜竟りて諸比丘尼の許に來れり。比丘尼等かの比丘尼にかく言へり、「尊姉、汝何が故に男子と共に出でしや」。「尊姉、我男子と共に出でず」とて諸比丘尼にかの事を語れり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼獨りにて夜出で去るや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼獨りにて夜出で行くや……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も或は獨りにて村中を行き、或は獨りにて河を超え或は獨りにて夜出行すればこの比丘尼も亦最初より罪となる法を犯し僧殘な

り、去りて懺悔すべし」と

是の如く世尊によりて諸比丘尼の爲にこの學處は制せられたり。

四　その時衆多の比丘尼拘薩羅國にて舍衛城に到る中途にありき。その時一比丘尼は大便を催して獨り殘りて後より行けり。諸人彼の尼を見て犯せり。かくてかの比丘尼は諸比丘尼の許に到れり。諸比丘尼かの比丘尼に斯く言へり、「尊姉、汝何が故に獨りにて殘れるや、汝犯されざりしや」。「尊姉、我犯されたり」と。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼獨り衆より殘るや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼は獨り衆より殘るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼は獨り衆より殘るや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も或は獨りにて村中を行き、或は獨りにて河を超え、或は獨りにて夜出行し、或は獨りにて衆より殘れば、この比丘尼も亦最初より罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし」と。

230

五　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「或は獨りにて村中を行けば」とは有籬の村の籬を第一脚超ゆれば偸蘭遮なり、第二脚超ゆれば僧殘なり。無籬の村落の村界を第一脚超ゆれば偸蘭遮、第二脚超ゆれば僧殘なり。

「或は獨りにて河を超ゆれば」とは河とは〔臍、兩膝の〕三輪を覆ひて何處にても渡る比丘尼の下衣の濡るゝ所なり、第一脚渡れば偸蘭遮なり、第二脚渡れば僧殘なり。

「或は獨りにて夜出行すれば」とは伴友比丘尼と申手間を捨て去らんとすれば夜明けと共に偸蘭遮なり、去り已りて僧殘なり。

「或は獨りにて衆より殘れば」とは村落なき空處にて伴友比丘尼と眼界、或は耳界を捨て去らんとすれば偸蘭遮なり、去り已りて僧殘なり。

「この比丘尼も亦」とは前のものをとりて言ふなり。

「最初より罪となる」とは……この故に亦僧殘と云ふ。

二　伴友比丘尼去り或は歸俗し、或は死し、或は外道に歸せる時、事故の時、癡狂者最初の犯行者は不犯なり。

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Saṅghādisesa 4: *Ukkhittakaosāraṇa*

僧殘　四

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時チャンダカーリー比丘尼は僧伽に於ける鬪諍者、紛亂者、口論者、論爭者、事件を起す者なりき。偸蘭(トウツラ)難陀(ナンダー)比丘尼は彼の尼に羯磨を作すを遮せり。その時偸蘭難陀比丘尼は或る用事にて村里に行けり。その時比丘尼僧伽は偸蘭難陀比丘尼出で行けりとてチャンダカーリー比丘尼を罪を認めざるにより擯せり。偸蘭難陀比丘尼は村里にてその用を終りて再び舍衛城に歸れり。チャンダカーリー比丘尼は偸蘭難陀比丘尼來るも座席を設けず足〔洗ふ〕水、足〔上する〕臺、足〔上する〕板を持ち來らず、出で迎へて衣鉢を受け取らず、飲物を問はざりき。偸蘭難陀比丘尼はチャンダカーリー比丘尼にかく言へり、「尊姉、汝何が故に我來れるに座席を設けず、足水、足臺、足板を持ち來らず、出で迎へて衣鉢を受け取らず、飲物を問はざるや」。「尊姉、庇護無きものは是の如きのみ」。「尊姉、汝何が故に庇護なきや」。「尊姉、彼の比丘尼等は我を、『こは守護なく、智無し、彼には何事をも爲すことなし』とて罪を認

めざるによりて擯せり」と。

偸蘭難陀比丘尼は「彼等は愚昧、無能なり、彼等は羯磨或は羯磨の不成或は羯磨の不善、或は羯磨の成就を知ることなし、我等こそ羯磨も羯磨の不成も羯磨の不善も羯磨の成就も知る、我等は未だ作さざる羯磨を作さしめ、或は已に作せる羯磨を遮せん」とて疾かに比丘尼僧伽を集めしめチャンダカーリー比丘尼を解罪せり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊姉偸蘭難陀は和合僧により法により律により師の教によりて擧罪せられたる比丘尼を〔羯磨を〕作せる僧伽の許を得ず、〔その〕衆の承諾を認めずして解罪するや」と……乃至……「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は……解罪するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……解罪するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も和合僧によりて法の如く律の如く師教の如く擯せられたる比丘尼を〔羯磨を〕作せる僧伽の許を得ず〔その〕衆の承諾を認めずして解罪すれば、この比丘尼も亦最初にて罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺

悔すべし」と。

二一一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「和合」とは僧衆が同一界に於て等しく共住者として存するなり。

232 「擯せらるゝ」とは罪を認めず或は懺悔せず或は〔悪見を〕捨せざるによりて擯せらるゝなり。

「法の如く律の如く」とはその法によりその律によりてなり。「師教の如く」とは勝者の教により、佛陀の教によりてなり。

「作せる僧伽の許を得ずして」とは羯磨を作せる僧伽の許を得ずしてなり。「衆の承諾を認めずして」とは衆の承諾せるを知らずしてなり。

「我解罪せん」とは衆を求め或は界場を選定すれば突吉羅なり、白によりて突吉羅、二羯磨語によりて偷蘭遮、羯磨語竟りて僧殘なり。

「この比丘尼も亦」とは前のものを取りて言ふなり。

「最初にて罪となる」とは……この故に亦僧殘と言ふ。

二 法羯磨に法羯磨想にて解罪すれば僧殘なり、法羯磨に疑想にて……法羯磨

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Saṅghādisesa 5: *Avassutā avassutassa*

に非法羯磨想にて解罪すれば僧殘なり。非法羯磨に法羯磨想なるは突吉羅なり、非法羯磨に疑想なるは突吉羅、非法羯磨に非法羯磨想なるは突吉羅なり。

三　羯磨を作せる僧伽に請ひて解罪す、衆の承諾を知りて解罪す、懺悔の行をなせる者に解罪す、羯磨を作せる僧伽の不善なる時解罪す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

僧殘　五

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時スンダリーナンダー比丘尼は端正美貌なりき。諸人食堂にてスンダリーナンダー比丘尼を見て染心をもちて染心あるスンダリーナンダー比丘尼に最上の食を與へたり。スンダリーナンダー比丘尼は充分に食し他の比丘尼等は滿足に得ざりき。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊者スンダリーナンダーは染心をもちて染心ある男子の手より硬食、軟食を自手にて受けて食噉するや」と…乃至…「諸
233 比丘、實にスンダリーナンダー比丘尼は染心をもち……食噉するや」。「實なり、

世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞスンダリーナンダー比丘尼は染心をもち……硬食或は軟食を自手にて受けて食噉するや、諸比丘、これ未信者をして……すべし――

何れの比丘尼と雖も染心をもちて染心ある男子の手より硬食或は軟食を自手にて受けて食噉すればこの比丘尼も亦最初にて罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし」と。

二―一「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「染心をもちて」とは尼欲念に驅られ、樂欲し、染著するなり。

「染心ある」とは男子欲念に驅られ、樂欲し、染著するなり。

「男子」とは人男にして夜叉男、餓鬼男、畜生男に非ず、人男の受樂する智あるものなり。

「硬食」とは五正食、水と楊枝を除きたる殘餘を硬食と名づく。「軟食」とは五種の軟食卽ち飯、粥、麨、魚、肉なり。

食せんとて捉れば偷蘭遮、食咽する每に僧殘なり。

「この比丘尼も亦」とは前のものをとりて言ふなり。

「最初にて罪となる」とは……この故に亦僧殘と言ふ。

二　水と楊枝とを受くれば突吉羅なり。一方に染心ある時食せんとて受くれば突吉羅、食咽する毎に偸蘭遮なり、水と楊枝を受くれば突吉羅なり。兩人倶に染心ありて夜叉男或は餓鬼男或は黄門或は畜生の人の形をなせるものゝ手より食噉せんとて受くれば突吉羅なり、食咽する毎に偸蘭遮なり、水と楊枝を受くれば突吉羅なり。一人染心ありて食噉せんとて受くれば突吉羅、食咽する毎に突吉羅なり、水と楊枝を受くれば突吉羅なり。

三　兩人倶に染心なし、染心無しと知りて受く、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

僧殘　六

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時スンダリーナンダー比丘尼は端正美貌なりき。諸人食堂にてスンダリーナンダー比丘尼を見、染心をもちてスンダリーナンダー比丘尼に最上の食を與へたり。スンダリーナ

ンダー比丘尼は畏愼して受けざりき。次座の比丘尼は彼の尼に斯く言へり、「尊姉、汝何が故に受けざるや」。「尊姉、〔彼〕染心あるなり」。「汝も亦染心あるや」。「我は染心なし」。「尊姉、汝に染心なき限り彼の男子染心あるも或は無きも汝に何をかなさん、いざ、尊姉、かの男子の汝に與ふる所の硬食或は軟食を汝自手にて受けて食噉せよ」と。

諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼かくの如く言ふや、『尊姉、汝に染心なき限り……食噉せよ』と」…乃至…「諸比丘、實に比丘尼は斯く言ふや、『尊姉、汝に染心なき限り……食噉せよ』と」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼は是の如く言ふや、『尊姉、汝に染心なき限り……食せよ』と、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も是の如く言はゞ、『尊姉、汝にして染心無くんば、彼の男子染心有るも染心なきも汝に何をかなさん、いざ尊姉、彼の男子の汝に與ふる硬食或は軟食を自手に受けて食噉せよ』と、この比丘尼も亦最初にて罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし」と。

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「是の如く言はゞ」とは「尊姉、汝にして染心なくんば……食噉せよ」と勸むれば突吉羅なり、彼の語によりて食せんとて受くれば突吉羅なり。食咽する毎に偸

235

蘭遮なり。食事竟りて僧殘なり。

「この比丘尼も亦」とは前のものをとりて言ふなり。

「最初にて罪となる」とは……是の故に亦僧殘と言ふ。

二　水と楊枝を受けよと勸むれば突吉羅なり、彼の語によりて食噉せんとて受くれば突吉羅なり。一方に染心ある時夜叉男或は餓鬼男或は黃門或は畜生の人の形をなせるものゝ手より「受けて」硬食或は軟食を食噉せよと勸むれば突吉羅なり。彼の語によりて食噉せんとて受くれば突吉羅、食咽する毎に突吉羅、食事竟りて偸蘭遮なり。水と楊枝を受けよと勸むれば突吉羅なり、彼の語により て食噉せんとて受くれば突吉羅なり。

三　染心なしと知りて勸む、「怒れる者は受けず」と言ひて勸む、「家の親愛によりては受けず」と言ひて勸む、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第七瞋心捨三寶違諫戒

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Saṅghādisesa 7: *Sañcaritta*

僧殘七

一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時チャンダカーリー比丘尼は諸比丘尼と爭ひ瞋り喜ばずしてかく言へり、「我は佛を捨つ…乃至…戒を捨つ、何ぞ沙門釋子女のみ沙門女ならん、他にも慚悔を知り愼み有り、戒を學ぶ沙門女あり、我かの許にて梵行を修すべし」と。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊姉チャンダカーリー比丘尼は瞋り喜ばずして是の如く言ふや、『我佛を……修すべし』と」…乃至…「諸比丘、實にチャンダカーリー比丘尼は瞋り喜ばずして是の如く言ふや、『我佛を……修すべし』と」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞチャンダカーリー比丘尼は愼り喜ばずして是の
236 如く言ふや、『我佛を……修すべし』と、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も瞋り喜ばずして是の如く言はん、『我佛を捨つ…乃至…我戒を捨つ、何ぞ沙門釋子女のみ沙門女ならん、他にも慚悔を知り愼み有り戒を學ぶを欲する沙門女あり、我彼の許にて梵行を修すべし』と。この比

丘尼は諸比丘尼によりて是の如く言はるべし、『尊姉、瞋り喜ばずして是の如く言ふこと勿れ、「我佛を……修すべし」と、尊姉、歡ぶべし、法は善く說かれたり、苦を盡す爲に善く梵行を修すべし』と。この比丘尼諸比丘尼によりて是の如く言はれて尚固執すれば、この比丘尼は諸比丘尼によりてこれを捨てしむる爲に三度まで諫告せらるべし。三度まで諫告せられて若しそを捨つれば可なり、若し捨てざればこの比丘尼も亦三度にて罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「瞋り喜ばずして」とは滿足せず激動し不滿なることなり。

「是の如く言はん」とは「我佛を……修すべし」と言ふなり。

「この比丘尼」とは是の如く言ふ所の比丘尼なり。

「諸比丘尼によりて」とは「これを」見聞せる所の他の比丘尼によりて言はるべきなり、「尊姉、慎り……修すべし」と。二度言はるべし、三度言はるべし、若し捨つればこれ可なり、若し捨てざれば突吉羅なり、聞きて言はざれば突吉羅なり。こ

の比丘尼は僧中に將かれて言はるべし、「尊姉、瞋り喜ばずして是の如く言ふこと勿れ、「我佛を捨つ、我法を捨つ、我僧を捨つ、我戒を捨つ……修すべし」と、二度言はるべし、三度言はるべし、若し捨つれば之れ可なり若し捨てざれば突吉羅なり。この比丘尼は諫告さるべし、諸比丘、是の如く諫告さるべし、聰明堪能の一比丘尼僧中に唱ふべし――

大姉僧聽きたまへ、この某甲比丘尼は瞋り喜ばずして是の如く言ふ、『我佛を……修せん』と、彼この事を捨てず若し僧時可ならば僧はこの事を捨てしむる爲に某甲比丘尼を諫告せん、是白なり。

大姉僧聽きたまへ、この某甲……捨てず、僧はこの事を捨てしむる爲に某甲比丘尼を諫告す。諸大姉の中某甲比丘尼をこの事を捨てしむる爲に諫告するを忍ずる者は默したまへ、忍ぜざる者は說きたまへ。二度我この事を言ふ……乃至……三度我この事を言ふ……乃至……

僧は某甲比丘尼をこの事を捨てしむる爲に諫告し竟んぬ、諸大姉は……我了解す、と。

白によりて突吉羅なり、二羯磨語によりて偸蘭遮なり、羯磨語竟りて僧殘なり。
僧殘罪のものには白による突吉羅罪、二羯磨語による偸蘭遮罪を除く。
「この比丘尼も亦」とは前のものをとりて言ふなり。
「三度にて罪となる」とは三度諫告して罪となり、事を行ずると共に罪とならざるものなり。
「去りて懺悔すべし」とは僧伽より去るべきなり。
「僧殘」とは…乃至…この故に亦僧殘と言ふ。
二　如法羯磨に如法羯磨想にて捨てざれば僧殘なり、如法羯磨に疑想にて……如法羯磨に非法羯磨想にて捨てざれば僧殘なり。非法羯磨に如法羯磨想なるは突吉羅なり、非法羯磨に疑想なるは突吉羅なり、非法羯磨に非法羯磨想なるは突吉羅なり。
三　諫告せられざる者、捨つる者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

僧殘　八

第八發起四諍謗僧違諫戒

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Saṅghādisesa 8: *Duṭṭhadosa*

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時チャンダカーリー
比丘尼は或る諍事にて斥けられ瞋り喜ばずして是の如く言へり、「諸比丘尼は
238 愛に隨ひ瞋に隨ひ、癡に隨ひ、怖に隨ふ」と。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せ
り、「何ぞ尊姉チャンダカーリー比丘尼は或る諍事に……是の如く言ふや……
隨ふ』と」……乃至……「諸比丘、チャンダカーリー比丘尼は實に或る諍事に……是の
如く言ふや……隨ふ』。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞチ
ャンダカーリー比丘尼は或る諍事に……是の如く言ふや……隨ふ』と、諸比丘、
これ未信者をして……誦すべし――

**何れの比丘尼と雖も何等かの諍事にて斥けられ瞋り喜ばずして是の如く
言はん、『諸比丘尼は愛に隨ひ……乃至……怖に隨ふ』と。この比丘尼は諸比丘
尼によりて是の如く言はるべし、『尊姉、何等かの諍事に於て遮せられ瞋
り喜ばずして是の如く言ふこと勿れ、「諸比丘尼は愛に隨ひ……乃至……怖に
隨ふ」と、尊姉こそ愛に隨ひ又瞋に隨ひ癡に隨ひ怖に隨はんとするなり』と。
この比丘尼諸比丘尼によりて是の如く言はれて尚固執せばこの比丘尼は**

諸比丘尼によりてそを捨てしむる爲に三度まで諫告さるべし。そを捨てしむる爲に三度まで諫告されてそを捨つれば是可なり、若し捨てざれば是の比丘尼も亦三度にて罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「何等かの諍事にて」とは諍事とは四種の諍事なり、卽ち爭論諍事、非難諍事、罪過諍事、義務諍事なり。

「斥けられ」とは負けたるを言ふ。

「瞋り喜ばずして」とは滿足せず、激動し不滿なることとなり。

「是の如く言はん」とは「諸比丘尼は愛に隨ふ…乃至…怖に隨ふ」と言ふなり。

「この比丘尼は」とは是の如く言ふ所の比丘尼なり。

「諸比丘尼によりて」とは「これを」見聞せる他の諸比丘尼によりてなり。彼等によりて言はるべし、「尊姉、何等かの諍事にて……怖に隨はんとす」と。二度言はるべし、三度言はるべし…〔僧殘七、二一―三參照、「瞋り云々」を「何等かの云々」に代へ、「この苿卩

239 比丘尼は瞋り云々」を「この苿卩比丘尼は何等かの云々」に代ふ〕… 最初の犯行者は不犯なり。

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Saṅghādisesa 9: *Aññabhāgiya*

僧殘 九

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼と弟子の諸比丘尼とは相親近して住し(共に)惡行をなし、惡聲を得、惡名を放ち、比丘尼僧伽の惱亂者にして互の罪を覆藏せり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等相親近して住し……罪を覆藏するや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼等相親近して住し……覆藏するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等相親近して住し……覆藏するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

若し比丘尼等相親近して住し、惡行をなし、惡聲を得、惡名を放ち、比丘尼僧伽の惱亂者たり、互の罪を覆藏する者ならん、この比丘尼等は諸比丘尼によりて是の如く言はるべし、『諸姉は相親近して住し……覆藏する者なり、諸姉、相離るべし、諸姉の相離るゝことを僧伽は讃ずるなり』と。この比丘尼等諸比丘尼によりて是の如く言はれて尚固執せば、この比丘尼等諸比丘尼によ

りて之を捨てしむる爲に三度まで諫告せらるべし、三度まで諫告されて若しそを捨つれば是可なり、若し捨てざればこれ等の比丘尼も亦三度にて罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし」と。

二―一　「若し比丘尼等」とは受具せるものを言ふ。

「相親近して住す」とは相親近するとは隨順行に非ざる身口によりて相親近して住するなり。「惡行をなす者」とは不善なる行業を具せるなり。「惡聲を得る者」とは惡評の流布せる者なり。「惡名を放つ者」とは惡業によりて生活をなす者なり。「比丘尼僧伽の惱亂者」とは互の間に羯磨をなされる時〔これを〕遮するなり。

「互の罪を覆藏する者」とは互の罪を隱匿するなり。

「この比丘尼等」とはこの相親近せる比丘尼等なり。

「諸比丘尼によりて」とは〔これを〕見聞せる他比丘尼によりてなり。彼等によりて言はるべし、「諸姉は相親近して住し……讃ずるなり」と、二度言はるべし、三度言はるべし……〔僧殘七、二、一參照、「尊姉、瞋り云々」を「諸姉は相親近して云々」とし、「この比丘尼」を「これ等の比丘尼」とし、「この某甲比丘尼」を「この某甲某甲比丘尼等」は相親近して住す……彼等この事を捨

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Saṅghādisesa 10: *Sikkhaṃpaccācikkhaṇa*

てず……某甲某甲比丘尼等を諫告せん……某甲某甲比丘尼等を……とす」…僧殘罪を得たる者には白による突吉羅、二羯磨語による偷蘭遮を除く。

二人三人は一人にて諫告さるべし、それ以上なれば諫告さるべからず。

「これ等の比丘尼も」とは前のものをとりて言ふなり。

「三度にて罪となる」とは三度まで諫告されて罪となり、事を行ずると共に罪とならざるなり。

「去りて懺悔すべし」とは僧伽より去るなり。

「僧殘」とは……乃至……この故に亦僧殘と言ふ。

二　如法羯磨に如法羯磨想にて捨てざれば……〔僧殘七、二、一參照〕……非法羯磨に非法羯磨想なるは突吉羅なり。

三　諫告せられざる者、捨てたる者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

僧殘　一〇

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偷蘭難陀比丘尼は

僧伽によりて諫告されし比丘尼等にかく言へり、「大姉等、汝等相親近して住すべし、汝等別々に住すること勿れ、僧伽には他比丘尼にも是の如く行じ、是の如き[241]聲を得、是の如き名を放ち、比丘尼僧伽の惱亂者たり、互の罪を覆藏する者あり、彼等には僧伽は何事も言はず、僧伽は輕侮蔑視嫌惡により噂により根據も無く汝[2]等に斯く云ふなり、『諸姉は相親近して住し共に惡行をなし、惡聲を得、惡名を放ち、比丘尼僧伽の惱亂者たり、互の罪を覆藏する者なり、諸姉、相離るべし、諸姉の相離るゝことを僧伽は讃ずるなり』と」。

諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ大姉偸蘭難陀は僧伽によりて諫告されし諸比丘尼に是の如く言ふや、『大姉等、汝等相親近して住すべし…………讃ずるなり』と」……乃至……「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は僧伽によりて諫告されし比丘尼等に是の如く言ふや、『大姉等、汝等相親近して住すべし……讃ずるなり』と」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は僧伽によりて諫告されし比丘尼等に對して是の如く言ふや、『大姉等、汝等相親近して住すべし……讃ずるなり』と、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ……

誦すべし――

何れの比丘尼と雖も是の如く言はんに、『大姉等、汝等は相親近して住すべし、汝等は別々に住すること勿れ、僧伽には他比丘尼にも是の如く行じ、是の如き聲を得、是の如き名を放ち、比丘尼僧伽の惱亂者たり、互の罪を覆藏する者あり、僧伽は彼等には何事も言はず、僧伽は輕侮蔑視嫌惡により噂によりて根據もなく汝等に斯く言ふなり、「諸姉は相親近して住し共に惡行をなし、惡聲を得、惡名を放ち、比丘尼僧伽の惱亂者たり、互の罪を覆藏する者なり、諸姉、相離るべし、諸姉の相離るゝことを僧伽は讃ずるなり」と』。この比丘尼は諸比丘尼によりて是の如く言はるべきなり、『大姉、是の如く言ふこと勿れ、「大姉等、汝等は相親近して住すべし……讃ずるなり」と』。この比丘尼諸比丘尼によりて是の如く言はるゝ時尚固執すれば、この比丘尼は諸比丘尼によりてそを捨てしむる爲に三度まで諫告さるべきなり、三度まで諫告さるゝ時若しそを捨つればこれ可なり、若し捨てざればこの比丘尼も亦三度にて罪となる法を犯し僧殘なり、去りて懺悔すべし」と。

二「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「是の如く言はんに」とは「〔大姉等、汝等は〕相親近して……「僧伽は輕侮によりて汝等に〔言ふなり〕」」とは侮蔑によりてなり。「蔑視によりて」とは無視してなり。242「嫌惡によりて」とは怒によりてなり。「噂によりて」とは噂話によりてなり。「根據なく」とは贊成者なきことなり。「是の如く言ふ」とは「諸姉は相近親して……讃ずるなり」と云ふなり。「この比丘尼」とは是の如く言ふ所の比丘尼なり。

「諸比丘尼によりて」とはこれを見聞せる所の他の比丘尼等によりてなり、彼等によりて言はるべきなり、「大姉、是の如く言ふこと勿れ、『大姉、汝等相親近して住すべし……讃ずるなり』と」。二度言はるべし、三度言はるべし…〔僧殘七、二、一一三參照、「大姉、汝瞋り云々」を「大姉、汝是の如く言ふこと勿れ云々」とし、「大姉僧聽きたまへ、この某甲比丘尼は僧伽によりて諫告されし比丘尼に是の如く言ふ、『大姉等、汝等相親近して住すべし云々』とすべし」〕… 最初の犯行者は不犯なり。

諸大姉、十七僧殘法は說示され已んぬ。〔初の〕九は最初にて罪となり、〔後

の[八]は三度にして罪となる、比丘尼これ等の何れかを犯せばかの比丘尼は二部の僧伽中にて十四日の摩那埵(マーナッタ)〔別住〕を行づべし。摩那埵を竟れる比丘尼はそこに二十人衆の比丘尼僧伽有る時は彼の比丘尼は復歸を許さるべし。若し二十人衆に一人にても少なき比丘尼僧伽なれば、かの比丘尼を復歸せしめんとするも、かの比丘尼は復歸を得ず、又その諸比丘尼は呵責せらるべし。これこの時に於ける如法行なり。

是につきて我今諸大姉に問はん、「この點につきて清淨なりや」。二度我問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度我問はん、「この點につきて清淨なりや」。今諸大姉はこの點につきて清淨なり、かるが故に默然したまふなり。我これを是の如く了解す。

十七〔僧殘〕竟る

註❶比丘尼に十七僧殘あり内七は比丘戒と共通なる故に省略し十を出す。
❷底本には tumhañ ñeva saṅgho …とあるもシャム本により tumhe yeva saṅgho と讀むべし。

Nissaggiya-pācittiya 捨堕（しゃだ）

捨堕一 長衣戒

SC: Bhikkhuni-vibhanga: *Nissaggiya Pācittiya*

諸大姉、今この三十尼薩耆波逸提法は誦出さる

捨堕一[1]

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は多くの鉢を積み蓄へたり。諸人は精舍巡禮をなして[これを]見、譏嫌非難せり、「何ぞ諸比丘尼多くの鉢を積み蓄ふるや、比丘尼は鉢商をなし或は陶器店を開くや」と。諸比丘尼彼等諸人の……非難するを聞けり、彼等諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は鉢の蓄積をなすや」と……乃至……「諸比丘、實に六群比丘尼は鉢を蓄積するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ……なすや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も鉢の蓄積をなすものは尼薩耆波逸提（ニッサッギヤパーチッティヤ）なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「鉢」とは二種の鉢あり、鐵鉢、泥鉢なり。鉢の種類に三あり、大鉢中鉢小鉢なり。

大鉢とは半アールハカ量の飯と四分の一量の可食物或はそれに應ずる羹菜を
244 容るゝなり。中鉢とはナーリ量の飯と四分の一量の可食物、それに應ずる羹菜を容るゝなり。小鉢とはパッタ量の飯と四分の一量の可食物、それに應ずる羹菜を容るゝなり。それより大なるは鉢に非ず、小なるは鉢に非ず。

「蓄積をなす」とは受持せず、淨施せざる〔ものを蓄ふる〕なり。

「尼薩耆なり」とは〔一夜蓄へて〕夜明と共に尼薩耆にして僧或は別衆或は一比丘尼に捨すべきなり。「諸比丘、是の如く捨すべし。

かの比丘尼、僧伽に到りて偏袒右肩し上座諸比丘尼の足を禮し、䠒跪合掌して、是の如く云ふべし、——

『諸大姉、この鉢は我により一夜を過ぎて蓄へられたるものにして捨すべきものなり、我これを僧に捨す』と。

捨し已りて罪を自白懺悔すべし。聰明堪能なる一比丘尼によりて罪〔の懺悔〕は受けらるべし、捨鉢は還與さるべし——

『大姉僧聽きたまへ、この鉢は某甲比丘尼の捨墮鉢にして僧に捨し已れり、僧

若し時可ならば僧はこの鉢を某甲比丘尼に〔還し〕與へん』と。

〔或は又〕かの比丘尼衆多の比丘尼の許に到りて偏袒右肩し上座諸比丘尼の足を禮し蹋跪合掌して是の如く言ふべし——

『諸大姉、この鉢は我により一夜を過ぎて蓄へられたるものにして捨すべきものなり、我こを諸大姉に捨す』と。

捨し已りて罪を自白懺悔すべし。聰明堪能なる一比丘尼によりて罪の懺悔は受けらるべく、捨鉢は還與さるべし——

『諸大姉聽きたまへ、この鉢は某甲比丘尼の捨墮鉢にして諸大姉に捨し已れり、諸大姉若し時可ならば諸大姉はこの鉢を某甲比丘尼に還し與へん』と。

〔或は又〕かの比丘尼一比丘尼の許に到り、偏袒右肩し蹋跪合掌してかく言ふべし——

『大姉、この鉢は我によりて一夜を過ぎて蓄へられたるものにして捨すべきものなり、我こを大姉に捨す』と。

捨し已りて罪を自白懺悔すべし。かの比丘尼によりて罪の懺悔は受けらる

べく、捨鉢は還し與へらるべし――

『我この鉢を大姉に與ふ』と。

二　過夜に過夜想なるは捨墮なり、過夜に疑想なるは捨墮なり、過夜に不過夜想なるは捨墮なり。不說淨に說淨想なるは捨墮なり。非受持に受持想なるは捨墮なり。不遺與に遺與想なるは捨
245
墮なり。不失に失想なる、不壞に壞想なる、不燒に燒想なる、不奪に奪想なるは捨墮なり。捨墮鉢を捨せずして受用すれば突吉羅なり。

不過一夜に過想なるは突吉羅なり、不過一夜に疑想なるは突吉羅なり、不過一夜に不過想なるは不犯なり。

三　夜明以前に受持し說淨し、遣與し、失ひ壞れ、燒かれ、奪はれて［鉢を］捉る者、親厚想にて捉る者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

三　その時六群比丘尼は捨鉢を還與せず、世尊に……白せり、「諸比丘、捨鉢を還し與へざるべからず、與へざる者は突吉羅なり」と。

捨堕 二

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時衆多の比丘尼は村中の住處にて安居し竟り戒を具し威儀を具して弊衣破衣にて舍衞城に到れり。優婆塞等この諸比丘尼を見て「この諸比丘尼は戒を具し……破衣なり、この諸比丘尼は賊に遭へるならん」とて比丘尼僧伽に非時衣を施與せり。偸蘭難陀比丘尼は「我等には迦絺那(カティナ)衣式行はれたる故に時衣なり」とて受持して配分せしめたり。優婆塞等はかの諸比丘尼を見てかく言へり、「諸大姉は衣を得たるや」。「賢者、我等は衣を得ず、偸蘭難陀尼『我等には迦絺那衣式行はれ、時衣なり』とて受持して配分せしめたり」と。

優婆塞等譏嫌非難せり、「何ぞ尊姉偸蘭難陀は非時衣を時衣なりとて受持して配分せしむるや」と。諸比丘尼彼等の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊姉偸蘭難陀は……配分せしむるや」と。かくてかの諸尼はこの事を諸比丘に語れり。諸比丘は世尊にこの事を白せり、「諸
246 比丘、實に偸蘭難陀難尼は……配分せしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責し

たまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……配分せしむるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も非時衣を時衣なりとて受持し配分せしむれば尼薩耆波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「非時衣」とは迦絺那衣式の行はれざる時は十一箇月中に得たるもの、迦絺那衣式の行はれたる時は七箇月中に得たるものなり。時中に指名せられて與へられたるもの、これを非時衣と名づく。

時衣なりと受持して配分せしむれば、その作業は突吉羅にして得已りて捨墮なり、僧伽或は別衆或は一比丘尼に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし――

「諸大姉、この非時衣は我によりて時衣なりとて受持して配分せるものにして捨墮衣なり、我こを僧伽に捨す……乃至……還與せん」と。……乃至……「……〔別衆〕還與せん」。

……乃至……「……大姉に我還與す」と。

二 非時衣に非時衣想にて時衣なりとて受持し配分せしむれば捨墮なり、非時

衣に疑想にて……突吉羅なり、非時衣に時衣想にて……不犯なり。時衣に非時衣想なるは突吉羅なり、時衣に疑想なるは突吉羅なり、時衣に時衣想なるは不犯なり。

三 非時衣を非時衣想にて配分せしむ、時衣を時衣想にて配分せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

捨堕 三

247
一 その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は一比丘尼と衣を交換して用ひたり。時にかの比丘尼はその衣をたゝみて藏置せり。偸蘭難陀比丘尼はかの比丘尼にかく言へり、「妹、汝の我と交換せしかの衣は何處にありや」と。かくてかの比丘尼はその衣を持ち來りて偸蘭難陀比丘尼に示せり。偸蘭難陀比丘尼はかの比丘尼にかく言へり、「妹、汝の衣を捉れ、かの衣を我に出せ、汝のものはこれ汝に屬す、我がものはこれ我に屬す、我に衣を出せ、汝自らのものを持ち行け」とて奪へり。

かくてかの比丘尼は諸比丘尼にこの事を告げたり、諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊姉偸蘭難陀は比丘尼と衣を交換して〔後にこれを〕奪ふや」と。かくてかの諸比丘尼はこの事を諸比丘に……語れり。諸比丘世尊に……白せり、「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は……奪ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……奪ふや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も比丘尼と衣を交換して、後に彼の尼斯く言はん――『姉、汝の衣をとれ、かの衣を我に出せ、汝のものはこれ汝に屬す、我がものはこれ我に屬す、我にその衣を出せ、汝は自らのものを持ち行け』とて奪ひ若しくは奪はしむれば尼薩耆波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「比丘尼と」とは他の比丘尼と共になり。

「衣」とは六種衣の中のいづれかの一衣にして説淨すべき最下量〔以上〕のものなり。

「交換して」とは小なるものを以つて大なるものと換へ或は大なるものを以つて小なるものに換へるなり。

「奪ふ」とは自ら奪ふことにして捨堕なり。

「奪はしむ」とは他に命ずれば突吉羅なり、一度命ぜられて屢々奪へば〔一〕捨堕なり、僧伽或は別衆或は一比丘尼に捨すべし。

「諸比丘、是の如く捨すべし――『大姉、この衣は我によりて比丘尼と交換して〔後〕奪へるものにして捨堕衣なり、我こを僧に捨す』…乃至…『…〔僧は〕還與せん』…乃至…『…〔別衆は〕還與せん』…乃至…『…我還與せん』と」。

二　受具者に受具者想にて衣を交換して後奪ひ或は奪はしむれば捨堕なり受
248 具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……捨堕なり。他の資具を交換して後奪ひ或は奪はしむれば突吉羅なり。未受具者と衣或は他の資具を交換して後奪ひ或は奪はしむれば突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅なり、未受具者に疑想なるは突吉羅なり、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三　或は彼の尼與へ或は彼の尼に親交ありて捉る、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

捨堕　四

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は病患なりき。時に一優婆塞、偸蘭難陀比丘尼の許に到れり。到り已りて偸蘭難陀比丘尼にかく言へり、「尊姉、師に何物か安樂ならざる、何物を持ち來るべきや」。「賢者、我熟酥を欲す」と。かくて彼の優婆塞は或る商家より〔求めて〕一カハーパナの熟酥を持ち來り偸蘭難陀比丘尼に施與せり。偸蘭難陀比丘尼は「賢者、我熟酥を欲せず、我テーラ油を欲す」と言へり。かくて彼の優婆塞はかの商賈の許に到りてかく言へり、「賢者、尊姉は熟酥を欲するに非ずしてテーラ油を欲するなりと、汝の熟酥を受けとり我にテーラ油を與へよ」。「賢者、我等若し賣れる品を復た受取らば、何時か我等の商品を賣らん、熟酥の錢をもつて熟酥は持ち行かれしなり、テーラ油の錢を持ち來れ、「然る上」卿はテーラ油を持ち行くべし」

と。

かくて彼の優婆塞譏嫌非難せり、「何ぞ尊姉偸蘭難陀は是を乞ひて後彼を乞ふや」と。諸比丘尼かの優婆塞の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、……かくて彼の諸尼はこの事を比丘等に告げたり。諸比丘は世尊に……白せり、「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は是を乞ひて後彼を乞ふや」。
249 「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……乞ふや」諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も是を乞ひて「後又彼を乞へば尼薩耆波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「是を乞ひて」とは何等かのものを乞ひてなり。

「彼を乞ふ」とはそれ以外のあるものを乞ふなり、乞ふは突吉羅、得れば捨墮にして僧或は別衆或は一比丘尼に捨すべし。

「諸比丘、是の如く捨すべし――『大姉等、こは我によりて是を乞ひて後彼を乞ひ「得られたるものにして「捨墮物なり、我こを僧に捨せん」……乃至……還與せん」……乃

至……還與せん』……乃至……大姉に我還與す』と」。

二　是を是なりと想ひて彼を乞へば捨墮なり、是に疑想にて……是に非是想にて……捨墮なり。非是に是想にて彼を乞へば突吉羅なり、非是に疑想にて彼を乞へば突吉羅なり、非是に非是想なるは不犯なり。

三　是のものを乞ひ〔不足にて〕又それを乞ひ、又〔一組となるべき〕他のものを乞ふ〔他の方が得なりと〕利益を示して乞ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮　五

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は病患なりき。その時一優婆塞は偸蘭難陀比丘尼の許に到りてかく言へり、「尊姉、堪え得るや否や、過し得るや否や」。「賢者、我堪え得ず、過し得ず」。「尊姉、我某商家に一カハーパナ〔の錢〕を預け置くべし、そこより師の欲する所のものを持ち來らしめよ」と。偸蘭難陀比丘尼は一式叉摩那に命ぜり、「式叉摩那、汝某商家に行きて一カハーパナのテーラ油を持ち來れ」と、かくてかの式叉摩那はかの

250 商家より一カハーパナのテーラ油を持ち來りて偸蘭難陀比丘尼に與へたり。偸蘭難陀比丘尼は「式叉摩那、我テーラ油を欲せず、我は熟酥を欲す」と言へり。かくてかの式叉摩那はかの商家に到りて商人にかく言へり、「賢者、尊姉はテーラ油を欲せず、熟酥を欲するなりと、卿のテーラ油をとり、我に熟酥を與へよ」。「尊妹、我等若し賣りたる品を叉受くれば……テーラ油の錢にてテーラ油は持ち行かれたるなり、熟酥の錢を持ち來れ、〔而して〕熟酥を持ち行かれよ」と。かくてかの式叉摩那は泣きつゝ立てり。比丘尼等かの式叉摩那にかく言へり、「式叉摩那、汝何が故に泣くや」と。時にかの式叉摩那は諸比丘尼にこの事を告げたり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊姉偸蘭難陀は是を購ひて後彼を購ふや」と…乃至…「諸比丘、實に…〔捨墮四、一參照、「乞ふ」を「購ふ」とす〕…誦すべし――

何れの比丘尼と雖も是を購ひて後彼を購へば尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「是を購ひて後」とは何等かのものを購ひてなり…〔捨墮四、二參照、「乞ふ」を「購ふ」とす〕…

最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 六

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸優婆塞は比丘尼僧伽の衣の爲に隨意の寄附を集め、ある衣服商の家に資財を預け置き比丘尼等の許に到りてかく言へり、「諸尊姉、某なる衣服商の家に衣の爲の資財を預け置けり、尊姉等そこより衣を持ち來らしめて配分せられよ」と。諸比丘尼はかの資財によりて藥を購ひて受用せり。優婆塞等知りて譏嫌……乃至……「何ぞ諸比丘尼は是と指定して僧伽の爲に施與されたる資財をもつて彼を購ふや」と。諸比丘尼彼の優婆塞の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、251「何ぞ諸比丘尼は……購ふや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼等は……購ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……購ふや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も是と指定して僧伽の爲に施與されたる資財をもつて

彼を購へば尼薩耆波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さる丶比丘尼なり。

「是と指定されて施與されたる資財をもつて」とは是の爲に與へられたるものをもつてなり。

「僧伽の爲に」とは僧伽へにして別衆へに非ず、一比丘尼へに非ざるなり。

「彼を購ふ」とは爲に施與されたる所のものを除きて彼のものを購ふなり、購ふ〔動作〕は突吉羅にして得れば捨墮なり、僧伽或は別衆或は一比丘尼に捨すべし。

「諸比丘、是の如く捨すべし――『尊姉等、これ我によりて是と指定されて僧伽の爲に施與されたる資財をもつて購はれたるものにして捨墮物なり、我こを僧伽に捨す』……乃至……『……〔僧〕還與せん』……乃至……『……〔別衆〕還與せん』……乃至……『……尊姉に我還與す』と」。

二 是の爲に與へられたるものに是の爲に與へられたるものと想ひて彼を購へば捨墮なり、是の爲に與へられたるものに疑想にて……是の爲に與へられたるものに是の爲に與へられたるものに非ずと想ひて……捨墮なり。捨墮物を

得れば施與されたる所に從ひて用ふべし。是の爲に與へられたるに非ざるものに是の爲に施與されたるものと想ふは突吉羅なり、是の爲に施與されたるに非ざるものに疑想なるは突吉羅なり、是の爲に施與されたるに非ざるものに是の爲に施與されたるに非ずと想ふは不犯なり。

三 〔是を購ひて〕殘を〔他に〕用ふ、施主に問ひて用ふ、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮七

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸優婆塞は比丘尼僧伽の衣の爲に隨意の寄附を集め、一衣商の家に資財を預け置きて諸比丘尼の
252 許に到りて是の如く言へり、「諸尊姉、某なる衣商の家に衣の爲の資財を預け置けり、尊姉等そこより衣を持ち來らしめて配分されよ」と。諸比丘尼その資財を用ひ、又自らも乞ひて〔得たる衣の資財にて〕藥を購ひて受用せり。優婆塞等知りて譏嫌非難せり、「何ぞ諸比丘尼は自ら乞ひ是を指定されて僧伽の爲に與へ

られたる資財を以て彼を購ふや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼等は……購ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……購ふや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も自ら乞ひ、是を指定されて僧伽に施與されたる資財をもつて他のものを購へば尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とは…… 意味さるゝ比丘尼なり。

「是を指定されて與へられたる資財」とは……「僧の爲に」とは……「自ら乞ひ」とは自ら求めてなり。「他のものを購ふ」とは…「捨堕六、二、一—三參照、「自ら乞ひて」を挿入す」…

最初の犯行者は不犯なり。

捨堕 八

一 その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時ある衆社に依屬せる房舍住の比丘尼等粥に窮せり。時にかの衆社は諸比丘尼の粥の爲に隨意の寄附を集め、ある商家に資財を預け置き諸比丘尼の許に到りてかく言へり、「尊

姉等、某なる商家に粥の爲の資財を預け置けり、尊姉等そこより米を持ち來らしめ粥を煮て用ひられよ」と。比丘尼等はその資財をもつて藥を購ひて受用せり。時にかの衆社［これを］知りて譏嫌非難せり、「何ぞ比丘尼等は是を指定されて衆人に施與されたる資財をもつて他のものを購ふや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼等は……購ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何
253 ぞ比丘尼等は……購ふや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も是を指定されて衆人に施與されたる資財をもつて他のものを購へば尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「是を指定されて施與されし資財をもつて」とは是の爲に施與されしものをもつてなり。

「衆人に」とは別衆へにして僧伽へに非ず、一比丘尼へに非ざるなり。

「他のものを購ふ」とは…［捨墮六、二、一－三參照、「僧伽へ」を「衆人へ」とす］…最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 九

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時ある衆祉に依屬せる房舍住の比丘尼等…〔捨墮八、一参照〕…受用せよ」と。諸比丘尼はこの資財をもつて、又自らも乞ひて、藥を購ひて受用せり、その時かの衆祉これを知りて…〔捨墮八、一参照、「自ら乞ひて」を加ふ〕…誦すべし——

何れの比丘尼と雖も自ら乞ひて、是を指定されて衆人に施與されたる資財をもつて他のものを購へば尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とは…… 意味さるゝ比丘尼なり。

「是を指定されて施與されたる資財をもつて」とは……。「衆人に」とは……。「自ら乞ひて」とは自ら求めてなり。「他のものを購ふ」とは…〔捨墮六、二、一―三参照「僧伽に」を「衆人に」とす〕…最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 一〇

一 その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は多聞にして誦出者たり、說法善能なりき。多くの人々偸蘭難陀比丘尼を恭敬せり。その時偸蘭難陀比丘尼の房舍破壞せり。諸人は偸蘭難陀比丘尼に斯く言へり、「尊姉、何が故にこの汝等の房舍は破壞せるや」。「賢者、施與者なく、作者なきなり」と。かくてかの諸人は偸蘭難陀比丘尼の房舍の爲に隨意の寄附を集め偸蘭難陀比丘尼に資財を施與せり。偸蘭難陀比丘尼はこの資財をもつて、自らも亦乞ひて藥を購ひて受用せり。諸人これを知りて譏嫌非難せり、「何ぞ尊姉偸蘭難陀は是を指定されて個人に施與されたる資財をもつて他のものを購ふや」と……乃至……「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は……購ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……購ふや諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も自ら乞ひ、是を指定されて個人に施與されたる資財をもつて他のものを購へば尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「是を指定されて施與されたる資財をもつて」とは……。「個人に」とは一比丘尼へにして、僧伽へに非ず別衆へに非ざるなり。
「自ら乞ひて」とは自ら求めてなり。
「他のものを購ふ」とは…〔同前、「自ら乞ひ…個人に」とすべし〕…最初の犯行者は不犯なり。

捨堕 一一

一 その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は多聞にして誦出者たり、說法善能なりき。その時拘薩羅(コーサーラ)國の波斯匿(パセーナディ)王は寒時に高價なる毛衣を著して偸蘭難陀比丘尼の許に到れり。到り已りてかの尼に挨拶し一方に坐せり。一方に坐せる拘薩羅國波斯匿王に偸蘭難陀比丘尼は說法をなし……歡喜せしめたり。その時拘薩羅國波斯匿王は偸蘭難陀比丘尼の說法により……歡喜せしめられて偸蘭難陀比丘尼にかく言へり、「尊姉、欲する所を言へ」。「大王、王若し我に施與を欲するならば、この毛衣を與へたまへ」と。かくて拘薩羅國波斯匿王は偸蘭難陀比丘尼に毛衣を與へて座より起ちかの尼

に挨拶をなし右繞の禮をなして去れり。

諸人譏嫌非難せり、「この諸比丘尼は多欲にして足るを知らず、何が故に王に毛衣を乞ふや」と。諸比丘尼この諸人の……非難するを聞けり。諸尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊姉偷蘭難陀比丘尼は王に毛衣を乞ふや」と……乃至……諸比丘、實に偷蘭難陀比丘尼は王に毛衣を乞ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偷蘭難陀比丘尼は王に毛衣を乞ふや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

若し重衣を求むる比丘尼は最高四カンサのものを求むべし、若しそれを過ぎて求むれば尼薩耆波逸提なり」と。

二―一　「重衣」とは寒時に於ける外衣なり。

「求むる」とは乞ふなり。

256 「最高四カンサのものを求むべし」とは十六カハーパナの價値のものを求むべきなり。

「若しそれを過ぎて求むれば」とはそれ以上のものを乞ふことにして、乞ふは突

吉羅、得れば捨墮にして僧或は別衆或は一比丘尼に捨すべし。
「諸比丘、是の如く捨すべし――『諸尊姉、この重衣は我により最高四カンサ以上のものを求められたるものにして捨せらるべきなり、我今之を僧に捨せん』……乃至……『……〔別衆に〕捨せん』……乃至……『……尊姉に我捨す』と」。
二　四カンサを過ぐるに過想にて求むれば捨墮なり、四カンサを過ぐるに疑想にて……四カンサを過ぐるに以下想にて求むれば捨墮なり。四カンサ以下に過想なるは突吉羅、四カンサ以下に疑想なるは突吉羅、四カンサ以下に以下想なるは不犯なり。
三　最高四カンサのものを求む、四カンサ以下のものを求む、親戚のもの施與を申出でたるとき、他の爲に乞ふ時、自己の財による時、高價のものを求めんと欲する者が安價なるものを求めたる時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮　一二

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は

多聞にして…〔捨墮一一、一參照、「寒時」を「熱時」とし、「毛衣」を麁衣とす〕…誦すべし——

若し輕衣を求むる比丘尼は最高二カンサ半のものを求むべし、若しそれを過ぎて求むれば尼薩耆波逸提なり」と。

二一一　「輕衣」とは熱時に於ける外衣なり。

「求む」とは乞ふなり。

「最高二カンサ半のものを求むべし」とは十カハーパナの價値のものを求むべきなり。「若しそれを過ぎて…〔捨墮一一、二參照、輕衣、最高二カンサ半以上のものを、最高二カン
257
サ半のものに、二カンサ半以下のものにとすべし〕…不犯なり。

二　最高二カンサ半のものを求む、二カンサ半以下のものを求む……最初の犯行者は不犯なり。

諸尊姉、三十尼薩耆波逸提法は誦出され竟んぬ。是に於て我諸尊姉に問はん、「この點につきて清淨なりや」。二度我問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度我問はん、「この點につきて清淨なりや」。今諸尊姉は清淨な

り、かるが故に黙然したまふなり、我是の如くこれを了解す。

三十尼薩耆竟る

註⓫比丘戒捨墮二一參照。

Pācittiya 波逸提

Pācittiya 1–10 波逸提一〜一〇

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Pācittiya 1: *Lasuṇa*

諸尊姉、今この百六十六波逸提法は誦出さる

波逸提　一

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一優婆塞は比丘尼僧伽に蒜の施與を申出で居れり、「諸尊姉中蒜を欲する者には我蒜を施さん」と。畑の番人にも亦命じをけり、「若し比丘尼等來らば一人一人に二三本を束ねて與へよ」と。その時舍衞城に祭日あり。蒜は取り來るに從ひて費消されたり。比丘尼等かの優婆塞の許に到りてかく言へり、「賢者、我等蒜を欲す」。「尊姉、無し、蒜は取り來るに從ひて費消さる、汝等畑に行くべし」と。偸蘭難陀比丘尼は畑に到りて量を知らずして多くの蒜を取らしめたり、畑の番人は譏嫌非難せり、「何ぞ比丘尼等量を知らずして多くの蒜を取らしむるや」と。諸比丘尼彼の番人の譏嫌非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊姉偸蘭難陀は量を知らずして多くの蒜を取らしむるや」と…乃至…「諸比丘、實

に偸蘭難陀比丘尼は量を知らずして蒜を取らしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は量を知らずして蒜を取らしむるや、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…説法をなし給ひ諸比丘に曰へり。

259
「諸比丘、前世に於て偸蘭難陀比丘尼は一婆羅門の婦にしてナンダー、ナンダヷティー、スンダリーナンダーの三女ありき。その時比丘等、かの婆羅門死して後、一の白鳥に生れたり、彼に凡べて黄金よりなる羽ありき、彼はその子の一人一人に羽を與へたり、諸比丘、その時偸蘭難陀比丘尼はこの白鳥は我等の一人一人に羽を與ふとてかの白鳥の王をとらへて羽を皆抜きとれり、彼に再び羽を生じ白色となれり、諸比丘、その時も偸蘭難陀比丘尼は過貪によりて黄金を消失し、今世に於ても蒜を消盡すべし」と。

得たる所もて滿足すべし　實に過欲は惡なり
白鳥の王を捉へて　汝等は黄金を失ふなり

かくて佛世尊は種々の方便もて偸蘭難陀比丘尼を呵責したまひ、扶養し難く

……乃至……諸比丘、比丘尼等は是の如くこの學處を誦すべし――

「何れの比丘尼と雖も蒜を食すれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「蒜」とはマガダより來れるものなり。

「我食せん」とて捉れば突吉羅なり、食咽する毎に波逸提なり。

二 蒜に蒜想にて食すれば波逸提なり、蒜に疑想にて……蒜に非蒜想にて食すれば波逸提なり。非蒜に蒜想にて食すれば突吉羅なり、非蒜に疑想にて食するは突吉羅なり、非蒜に非蒜想にて食するは不犯なり。

三 玉葱、碎きたるもの呵梨勒果(ハリータカ)、チャパ蒜、汁への調合物、肉への調合物、油への調合物、サラダ、添味等に於て、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　二

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は隱所の毛を剃らしめてアチラヴァティー河にて倡婦と共に裸形にて淺瀨に沐浴せり、

260 倡婦等譏嫌…乃至…「何ぞ比丘尼等隱所の毛を剃らしむるや、宛も在家受欲の婦の如し」と。諸比丘尼彼の倡婦等の譏嫌……聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者譏嫌…乃至…「何ぞ六群比丘尼は隱所の毛を剃らしむるや」と…乃至…「諸比丘、實に六群比丘尼は……剃らしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ六群比丘尼は……剃らしむるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も隱所の毛を剃らしむれば波逸提なり」と。

二「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「隱所」とは大便所小便所の二なり。

「剃らしむ」とは一毛を剃らしむるとも波逸提なり、多毛を剃らしむるも波逸提なり。

病の爲、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。［欲念の爲］懊惱に堪えかねたる二比丘尼は內室に入りて［隱所を］掌にて相拍てり。諸比丘尼はその音を聞きて走り來りかの比丘尼にかく言へり、「尊姉、汝等何が故に男子と共に汚行をなすや」。「尊姉等、我等男子と共に汚行をなさず」とて諸比丘尼にこの事を語れり。諸比丘尼の中少欲なる者譏嫌…乃至…「何ぞ比丘尼等は掌にて相拍つや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼等は掌にて相拍つや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は掌にて相拍つや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

掌にて相拍つは波逸提なり」と。

261 二　「掌にて相拍つ」とは摩觸を樂受することにしてたとへ蓮葉程にても隱所を打てば波逸提なり。

病の爲、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一人の元王の宮女なりし者比丘尼に出家せるありき。〔欲念の爲〕懊惱に堪えかねたる一比丘尼彼の比丘尼の許に到りてかく言へり、「尊姉、王は汝等に時々來るのみ、汝等如何にして堪ゆるや」。「尊姉、樹膠生支をもつてなり」。「尊姉、その樹膠生支とは何なるや」と。その時かの比丘尼はその比丘尼に樹膠生支を示せり。かくてかの比丘尼は樹膠生支を受用して洗はんとし忘れて一所に投げ置けり。比丘尼等は蠅の集まれるを見てかく言へり、「こは誰の爲に作られしや」と。かの尼はかく言へり、「こは我が爲に作られたるものなり」と。諸比丘尼の中少欲なる者譏嫌…乃至…「何ぞ比丘尼等樹膠生支を受用するや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼等樹膠生支を受用するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は樹膠生支を受用するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

樹膠生支〔を受用する〕は波逸提なり」と。

二　「樹膠生支」とは樹脂製のもの〔男根〕、木製のもの、粉製のもの、粘土製のもののな

り。

「受用する」とは摩觸を樂受することにして蓮葉程にても隱所に入るれば波逸提なり。

病の爲、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五

一―一　その時佛世尊は釋迦國、迦毘羅衛城、尼拘律樹園に在しき。その時摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊の御許に到れり。到り已りて世尊を禮拜し「世尊、女人は風の下に立てば惡臭あり」と白せり。その時世尊は「諸比丘尼水にて洗淨を受くべし」と曰ひ摩訶波闍波提瞿曇彌に說法したまひ……歡喜せしめたまへり。時に瞿曇彌は世尊の說法にて……歡喜し世尊を禮して右遶して去れり。その時世尊はこの因緣によりて說法したまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、比丘尼に水にての洗淨を聽す」と。

二　その時一比丘尼世尊水にて洗淨するを聽したまへりとて過度に深く洗淨

をなし小便道中に傷をなせり。時にかの比丘尼諸比丘尼にこの事を語れり。諸比丘尼の中少欲なる者譏嫌…乃至…「何ぞ比丘尼等過度に深く洗浄をなすや」と…乃至…諸比丘、實に比丘尼等は……なすや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ……なすや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

諸比丘尼水にて隱所の洗浄をなす時は二指節を齊りて根中に入るべし、それを過ぐれば波逸提なり」と。

二―一 「水にての洗浄」とは小便道の洗浄を言ふ。「なす時」とは洗ふ時なり。「二指節を齊りて入るべし」とは二指に於て二節を齊りて入るべきなり。「それを過ぐれば」とは觸樂を受けてたとへ草葉程にても過ぐれば波逸提なり。

二　過二指節に過想にて入れるは波逸提なり、過二指節に疑想にて入れるは
263
波逸提なり、過二指節に以下想にて入れるは波逸提なり。二指節以下に過想なるは突吉羅なり、二指節以下に疑想なるは突吉羅なり、二指節以下に以下想なるは不犯なり。

三　二指節を齊りて入る、二指節以下を齊りて入る、病の爲、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時アーローハンタと名づくる大臣比丘中に出家し、彼の故の妻は比丘尼中に出家し居れり。その時かの比丘はかの比丘尼の前にて食事の作用をなせり。その時彼の比丘尼は食事をなせる彼の比丘の爲に水と扇とをもつて給仕して口説けり。時にかの比丘はかの比丘尼を拒けたり、「妹、是の如くすること勿れ、これ淨行に非ず」。「前には汝我に如是如是を作したり、而も今は是の如きすら許さず」とて水椀を頭に投げて扇をもつて打てり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼比丘を打つや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼は……打つや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼……打つや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も食事せる比丘の爲に飲物或は扇をもちて給仕すれば波逸提なり」と。

二—一 「何れの」とは……意味さる丶比丘尼なり。

「比丘の爲に」とは受具者の爲になり。

「食事せる」とは五正食中のいづれかの一を食せるなり。

「飲物」とは何等か飲むものなり。「扇」とは何等かの扇ぐものなり。

「給仕すれば」とは申手内に立てば波逸提なり。

264 二 受具者に受具者想にて飲物或は扇をもつて給仕すれば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。申手内を離れて給仕すれば突吉羅なり。硬食を食せる者の爲に給仕すれば突吉羅なり。未受具者の爲に給仕すれば突吉羅なり、未受具者に受具者想なるは突吉羅なり、未受具者に疑想なるは突吉羅なり、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三 與へ或は與へしむ、未受具者に命ず、癡狂者最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等は收獲時に生穀を乞ひて町に運べり。城門にて〔番人〕「尊姉等、配分を與へよ」とて留めて後放てり。かくてかの比丘尼等住處に歸りて諸比丘尼にこの事を語れり。諸比丘尼の中少欲なる者譏嫌…乃至…「何ぞ比丘尼等生穀を乞ふや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼等は生穀を乞ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は生穀を乞ふや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も生穀を留意し或は留意せしめ（乞ふ）、炒り或は炒らしめ、搗き或は搗かしめ、煮或は煮しめて食すれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「生穀」とは米、稻、麥、小麥、稗、豆、クドルーサカなり。

「留意す」とは自ら留意するなり。

「留意せしむ」とは他に留意せしむ（乞ふ）なり。

「炒り」とは自ら炒るなり。「炒らしむ」とは他に炒らしむるなり。「搗き」とは……
「搗かしめ」とは……「煮」とは……「煮しめて」とは他をして煮しめてなり。
265 二 「我食せん」とて捉れば突吉羅なり、食咽する毎に波逸提なり。
病の爲、煮穀を乞ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八

一　その時佛世尊は舎衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時王より職を得たる一婆羅門はその俸給をもらはんとて頭を洗浴して比丘尼住處の附近を通りて王宮に行けり。一比丘尼便器に小便をなし墻外に捨てゝかの婆羅門の頭上に落せり。その時かの婆羅門……非難せり、「この圓頂の弊女は沙門女に非ず、何ぞ便器を「我が」頭上に投ずるや、彼等の住處を燒き拂はん」とて松明を持ちて住處に入れり。住處より出でし一優婆塞はかの婆羅門の松明を持して住處に入れるを見たり。見已りてかの婆羅門にかく言へり、「友、卿何が故に松明を持ちて住處に入るや」。「友、この圓頂の弊女等は便器を我が頭上に投げたり、我彼等

の住處を燒かん」。「婆羅門、往きたまへ、これ吉瑞なり、卿は千金と俸給とを得べし」と。かくてかの婆羅門は頭を洗ひて王宮に到り千金と俸給とを得たり。

時にかの優婆塞は住處に入りて諸比丘尼にこの事を語りて非難せり。諸比丘尼の中少欲なる者譏嫌…乃至…「何ぞ比丘尼等小便を墻外に棄つるや」と…乃至…「諸比丘、實に諸比丘尼は……棄つるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……棄つるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も小便或は大便或は埃屑或は殘飯を墻外或は籬外に棄て或は棄てしむれば波逸提なり」と。

266 二―一　「何れの」とは……　意味さるゝ比丘尼なり。

「小便」とは尿を云ふ。「大便」とは糞を云ふ。「埃屑」とは塵屑を云ふ。「殘飯」とは飯片、或は骨片或は汚水なり。

「墻」とは三種の墻あり、瓦墻、石墻、木墻なり。「籬」とは三種の籬あり、瓦籬、石籬、木籬なり。「墻外」とは墻の向側なり、「籬外」とは籬の向側なり。

「棄つ」とは自ら棄つるにして波逸提なり。「棄てしむ」とは他に命ずるは突吉羅なり、一度命ぜられたる者多くを棄つれば[一]波逸提なり。

二　検視して棄つ、道に非ざる所に棄つ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　九

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一婆羅門に比丘尼住處の近くに穀田ありき。比丘尼等は小便大便及び屑、殘飯を穀田中に棄てたり。その時かの婆羅門は譏嫌非難せり、「諸比丘尼は何が故に我等の穀田を汚すや」と。諸比丘尼かの婆羅門の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なるもの譏嫌……乃至……「何ぞ比丘尼等小便……殘飯を青草上に棄つるや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼等は……棄つるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……棄つるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も小便或は大便或は屎屑或は殘飯を青草上に棄て或は

棄てしむれば波逸提なり」と。

二一一、「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「小便」とは……（波逸提八、二一一參照）……或は汗水なり。

267 「青草」とは七穀七菜にして植えられたる人の受用物なり。

「棄つ」とは自ら棄つることにて波逸提なり。

「棄てしむ」とは……（波逸提八、二一一參照）……波逸提なり。

二　青草に青草想にて棄て或は棄てしむれば波逸提なり、青草に疑想にて……青草に非青草想にて……波逸提なり。非青草に青草想なるは突吉羅なり、非青草に疑想なるは突吉羅、非青草に非青草想なるは不犯なり。

三　検視して棄つ、田の畔に棄つ、所有主に問ひ許を得て棄つ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　一〇

一　その時佛世尊は王舍城、迦蘭陀竹林園に在しき。その時王舍城にて山上祭(ギラッガサマッヂャ)

あり。六群比丘尼は山上祭を見んとて往けり。諸人譏嫌非難せり、「何ぞ比丘尼等舞踊、歌謠、音樂を見る爲に往くや、宛かも在家受欲者の如し」と。諸比丘尼彼の諸人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なるもの……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は舞踊……往くや」と…乃至…「諸比丘、實に六群比丘尼は舞踊……往くや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ六群比丘尼は舞踊……往くや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も舞踊或は歌謠或は音樂を觀聽すべく往けば波逸提なり」と。

二—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「舞踊」とは何等かの舞踊なり。「歌謠」とは何等かの歌なり。「音樂」とは何等かの音樂なり。

觀聽すべく往けば突吉羅なり、そこに立ちて觀或は聽けば波逸提なり。觀聽處を離れて後復々往きて觀或は聽けば〔各々〕波逸提なり。一つ一つを見んとて往けば〔それぞれ〕突吉羅なり、そこに立ちて觀或は聽けば波逸提なり。觀聽處を

Pācittiya 11–20 波逸提一一～二〇

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Pācittiya 11: *Rattandhakāra*

離れて後復々往きて觀或は聽けば波逸提なり。

二　僧園中にありて觀或は聽く、比丘尼の立てる場處或は坐せる場處或は臥せる場處に來りて舞踊し或は歌ひ或は音樂する、向ひ合へる道を往きて觀或は聽く、用事ありて往き觀或は聽く、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第一蒜品〔竟る〕

波逸提　一一

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時バッダーカピラーニーの弟子比丘尼の親戚なる男子或る用事にて村より舍衞城に到れり。その時かの比丘尼はかの男子と共に闇夜中にて燈火無く互に獨りにて立ち又語れり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼闇夜中に燈火なく男子と共に互に獨りにて立ち又語るや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼は……立ち又語るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼は……立ち又語るや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

269

何れの比丘尼と雖も闇夜中に燈火無く男子と共に互に獨りにて或は立ち或は語れば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「闇夜中に」とは日の沒せる時なり。「燈火無く」とは見えざる所にてなり。

「男子」とは人男にして夜叉男、餓鬼男、畜生男に非ず、人男の立ち語ることを得る智ある者なり。

「共に」とは一所になり。

「互に獨りにて」とは男子も比丘尼も一人なるなり。

「或は立つ」とは男子の申手内に立てば波逸提なり。「或は語る」とは男子の申手内に立ちて語れば波逸提なり。申手内を離れて立ち或は語れば突吉羅なり。夜叉男或は餓鬼男或は黄門或は畜生の人體を有せるものと共に立ち、或は語れば突吉羅なり。

二 何人か「淨不淨を知る」智ある第二者のある時、獨りに非ずと思ひ、餘事を考へ「放心して」立ち或は語る、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　一二

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時バッダーカピラーニーの弟子比丘尼の親戚なる男子或る用事にて村より舍衞城に來れり。その時かの比丘尼は「世尊闇夜にて燈火無く男子と共に互に獨りにて立ち語るを禁じたまへり」とてかの男子と共に屏覆處にて互に獨りにて立ち又語れり。諸比丘尼の中少欲なる者…〔波逸提一一、一、「闇夜にて燈火無く」を「屏覆處にて」とす〕…誦すべし――

何れの比丘尼と雖も屏覆處にて男子と共に互に獨りにて立ち或は語れば波逸提なり」と。

二　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「屏覆處」とは或は壁、或は戶、或は敷物、或は圍幕、或は木、或は柱、或は袋物等何物かにて覆はるゝを言ふ。

「男子」とは人男にして…〔波逸提一一、二參照〕…最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　一三

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時バッダーカピラーニーの弟子比丘尼の親戚なる男子或る用事にて村より舍衛城に來れり。その時かの比丘尼は「世尊屛覆處にて男子と共に互に獨りにて立ち語るを禁じたまへり」とてかの男子と共に露處にて互に獨りにて立ち又語れり。諸比丘尼の中…〔波逸提一一、一「闇夜中に燈火無く」を「露地にて」とす〕…誦すべし――

何れの比丘尼と雖も露地にて男子と共に互に獨りにて或は立ち或は語れば波逸提なり」と。

二　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「露地」とは屛覆處に非ずして壁……袋等何物にても覆はれざるなり。

「男子」とは人男にして…〔波逸提一一、二參照〕…最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　一四

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は

車道にても小路にても街衢にても男子と共に互に獨りにて立ち、又語り、又耳語を求め、又伴友比丘尼を去らしめたり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり「何ぞ尊姉偸蘭難陀は車道にて又……立ち、又語り、又耳語を求め、又伴友比丘尼を去らしむるや」と…乃至…「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は車道にても……去らしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は車道にても……去らしむるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

271

何れの比丘尼と雖も或は車道にて或は小路にて或は街衢にて男子と共に互に獨りにて或は立ち或は語らんとし或は耳語せんことを求め或は伴友比丘尼を去らしむれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「車道」とは車の道なり。「小路」とはそれにより出入する所のものなり。「街衢」とは十字路なり。

「男子」とは人男にして夜叉男、餓鬼男、畜生男にあらず、人男の智ありて立ち語るをなし得る者なり。

「共に」とは一所になり。
「互に獨りにて」とは男子も一人、比丘尼も一人なるなり。「或は立ち」とは……波逸提なり。「或は語らんとし」とは……波逸提なり。「耳語を求め」とは男子の耳もとに語れば波逸提なり。「或は伴友比丘尼を去らしむれば」とは非法行をなさんと欲して伴友比丘尼を去らしむれば突吉羅なり、見處或は聞處を去る時突吉羅なり、去り已りて波逸提なり。申手内を離れて立ち或は語れば突吉羅なり。夜叉男或は餓鬼男或は黄門或は畜生の人體を有せるものと共に立ち或は語れば突吉羅なり。
二 何人か智ある第二者のある時、獨りに非ずと思ひ、放心して立ち或は語る、非法を行ぜんと欲するに非ずして理由ありて伴友比丘尼を去らしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 一五

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘尼は一俗家

の檀越比丘尼にして常施食を受けたり。その時かの比丘尼晨朝下衣を著し上衣と鉢とを持してかの家に到れり。到り已りて座牀につきて主に語らずして去れり。かの家の婢家内を淸掃しかの座牀を甌中に入れ置けり。諸人はかの座牀を見ざる故に〔彼の尼盜めるものと思ひ〕かの比丘尼に斯く言へり、「尊姉、かの座牀はいづこなりや」。「賢者、我かの座牀を見ず」。「尊姉、かの座牀を返したまへ」とて責めて常施食を斷ちたり。かくてかの諸人家中を索めてその座牀を甌中に見出しかの比丘尼にあやまりて〔復〕常施食をなせり。

かくてかの比丘尼諸比丘尼にこの事を語れり、諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼食前に俗家に到り座牀に坐して主に語らずして去るや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼は……去るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼は……去るや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も食前に俗家に到りて座牀に坐して主に語らずして去れば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。
「食前に」とは日没より〔翌日の〕日中に至るまでなり。
「俗家」とは四種の家あり、刹帝利家、婆羅門家、吠舍家、首陀羅家なり。
「到りて」とはそこに行きてなり。
「座牀」とは坐する爲の場所を言ふ。
「坐して」とはそこに坐してなり。
「主に語らずして去れば」とは何人か其の家の智ある人に語らずして軒を過ぐれば波逸提なり。露地に於ては其の境界を過ぐれば波逸提なり。
二 不語に不語想にて去れば波逸提なり、不語に疑想にて……不語に語想にて……波逸提なり。坐處に非ざるは突吉羅なり。語に不語想なるは突吉羅なり、語に疑想なるは突吉羅なり、語に語想なるは不犯なり。
三 語りて行く、〔とりつけにて〕不動なる座の時、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

273

波逸提　一六

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偷蘭難陀比丘尼は食後に俗家に到り、主に語らずして牀座に坐し又臥せり。諸人偷蘭難陀比丘尼を遠慮して坐せず又臥せざりき。諸人譏嫌非難せり、「何ぞ尊姉偷蘭難陀は食後に俗家に到りて主に語らずして牀座に坐し又臥するや」と。諸比丘尼かの諸人の……非難せるを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊姉偷蘭難陀は……又臥するや」と……乃至……「諸比丘、實に偷蘭難陀比丘尼は……又臥するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偷蘭難陀比丘尼は……又臥するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も食後に俗家に到りて主に語らずして牀座に坐し或は臥すれば波逸提なり」と。

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「食後に」とは日中を過ぎて後日沒に至るまでなり。

「俗家」とは……「到り」とはそこに行きてなり。

「主に語らず」とはその家の人にて〔床を與ふる主なる彼に語らざるなり。
「牀座」とは……言ふ。
「坐す」とはそこに坐すれば波逸提なり。「臥すれば」とはそこに臥すれば波逸提なり。

二　不語に不語想にて牀座に坐し或は臥すれば波逸提なり、不語に疑想にて……〔波逸提一五、二參照〕……不犯なり。

274 三　語りて牀座に坐し或は臥す、〔比丘尼の爲の〕常設の座の時、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　一七

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時衆多の比丘尼は舍衞城に到らんとして夜拘薩羅國にて一村落に著し、一婆羅門家に到りて〔坐臥する〕許を乞へり。時にかの婆羅門の婦比丘尼等にかく言へり、「尊姉等、婆羅門の歸るまで待ち給へ」と。比丘尼等は「婆羅門の歸るまで〔坐臥せん〕」とて臥床を

敷きて一部のものは坐し一部のものは臥せり。時にかの婆羅門夜中に歸りてかの婦にかく言へり、「こは何人なりや」。「夫、比丘尼等なり」。「この圓頂の弊惡女を追ひ出せ」とて家より追ひ出せり。

かくてかの比丘尼等舍衞城に到りて諸比丘尼にこの事を語れり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等非時に俗家に到りて主に語らずして臥床を敷きて坐し又臥するや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼等は……又臥するや」。「實なり、世尊」、佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……臥するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も非時に俗家に到り主に語らずして臥床を敷き或は敷かしめて坐し或は臥すれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「非時」とは日沒より日出に到るまでなり。

「俗家」とは……「到りて」とは……「主に語らずして」とは……〔波逸提一六、二―二參照〕……「臥床」とはたとへ葉を敷きたるものもこれなり。「敷き」とは自ら敷くなり。「敷かし

275 めて」とは他に敷かしむるなり。「坐す」とは……「臥す」とは……。

二　不語に不語想にて臥床を敷き或は敷かしめて坐し或は臥すれば波逸提なり。不語に疑想にて……不語に不語想にて……波逸提なり。語に不語想なるは突吉羅、語に疑想なるは突吉羅、語に語想なるは不犯なり。

三　語りて臥床を敷き或は敷かしめて坐し或は臥す、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　一八

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時バッダーカピラーニーの弟子比丘尼はバッダーカピラーニーに隨侍せり。バッダーカピラーニーは諸比丘尼にかく言へり、「友等、この比丘尼は我に隨侍す、我これに衣を與へん」と。その時かの比丘尼は「この語を」よく受けず誤り解して彼の尼を嫌恨せり、「友等、我は尊姉に隨侍せず、尊姉は我に衣を與へず」と。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼語をよく受けず誤り解して他を嫌恨するや」

と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼は……嫌恨するや」と、「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼は……嫌恨するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も語をよく受けず誤り解して他を嫌恨すれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「よく受けず」とは間違ひて受取るなり。「誤り解す」とは間違ひて解するなり。

「他を」とは受具者を嫌恨すれば波逸提なり。[2]

276

二 受具者に受具者想にて嫌恨すれば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。未受具者を嫌恨すれば突吉羅なり、未受具者に受具者想なるは突吉羅なり、未受具者に疑想なるは突吉羅なり、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三 癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 一九

一 その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等は己れの財物見えざる故にチャンダカーリー比丘尼に向ひてかく言へり、「尊姉、汝我等の財物を見ざるや」と。チャンダカーリーは嫌恨し非難せり、「我は盜賊なるべし、我は無慚者なるべし、己が財物を見ざるかの諸姉は我に是の如く言へり、『尊姉、……見ざるや』と、諸姉、我若し汝等の財物を取れば我は沙門女に非ざれ我は梵行より去れ、我は地獄に生ぜよ、若し又無實をもつて我を是の如く言ふ者は彼女も亦沙門女たらざれ梵行より去れ、地獄に生ずべし」と。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊姉チャンダカーリーは己れを又他人を地獄をもつて、又梵行をもつて呪詛するや」と…乃至…「諸比丘、實にチャンダカーリー比丘尼は……呪詛するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞチャンダカーリー比丘尼は……呪詛するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も自己或は他人を地獄をもつて或は梵行をもつて呪詛

すれば波逸なり」と。

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「自己を」とは彼自身にてなり。

「他人を」とは受具者をなり。

地獄をもつて或は梵行をもつて呪詛すれば波逸提なり。

277 二　受具者に受具者想にて地獄をもつて或は梵行をもつて呪詛すれば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。畜生界をもつて或は餓鬼をもつて或は人間の不幸をもつて呪詛すれば突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅なり、未受具者に疑想なるは突吉羅なり、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三　義の爲になす者、法の爲になすもの、教誡の爲になすもの、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　二〇

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時チャンダカーリー比丘尼は比丘尼と諍論し已れを打ちたゝきて泣けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊姉チャンダカーリーは已れを打ちたゝきて泣くや」と……乃至……「諸比丘、實にチャンダカーリー比丘尼は……泣くや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞチャンダカーリー比丘尼は……泣くや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も已れを打ちたゝきて泣けば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「已れを」とは彼れ自身をなり。

打ちたゝきて泣けば波逸提なり、打ちて泣かざれば突吉羅なり、泣きて打たざれば突吉羅なり。

二　親戚の不幸、或は財產の不幸、或は病氣の不幸に遭遇して泣き打たず、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第二闇夜品

Pācittiya 21–30 波逸提二一～三〇

Figure 2: SC: Bhikkhuni-vibhanga, Pācittiya 21: *Nagga*

波逸提 二一

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時衆多の比丘尼アチラヴティー河にて倡婦と共に裸形にて一淺處に沐浴せり。倡婦等かの比丘尼等を揶揄せり、「尊姉等、年若き汝等梵行を修して何かせん、愛欲こそ受用さるべきなり、汝等年老いたる時その時梵行を修すべし、斯くすれば兩方のもの汝等に得らるべし」と。比丘尼等は倡婦に揶揄されて心喜ばざりき。かくてかの比丘尼等住處に至りて諸比丘尼にこの事を語れり。諸比丘尼は諸比丘に……語れり。諸比丘は世尊に……白せり。その時世尊はこの因緣によりて法話をなし諸比丘に曰へり、「然らば比丘等、我十利の爲に諸比丘尼の爲に學處を制せん、僧を攝する爲に…乃至…律を愛重する爲に比丘等、諸比丘尼は當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘尼と雖も裸形にて沐浴すれば波逸提なり」と。

二—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「裸形にて沐浴す」とは衣或は外衣無くして沐浴するなり、沐浴するは突吉羅、沐浴を竟りて波逸提なり。

二　衣を奪はれたる者或は衣を失へる者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　二二 ❸

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時世尊諸比丘尼の爲
279 に水浴衣を聽したまへり。六群比丘尼は世尊は水浴衣を聽したまへりとて量をはからざる水浴衣を用ひ前後より引きづりて經行せり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は量をはからざる水浴衣を用ふるや」と……乃至……「諸比丘、實に六群比丘尼は……用ふるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ六群比丘尼は……用ふるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

若し比丘尼水浴衣を作る時は量に從ひて作るべし。これその量なり、卽ち長さ佛手尺による四手尺、幅二手尺なり、これを超ゆれば波逸提にして切斷

せらるべきなり」と。

二―一　「水浴衣」とは沐浴するに著するものなり。「作る時は」とは自ら作り或は作らしむる時なり。量に從ひて作るべし、これその……幅二手尺なり、それを超えて作り或は作らしむれば、作ることは突吉羅、〔作り已りて〕得たる者は切斷して波逸提なるを自白懺悔すべし。

自己による未成品を自ら完成せしむれば波逸提なり。自己による未成品を他人に完成せしむれば……他人による未成品を他人により完成せしむれば波逸提なり。他人の爲に作り或は作らしむれば突吉羅なり、他人により作られたるものを得て受用するは突吉羅なり。

二　量に從ひて作る、量已下に作る、他人により作られ量を過ぎたるものを得切斷して用ふ、天蓋、或は地に敷くもの或は幕或は長枕或は枕を作る、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 二三

一 その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘尼に高價なる衣材のありし時「それにて」衣の作り方縫ひ方惡しかりき。偸蘭難陀比丘尼は
280 かの比丘尼にかく言へり、「尊姉、この汝の好衣材の衣は作り方縫ひ方惡し」。「我解かん、尊姉縫ひたまへ」。「然り、尊姉、我縫ふべし」と。かくてかの比丘尼はかの衣を解きて偸蘭難陀比丘尼に與へたり。偸蘭難陀比丘尼は「縫ふべし、縫ふべし」と言ひて縫はず、縫はるゝ爲の努力もなさゞりき。かくてかの比丘尼諸比丘尼にこの事を語れり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ尊姉偸蘭難陀比丘尼は衣を解かしめて縫はず、又縫はるゝ爲の努力をなさゞるや」と…乃至…「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は比丘尼の衣を解かしめて縫はず、又縫はるる爲の努力をなさゞるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……努力をなさゞるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も比丘尼の衣を解き或は解かしめて彼の尼後に障難な

きに縫はず或は縫はるゝ爲の努力をなさゞれば四五日を除き波逸提なり」と。

二一 一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。「比丘尼の」とは他の比丘尼のなり。「解きて」とは自ら解きてなり。「解かしめて」とは他人をして解かしめてなり。「彼の尼後に障難無きに」とは障難あらざるになり。「縫はず」とは自ら縫はざるなり。「縫はるゝ爲の努力をなさず」とは他人に命ぜざるなり。「四五日を除き」とは四五日を除外してなり。「我縫はざるべし、縫はるゝ爲の努力をなさゞるべし」と責務を果さゞる所に波逸提なり。

二 受具者に受具者想にて衣を解き或は解かしめて彼の尼後に障難あらざるに縫はず又縫はるゝ爲の努力をなさゞれば四五日を除き波逸提なり。受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。他の資具を解き或

281 は……四五日を除き突吉羅なり。未受具者の衣或は他の資具を解き或は……四五日を除き突吉羅なり、未受具者に受具者想なるは突吉羅なり、未受具者に疑想なるは突吉羅なり、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三　障難あり求むるも作られたるを得ざる時、四五日を過ぎず、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提。二四

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等比丘尼の手に衣を托し内外衣のみを著して諸國遊行に出でたり。かの衣永らく置かれて衣角汚損せり、比丘尼等はかの衣を曬せり。諸比丘かの比丘尼等にかく言へり、「友、これ等の汚損せる衣は何人のものなりや」と。時にかの比丘尼等諸比丘尼にこの事を語れり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等比丘尼の手に衣を托して内外衣のみを著し諸國遊行に出づるや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼等は……出づるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、

「諸比丘、何ぞ比丘尼等……出づるや諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も僧伽梨を著せずして五日を過ぐれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「僧伽梨を著せずして五日を過ぐれば」とは第五日を五衣を披著せず日に曬さざることにして第五日を越ゆれば波逸提なり。

二　過五日に過想なるは波逸提なり、過五日に疑想なるは波逸提なり、過五日に不過想なるは波逸提なり。不過五日に過想なるは突吉羅、不過五日に疑想なるは突吉羅なり、不過五日に不過想なるは不犯なり。

三　第五日に五衣を披著し或は日に曬す、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

282

波逸提　二五

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘尼乞食を行じて濕りたる衣を擴げ置きて精舍に入れり。一比丘尼かの衣を著して村に乞

食の爲に入れり。彼の尼は出で來りて諸比丘尼に問へり、「友、我が衣を見ざるや」と。比丘尼等かの比丘尼にこの事を語れり。その時かの比丘尼譏嫌非難せり、「何ぞ比丘尼は我が衣を[我に]問はずして著るや」と。かくて比丘尼は諸比丘尼にこの事を語れり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼は比丘尼の衣を問はずして著するや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼は……著するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼は……著するや諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も他に屬する衣を著すれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「他に屬する衣」とは受具者の五衣の中の何れかの一衣にして彼の尼に與へられず或は主に問はずして披著すれば波逸提なり。

二 受具者に受具者想にて他に屬する衣を著すれば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。未受具者なる他に屬する

283 衣を著すれば突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅なり、未受具者に

疑想なるは突吉羅、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。
三　或は彼の尼與へ或は彼の尼に問ひて披著す、衣を奪はれたる者、衣を失へる者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　二六

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼の檀越家は偸蘭難陀比丘尼にかく言へり、「尊姉、我比丘尼僧伽に衣を施與せん」と。偸蘭難陀比丘尼は「汝等は多事多用なり」とて留難をなせり。その時かの家の家屋燒かれたり。彼等は譏嫌非難せり、「何ぞ尊姉偸蘭難陀は我等の功德施を留難するや、我等は財物にも功德にも共に無緣となれり」と。諸比丘尼彼の諸人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀は衆僧の衣を得るを防難するや」と…乃至…「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は衆僧の衣を得るを妨難するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……するや、諸比丘、これ未信者をして……誦す

べし――

何れの比丘尼と雖も衆僧の衣を得るに妨難をなせば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「衆僧」とは比丘尼僧伽を言ふ。

「衣」とは六種衣中何れかの一衣にして説淨すべき最下量(以上)なり。

「妨難をなす」とは「何ぞこの衣を與ふるや」とて妨難をなすことにして波逸提なり。他の資具に妨難をなせば突吉羅なり。衆多の比丘尼或は一比丘尼或は未受具者に對する衣或は他の資具に妨難をなせば突吉羅なり。

二 利益を説きてとどむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 二七

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼僧伽は非時衣を得たりき。時に比丘尼僧伽はかの衣を配分せんとて集合せり。その時偸蘭難陀比丘尼の弟子比丘尼は出行し居れり。偸蘭難陀比丘尼はかの諸比丘尼

に斯く言へり、「友、比丘尼等出行す、未だ衣は配分さるべからず」とて衣の配分を遮せり、諸比丘尼は「未だ衣は配分さるべからず」とて去れり。偸蘭難陀比丘尼は弟子比丘尼の歸れる時かの衣を配分せしめたり。諸比丘尼の中少欲なる者は……非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀は如法なる衣の配分を遮するや」と……乃至……「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は……遮するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は如法なる衣の配分を遮すや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も如法なる衣の配分を遮すれば波逸提なり」と。

285

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「如法なる衣の配分」とは和合比丘尼僧伽集合して配分するなり。

「遮す」とは「何ぞこの衣を配分するや」とて遮すれば波逸提なり。

二　如法に如法想にて遮すれば波逸提なり、如法に疑想にて……突吉羅なり、如法に非法想にて……不犯なり。非法に如法想なるは突吉羅、非法に疑想なるは突吉羅、非法に非法想なるは不犯なり。

三　利益を説きてとゞむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　二八

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は舞踊者、俳優、曲藝師、萬歳師、銅鑼打等に沙門の衣を與へ、「衆中にて我が爲に讚歎せよ」と言へり。舞踊者も俳優も曲藝師、萬歳師、銅鑼打も衆中にて偸蘭難陀比丘尼の爲德を讚ぜり、「偸蘭難陀比丘尼は多聞にして讀誦者たり、說法善巧なり、汝等尊姉に施與し尊姉の爲になせ」と。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀は在家者に沙門の衣を與ふるや」と……乃至……「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は……與ふるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……與ふるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も在家者或は遍行外道男或は遍行外道女に沙門の衣を與ふれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「在家者」とは何人にても俗家に住する者なり。

「遍行外道男」とは比丘及び沙彌を除き何等かの遊行者となれる者なり。「遍行外道女」とは比丘尼及び式叉摩那及び沙彌尼を除き何等かの女人遊行者となれるものなり。

二　「沙門の衣」とは清淨になされたるものを言ふ。與ふれば波逸提なり。

父母に與ふ、暫時貸與す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

286

波逸提　二九

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼の檀越家偸蘭難陀比丘尼にかく言へり、「尊姉、我等若し能ふれば比丘尼僧伽に衣を施與せん」と。その時雨安居を竟れる比丘尼等衣を配分せんとて集合せり。偸蘭難陀比丘尼はかの諸比丘尼に斯く言へり、「友、待ちたまへ、比丘尼僧伽に衣〔を得る〕の望あり」と。諸比丘尼は偸蘭難陀比丘尼にかく言へり、「友、汝行きて〔その〕衣を處置すべし」と。偸蘭難陀比丘尼はかの家に到れり。到り已りてか

の諸人にかく言へり、「賢者、比丘尼僧伽に衣を與へられよ」。「尊姉、我等比丘尼僧伽に衣を施與すること能はず」と。

偷蘭難陀比丘尼は諸比丘尼にこの事を告げり、諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偷蘭難陀は薄弱なる衣の望によりて衣時を過ごすや」と…乃至…「諸比丘、實に偷蘭難陀比丘尼は……過ごすや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偷蘭難陀比丘尼は……過ごすや諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も薄弱なる衣の望みにて衣時を過せば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「薄弱なる衣の望」とは「若し我等能ふれば施與せん、作らん」との語が發せらるゝなり。

287 「衣時」とは迦絺那衣式の行はれざる時は雨期の最後の一ケ月、迦絺那衣式の行はれたる時は五ケ月なり。「衣時を過ごせば」とは迦絺那衣式の行はれざる時は雨期の最後の日を過ごせば波逸提なり、迦絺那衣式の行はれたる時は迦絺那衣

を捨する日を過ぐれば波逸提なり。

二　薄弱衣に薄弱衣想にて衣時を過ごせば波逸提なり、薄弱衣に疑想にて……突吉羅なり、薄弱衣に非薄弱衣想にて……不犯なり。非薄弱衣に薄弱衣想なるは突吉羅、非薄弱衣に疑想なるは突吉羅、非薄弱衣に非薄弱衣想なるは不犯なり。

三　利益を說きてとゞむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三〇

一―一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一優婆塞僧伽を指定して精舍を作らしめたりき。彼はかの精舍の落成式に兩部の僧伽に非時衣を與へんと欲せり。その時兩部の僧伽に迦絺那衣授與されたり。かくてかの優婆塞は僧伽に到りて迦絺那衣の捨を乞へり。世尊に……白せり。その時世尊はこの因緣によりて說法したまひて諸比丘に曰へり、諸比丘、迦絺那衣を捨することを聽す、諸比丘、是の如く迦絺那衣を捨すべし――

聰明堪能なる一比丘僧中に唱言すべし――

大德僧聽きたまへ、若し僧に時機可ならば僧は迦絺那衣を捨せん、これ白なり。

大德僧聽きたまへ、僧は迦絺那衣を捨す、諸大德中迦絺那衣の捨を忍ずるものは默然したまへ、若し忍ぜざる者は說きたまへ。

僧は迦絺那衣を捨し已れり、諸大德は……我了解す、と。

二 時にかの優婆塞は比丘尼僧伽に到りて迦絺那衣の捨を乞へり。偸蘭難陀比丘尼は「我等は衣を得ざるべし」とて迦絺那衣の捨を遮せり。かくてかの優婆
288 塞は……非難せり、「何ぞ比丘尼等は我等に迦絺那衣の捨を與へざるや」と。諸比丘尼かの優婆塞の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀は如法なる捨迦絺那衣を遮するや」と…乃至…「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は……遮するや」。「實なり、世尊」。……〔波逸提二七、一參照〕……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も如法なる迦絺那衣の捨離を遮すれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Pācittiya 31: *Ekamañcatuvaṭṭana*

「如法なる迦絺那衣の捨離」とは和合比丘尼僧伽集合して捨するなり。「遮す」とは「何ぞこの迦絺那衣を捨するや」とて遮すれば波逸提なり。

二　如法に如法想にて遮すれば……〔波逸提二七二參照〕……最初の犯行者は不犯なり。

第三裸形品

波逸提　三一

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等二人にて一臥床を共にせり。諸人精舍巡拜をなしてこれを見……非難せり、「何ぞ比丘尼等二人にて一臥床を共にするや、宛も在家受欲者の如し」と。諸比丘尼かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等二人にて一臥床を共にするや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼等……共にするや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等……共にするや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も二人にて一臥床を共にすれば波逸提なり」と。

289

二―一　「何れの」とはいかなる者をも…乃至…。「比丘尼」とは受具者を言ふ。「二人にて一臥床を共にす」とは一人の臥する所に他のもの臥すれば波逸提なり。兩者臥すれば波逸提なり。起ちて復々臥すれば〔各〕波逸提なり。

二　一人臥する所に他のもの坐す、或は兩人坐す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三二

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時、比丘尼等二人にて一の褥被を共にせり、諸人精舍巡拜をなして…〔波逸提三一、一、二「臥床」を「一の褥被」とす〕…誦すべし―

何れの比丘尼と雖も二人にて一褥被を共にすれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とはいかなる者をも…乃至…。「比丘尼」とは受具者を言ふ。「二人にて一の褥被を共にす」とはそれを敷きそれをかければ波逸提なり。

二　一褥被に一褥被想にて共にすれば波逸提なり、一褥被に疑想にて……一褥

被に多褥被想にて……波逸提なり。一褥に多被想なるは突吉羅なり、多褥に一褥被想なるは突吉羅なり、多褥被に一褥被想なるは突吉羅なり、多褥被に疑想なるは突吉羅なり、多褥被に多褥被想なるは不犯なり。

三　〔間に袈裟等を置き〕分界を示して臥す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三三

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は多聞にして誦出者たり、說法すること善能なりき。バッダーカピラーニーも亦多聞にして……善能、甚だしく尊敬されたりき。諸人は「尊姉バッダーカピラーニーは多聞にして誦出者たり、說法善能にして甚だ尊敬さる」とてバッダーカピラーニーを初に禮拜して後に偸蘭難陀を禮拜せり。偸蘭難陀比丘尼は性嫉妬深くして、「これ等の比丘尼は命ずる所多く、乞ふ所多くして住するに小欲知足にして隱遁を好み衆に交らずとは言はる」と言ひてバッダーカピラーニーの前に行步し又立ち或は坐し或は臥し、誦經し又誦經せしめ又問義をなせり。諸比

丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀は友バッターカピラーニーに對し故意に惑惱をなすや」と、…乃至…「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼はバッダーカピラーニーに對し故意に惑惱をなすや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……なすや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も比丘尼に對し故意に惑惱をなせば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「比丘尼に對して」とは他比丘尼に對してなり。

「故意に」とは知り認め目的を持し留意してなすなり。

「惑惱をなす」とはこれによりて彼に惑惱あるべしとて問はずして前に行歩し或は立ち或は坐し或は臥し或は誦經し或は誦經せしめ或は問義をなせば波逸提なり。

二 受具者に受具者想にて故意に惑惱をなせば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて故意に惑惱をなせば波逸提なり。未受具者に故

意に惑惱をなせば突吉羅なり、未受具者に受具者想なるは突吉羅なり、未受具者に疑想なるは突吉羅なり、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三　惑惱をなす意なくして前に行步し或は……問義をなす、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三四

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は病患の同活比丘尼を看病せず又看病の爲の奔走をなさゞりき。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀は病患の同活比丘尼を看病せず又看病の爲の奔走をなさゞるや」と……乃至……「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は……なさゞるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……なさゞるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も病患の同活比丘尼を看病せず、又看病の爲の奔走をなさゞれば波逸提なり」と。

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。
「病患の」とは病者を云ふ。
「同活」とは同住者を云ふ。
「看病せず」とは自ら看病せざるなり。「看病の爲の奔走をなさず」とは他に命ぜざるなり。
「我は看病せず、我は看病の爲の奔走をせず」と責務を怠れば波逸提なり。阿闍梨弟子或は未受具者を看病せず、又看病の爲の奔走をなさゞれば突吉羅なり。
292 二　障難ある時、求めて得ず、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三五

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時バッダーカピラーニーは沙祇(サーケータ)にて安居に入り居れり。彼の尼ある用事にて偸蘭難陀比丘尼の許に使を送れり、「若し尊姉偸蘭難陀、我に住房を與ふれば、我舍衛城に到らん」と。偸蘭難陀比丘尼は是の如く言へり、「來れ、我與へん」と。かくてバッダーカピラ

ーニーは沙祇より舍衛城に到れり。偷蘭難陀比丘尼はバッダーカピラーニーに住房を與へたり。その時偷蘭難陀比丘尼は多聞にして讀誦者たり……〔波逸提三三、一參照〕……命ずる所多く乞ふ所多きもの住す」とて瞋り喜ばずしてバッダーカピラーニーを住房より驅出せり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偷蘭難陀は友バッダーカピラーニーに住房を與へて後瞋り喜ばずして驅出するや」と……乃至……「諸比丘、實に偷蘭難陀比丘尼はバッダーカピラーニーに……驅出するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偷蘭難陀比丘尼はバッダーカピラーニーに……驅出するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も比丘尼に住房を與へて後瞋り喜ばずして驅出し或は驅出せしむれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。
「比丘尼に」とは他比丘尼になり。
「住房」とは戸をつけたるものなり。

「與へて」とは自ら與へてなり。

「瞋り喜ばずして」とは滿足せず激動し、不滿なることなり。

「驅出す」とは內房にて捉へ表口に驅出すれば波逸提なり、表口にて捉へ外へ驅
293 出すれば波逸提なり。一驅して多室の戶を越えしむれば〔一〕波逸提なり。「驅出せしむ」とは他に命ずれば突吉羅なり、一度命ぜられて多室の戶を越えしむれば〔一〕波逸提なり。

二　受具者に受具者想にて住房を與へて瞋り喜ばずして驅出し或は驅出せしむれば波逸提なり。受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。彼の資具を驅出し或は驅出せしむれば突吉羅なり。戶のなき所より驅出し或は驅出せしむれば突吉羅なり、彼の資具を驅出し或は驅出せしむれば突吉羅なり。未受具者を戶ある所或は戶なき所より驅出し或は驅出せしむれば突吉羅なり、彼の資具を……突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅なり、未受具者に疑想なるは突吉羅なり、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三　無慚者を驅出し或は驅出せしむ、彼の資具を……。癡狂者を驅出し或は驅出せしむ、彼の資具を……闘諍者を…乃至…諍亂者を…諍論者を…乃至…論議者を…乃至…僧伽に紛諍を起すものを驅出し或は驅出せしむ、彼の資具を……門弟又は弟子の不如法行なるを驅出し又は驅出せしむ、彼の資具を……癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三六

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時チャンダカーリー比丘尼は居士及び居士兒と親近して住せり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友チャンダカーリーは……親近して住するや」と…乃至…「諸比丘、實にチャンダカーリー比丘尼は……親近して住するや」。「實なり、世尊」。佛世尊
294 呵責したまへり、「諸比丘、何ぞチャンダカーリー比丘尼は……親近して住するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も居士或は居士兒と親近して住すれば、かの比丘尼は諸

比丘尼によりて是く言はるべし、「友、居士及び居士兒と親近して住すること勿れ、友、離れたまへ、離れることを僧伽は姉に對して讃歎す」と。かの比丘尼是の如く諸比丘尼によりて言はれて尙固執すれば、かの比丘尼は諸比丘尼によりて三度までそを捨てしむる爲に諫告さるべし、三度まで諫告されて若しそを捨つればこれ可なり、若し捨てざれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「親近」とは非隨順行なる身語をもつて親近するなり。

「居士」とはあらゆる在家の生活をなすものなり。「居士兒」とはあらゆる兒兄弟なり。

「かの比丘尼」とはかの親近せる所の比丘尼なり。

「諸比丘尼によりて」とは見聞せる所の他の比丘尼によりてなり、かの尼によりて言はるべきなり、「尊姉、居士及び……讃歎す」と、二度言はるべし、三度言はるべし、若し捨すればこれ可なり、若し捨せざれば突吉羅なり、聞きて言はざれば突吉羅なり。かの比丘尼は僧伽の中に將はれて言はるべし、「尊姉、居士及び…

……讃歎す」と、二度言はるべし、三度言はるべし、若し捨すればこれ可なり、若し捨せざれば突吉羅なり。かの比丘尼は諫告さるべし、諸比丘、是の如く諫告さるべし、聰名堪能なる一比丘尼僧中に唱言すべし――

大姉僧聽きたまへ、この某甲比丘尼は居士及び居士兒と親近して住す、彼この事を捨てず若し僧時機可ならば僧は某甲比丘尼をかの事を捨せしむる爲に諫告せん、これ白なり。

大姉僧聽きたまへ、この某甲……我二度この事を言ふ……乃至……我三度この事を言ふ……乃至……。

僧は某甲比丘尼をかの事を捨せしむる爲に諫告し竟んぬ、衆僧は忍じたまへり……我了解す、と。

295
二―一　白によりて突吉羅なり、二羯磨語によりて突吉羅なり、羯磨語竟りて波逸提なり。

二　如法羯磨に如法羯磨想にて捨せざれば波逸提なり、如法羯磨に疑想にて……如法羯磨に非法羯磨想にて……波逸提なり。非法羯磨に如法羯磨想なるは

突吉羅なり、非法羯磨に疑想なるは突吉羅なり、非法羯磨に非法羯磨想なるは突吉羅なり。

三　諫告されざる者、捨せる者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　三七

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘尼は危險ありと見え恐怖を伴へる國内に隊商の伴なくして遊行せり。惡人これを汚せり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等……遊行するや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼等は……遊行するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ諸比丘尼は……遊行するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も危險ありと見え恐怖を伴へる國内に隊商の伴無くして遊行すれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「國內に」とはかの地方に住せるその國にてなり。

「危險あり」とはその道中に於て賊の住せる場所見え、食せる場所見え、立てる場所見え、坐せる場所見え、臥せる場所見ゆるなり。

「恐怖を伴へる」とはその道中に於て賊の爲に人の殺さるゝを見、奪はるゝを見、打たるゝを見るなり。

「隊商の伴なくして」とは隊商より離れてなり。

「遊行す」とは家多き村に於ては村〔に行く〕毎に波逸提なり、家なき空地に於ては半由旬（ヨーヂャナ）毎に波逸提なり。

二　隊商と共に行く、安全にして恐怖なき所を行く、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

296

波逸提　三八

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等は危險ありと見え恐怖を伴へる國外に隊商の伴なくして遊行せり、惡人…〔波逸提三七、一參照、

「國内を國外とす」……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も危險ありと見え恐怖を伴へる國外に隊商の伴無くして遊行すれば波逸提なり」と。

二 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「國外」とはその地方に住せる所、それを除きて他の國なり。

「危險あり」とは……〔波逸提三七、二參照〕……最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 三九

一 その時佛世尊は王舍城、迦蘭陀竹林園に在しき。その時諸比丘尼雨期中に遊行せり。諸人……非難せり、「何ぞ比丘尼等は……遊行するや、彼等は青草を踏み一根の生命を害ひ數多の小有情を殺す」と。諸比丘尼かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等……遊行するや」と……乃至……「諸比丘、實に諸比丘尼は……遊行するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……遊行するや、諸比丘、こ

れ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も雨期中に遊行すれば波逸提なり」と。

297 **二―一**　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「雨期中」とは前三月或は後三月を入安居せずしてなり。

「遊行す」とは家多き村に於ては……〔波逸提三七、二―一〕……家なき空地に於ては……波逸提なり。

二　事用ありて七日間行く、何物かにより強迫されて行く、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四〇

一　その時佛世尊は王舍城、迦蘭陀竹林園に在しき。その時諸比丘尼は王舍城にて雨期を過し、冬も夏もそこに住せり。諸人……非難せり、「諸比丘尼にとりては諸方は曚昧暗黑なり、彼等には諸方は見えず」と。諸比丘尼かの諸人の……非難するを聞けり。かくてかの諸比丘尼は諸比丘にこの事を語れり。諸比丘

Pācittiya 41–50 波逸提四一～五〇

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Pācittiya 41: *Rājāgāra*

は世尊に……白せり。その時世尊はこの因縁によりて説法したまひ諸比丘に曰へり、「然らば諸比丘、十利をもつての故に我諸比丘尼の爲に學處を制せん……諸比丘、比丘尼等は當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘尼と雖も安居を竟りてたとへ五六由旬にても遊行に出でざれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「安居を竟りて」とは前三月或は後三月を住し竟りてなり。

「たとへ五六由旬にても我遊行に出でず」と言はゞ責務を怠る所にて波逸提なり。

二　障難ある時、伴友比丘尼を求むるも得ず、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第四共臥品

波逸提　四一

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時拘薩羅國波斯匿王の園林內の繪畫堂に麗はしき繪畫かれたり。多くの人々繪畫堂を見る爲に行けり。六群比丘尼も繪畫堂を見に行けり。諸人……非難せり、「何ぞ、比丘尼等繪畫堂を見る爲に行くや、宛も在家受欲者の如し」と。諸比丘尼かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は繪畫堂を見に行くや」と…乃至…「諸比丘、實に六群比丘尼は……行くや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ六群比丘尼は……行くや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も王宮或は繪畫堂或は公園或は園林或は蓮池を見る爲に行けば波逸提なり」と。

二—一「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「王宮」とは何處にてもそこにて王の遊樂する爲に作られたるものなり。「繪畫堂」とは何處にてもそこにて諸人の遊樂する爲に作られたるものなり。「公園」とは何處にてもそこにて諸人の遊樂する爲に作られたるものなり。「園林」とは何

處にてもそこにて諸人の遊樂する爲に作られたるものなり。「蓮池」とは何處にてもそこにて諸人の遊樂する爲に作られたるものなり。

見る爲に行けば突吉羅なり、そこに立ちて見れば波逸提なり、見處を去りて後復々見れば〔それぞれ〕波逸提なり、一つ一つを見る爲に行けば〔各々〕突吉羅なり、そこに立ちて見れば波逸提なり、見處を去りて復々見れば波逸提なり。

299 二　僧園中に住して見る、往還する時見る、事用ありて行きて見る、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四二

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等高床及び尾毛牀を使用せり。諸人精舍巡拜をなして〔これを〕見……非難せり、「何ぞ比丘尼等高床及び尾毛牀を用ふるや、宛も在家受欲者の如し」と。諸比丘尼かの人々の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等……用ふるや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼等は……用ふるや」。「實なり、

世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……用ふるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も高床或は尾毛牀を用ふれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「高床」とは量を過ぎたるものを言ふ。「尾毛牀」とは美しき尾毛にて作らるゝものなり。

「用ふれば」とはそれに坐し或は臥すれば波逸提なり。

二 高床の足を切斷して用ふ、尾毛牀の尾毛を切斷して用ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 四三

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は糸を
300 紡げり。諸人精舍巡拜をなしてこれを見……非難せり、「何ぞ比丘尼等は糸を紡ぐや、宛も在家受欲者の如し」と。諸比丘尼かの諸人の……非難するを聞けり。

諸比丘尼の中少欲なる者非難せり、「何ぞ六群比丘尼は糸を紡ぐや」と…乃至…「諸比丘、實に六群比丘尼は糸を紡ぐや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ六群比丘尼は糸を紡ぐや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も糸を紡げば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは…… 意味さるゝ比丘尼なり。

「糸」とは六種の糸あり、麻糸、綿糸、絹糸、毛糸、粗麻糸、大麻糸なり。

「紡ぐ」とは自ら紡ぐなり、紡ぐは突吉羅、撚り巻く毎に波逸提なり。

二 紡がれたる糸を撚る、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 四四

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘尼は在家者の爲に仕事をなせり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ諸比丘尼は在家者の爲に仕事をなすや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼等は在家者の爲

に仕事をなすや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……なすや、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も在家者の爲に仕事をなせば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

301 「在家者の爲の仕事」とは在家者の爲に粥或は飯或は硬食を煮き、或は衣或は頭巾を洗へば波逸提なり。

二 〔僧の爲にする〕供養の粥に於て、僧食に於て、塔供養に於て、己が婢の爲に粥或は飯或は硬食を煮、或は衣或は頭巾を洗ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四五

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘尼偸蘭難陀比丘尼の許に到りてかく言へり、「尊姉、來りてこの諍事を滅したまへ」と。偸蘭難陀比丘尼は「よろし」と諾ひて而も滅せず、滅する爲の奔走をなさゞりき。かくて彼の比丘尼は諸比丘尼にこの事を語れり。諸比丘尼の中少欲なる者……

非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀は比丘尼によりて『尊姉、來りてこの諍事を滅したまへ』と言はれ『よろし』と諾ひて而も滅せず又滅する爲の奔走をなさゞるや」と……乃至……「諸比丘尼は……滅せず……なさゞるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……滅せず……なさゞるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も比丘尼によりて『尊姉、來りてこの諍事を滅したまへ』と言はれて『よろし』と諾ひて彼の尼後に障難あるにあらずして滅せず又滅する爲の奔走をなさゞれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「比丘尼によりて」とは他の比丘尼によりてなり。

「諍事」とは四種の諍事あり、爭論諍事、非難諍事、罪過諍事、義務諍事なり。

「尊姉、來りてこの諍事を滅したまへ」とは「尊姉、來りてこの諍事を決したまへ」なり。

「かの尼後に障難あるにあらずして」とは障難あらざるになり。

「滅せず」とは自ら滅せざるなり。「滅する爲の奔走をなさず」とは他人に命ぜざるなり。「我滅せず、我滅する爲の奔走をなさず」と責務を怠る所にて波逸提なり。

二　受具者に受具者想にて諍事を滅せず、又滅する爲の奔走をなさゞれば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。未受具者の諍事を滅せず、又滅する爲の奔走をなさゞれば突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅、未受具者に疑想なるは突吉羅なり、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三　障難ある、求めて得ざる、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四六

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は舞踊者…〔波逸提二八、一、「沙門の衣を與へ」を「自手にて硬軟の食を與へ」とす〕…誦すべし――

何れの比丘尼と雖も在家者或は遍行外道男或は遍行外道女に自手にて硬食或は軟食を與ふれば波逸提なり」と。

二一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。
「在家」とは…〔波逸提二八、二一参照〕…遊行者となれるものなり。「硬食」とは五正食、水と
楊枝を除きたる殘餘の硬き食物なり。「軟食」とは五正食卽ち……肉なり。
「與ふれば」とは身により或は身に持つものにより或は〔身より〕投じて與ふれば
303 波逸提なり。水と楊枝を與ふれば突吉羅なり。

二 與へしめて與へず、〔地に〕置きて與ふ、外用塗藥を與ふ、癡狂者、最初の犯行者
は不犯なり。

波逸提 四七

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は
月華衣を捨せずして使用せり。他の月華尼等得ざりき。諸比丘尼の中少欲な
る者……非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀は月華衣を捨せずして使用するや」と…乃
至…「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は……使用するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵
責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……使用するや、諸比丘、これ

未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も月華衣を捨せずして使用すれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「月華衣」とは月經尼等使用せよとて與へられたるものなり。

「捨せずして使用す」とは二三夜使用して第四日に洗ひて比丘尼或は式叉摩那或は沙彌尼に捨せずして使用すれば波逸提なり。

二 不捨に不捨想にて用ふれば波逸提なり、不捨に疑想にて……不捨に捨想にて……波逸提なり。捨に不捨想なるは突吉羅なり、捨に疑想なるは突吉羅なり、捨に捨想なるは不犯なり。

三 捨して後用ふ、復び月華の時用ふ、他の月經尼なし、衣を奪はれたる者、衣を失へる者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり

波逸提 四八

一 その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偷蘭難陀比丘尼は

住所を捨せずして遊行に出でたり。その時偸蘭難陀の住所燒かれたり。諸比丘尼是の如く言へり、「いざ友、財具を運び出さん」と。一人のもの斯く言へり、「友、我等は運び出さず、失へる物は凡べて我等の責とならん」と。偸蘭難陀比丘尼は再びかの住所に歸り來りて比丘尼等に問へり、「友、汝等財具を運び出せしや」。「友、我等運び出さず」と。偸蘭難陀比丘尼……非難せり、「何ぞ比丘尼等は住所の燒かるゝ時財具を運び出さゞるや」と。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀は住所を捨せずして遊行に出づるや」と…乃至…「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は……出づるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……出づるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も住所を捨せずして遊行に出づれば波逸提なり」と。

二—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「住所」とは戶をつけたるものなり。

「捨せずして遊行に出づ」とは比丘尼或は式叉摩那或は沙彌尼に捨せずして有

籬の住所の籬を超ゆれば波逸提なり、無籬の住所の境界を超ゆれば波逸提なり。

二　不捨に不捨想にて出づれば波逸提なり、不捨に疑想にて……不捨に捨想にて……波逸提なり。戸をつけざるものを捨せずして出づれば突吉羅なり。捨に不捨想なるは突吉羅なり、捨に疑想なるは突吉羅なり、捨に捨想なるは不犯なり。

305
三　捨して出づ、障難ある時、求めて得ず、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　四九

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は畜生呪を學べり。諸人譏嫌非難せり、「何ぞ諸比丘尼は畜生呪を學ぶや、宛かも在家受欲者の如し」と。諸比丘尼かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は畜生呪を學ぶや」と…乃至…「諸比丘、實に六群比丘尼は畜生呪を學ぶや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、

「諸比丘、何ぞ六群比丘尼は……學ぶや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も畜生呪を學べば波逸提なり」と。

二―一「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「畜生呪」とは何等か外道のものにて無益のもの(呪術)なり。

「學べば」とは句によりて學べば句毎に波逸提なり、字によりて學べば字毎に波逸提なり。

二　文字を學ぶ、憶持(ダーラナ)を學ぶ、守護の爲に呪文(パリッタ)を學ぶ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五〇

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は畜生
306 呪を教へたり。諸人譏嫌…〔波逸提四九、**一**「學ぶ」を「敎ゆ」とす〕…誦すべし――

何れの比丘尼と雖も畜生呪を敎ふれば波逸提なり」と。

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Pācittiya 51: *Ārāmapavisana*

二　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「畜生呪」とは……「敎ふれば」とは句によりて敎ふれば…〔波逸提四九、二、「學ぶ」を「敎ふ」とす〕…最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五一

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時衆多の比丘一衣者にて村里の住處にて衣を作り居れり。諸比丘尼問はずして僧園に入りてかの諸比丘の許に到れり。諸比丘譏嫌非難せり、「何ぞ比丘尼等問はずして僧園に入るや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼等は……入るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……入るや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も問はずして僧園に入れば波逸提なり」と。

世尊により諸比丘尼の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

二　その時かの諸比丘はその住處より去れり、諸比丘尼は「諸師は去れり」とて僧

園に行かざりき。時にかの諸比丘再びかの住處に歸れり、諸比丘尼は「諸師は歸れり」とて問ひて僧園に入りかの諸比丘の許に到れり、到り已りて諸比丘に挨拶
307 し一方に立てり。一方に立てるかの諸比丘尼に比丘等は斯く言へり、「諸姉、汝等何が故に僧園を淸掃せず、又飲料水、用水を用意せざるや」。「尊師等、世尊學處を制したまへり、『問はずして僧園に入るべからず』と、この故に我等行かざりしなり」と。世尊にこの事を白せり、「諸比丘、在住の比丘に問ひて僧園に入ることを定む、諸比丘、諸比丘尼は是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘尼と雖も在住の比丘に問はずして僧園に入れば波逸提なり」と。

是の如くこの……制せられたり。

三　その時かの諸比丘かの住處より出で去り復かの住處に歸れり。比丘尼等は「尊師等は出で去れり」とて問はずして僧園に入れり。彼の尼等畏惧せり、「世尊は學處を制したまへり、『在住の比丘に問はずして僧園に入るべからず』と、然るに我等在住比丘に問はずして僧園に入れり、我等波逸提を犯せるに非ずや」と。世尊に……白せり、「諸比丘、是の如く諸比丘尼は……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も知りて有比丘の僧園に問はずして入れば波逸提なり」

と。

四―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「知りて」とは自ら知り或は他のもの彼の尼に告げ或は彼等「彼の尼に」告ぐるなり。

「有比丘の僧園」とは比丘が樹下に於ても住する所なり。

「問はずして僧園に入れば」とは比丘或は沙彌或は淨人の許を得ずして、有籬の僧園にては籬を超せば波逸提なり、無籬の僧園にては境界に入れば波逸提なり。

二　有比丘に有比丘想にて在住比丘に問はずして僧園に入れば波逸提なり、有比丘に疑想にて……突吉羅なり、有比丘に無比丘想にて……不犯なり。無比丘

308

に有比丘想なるは突吉羅なり、無比丘に疑想なるは突吉羅なり、無比丘に無比丘想なるは不犯なり。

三　在住比丘に問ひて入る、無比丘にて問はずして入る、「先に入りし比丘尼の頭を」注視しつゝ行く、比丘尼の集合せしめられたる所へ行く、道が僧園にそひて

ある時、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五二

一　その時佛世尊は毘舍離城、大林重閣講堂に在しき。その時具壽優波離の和尙なる具壽カッピタカは墓所に住せり。その時六群比丘尼の長老比丘尼死せり。六群比丘尼はかの比丘尼を運び出して具壽カッピタカの精舍の門處にて荼毘し塔を作りて其の塔處に行きて泣けり。かくて具壽カッピタカは彼等の聲に惱まされかの塔を壞し倒せり。六群比丘尼は「このカッピタカの爲に我等の友の塔は壞られたり、いざ我等彼を殺さん」とて相談せり。一比丘尼具壽優波離にこの事を語れり。その時具壽カッピタカは精舍より去りてかくれ住せり。その時六群比丘尼は具壽カッピタカの精舍に到れり。到り已りて具壽カッピタカの精舍を石及び泥をもつて覆ひてカッピタカは死せりとて去れり。時に具壽カッピタカは其の夜過ぎて晨朝下衣を著し上衣と鉢とを持して毘舍離城に乞食を行ぜり。六群比丘尼は具壽カッピタカの乞食を行ぜるを見たり。見

309

已りてかく言へり、「このカッピタカは活く、誰か我等の密語を聞けるなり」と。

六群比丘尼は聞けり、「優波離我等の密語を聞けるなり」と、彼の尼等具壽優波離を罵れり、「何ぞこの卑姓の袈裟を著たる床屋我等の密語を聞くや」と。

諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は尊師優波離を罵るや」と……乃至……「諸比丘、實に六群比丘尼は優波離を罵るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ六群比丘尼は…… 罵るや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も比丘を罵り或は悪口すれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「比丘を」とは受具者をなり。

「罵れば」とは或は十[5]種の罵事によりて罵り或はそれ等の一を以つて罵れば波逸提なり。「悪口すれば」とは怖を生ぜしむれば波逸提なり。

二 受具者に受具者想にて罵り或は悪口すれば波逸提なり、受具者に疑想にて……受具者に未受具者想にて……波逸提なり。未受具者を罵り或は悪口すれ

ば突吉羅なり。未受具者に受具者想なるは突吉羅なり、未受具者に疑想なるは突吉羅なり、未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

三　義を説く爲の者、法を説く爲の者、敎を説く爲の者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五三[7]

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時チャンダカーリー比丘尼は鬪諍者、諍亂者、諍論者、論議者たり、僧伽に紛諍を起さしめる者なりき。偸蘭難陀比丘尼は彼の尼に「僧衆」羯磨をなす時遮せり。その時偸蘭難陀比丘尼は何等かの事用にて村に行けり。時に比丘尼僧伽は「偸蘭難陀比丘尼は出で行けり」とてチャンダカーリー比丘尼を罪を見ざるにより擯せり。偸蘭難陀比丘
310 尼は村にてかの事用を已りて復舍衛城に歸れり。チャンダカーリー比丘尼は偸蘭難陀比丘尼の歸り來れるも座を設けず、洗足水、洗足臺、洗足板を持ち來らず出で迎へて衣鉢を受け取らず、飲物をもつて問はざりき。

偸蘭難陀比丘尼はチャンダカーリー比丘尼にかく言へり、「友、汝何が故に我歸り來れるに座を設けず、洗足水……問はざるや」。「友、庇護無きものは是の如きのみ」。「友、汝何が故に庇護なきや」。「友、かの比丘尼等は我を『こは守護なし、智無し、彼には何事をもなすことなし』とて罪を認めざるによりて擯せり」と。偸蘭難陀比丘尼は「彼等は愚昧無能なり、彼等は羯磨も或は羯磨の不成も或は羯磨の不善、或は羯磨の成就をも知ること無し」とて怒りて比丘尼衆を罵れり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀は怒りて衆を罵るや」と……乃至……「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は……罵るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……罵るや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も瞋りて衆を罵れば波逸提なり」と。

二　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「瞋りて」とは怒れるを言ふ。

「衆」とは比丘尼僧を言ふ。

「罵れば」とは「彼等は愚昧無能なり、彼等は……羯磨の成就をも知ることなし」と罵れば波逸提なり。多比丘尼が一比丘尼或は未受具戒者を罵れば突吉羅なり。

義の爲に言ふ者…〔波逸提五二、二―三參照〕…最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五四[8]

一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時一婆羅門は比丘尼
311 を請じて食を供せり。比丘尼等は充分に食し已りて親里の家々に到り或者は食を取り或者は鉢食を受けて歸れり。その時かの婆羅門は近隣の人々にかく言へり、「諸卿、比丘尼等は我によりて滿足せり、いで、我卿等をも滿足せしめん」と。彼等はかく言へり、「友、卿いかでか我等を滿足せしめんや、卿に請ぜられし彼等さへ我等の家に來りて或る者は食を取り或る者は鉢食を受けて歸れり」と。その時かの婆羅門は譏嫌非難せり、「何ぞ諸比丘尼は我等の家にて食を取り〔更に〕餘處にて食するや、我充分に供すること能はざるや」と。諸比丘尼かの婆羅門の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ諸比

丘尼は充分に食し已りて〔更に〕餘處にて食するや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼等は充分に食し已りて〔更に〕餘處にて食するや」。「實なり、世尊」と。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ……食するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も〔先に〕請ぜられ居り或は〔已に〕足食し已りて嚼食或は噉食を取れば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「請ぜられ居り」とは五正食の一をもつて請ぜられ居るなり。「足食し已りて」とは、(9)座知られ、食知られ、近くに立ち、給侍し〔充分なりとの〕遮絶が知らるゝなり。

「嚼食」とは五種の噉食、粥、非時藥、七日藥、盡形壽藥を除き殘餘の硬食を言ふ。「噉食」とは五種の軟食、卽ち……肉なり。「我食噉せん」とて捉れば突吉羅なり、食咽する毎に波逸提なり。非時藥、七日藥、盡形壽藥を食せんとて捉れば突吉羅、食咽する毎に突吉羅なり。

二　請ぜられて足食せずして粥を飲む、供養主に許を得て食す、非時藥、七日藥、盡

形壽藥を因緣ありて食す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五五

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘尼舍衞城にてある町に乞食を行じ一家に到れり。到り已りて設けの座に著けり。その時かの諸人かの比丘尼に食を供してかく言へり、「尊姉、他の比丘尼も來るべし」と。時にかの比丘尼は「如何にして諸比丘尼を行かしめざらん」と思ひて諸比丘尼の許に到りてかく言へり、「友、某處には猛犬惡牛あり泥地なり、汝等かしこに行くこと勿れ」と。一比丘尼も亦かの町に乞食を行じかの家に到れり。到り已りて設けの座に著けり。時にかの諸人かの比丘尼に食を供してかく言へり、「尊姉、何が故に比丘尼等は來らざるや」と。時にかの比丘尼かの諸人にこの事を語れり。諸人……非難せり、「何ぞ比丘尼は俗家を慳嫉するや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼は俗家を慳嫉するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼は俗家を慳嫉するや、諸比丘、これ未信者をして……誦す

べし――

何れの比丘尼と雖も俗家を慳嫉すれば波逸提なり」と。

二―一「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「俗家」とは……首陀羅家なり。

「慳嫉する」とは「如何にして諸比丘尼を行かざらしめん」とて比丘尼等の前にて俗家の悪口を云へば波逸提なり、俗家の前にて比丘尼の悪口を言へば波逸提なり。

二　俗家を慳嫉するに非ずして事實ある危險を告ぐ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

313

波逸提　五六

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時衆多の比丘尼は村里の住處にて安居を竟り舍衛城に到れり。諸比丘尼かの比丘尼等にかく言へり、「友等　何處にて安居に入りしや、教誡は滿足なりしや否や」。「友、そこには比

丘あらず、如何でか教誡満足ならんや」と。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等は無比丘の住處にて安居に入るや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼は……入るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……入るや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も比丘無き住處にて安居に入れば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「比丘無き住處」とは教誡の爲、〔布薩自恣等の爲〕共住の爲行くこと能はざるなり。

「我安居に入らん」とて坐臥處をととのへ飲料水、用水を備へ房室を淸掃すれば突吉羅なり、日出と共に波逸提なり。

二　入安居の比丘出去し、或は還俗し或は死し或は外道に歸す、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五七

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。其時衆多の比丘尼は村里の住處にて安居を竟り舍衛城に到れり。諸比丘尼かの比丘尼等にかく言へり、「友等、何處にて安居を竟へしや、比丘僧伽に自恣せしめしや」。「友、我等は比丘
314 僧伽に自恣せしめず」と。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等は安居竟りて比丘僧伽に自恣せしめざるや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼等は……自恣せしめざるや」、「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……自恣せしめざるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も安居竟りて二部の僧中にて見或は聞或は疑の三事によりて自恣せしめざれば波逸提なり」と。

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「安居竟りて」とは前三月或は後三月を住し竟りてなり。

「二部の僧中にて見或は聞或は疑の三事によりて自恣せしめず」とて責務を放棄する所にて波逸提なり。

二　障難ある、求めて得ず、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　五八

一　その時佛世尊は釋迦(サッカ)國、迦毘羅衛(カピラヴァットゥ)城、尼拘律樹園(ニグローダーラーマ)に在しき。その時六群比丘は比丘尼住處に到りて六群比丘尼を敎誡せり。比丘尼等は六群比丘尼にかく言へり、「友、來れ、我等敎誡[を受け]に行かん」。「友、我等敎誡の爲に行くべきや、尊者六群比丘こゝに來りて我等を敎誡す」と。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は敎誡に行かざる」と……乃至……「諸比丘、實に六群比丘尼は敎誡に行かざるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ
315 六群比丘尼は敎誡に行かざるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も敎誡或は共住事の爲に行かざれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「敎誡」とは八重法なり。「共住事」とは同一羯磨、同一說戒、同一學戒なり。

「我敎誡の爲或は共住事の爲に行かず」と責務を放棄する所にて波逸提なり。

二　障難ある、伴友比丘尼を求めて得ず、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不

犯なり。

波逸提　五九

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等は布薩をも問はず、敎誡をも乞はざりき。諸比丘譏嫌非難せり、「何ぞ比丘尼等は布薩をも問はず、敎誡をも乞はざるや」と…乃至…「諸比丘、實に諸比丘尼は……乞はざるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……乞はざるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

半月毎に比丘尼は比丘僧に二法を乞ふべし、卽ち布薩を問ふこと及び敎誡に來ることなり、これを超ゆれば波逸提なり」と。

二　「半月毎に」とは布薩毎になり
「布薩」とは十四日及び十五日の二布薩なり。
「敎誡」とは八重法なり。
「我布薩をも問はず、敎誡をも乞はず」と責務を放棄する所に…（波逸提五八、二―一、二）

……最初の犯行者は不犯なり。

316

波逸提　六〇

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘尼下部に生じたる癰を男子と互に獨りにて破らしめたり。その時かの男子はかの比丘尼を汚さんとせり。彼の尼叫喚せり。比丘尼等奔り來りてかの尼にかく言へり、「友、汝何が故に叫喚するや」と。その時かの比丘尼諸比丘尼にこの事を語れり諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼は下部に生じたる癰を男子と互に一人にて破らしむるや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼は……破らしむるや」。「實なり、世尊」と。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼は……破らしむるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も下部に生じたる癰或は瘡を僧伽或は衆の許を得ずして男子と共に互に一人にて破らしめ或は切開せしめ、或は洗はしめ、或は塗らしめ、或はしばらしめ、或は解かしむれば波逸提なり」と。

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Pācittiya 61: *Gabbhinī*

二一　「何れの」とは…… 意味さるゝ比丘尼なり。
「下部」とは臍より下、膝より上なり
「生じたる」とはそこに生じたるなり。
「癰」とは如何なる癰をも云ふ。「瘡」とは何等かの傷なり。
「許を得ずして」とは問はずしてなり。
「僧伽」とは比丘尼僧伽を云ふ。「衆」とは衆多の比丘尼を言ふ。
「共に」とは一所になり。
「互に一人にて」とは男子も一人、比丘尼も一人なり。
破れと命ずれば突吉羅、破られたる時波逸提なり。切開せよと命ずれば突吉羅、切開されたる時波逸提なり。洗へと(塗れと、しばれと、解けと)命ずれば突吉羅、
317 洗はれ(塗られ、しばられ、解かれ)たる時波逸提なり。
二　許を得て破らしめ或は切開せしめ…… 解かしむ、何人か有智の伴ある、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第六僧園品

波逸提 六一

一 その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘尼は姙婦を受具せしめたり。彼の尼乞食を行ぜり。諸人かく言へり、「尊姉に食を與へよ、尊姉は重荷を運ぶ」と。諸人……非難せり、「何ぞ比丘尼等は姙婦を受具せしむるや」と。諸比丘尼彼の諸人の……非難するを聞けり、諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等は姙婦を受具せしむるや」と……乃至……「諸比丘、實に……出家せしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ……受具せしむるや、諸比丘、これ未信者を……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も姙婦を受具せしむれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「姙婦」とは有情を有する女なり。

「受具せしむ」とは具足戒を受けしむるなり。「我受具せしめん」とて衆或は師或は鉢或は衣を求め或は戒場を選定すれば突吉羅なり、白によりて突吉羅、二羯磨

語によりて突吉羅、羯磨語竟りて和尚は波逸提、衆及び師は突吉羅なり。

二　姙婦に姙婦想にて受具せしむれば波逸提なり、姙婦に疑想にて受具せしむれば突吉羅なり、姙婦に非姙婦想にて受具せしむれば不犯なり。非姙婦に姙婦
318 想なるは突吉羅なり、非姙婦に疑想なるは突吉羅、非姙婦に非姙婦想なるは不犯なり。

三　姙婦を非姙婦想にて受具せしむ、非姙婦を非姙婦想にて受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六二

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等は幼兒ある女人を受具せしめたり、彼の尼乞食を行ぜり。諸人かく言へり、「尊姉に食を與へよ、尊姉は仲間を有す」と。諸人……非難せり、「何ぞ……〔波逸提五一、一、「姙婦」を「幼兒ある女」とす〕……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も幼兒ある婦女を受具せしむれば波逸提なり」と。

二「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。
「幼兒ある婦女」とは或は母たり或は乳母たるものなり。
「受具せしむ」とは……〔波逸提五一、二有幼兒女、有幼兒女想、非有幼兒女想とす〕……最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 六三

一 その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘尼は二年六法に於て戒を學習せざる式叉摩那を受具せしめたり。彼の尼は愚癡無能にして淨行非淨行を知らざりき。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ諸比丘尼は二年六法に於て學戒せざる式叉摩那を受具せしむるや」と……乃至……「諸比丘、比丘尼等は實に……受具せしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したま
319 へり、「何ぞ比丘尼等は……受具せしむるや、諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……呵責し已りて說法したまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、式叉摩那に二年六法學戒羯磨を與ふることを定む。諸比丘、是の如く與ふべし、かの式叉

摩那は僧中に到り偏袒右肩し諸比丘尼の足を禮し蹲跪合掌して是の如く言ふべし――

尊姉、我某甲は某甲尊姉の式叉摩那にして僧に二年六法學戒羯磨を乞ふ。二度乞ふべし…乃至…三度乞ふべし。聰明堪能の一比丘尼僧中に唱言すべし――

大姉僧聽きたまへ、この某甲は某甲尊姉の式叉摩那にして僧に二年六法學戒羯磨を乞ふ、若し僧に時機可なれば僧は某甲式叉摩那に二年六法學戒羯磨を與へん、これ白なり。

大姉僧聽きたまへ、この某甲……乞ふ、僧は某甲に……與ふ、諸大姉中某甲式叉摩那に二年六法學戒羯磨を與ふるを忍ずる者は默然したまへ、忍ぜざる者は說きたまへ。

僧は某甲式叉摩那に二年六法學戒羯磨を與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり……我了解す、と。

かの式叉摩那はかく言ふべしと告げらるべし――

我殺生を離る戒を二年不犯の誓を學持すべし

我不與取を離るゝ戒を……學持すべし
我非梵行を……妄語を……飲酒を……
我非時食を離るゝ戒を二年犯せざる誓を學持すべし、と。
かくて世尊はかの比丘尼を種々の方便もて呵責したまひて、卽ち身を持すること惡しく……乃至……諸比丘、諸比丘尼は當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘尼と雖も二年六法に於て學戒せざる式叉摩那を受具せしむれば波逸提なり」と。

二—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。「二年」とは二歲なり。
「學戒せず」とは學戒を與へられず或は學戒を與へられて犯せる者なり。
「受具せしむ」とは……〔波逸提五一、二—一〕……師は突吉羅なり。

二 如法羯磨に如法羯磨想にて受具せしむれば波逸提なり、如法羯磨に疑想にて……如法羯磨に非法羯磨想にて……波逸提なり、非法羯磨に如法羯磨想なるは突吉羅なり、非法羯磨に疑想なるは突吉羅なり、非法羯磨に非法羯磨想なるは突吉羅なり。

三　二年六法に於て學戒せる式叉摩那を受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六四

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘尼は二年六法に於て學戒せる式叉摩那を僧伽の許を得ずして受具せしめたり。諸比丘尼をかく言へり、「來れ式叉摩那、これを知れ、これを與へよ、これを持ち來れ、これを用す、この淸淨事を作せ」と。彼の女等かく言へり、「我等は式叉摩那に非ず、我等は比丘尼なり」と。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等は二年六法に於て學戒せる式叉摩那に僧伽の許を得ずして受具せしむるや」と……乃至…「諸比丘、比丘尼等は……受具せしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……受具せしむるや、諸比丘、これ未信者をして…乃至…呵責し已りて法話をなしたまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、二年六法に於て學戒せる式叉摩那の爲に受具の許可(羯磨)を與ふることを定む、

諸比丘、是の如く與ふべし。
かの二年六法に於て學戒せる式叉摩那は僧伽に到りて…〔波逸提六三、一參照〕…言ふべし――
321 尊姉、我某甲は某甲尊姉により二年六法に於て學戒せる式叉摩那なり、僧伽に受具の許可を乞ふ。二度…〔六三、一、「式叉摩那」を「二年六法に於て學戒せる式叉摩那」とし、「二年六法學戒羯磨」を「受具の許可」とす〕…我了解す、と。
かくて世尊はかの比丘尼を種々の方便もて呵責し已りて……誦すべし――
何れの比丘尼と雖も二年六法に於て學戒せる式叉摩那を僧伽の許を得ずして受具せしむれば波逸提なり」と。
二 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。
「二年」とは二歳なり。
「學戒せる」とは六法に於て學戒せるなり。
「許可を得ずして」とは白二羯磨によりての受具の許可を與へられざるなり。
「受具せしむれば」とは…〔波逸提六三、二參照〕…二年六法に於て學戒せる式叉摩那

を僧の許可を得て受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六五

322

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等十二歲に滿たざる曾嫁女を受具せしめたり。彼の尼は寒暑飢渴蚊虻風熱蟲蛇の觸るに耐へず、惡しく吐き惡しく出したる言路、又苦しく利く粗く辛くして甘からず、命を害ふべき肉身の苦痛に耐へ得ざりき。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ諸比丘尼十二歲に滿たざる曾嫁女を受具せしむるや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼等は……受具せしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……受具せしむるや、諸比丘、十二歲に滿たざる曾嫁女は寒暑……肉身の苦痛に耐へ得るものに非ず、されど諸比丘、十二歲の曾嫁女は寒暑……肉身の苦痛に耐へ得るなり、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も十二歲未滿の曾嫁女を受具せしむれば波逸提なり」と。

二一一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。
「十二歳未滿の」とは十二歳に達せざるなり。
「曾嫁女」とは男子に接したる女を言ふ。
「受具せしむ」とは…〔波逸提六一、二一一參照〕…師は突吉羅なり。
二 十二歳未滿に十二歳未滿想にて受具せしむれば波逸提なり、十二歳未滿に疑想にて受具せしむれば突吉羅なり、十二歳未滿に滿想にて受具せしむれば不犯なり。滿十二歳に十二歳未滿想なるは突吉羅、滿十二歳に疑想なるは突吉羅、滿十二歳に滿十二歳想なるは不犯なり。
三 未滿十二歳に滿想にて受具せしむ、滿十二歳に滿想にて受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 六六

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘尼滿十二歳の曾嫁女にて二年六法に於て學戒せざる者を受具せしめたり。彼の尼愚癡無

能にして淨不淨を知らざりき。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等滿十二歲の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せざるものを受具せしむるや」と…乃至…「諸比丘、實に…」…佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ……受具せしむるや、諸比丘、これ未信者をして…乃至…呵責し已りて說法した
323 まひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、滿十二歲の曾嫁女には二年六法學戒羯磨を與ふることを定む、諸比丘、是の如く與ふべし。かの滿十二歲の曾嫁女は僧中に到りて…〔波逸提六三、一參照〕…言ふべし、「尊姉、我某甲は某甲尊姉の滿十二歲の曾嫁女にして僧伽に…〔波逸提六三、一、「式叉摩那」を「滿十二歲の曾嫁女」とす〕…我了解す」と。

かの滿十二歲の曾嫁女はかく言ふべしと告げらるべし…〔波逸提六三、一參照〕…誦すべし――

何れの比丘尼と雖も滿十二歲の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せざる者を受具せしむれば波逸提なり」と。

二　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「滿十二歲」とは十二歲に達せるものなり。

「曾嫁女」とは男子に接せる者を言ふ。
「二年」とは…〔波逸提六三、二参照〕…滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せる者を受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六七

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等は滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せる者を僧の許を得ずして受具せしめたり。諸比丘尼かく言へり、「來れ、式叉摩那…〔波逸提六四、一参照〕…「何ぞ、比丘尼等は滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せる者を僧の許を得ずして受具せしむるや」と……諸比丘に曰へり、「諸比丘、滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せる者に受具の許可(羯磨)を與ふることを定む。諸比丘、是の
324 如く與ふべし、かの滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せる者は僧中に到りて…〔波逸提六三、一参照〕…言ふべし、『尊姉、我某甲は某甲尊姉の滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せる者なり、我僧に受具の許可を乞ふ』と。

二度…〔波逸提六三、一「式叉摩那」を「滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せる者」とす、「二年六法學戒羯磨」を「受具の許可」とす〕…我了解す』と。

かくて世尊はかの比丘尼を種々の方便もて呵責し已りて……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せる者に僧の許可を得ずして受具せしむれば波逸提なり」と。

二 「何れの」とは…… 意味さるゝ比丘尼なり。

「滿十二歳」とは十二歳に達せるなり。

「曾嫁女」とは男子に接せる者なり。

「二年」とは二歳なり。

「學戒」とは六法に於て學戒するなり。

「許可を得ず」とは白二羯磨により受具の許可を與へられざるなり。

「受具せしむ」とは…〔波逸提六三「二」參照〕…滿十二歳の曾嫁女にして二年六法に於て學戒せる者を僧の許可を得て受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六八

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は弟子を受具せしめて二年教護せず又教護せしめざりき。彼の尼等愚癡無能にして淨法或は不淨法を知らざりき。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何
325 ぞ尊姉偸蘭難陀は弟子を受具せしめて二年教護せず又教護せしめざるや」と……乃至……「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は……教護せしめざるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は……教護せしめざるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も弟子を受具せしめて二年教護せず又教護せしめざればば波逸提なり」と。

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。
「弟子」とは共住弟子を言ふ。
「受具せしむ」とは具足戒を受けしむるなり。
「二年」とは二歳なり。

「教護せず」とは誦經、問義、訓誡、教義をもつて自ら教護せざるなり。「教護せしめず」とは他に命ぜざるなり。

「我二年教護せず又教護せしめず」と責務を放棄する所にて波逸提なり。

二　障難ある、求めて得ざる、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　六九

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘尼は受具の後師に二年隨學せざりき。彼等は愚癡不能にして淨事或は不淨事を知らざりき。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等受具の後師に二年隨學せざるや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼等は……隨學せざるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……隨學せざるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

326　**何れの比丘尼と雖も受具して師に二年隨學せざれば波逸提なり**」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「受具して」とは具足戒を受けて後なり。
「師」とは和尚を言ふ。
「二年」とは二歳なり。
「隨學せざれば」とは自ら隨侍せざるなり。「二年隨學せず」と責務を放棄する所にて波逸提なり。
二　和尚愚癡或は無慚なる、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七〇

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偷蘭難陀比丘尼は弟子を受具せしめて〔一定の地まで〕遠ざけず遠ざけしめざりき。爲に主夫捉へたり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偷蘭難陀は弟子を受具せしめて遠ざけ遠ざけしめざるや、〔爲に〕主夫捉ふ、若しこの比丘尼去り居れば主夫捉へざるべし」と…乃至…「諸比丘、實に偷蘭難陀比丘尼は弟子を受具せしめて遠ざけず遠ざけしめず、〔爲に〕主夫捉ふるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責し

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Pācittiya 71: *Ūnavīsativassa-kumāribhūta*

たまへり、「諸比丘、何ぞ……遠ざけず遠ざけしめざるや、〔爲に〕主夫捉ふ、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も弟子を受具せしめてたとへ六五由旬にても遠ざけず遠ざけしめざれば波逸提なり」と。[10]

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「弟子」とは共住弟子なり。

「受具せしむ」とは具足戒を受けしむるなり。

「遠ざけず」とは自ら遠ざけざるなり。「遠ざけしめず」とは他に命ぜざるなり。

「我遠ざけず、遠ざけしめず」と責務を放棄する所にて波逸提なり。

二　障難ある、伴友比丘尼を求めて得ず、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第七姙婦品

波逸提　七一

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘尼は二十歲未滿の童女を受具せしめたり、彼女寒暑…〔波逸提六五、「十二歲未滿の曾嫁女」を「二十歲未滿の童女」とし、「十二歲」を「二十歲」とす〕……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も二十歲未滿の童女を受具せしむれば波逸提なり」と。

二　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「二十歲未滿」とは二十歲に達せざるなり。

「童女」とは沙彌尼を言ふ。

「受具せしむ」とは…〔波逸提六五、二、「二十歲未滿」「滿二十歲」とすべし〕…最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七二

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘尼は滿二十歲の童女にして二年六法に於て學戒せざる者を受具せしめたり。彼の尼愚癡

328 …〔波逸提六六、一、「滿十二歲の曾嫁女」を「滿二十歲の童女」とす〕…諸比丘に白へり、「諸比丘、十

八歳の童女に二年六法學戒羯磨を與ふることを定む、諸比丘、是の如く與ふべし。彼の十八歳の童女は僧中に到りて…〔波逸提六六、一「滿十二歳の曾嫁女」を「十八歳の童女」とす〕…誦すべし――

何れの比丘尼と雖も滿二十歳の童女にして二年六法に於て學戒せざる者を受具せしむれば波逸提なり」と。

二 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「滿二十歳」とは二十歳に達せるなり。

「童女」とは沙彌尼を言ふ。

「二年」とは…〔波逸提六三、二參照〕…滿二十歳の童女にして二年六法に於て學戒せる者を受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七三

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘尼は滿二十歳の童女にして二年六法に於て學戒せる者を僧伽の許可を得ずして受具せし

めたり。諸比丘尼かく言へり、「來れ式叉摩那、これを知れ、これを與へよ、これを持ち來れ、これを用す、この淨事をなせ」と。彼等かく言へり、「尊姉、我等は式叉摩那に非ず我等は比丘尼なり」と。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等…〔波逸提六七、一、「滿十二歳の曾嫁女」を「滿二十歳の童女」とす〕…誦すべし——

何れの比丘尼と雖も滿二十歳の童女にして二年六法に於て學戒せるものを僧伽の許可を得ずして受具せしむれば波逸提なり」と。

329 **二** 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「滿二十歳」とは二十歳に達せるなり。

「童女」とは沙彌尼を言ふ。

「二年」とは二歳なり。

「學戒」とは六法に於て學戒するなり。

「許可を得ずして」とは白二羯磨により受具の許可を與へられざるなり。

「受具せしむ」とは…〔波逸提六三、二參照〕…滿二十歳の童女にして二年六法に於て學戒せる者を僧伽の許可を得て受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七四

一　その時佛世尊は舎衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等十二夏未滿にして〔人を〕受具せしめたり。彼愚癡無能にして淨事不淨事を知らず、弟子も愚癡無能にして淨事不淨事を知らざりき。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等は十二夏未滿にして人を受具せしむるや」と…乃至…「諸比丘、實に……受具せしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「何ぞ…

…受具せしむるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も〔受具後〕十二夏未滿にして〔人を〕受具せしむれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「十二夏未滿」とは〔受具後〕十二年に達せざるなり。

「受具せしむ」とは…〔波逸提六一、二―一〕…師は突吉羅なり。

二　滿十二夏にして受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七五

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等滿十二夏にして僧伽の許可を得ずして人を受具せしめたり。彼愚癡…〔波逸提七四、一、「十二歲未滿」を「滿十二夏にして僧伽の許可を得ずして」とす〕…諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…呵責し已りて說法したまひ諸比丘に曰へり、「諸比丘、滿十二夏の比丘尼に授具の許可を與ふることを定む、諸比丘、是の如く與ふべし。かの滿十二夏の比丘尼は僧中に到り偏袒右肩し長老比丘尼の足を拜し䠒跪合掌してかくの如く云ふべし――

尊姉等、我某甲は滿十二夏の比丘尼にして僧伽に授具の許可を乞ふ」と。二度乞はるべし…乃至…三度乞はるべし。かの比丘尼は僧伽により聰明にして慚愧心あることを確認せらるべし、若し愚癡にして又無慚愧なれば與ふべからず、若し愚癡にして慚愧心あれば與ふべからず、若し聰明にして無慚愧なれば與ふべからず、若し聰明にして又慚愧心あれば與ふべし。諸比丘、是の如く

與ふべし、聽明堪能なる一比丘尼僧中に唱言すべし――
大姉僧聽きたまへ、この某甲は滿十二夏の比丘尼にして僧伽に授具の許可を乞ふ、若し僧時機可なれば……〔波逸提六三、一等參照〕……我了解す」と。
時に世尊はかの比丘尼を種々の方便もて呵責し已りて、卽ち身を持すること惡しく……乃至……諸比丘、比丘尼等は當に是の如くこの學處を誦すべし――
何れの比丘尼と雖も滿十二夏にして僧伽の許可を得ずして人を受具せしむれば波逸提なり」と。
二 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。
「滿十二夏」とは十二夏に達するなり。
「許可を得ずして」とは白二羯磨により授具の許可を與へられざるなり。
331 「受具せしむ」とは……〔波逸提六三、二〕……滿十二夏にして僧伽の許可を得て受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 七六

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時チャンダカーリー比丘尼は比丘尼僧伽の許に到りて授具の許可を乞へり。その時比丘尼僧伽はチャンダカーリー比丘尼を認定して「友、實に師の〔既に〕授具せしものにて充分なり」とて授具の許可を與へざりき。チャンダカーリー比丘尼は「よろし」とて諾へり。その時比丘尼僧伽は他の比丘尼等に授具の許可を與へたり。チャンダカーリー比丘尼は譏嫌非難せり、「我は實に愚癡なるにや、我は實に無慚愧なるにや、僧伽は他の比丘尼等には授具の許可を與へて我には與へず」と。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友チャンダカーリーは『尊姉、實に師の〔既に〕授具せしものにて充分なり』と言はれて『よろし』と諾ひて後に嫌瞋するや」と…乃至…「諸比丘、實にチャンダカーリー比丘尼は『尊姉、實に……するや』。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞチャンダカーリー比丘尼は『尊姉、實に……するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も『友、實に師によりて〔既に〕授具されしものにて充分なり』と言はるゝ時『よろし』と諾ひて後に嫌瞋すれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。
「友、實に師によりて授具されしものにて充分なり」とは「友、實に師によりて具足戒を受けしものにて充分なり」の意なり。
「よろし」と諾ひて後に嫌瞋すれば波逸提なり。

二　事實愛瞋癡怖者のなすを嫌瞋す、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七七

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一式叉摩那偸蘭難陀比丘尼の許に到りて受具を乞へり。偸蘭難陀比丘尼はかの式叉摩那に「友、汝若し我に衣を與ふれば我汝を受具せしめん」と言ひて受具せしめず又受具の爲の努(つとめ)をなさゞりき。かくてかの式叉摩那は諸比丘尼にこの事を語れり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀は式叉摩那に『友、汝若し……』……受具せしめず、又受具の爲の努をなさゞるや」と……乃至……「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は……なさゞるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、

何ぞ偷蘭難陀比丘尼は……なさゞるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も式叉摩那に「友、汝若し我に衣を與ふれば我汝を受具せしめん」と言ひて、彼の尼後に障難なきに受具せしめず又受具の爲の努をなさざれば波逸提なり」と。

二　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「式叉摩那」とは二年六法に於て學戒せるものなり。

「友、汝若し……受具せしめん」とはかくせば我汝に具足戒を受けしめんとの意なり。

「彼の尼後障難なきに」とは障難あらざるになり。

「受具せしめず」とは自ら受具せしめざるなり。

「受具の努をなさず」とは他に命ぜざるなり。「我受具せしめず、受具の爲の努をなさず」とて責務を放棄する所にて波逸提なり。

二　障難ある、求めて得ざる、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

333

波逸提　七八

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一式叉摩那偸蘭難陀比丘尼の許に到りて受具を乞へり。偸蘭難陀比丘尼はかの式叉摩那にかく言へり、「友、汝若し我に二年隨學すれば我汝を受具せしめん」と言ひて……〔波逸提七七、一〕……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も式叉摩那に「友、汝若し我に二年隨學すれば我汝を受具せしむべし」と言ひて彼の尼後隨離あらざるに受具せしめず、又受具の爲の努をなさざれば波逸提なり」と。

二　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「式叉摩那」とは二年六法に於て學戒せるものなり。

「友、汝若し我に二年隨學すれば」とは二歲隨侍すればなり。「しかせば我汝を受具せしめん」とは「しかせば我汝に具足戒を受けしめん」との意なり。彼の尼後……〔波逸提七七、二〕……最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　七九

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は男子と交はり童子と交はりて瞋恚を起し憂愁に沈めるチャンダカーリー式叉摩那を受具せしめたり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀は男子と交はり……受具せしむるや」と……乃至……「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は男子と交はり……受具せしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は男子と交はり……受具せしむるや、諸比丘、
334 これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も男子と交はり童子と交はりて瞋恚を起し憂愁に沈める式叉摩那を受具せしむれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「男子」とは二十歳に達せるものなり。「童子」とは二十歳に達せざるものなり。

「交はる」とは非隨順の身語をもつて交はるなり。

「瞋恚を起し」とは怒れるを言ふ。「憂愁に沈める」とは〔男子の〕相手に對する苦を生じ愁に沈むなり。

「式叉摩那」とは二年六法に於て學戒する者なり。

「受具せしむ」とは……〔波逸提六一、二〕……師は突吉羅なり。

二　知らずして受具せしめし者、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八〇

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時偸蘭難陀比丘尼は父母及び夫主に聽されざる式叉摩那を受具せしめたり。父母及び夫主譏嫌非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀ば我等の聽さざる式叉摩那を受具せしむるや」と。諸比丘尼父母及び夫主の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偸蘭難陀は父母及び夫主に聽されざる式叉摩那を受具せしむるや」と……乃至……「諸比丘、實に偸蘭難陀比丘尼は父母……受具せしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偸蘭難陀比丘尼は父母……

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Pācittiya 81: *Pārivāsika*

受具せしむるや諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

335 **何れの比丘尼と雖も父母或は夫主によりて聽されざる式叉摩那を受具せしむれば波逸提なり」と。**

二―一 「何れの」とは意味さるゝ比丘尼なり。

「父母」とは産める者を言ふ。

「夫主」とは所有する所の者なり。

「聽さざる」とは許を得ざるなり。

「式叉摩那」とは二年六法に於て學戒せる者なり。

「受具せしむ」とは……〔波逸提六一、二〕……〔立會へる阿闍梨は突吉羅なり。

二 知らずして受具せしむ、許を得て受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 八一

一 その時佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園に在しき。その時偷蘭難陀比丘尼は

式叉摩那を受具せしめんとて長老比丘尼を集合せしめて多くの嚼食噉食を見て、「尊師等、我尚式叉摩那を受具せしめず」とて長老諸比丘尼を去らしめ、デーワダッタ、コーカーリカ、カタモーラカティッサカ、カンダデーギャープッタ、サムッダダッタを集合せしめて式叉摩那を受具せしめたり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ友偷蘭難陀は別住者の與欲によりて式叉摩那を受具せしむるや」と…乃至…諸比丘、實に偷蘭難陀比丘尼は別住者の與欲によりて式叉摩那を受具せしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ偷蘭難陀比丘尼は……受具せしむるや、諸比丘、これ未信者を……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も別住者の與欲によりて式叉摩那を受具せしむれば波逸提なり」と。

336

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「別住者の與欲によりて」とは受具者の別住衆のためになり。

「式叉摩那」とは…〔波逸提八〇、**二**—一〕…阿闍梨は突吉羅なり。

二　未受具者の別衆の爲に受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八二

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等年々に人を受具せしめ住房足らざりき。諸人……非難せり、「何ぞ比丘尼等年々に受具せしむるや、住房[爲に]足らず」と。諸比丘尼かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等年々に受具せしむるや」と…乃至…「諸比丘、實に比丘尼等は年々に受具せしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ……受具せしむるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も年々に人を受具せしむれば波逸提なり」と。

二―一「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「年々に」とは歳毎になり。

「受具せしむ」とは……阿闍梨は突吉羅なり。

二　一年をおきて受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八三

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等一年に二人を受具せしめたり。かくて住房足らざりき。諸人同じく譏嫌非難せり、「何
337 ぞ比丘尼等一年に二人を受具せしむるや、爲に住房足らず」と。諸比丘尼かの諸人の譏嫌非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり……〔波逸提八三、一參照〕……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も一年に二人を受具せしむれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「一年」とは一歳なり。

「二人を受具せしむ」とは二人に具足戒を受けしむるなり。「二人を受具せしめん」とて衆僧或は……〔波逸提六一、二〕……阿闍梨は突吉羅なり。

二　一年をおきて受具せしむ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八四

一―一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は蓋(かさ)と屣(くつ)とを持著せり。諸人……非難せり、「何ぞ比丘尼等蓋と屣とを持著するや、宛も在家受欲者の如し」と。諸比丘尼かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は蓋と屣とを持著するや」と…乃至…「諸比丘、實に……持著するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ……持著するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も蓋と屣とを持著すれば波逸提なり」と。

世尊によりて諸比丘尼の爲に是の如くこの學處は制せられたり。

338 二　その時一比丘尼病めり。彼の尼蓋と屣なくしては安樂ならざりき。世尊に……白せり、「諸比丘、病比丘には蓋と屣とを聽す、諸比丘、比丘尼等は當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘尼と雖も無病にして蓋と屣とを持著すれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは…… 意味さるゝ比丘尼なり。

「無病にして」とは彼に蓋と屣無くして安楽なるなり。「有病」とは彼に蓋と屣なくしては安楽ならざるなり。

「蓋」とは三種の蓋あり、即ち白布蓋、藺蓋、葉蓋なり、〔これ等に〕マンダラバッダ作(つくり)及びサラーカバッダ作あり。

「持著する」とは一度にても持著すれば波逸提なり。

二 無病に無病想にて蓋と屣とを持著すれば波逸提なり、無病に疑想にて…… 無病に病想にて…… 波逸提なり。 蓋を持し屣を著せざれば突吉羅なり、屣を著し蓋を持せざれば突吉羅なり。 病に無病想なるは突吉羅、病に疑想なるは突吉羅、病に病想なるは不犯なり。

三 病者なる、僧園及び僧園の境界にて持著す、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八五

一―一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は乘物に乘りて行けり。諸人……非難せり、「何ぞ比丘尼等は乘物にて行くや、宛も在家受欲者の如し」と。諸比丘尼かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は乘物にて行くや」と…乃至…「諸比丘、實に六群比丘尼は……乘るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ六群比丘尼は……乘るや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も乘物にて行けば波逸提なり」と。

世尊によりて諸比丘尼の爲にこの學處は是の如く制せられたり。

二　その時一比丘尼病にして歩行すること能はざりき、世尊に……白せり、「諸比丘、病者には乘物を聽す、諸比丘、是の如く……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も無病にして乘物にて行けば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「無病」とは歩行すること能ふなり。「有病」とは歩行すること能はざるなり。
「乗物」とはヴヰハ車、ラタ車、サカタ車、サンダマーニカー車、轎、椅子轎なり。
「行く」とは一度にても行けば波逸提なり。

二　無病に無病想にて乗物にて行けば波逸提なり、無病に疑想にて……無病に病想にて……波逸提なり。病に無病想なるは突吉羅なり、病に疑想なるは突吉羅なり、病に病想なるは不犯なり。

三　病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八六

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘尼は一女人の檀越尼なりき。時にかの女人かの比丘尼にかく言へり、「いざ、尊姉、この跨衣を某女人に與へられよ」と。その時かの比丘尼は「若し我鉢にて持し行けば苦難あるべし」とて「これを」著て行けり。彼の尼道中にて糸切れて撒き散せり。諸人……非難せり、「何ぞ比丘尼等は跨衣を著するや、宛も在家受欲者の如し」と。

諸比丘尼かの諸人の……　非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非
340 難せり、「何ぞ比丘尼等は跨衣を著するや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼等は跨衣を著するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、　何ぞ……　著するや、諸比丘、　これ未信者をして……　誦すべし――

何れの比丘尼と雖も跨衣を著すれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……　意味さるゝ比丘尼なり。

「跨衣」とは何等かの腰につけるものなり。

「著す」とは一度にても著すれば波逸提なり。

二　病の爲、帶を著する、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　八七

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は婦女の裝身具を著せり。諸人……　非難せり、「何ぞ比丘尼等婦女の裝身具を著するや、宛も在家受欲者の如し」と。諸比丘尼かの諸人の……　非難するを聞けり。諸

比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は婦女の荘身具を著するや」と…乃至…「諸比丘、實に……著するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ……著するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も婦女の荘身具を著すれば波逸提なり」と。

二―一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「婦女の荘身具」とは頭につけるもの、頸につけるもの、手につけるもの、足につけるもの、腰につけるものなり。

「著す」とは一度にても著せば波逸提なり。

二 病の爲、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

341

波逸提 八八

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は香、脂粉を塗れり。諸人…〔波逸提八七、一參照、「香、脂粉を塗れり」とすべし〕…誦すべし――

何れの比丘尼と雖も香、脂粉を塗れば波逸提なり」と。

二—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。
「香」とは何等か香氣あるものなり。「脂粉」とは何等か色よくするものなり。
「塗れば」とは塗ることは突吉羅なり、塗り已りて波逸提なり。
二 病の爲、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提 八九

一 その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は香料、胡麻滓をもつて身に塗れり、諸人…〔波逸提八七、一參照、「香料、胡麻滓」とすべし〕…誦すべし——
何れの比丘尼と雖も香料、胡麻滓をもつて身に塗れば波逸提なり」と。
二—一 「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。
「香料」とは何等かの香氣あるものなり。「胡麻滓」とは磨り碎ける胡麻を言ふ。
「身に塗れば」とは塗るなり、塗るは突吉羅、塗り已りて波逸提なり。
二 病の爲、磨り碎かざる胡麻を塗る、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

342

波逸提　九〇

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等比丘尼をして身を揉ましめ又摩でしめたり。諸人精舍巡拜に來りて〔これを〕見て譏嫌非難せり、「何ぞ比丘尼等比丘尼をして身を揉ましめ又摩せしむるや、宛も在家受欲者の如し」と。諸比丘尼かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼等……摩せしむるや」と……乃至……「諸比丘、實に比丘尼等は……摩せしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ比丘尼等は……摩せしむるや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も比丘尼をして〔身を〕揉ましめ或は摩せしむれば波逸提なり」と。

二—一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「比丘尼をして」とは他比丘尼をしてなり。

「揉ましめ」とはもましむれば波逸提なり。

Pācittiya 91–96 波逸提九一～九六

SC: Bhikkhuni-vibhanga, Pācittiya 91–3: *Sikkhamānā-ummaddāpana*

「摩せしむれば」とはなでしむれば波逸提なり。

二　病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は」不犯なり。

波逸提　九一、九二、九三

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等式叉摩那をして身を揉ましめ叉摩せしめたり…乃至…沙彌尼をして…乃至…白衣女をして…乃至…諸人精舍巡拜をなしこれを見て譏嫌非難せり、「何ぞ比丘尼等白
343 衣女をして身を揉ましめ叉摩せしむるや、宛も在家受欲者の如し」と。諸比丘尼…〔波逸提九〇、一參照〕…誦すべし――

何れの比丘尼と雖も式叉摩那〔沙彌尼、白衣女〕をして身を揉ましめ叉摩せしむれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「式叉摩那」とは二年六法に於て學戒せるものなり。「沙彌尼」とは十學處を受持せるものなり。「白衣女」とは在家女を言ふ。

「揉ましめ」とは揉ましむれば波逸提なり。「摩せしむれば」とはなでしむれば波逸提なり。

二　病の爲、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　九四

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時比丘尼等は比丘の前に問はずして座牀に坐せり。諸比丘……非難せり、「何ぞ比丘尼等比丘の前に問はずして座牀に坐すや」と……乃至……「諸比丘、實に……坐すや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ……坐すや諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も比丘の前に問はずして座牀に着けば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「比丘の前に」とは受具者の前になり。

「問はずして」とは許を得ずしてなり。

「座牀に著けば」とはたとへ地上に坐すとも波逸提なり。

二　不問に不問想にて著坐すれば波逸提なり、不問に疑想にて……不問に問想344にて……波逸提なり。問に不問想なるは突吉羅、問に疑想なるは突吉羅、問に問想なるは不犯なり。

三　問ひて著坐す、病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　九五

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘尼許を得ずして比丘に質問せり。比丘……非難せり、「何ぞ比丘尼等許を得ずして比丘に質問するや」と…乃至…「諸比丘、實に…〔波逸提九四、一參照〕…誦すべし――

何れの比丘尼と雖も許を得ずして比丘に質問すれば波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「許を得ずして」とは問はずしてなり。

「比丘」とは受具者なり。

「質問す」とは經に於て許を得、律或は論を問へば波逸提なり、律に於て許を得、經或は論を問へば波逸提なり、論に於て許を得、經或は律を問へば波逸提なり。

二　不問に不問想にて質問すれば…〔波逸提九四、二—二〕…不犯なり。

三　許を得て問ふ、指定せずして許を得何事についても問ふ、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

波逸提　九六

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘尼僧祇支衣（サンカッチカー）
345 を著けずして乞食の爲村に入れり。かの道中に於て旋風僧伽梨衣（サンガーティ）を吹き上げたり。諸人叫べり、「美麗なり尊姉の腰は」と、かの比丘尼諸人によりて嘲笑され憂惱せり。かくてかの比丘尼は住處に歸りて諸比丘尼にこの事を語れり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ比丘尼は僧祇支衣を著けずして村に入るや」と…乃至…「諸比丘、實に……入るや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ……入るや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし——

何れの比丘尼と雖も僧祇支衣を著けずして村に入れば波逸提なり」と。

二一一 「何れの」とは……　意味さるゝ比丘尼なり。

「僧祇支衣を著けずして」とは僧祇支衣なくしてなり。「僧祇支衣」とは頸以下、臍以上、それを覆ふ爲のものなり。

「村に入る」とは有籬の村にては籬を超ゆれば波逸提なり、無籬の村にては境界を入れば波逸提なり。

二　衣を失へるもの、衣を燒かれたるもの、病者、無念者、無知者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第九蓋品

諸姉、百六十六波逸提法は說示され竟んぬ。是に於て我諸大姉に問はん「この點につきて淸淨なりや」。二度問はん、「この點につきて淸淨なりや」。三度問はん、「この點につきて淸淨なりや」。今諸大姉は淸淨なり、かるが故に默然したまふなり、我是の如くこれを了解す。

波逸提竟る[⓫]

註⓫比丘尼戒波逸提法百六十六條中七十條は比丘戒と同條なる故省略し、次に九十六條を出す。

❷底本……upasampannaṁ.ujjhāpeti……はシャム本の如く間を切らざるべきなり。

❸比丘戒波逸提九一參照。

❹比丘戒捨墮二參照。

❺原語kukkuṭasampātaは「雞の降りる」意、一軒の屋上より他の屋上に鷄が降りる意にて家屋の密集せるを言ふ。

❻比丘戒波逸提二參照。

❼比丘尼戒僧殘四參照。

❽比丘戒波逸提三五參照。

❾底本asanaṁはāsanaṁの誤植、尚以下の意味につきては比丘戒波逸提三五の註參照。

❿こゝに弟子と言ふは漢譯に「如是人」或は「婬女」とするが如く倡婦なりし弟子を云ふなり。

⓫底本にはkhuddakaṁ niṭṭhitaṁとあるもシャム本に從ひpācittiyā niṭṭhitaṁと讀めり。

諸大姉、今この八提舍尼法は誦出さる

提舍尼　一

一―一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は酥を乞ひて食せり。諸人……非難せり、「何ぞ比丘尼等は酥を乞ひて食するや、何人かよく調理されたるを好まざる、何人か甘きを喜ばざる」と。諸比丘尼かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は酥を乞ひて食するや」と…乃至…「諸比丘、實に六群比丘尼は酥を乞ひて食するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ……食するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

何れの比丘尼と雖も酥を乞ひて食すれば、この比丘尼は懺悔すべし、『友、我非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す』と。

是の如く世尊によりて諸比丘尼の爲にこの學處は制せられたり。

二　その時比丘尼等病なりき。看病の比丘尼等病比丘尼にかく言へり、「友、堪え得るや否や、過し得るや否や」。「友、前には我等酥を乞ひて食せり、この故に我等安樂なりき、然るに今は我等世尊に禁ぜられたりとて畏愼して乞はず、この故に安樂ならず」と。世尊に……白せり、「諸比丘、病比丘尼には酥を乞ふことを聽す、諸比丘、比丘尼等は當に是の如くこの學處を誦すべし――

347 **何れの比丘尼と雖も無病にして酥を乞ひて食すればこの比丘尼は懺悔すべし、『友、我非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す』」と。**

二―一　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「無病」とは酥なくしても安樂なるものなり、「有病」とは酥なくしては安樂ならざるものなり。

「酥」とは牛乳酥、或は山羊乳酥、或は水牛乳酥等その肉の浄肉たるものゝ酥なり。

無病にして自己の爲に乞ふに、乞ふは突吉羅、得て食せんとて捉れば突吉羅、食咽する毎に提舍尼なり。

二　無病に無病想にて酥を乞ひて食すれば提舍尼なり、無病に疑想にて……無病に病想にて……提舍尼なり。病に無病想なるは突吉羅、病に病想なるは不犯なり。

三　病者、病にて乞ひ無病となりて食す、病者の殘りを食す、親戚のものに受請せる時、他人の爲にす、自己の財による、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。

提舍尼　二—八

一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼はテーラ油を乞ひて食せり、(要略)蜜を乞ひて食せり、砂糖を……魚を……肉を……乳を……酪を乞ひて食せり。諸人…〔提舍尼一、二—一、三酥を酪とす〕…誦すべし——

348

何れの比丘尼と雖も無病にして油(蜜・砂糖・魚・肉・乳・酪)を乞ひて食せば、この比丘尼は懺悔すべし、『友、我非難すべく不相應にして懺悔すべき法を犯しぬ、我これを懺悔す』と。

二　「何れの」とは……意味さるゝ比丘尼なり。

「無病」とは酪なくして安樂なるものなり。「有病」とは酪無くしては安樂ならざるなり。

「油」とは胡麻油、芥子油、蜜樹油、蓖麻子油、獸油なり。「蜜」とは蜂蜜なり。「砂糖」とは甘蔗の莖より得るものなり。「魚」とは水中のものなり。「肉」とはその肉の淨肉なるものゝその肉なり。「乳」とは牛乳、或は山羊乳、或は水牛乳等その肉の淨肉たるものゝ乳なり。「酪」とはそれ等の乳の酪なり。

無病にして已れの爲に…〔提舍尼一、二、酥を酪とす〕…最初の犯行者は不犯なり。

諸大姉、八提舍尼法は說示され竟んぬ、是に於て我諸大姉に問はん、「この點につきて清淨なりや」。二度問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度問はん、「この點につきて清淨なりや」。諸大姉はこの點につきて清淨なり、かるが故に默然したまふなり。是の如く我これを了解す。

提舍尼竟る

諸大姉、今これ等の衆學法は説示さる

一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は前後より垂れ下らしめて內衣を著せり。諸人……非難せり、「何ぞ比丘尼等は前後より垂れ下らしめて內衣を著するや、宛も在家受欲者の如し」と。諸比丘尼等彼等諸人の非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は……著するや」と…乃至…「諸比丘、實に六群比丘尼は……著するや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ六群比丘尼は……著するや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

『我全圓を覆ふよう內衣を著すべし』との規律は守らるべし」。

全圓は內衣にて覆はるべし、〔卽ち〕臍圓、膝圓を覆ひてなり。不恭敬の故に前後より垂れ下らしめて著するものは突吉羅なり。

無識・無念・無知者、有病者、事故の時、癡狂者、最初の犯行者は不犯なり。…乃至…。

七五―一　その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘尼は水上に大便小便及び痰唾をなせり。諸人……非難せり、「何ぞ諸比丘尼水上に……なすや、宛も在家受欲者の如し」と。諸比丘尼かの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘尼の中少欲なる者……非難せり、「何ぞ六群比丘尼は……なす
350 や」と。かくて諸比丘尼は諸比丘にこの事を語れり。諸比丘は世尊に……白せり。その時世尊諸比丘に問ひ給へり、「諸比丘、實に六群比丘尼は……なすや」。「實なり、世尊」。佛世尊呵責したまへり、「諸比丘、何ぞ六群比丘尼は……なすや、諸比丘、これ未信者をして……誦すべし――

「我水上に大便又は小便又は痰唾をなさゞるべし」との規律は守らるべし」。

是の如く世尊によりて諸比丘尼の爲にこの學處は制せられたり。

二　その時病比丘尼水上に大便小便及び痰唾をなさんとして畏愼せり。世尊に……白せり。「諸比丘、病比丘尼には水上に……なすを聽す。諸比丘、比丘尼等は當に是の如くこの學處を誦すべし――

「我無病にて水上に大便或は小便或は痰唾をなさゞるべし」との規律は守ら

るべし」。

無病にして水上に大便或は小便或は痰唾をなすべからず、不恭敬の故に無病にして水上に大便或は小便或は痰唾をなせば突吉羅なり。

無識・無念・無知者・有病者、地上になして水中に擴がる、事故の時、癡狂者、心亂者、痛惱者、最初の犯行者は不犯なり。

諸大姉、衆學法は說示され竟んぬ、これにつき我今……これを了解す。

衆學竟る

諸大姉、今この七滅諍法は誦出さる

諍論の生起する毎にこれを靜止し滅除する爲に――

現前毘尼は與へらるべし

憶念毘尼は與へらるべし

不癡毘尼は與へらるべし
自言治はなさるべし
多人語
覓罪相
如草覆地、と。

諸大姉、七滅諍法は誦出され已んぬ、是につきて我今……これを了解す。

諸大姉、因縁は誦出されたり、八波羅夷法は誦出されたり、十七僧殘法は誦出されたり、三十捨墮法は誦出されたり、百六十六波逸提法は誦出されたり、八提舍尼法は誦出されたり、衆學法は誦出されたり、七滅諍法は誦出されたり。

佛の戒經に入り、正しく戒經に收められしものは盡く半月每に誦出せらるるなり、これにより一切の和合し歡喜し無諍なるもの修學すべきなり。

比丘尼分別竟る
兩分別竟る

Indices 索隱

索
隱

[Pagination of the pdf matches the original numbering.]

発音索隠

發 音 索 隱

II

V

漢　字　索　隱

ア

イ

ウ

エ

オ

シ，ジ

X

フ，ブ

ヘ，ベ

ホ，ボ

南傳大藏經

高楠博士功績記念會纂譯

代表者
文學博士 宇井伯壽
文學博士 長井眞琴
文學士 福島直四郎

監修

マスター・オブ・アーツ
ドクター・オブ・リテラチュア
ドクトル・フィロソフィー・
文學博士
高楠順次郎

譯者

文學士 阿部文雄
文學士 和泉得成
文學博士 宇井伯壽
文學博士 故 荻原雲來
文學士 神林隆淨
文學士 栗原廣廓
文學士 坂本幸男
文學博士 高楠順次郎
文學士 土田勝彌
文學博士 長井眞琴
文學博士 羽溪了諦
文學士 干潟龍祥
文學士 福島直四郎
文學士 增永靈鳳
文學士 宮田菱道
文學士 山田龍城
文學士 渡邊楳雄

文學士 青原慶哉
文學士 石川海淨
文學士 上田天瑞
文學博士 金倉圓照
文學博士 故 木村泰賢
文學士 佐藤密雄
文學士 末永眞海
文學士 高田修
文學士 故 寺崎修一
文學士 成田昌信
文學士 花山信勝
文學士 平松友嗣
文學士 藤田眞道
文學士 松濤誠廉
文學士 宮本正尊
文學士 山本快龍
文學士 渡邊照宏

文學士 故 赤沼智善
文學士 石黒彌致
文學士 小野島行忍
文學士 金森西俊
文學士 久野芳隆
文學士 佐藤良智
文學士 田中於菟彌
ドクター・オブ・フィロソフィー 立花俊道
文學士 中野義照
文學士 西義雄
文學士 林五邦
文學士 平等通昭
文學博士 逸見梅榮
文學士 水野弘元
文學士 山崎良順
文學士 山本智教

編輯

文學博士 小野玄妙
文學士 山本快龍
文學士 渡邊俊英
文學士 蓮澤成淳
文學士 金森西俊
文學士 岡崎密朗
文學士 和泉得成
文學士 山本智教
吉水陸子

昭和十三年四月五日印刷
昭和十三年四月八日發行

第二巻

會員番號

【非賣品】

編輯兼發行者 東京市本郷區本郷三丁目二 大藏出版株式會社 木村省吾

印刷者 東京市芝區芝浦一丁目二三 和田助一

印刷所 東京市芝區芝浦一丁目二三 單式印刷株式會社

製本所 東京市荒川區日暮里町八ノ五六五 村田文泉閣

發行所 東京市本郷區本郷三丁目二 大藏出版株式會社
電話小石川 六一四一番 六三一〇番
振替東京五一六八四番

Concordance コンコルダンス

The Japanese texts in this volume are translations based on the edition prepared by Hermann Oldenberg, *Vinaya piṭakaṃ: one of the principal Buddhist holy scriptures in the Pâli language;* London 1879–83 (PTS) in 5 Vol.:

1. *Mahâvagga*
2. *Cullavagga*
3. *Suttavibhañga, first part (Pârâjika, Saṃghâdisesa, Aniyata, Nissaggiya)*
4. *Suttavibhañga, second part (end of the Mahâvibhañga, Bhikkhunîvibhañga)*
5. *Parivâra*

The present volume contains from the *Suttavibhañga*:

About

The original 65 volumes in 70 parts of the **Nanden Daizōkyō** (南傳大藏經) were published 1936–41 by the Takakusu Hakushi Kōseki Kinenkai (高楠博士功績記念會纂譯), under the editorship of Takakusu Junjirō (高楠順次郎; 1866–1945[1]), who also used the resources of the Taishō Shinshū Daizōkyō Kankōkai (大正新脩大藏經刊行會). It contains the complete Pāli canon as well as additional texts like the Milindapañhā, Visuddhimagga and Edicts of Ashoka. A reprint was published by *Taishō Shinshū Daizōkyō Kankōkai* (大正新脩大藏經刊行會) in Tokyo from 1970 onwards. The three-volume index was edited by Mizuno Kōgen.[2]

suttacentral.net

Scans zenwort.de
mail@zenwort.de

The translation of the Pāli-Canon, *Nanden Daizōkyō* is no longer in Japanese copyright, as determined by the *National Diet Library,* Tokyo. Their reasoning is given below:

2014 年 1 月 7 日インターネット提供に対する出版社の申出への対応について。2013 年 7 月 12 日付ニュースでお知らせした一般社団法人日本出版者協議会及び大蔵出版株式会社から『大正新脩大蔵経』（全 88 巻）ほかのインターネット提供の中止を求める旨の申出を受けた件に関し、その後の対応について報告します。[3]

当館では、申出を受けて、当該資料のインターネット提供を一時停止し、当面館内利用に限定するとともに、2013 年 7 月に館内検討組織を設置し本事案の検討を行い、5 名の有識者のヒアリング等も踏まえて、下記の結論を取りまとめました。

[1] Biogr.: 鷹谷俊之 (1891–1970); 高楠順次郎先生伝; Tokyo 1957 (武蔵野女子学院).

[2] 水野弘元; *Nanden daizōkyō sōsakuin* [南傳大藏經総索引]; "Comprehensive Index to the Pali Canon," Tokyo 1959-60 (Nihon Gakujutsu Shinkōkai). Scans available on archive.org. Permalinks: Vol. 1-1 (第 1 部上巻): ark:/13960/t0rr2qp0m, Vol. 1-2 (第 1 部下巻): ark:/13960/t0zp4x15x, Vol. 2 (第 2 部): ark:/13960/t9s18vg4b.

[3] 2013 年 7 月 12 日近代デジタルライブラリー提供資料の一時公開停止について
国立国会図書館が、近代デジタルライブラリー等で提供する『大正新脩大蔵経』（全 88 巻）及び『南伝大蔵経』（全 70 巻のうち 21 巻）について、一般社団法人日本出版者協議会及び刊行元の大蔵出版株式会社から、「当該資料は、現在も商業刊行中であり、公開中止を求める」旨の申出を受けました。
当館としましては、当該資料はすでに著作権の保護期間が満了しており、遠隔地でも広く利活用可能とするため、インターネット公開が望ましいとの基本的立場に変わりはございません。しかしながら、直接の利害を有する商業出版者の申出であることに鑑み、当面 3 か月程度を目途にしかるべき検討を行うこととし、その結論が出るまでの間、当該資料のインターネット提供を一時停止し、館内利用に限定することといたしました。
利用者の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、円満な解決に向けて、引き続き努力を重ねてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。(Archived at: https://web.archive.org/web/20140111204528/http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/1201734_1828.html)

1. 『大正新脩大蔵経』（1923 年〜1934 年、大正一切経刊行会、全 88 巻）については、インターネット提供を再開する。
2. 『南伝大蔵経』（1935 年〜1941 年、大蔵出版、全 70 巻）については、当分の間、インターネット提供は行わず、館内限定の提供を行う。

検討の詳細につきましては、報告書（「インターネット提供に対する出版社の申出への対応について」[4]）を参照ください。

現在、日本出版者協議会及び大蔵出版株式会社と『大正新脩大蔵経』のインターネット提供の再開について協議を行っているところであり、再開の時期については未定です。解決に向けて、引き続き努力を重ねてまいりたいと存じます。

The *National Diet Library* limits its scan to in-house use. [5]

All original material created by *SuttaCentral* is dedicated to the Public Domain by means of Creative Commons Zero.[6] This file was created on February 17, 2020 by Henry Lohner, Munich on behalf of `suttacentral.net`:

> "*SuttaCentral* is a website run by a small team, originally based in Australia. We have no institutional affiliation, but are just a group of friends interested in the Suttas. The founders are Rod Bucknell, John Kelly, and Bhante Sujato. As of 2017 the main developers are Bhante Sujato, Ayya Vimala, and Blake Walsh. Financial support for the site comes from the *SuttaCentral Development Trust,* a non-profit charity incorporated in Australia.
>
> *SuttaCentral* aims at facilitating the study of Buddhist texts from comparative and historical perspectives. It focuses on the texts that represent"Early Buddhism," texts preserved not only in the Pali Sutta and Vinaya Piṭakas but also in Chinese and Tibetan translations and in fragmentary remains in Sanskrit and other languages.
>
> If you make use of any of our material, even though you are under no legal obligations, we respectfully request that you:
>
> Provide a notice of attribution.
> Maintain the spirit of the Buddhist tradition.
>
> Please let us know if you would like any assistance in making use of our materials."

☸ ☸ ☸

[4] Archived: `https://web.archive.org/web/20140114004605/http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/report140107.pdf` （pdf: 435 kB）

[5] Call number: 183.039-M723n (DOI: `10.11501/2997519`).

[6] `http://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/`

Journey to the West (西遊記): “The Seiryu-zan Goblin (青竜山妖怪) steals the Tripitaka from the ‘monkey.’” (Woodcut by Katsushika Taito 葛飾戴斗 1818–54).

